2026年度　大阪府交渉　資料集

2026年

〇11月17日(火)　10:00～16:50

エルおおさか南館10階　南1023

〇11月25日(水)9:50～16:45

マイドームおおさか8階　第1・2会議室

11月17日　Zoomアクセス情報
ミーティングID:854　6723　4475　　パスコード:1117
(QRコード)

11月25日　Zoomアクセス情報
ミーティングID:856　2226　9640　　パスコード:1125
(QRコード)

目次

2026 年度に提出した要求事項（要旨）の一覧　…　3
2026 年度交渉の時間割　…　9

２０２６年度要求　発言・資料など
＜教育＞
１．府立支援学校の「過大･過密」「教室不足」の解消関連項目　…　10
⑥通学区域割り変更・㉖実態に見合った教職員加配　…　34
⑩北河内地域の支援学校　…　35　㉔校内での就労系福祉事業所への場所貸し　…　47
３．障害のある子どもが等しく学校に通う手立て
②市町村にむけた支援制度の創設　…　47
５．医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実すること
①医療的ケアが必要とされる学校への看護師配置　…　48
６．既存の学校・寄宿舎を存続・充実　…　50
14. 高等部への専攻科設置　…　52
⑤支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査実施と離職の実態・理由の把握と公表
⑥障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態把握
15. 多様な学習機会の保障
①「学びの場」ホームページの存在の広報　…　53
②障害生徒と保護者への「学びの場」の情報提供　…　53
16. 2022 年「4・27 通知」以降の特別支援学級の削減を改めること
③強引な学びの場の変更の是正　…　56
18. 障害の重度化･多様化をふまえ、障害種別の学級を設置し実態に応じて教員を加配すること　…　57
19. 通級指導教室の整備・拡充　…　57
23. 通常校に在籍する、聴覚障害児童・生徒に対する実態把握と支援策を講ずること　…　62
①手話言語を選択している児童生徒の在学状況を定期的に把握し、その結果を公表すること
②聴覚支援学校以外の支援学校を卒業のろう重複障害者についての実態把握と手話言語へのアクセス支援

＜放課後保障＞
25. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの促進
⑤災害時の対応を学校と事業所間で共有する話し合いの場の設定等　…　64

＜障害者総合支援法＞
32. 福祉制度を活用した「学びの場」に対応した制度の拡充
①利用期間 2 年の有期限を 4 年間延長できるよう国に働きかけ　…　64
②障害福祉サービスを活用した学びの場に通う学生が通学定期を購入できるための支援　…　65
③職員配置基準と報酬の拡充　…　66
35. 放課後等デイサービスについて国や府に要望
⑥府として情報発信と研修の実施　…　66
⑦障害の重い子どもを受け止めることのできる事業所の拡充　…　67
36. 入所施設の必要数整備と待機者の解消
①深刻さを加える家族介護の解消のための入所施設整備　…　67
④入所施設で暮らす障害者の通院・入院時の支援のための職員配置基準の改善　…　68
⑦生活介護支給決定量の実態に応じた支給決定
（ア）実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう働きかけ　…　69
⑧入所施設からの地域移行を進める際は本人の意思を尊重　…　70
37. グループホーム制度の拡充
③日中支援加算の拡充　…　71
④「生活の場」にふさわしい支援が行き届くよう報酬の抜本改善を国に働きかけ　…　72
⑨グループホームで暮らす障害者の入院への支援　…　72
38. 緊急時に 24 時間対応できる施設の整備、地域生活支援拠点の機能拡充　…　73
39. 短期入所事業の整備・拡充　…　74
① 児童が利用できる短期入所施設の増設
③医療的ケアが必要な人への短期入所事業の拡充
42. 補装具・日常生活用具の拡充
①聴覚障害者用屋内信号装置を必要とする全ての聴覚障害者に交付　…　76
④重度視覚障害者が難聴を併発した場合の補聴器購入費用の助成　…　77

⑤視覚障害者用ポータブルレコーダー交付の障害等級制限の撤廃　…　78
⑦盲ろう・重度視覚障害者への点字ディスプレイの給付　…　78
44. 地域活動支援センターの制度の拡充
①府として制度活用の周知徹底と積極的な活用促進　…　78
45. 手話通訳者の配置・手話の普及　…　80
① 府内のすべての事業者に手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけ
② 府内のすべての公共施設に手話通訳者を設置
47. 相談支援事業の拡充
⑤特定相談支援事業所へのろう者の相談支援専門員配置　…　84

＜手帳制度・優生思想の根絶・その他福祉制度＞
49. 旧優生保護法による優性手術・人工妊娠中絶などをうけた全ての被害者の権利救済　…　84
①大阪府の責任を明らかにし大阪府知事が被害者に謝罪をすること
②積極的な被害者の掘り起こし調査の実施と結果公表
③一時金支給法の現在の進捗状況と独自の被害者支援施策の実施
50. 点字図書給付事業　…　85
51. 大阪府発出封筒への内容物の表題、担当部署名、連絡先の点字表記、拡大文字　…　85

＜その他福祉制度、文化・スポーツ活動への支援＞
59. 盲導犬の費用補助制度　…　87
60. 障害者の社会参加と余暇活動の拡充　…　88
61. デフスポーツの普及発展を図ってください
①デフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください　…　88

＜まちづくり＞
63. 公共交通機関の整備
①年 1 回一斉に完全無人化・時間帯無人化・改札無人化駅の情報の情報収集と公表　…92
②改札無人化に伴う、オペレーターと会話する装置やタッチパネル券売機に対応できない人の手立て　…　92
③無人駅環境の整備　…　99　④交通運賃割引の対象者拡大　…　99
⑥駅員の無人化による車椅子利用者の移動の支障　…　100

＜防災＞
65. ろう者に対する以下の防災支援施策の拡充　…　102
①情報支援者の確保
②広域避難時におけるろう者に対応した 1.5 次避難所の開設
③府が作成した防災講義動画に関する手話言語による情報保障
④市町村に対する福祉避難所に関する情報公開の働きかけ
⑤アイドラゴン 4 の設置を大阪府避難所運営マニュアル作成指針に明記し、市町村に対する働きかけ
66. 大阪府と大阪公立大学が実施する「防災士養成講座」のろう者枠の設置　…　109
67. 災害時に当事者団体との協定を締結、名簿を提供し戸別訪問が実現するよう基礎自治体に働きかけ…　109
68. 各自治体が全戸配布している防災マップや計画などについて視覚障害に配慮し周知をすること　…　109

＜医療＞
69. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度の拡充
③中軽度の障害者を制度の対象にすること　…　111
70. 障害児者のインフルエンザ・コロナウイルス感染症等の予防接種ワクチン費用補助　…　111
71. 障害児者の入院時の個室利用への補助
①実質的に多床室での対応が困難な場合は、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱うこと　…　111
72. 障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院の整備　…　112
73. ろう者が医療機関を利用する際の手話コミュニケーション保障　…　113
①地方独立行政法人大阪府立病院機構の 5 病院への対応
②府内の各医療機関に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけ
③手話を必要とする障害者の入・通院に際して市町村の登録手話通訳者の活用

＜参政権＞
89. 投票所への移動が困難な視覚障害者への点字在宅郵便投票　…　114
90. 公職選挙法における視覚障害者への配慮
①点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望　…　114

2026 年度要求事項（要旨）一覧

＜教育＞

１．府立支援学校の現在の「過大･過密」「教室不足」の解消、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員
①府内各地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校の整備計画の策定
②校舎面積基準、学級編成基準の不適合の解消、教室不足の解消
③「特別支援学校設置基準」および「特別支援学校施設整備指針」に基づく教室の整備
④各学校の施設に見合った在籍者数となるよう学校の増設。在籍者数が 300 人超校の解消
⑤文部科学省の教室不足調査での今後整備する必要がある教室 358 室の早急な解消
⑥通学区域割りの安易な変更等ではなく、計画的な教育条件整備による児童生徒像への対応
⑦学校施設の老朽化対策等の教育条件整備
⑧老朽化がすすむ学校の専門家による総点検をおこない、危険箇所が放置されないよう必要な対策
⑨泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもの小・中・高等部のある府立支援学校建設
⑩北河内地域の支援学校の教育環境を改善
（ア）北河内地域の支援学校の教室、環境整備
（イ）北河内地域の通学区域を市単位で一貫して通えるように条件整備
（ウ）生徒・保護者・教職員・関係者への丁寧な情報提供
（エ）本校化する交野支援学校四條畷校の教育環境の整備
（オ）枚方・交野地域と門真地域に小・中・高等部のある知的支援学校の新設、「過大・過密」への対策
（カ）「過大・過密」の学校の実態に見合った教員配置
⑪交野支援学校四條畷校の仮校舎への一時移転・通学区域割の変更等について東大阪市在住者への配慮
（ア）中学校卒業時の、四條畷校高等部・東大阪支援学校高等部・八尾支援学校高等部を選択できる特例措置
（イ）校舎移転に伴いデイサービス等の福祉サービスが継続利用できるための調整
（ウ）新四條畷校開校時に四條畷校在籍生徒全員が新しい四條畷校に通学できるようにすること
（エ）開校に向けた保護者・教職員・関係者への丁寧な情報提供
（オ）東大阪市に小・中・高等部のある知的障がい支援学校の新設
⑫八尾支援学校の教室不足の解消
⑬豊能地域・大阪市北東部の新校整備時において、現場や保護者、地域住民の意見を取り入れること
⑭文部科学省への実効性ある「特別支援学校設置基準」整備の要請
⑮「特別支援学校設置基準」の既存校への適用
⑯2027 年度までの国の特別支援学校整備等集中取組期間の延長
⑰同一敷地内に 2 つの支援学校が設置されている場合における入学試験日を休校としないこと
⑱各支援学校に、十分な児童生徒用の更衣室を整備
⑲子どもの実態に合わせたトイレの改善・整備
⑳冷暖房の適切な使用に資するための十分な額の光熱水費予算の配当
㉑教育活動に支障が生じないよう、教職員の旅費予算の必要十分額の確保
㉒大阪わかば高校敷地内への生野支援学校の新築移転 450 人を想定した「超大規模校」としないこと
㉓今後の知的障害支援学校の増設における小学部棟の新設
㉔新校整備に際して校舎内での就労系障がい福祉サービス事業所への貸し出し事業の中止・計画撤回
㉕「高校と支援学校の併設」を府立支援学校の在籍者数増の対策としないこと
㉖各学校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配

２．安全･安心で適正な、通学時間･通学距離を保障すること
①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行を行うこと
②適正規模の府立支援学校整備で自宅から 40 分以内で通学できるようにすること
③医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるようにすること
④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるようにすること
⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは 2 名配置にすること

３．親の健康状況や家庭の状況に関わらず、障害のある子どもが等しく学校に通えるよう手立てを講じること
①府立支援学校への通学支援施策について内容を把握するための調査を毎年実施し、内容を公表
②大阪府教育委員会と市町村教育委員会が協力して制度を整えられるよう市町村にむけた支援制度の創設
③保護者の体調不良等で送り出しができない場合等に対応できる制度の拡充を市区町村に働きかけ

４．より豊かで安全な学校給食を、子どもたちに保障すること
①府立支援学校における給食調理業務の民間委託化の中止
②直営自校方式の学校給食の充実
③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備すること

５．医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実すること
①看護師が必要な支援学校への配置
②府立支援学校の看護師を正規の学校職員として配置すること

③「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえて、看護師定数を別枠配置
④泊を伴う行事への看護師の付き添い予算の増額
⑤医療的ケア通学支援事業への看護師の確保

６．既存の学校・寄宿舎を存続・充実

７．府立支援学校の通学区域変更による福祉サービス利用が制約されている実態の改善措置

８．府立支援学校において、情緒障害をあわせもつ知的障害のある児童生徒のための重複障害学級の増設

９．標準法にもとづき措置された定数の配分を学級数など客観的基準にもとづきおこなうこと
①府立支援学校の一般学級の「くくり」を改めること
②幼稚部・高等部の重複障害学級と訪問学級における学級編制基準の「3 人」で除算する方法を改めること
③児童生徒数の増加により教員配置の比率が厳しくなる「標準法」の比率を改善するよう国に要請すること

10. 府立支援学校の寄宿舎教育の継続、発展
①寄宿舎指導員の配置
②通学困難や家庭状況などを考慮し、必要な児童生徒の入舎を認めること
③老朽化した施設設備の改善

11. 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境を拡充すること
①障害児教育の特殊性・専門性を踏まえて同一校勤務の年限を理由とした人事異動を行わないこと
②聾学校での手話が言語としてあたりまえに機能する環境の整備
③聾学校のスポーツ（クラブ）活動でのデフリンピアンと接する機会の保障

12. 聴覚支援学校での早期教育相談を充実させるための人員措置

13. 後期中等教育の拡充
①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態
②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障
ア）府立高等学校に在籍するすべての障害生徒の実態把握と教育環境改善
イ）すべての府立高校にエレベーターを設置
ウ）府立高等学校に在籍する障害生徒支援のための、支援員や専門家の巡回相談
エ）府立高等学校で実施されている通級指導の状況を明らかにすること
オ）高校への「知的障害のある生徒の受け入れ」に際しての専門性を持った教職員の配置・教育条件整備
③一般就労に偏重した高等部教育の是正と青年期にふさわしい教育の充実
④進路選択に際しての本人の意思決定を最大限尊重
⑤高等支援学校選抜試験における、他の府立高校同様に追試験制度の実施

14. 高等部への専攻科設置
①府立支援学校を新設時の専攻科設置
②早期からの現場実習や一般就労に偏重ではなく青年期にふさわしい教育の充実
③青年期にふさわしい教育の充実のために、支援学校の過大過密・教室不足の問題解消
④高等支援学校での進路指導における本人の学びを通した意思決定の最大限の尊重
⑤支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査実施と離職の実態・理由の把握と公表
⑥障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態把握

15. 多様な学習機会の保障
①「学びの場」ホームページの存在の広報
②府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害生徒と保護者への「学びの場」の情報提供

16. 2022 年「4・27 通知」以降の特別支援学級の削減を改めること
①「通知」で示された授業時数は目安であることを周知すること
②子どもや保護者の願いに応じた就学・入級の判断を行うこと
③強引な学びの場の変更等による不利益が生じないようにすること
④通常学級に籍を変更した場合でも、支援学級での指導が必要な場合はすみやかな支援学級への移籍

17. 府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営すること

18. 障害の重度化･多様化をふまえ、障害種別の学級を設置し実態に応じて教員を加配すること
①文科省の「4・27 通知」以降の特別支援学級設置の抑制を改め、必要な特別支援学級数を設置
②支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望し、1 学級の定数を引き下げること
③在籍者が一人でも障害種別で支援学級を設置することを府の基準にすること
④在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、学校に教員を加配すること
⑤同一種別で在籍予定者が 9 名の場合は、2 学級設置することを府の基準とすること
⑥年度途中の児童･生徒の増加にあたっては、新設・学級増をおこない、必要に応じた教員配置をおこなうこと
⑦新年度の学級設置において、前年度と比べて教職員配置の大幅減少が起こらないようにすること

19. 通級指導教室の整備・拡充
①全小中学校への設置
②通級指導を受ける子どもが少数の場合でも通級指導教室を設置
③通級指導教室を利用する子どもの数に応じた複数設置の実施
④教室の確保や必要な教材・教具の手配等の環境整備

⑤通級による指導担当教員の配置定数の改善を行うよう文科省に要望し、府独自でも改善を図ること

20. 障害児教育･特別支援教育の専門性や継続性を尊重すること
 ①支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級のどこで学んでも必要な教育課程・教育条件を保障すること
 ②全ての教職員が発達障害についての理解を深め、子どもたちの必要な教育を保障すること
 ③教員採用選考に支援学級採用枠を設けること
 ア）希望する場合は支援学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけること
 イ）支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導すること
 ウ）支援学級担任の講師率を把握し、正規の職員が担任することが望ましいことを各学校長に徹底すること
 エ）病気休暇や産・育休、年度途中の退職などによる支援学級担当教員の欠員不補充をなくすこと
 ④「学びの場」を固定なものとせず、発達の程度、適応の状況等を勘案し柔軟に転学できることを周知すること
 ⑤支援学級在籍者を含めて 35・40 人の定数を超える学級をなくすこと
 ⑥医療的な見守りを必要とする子どもの在籍校への看護師の配置
21. 全ての学校園において大規模災害や新型感染症等の緊急時に対応できる学校体制の整備と条件整備
 ①日頃から緊急時を想定して人的配置や物的措置
 ②学校、保健所、医療体制、障害福祉施策の抜本的な拡充
22. 支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20 人以下学級の実現など十分な条件整備
 ①小中の通常学級定員を 20 人以下とし通常学級に学ぶ障害児への教育条件を整備
 ②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかること
 ③特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること
 ④不登校や特別な支援の必要な児童・生徒の居場所となる教室を整備すること
 ⑤チャレンジテスト等で障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めること
23. 通常校に在籍する、聴覚障害児童・生徒の実態把握と支援策を講ずること
 ①手話言語を選択している児童生徒の在学状況を定期的に把握し、その結果を公表すること
 ②聴覚支援学校以外の支援学校を卒業のろう重複障害者についての実態把握と手話言語へのアクセス支援
24. 既存の学校・寄宿舎を存続・充実

＜放課後保障＞

25. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの促進
 ①子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校に働きかけ
 ②不登校障害児へのきめ細やかな支援のための放課後等デイサービスと学校･家庭との連携窓口の設置
 ③送迎の円滑対応のための下校時間･行事についての情報交換。災害時の情報のメール配信
 ④先生との懇談や学校とのスムーズな連携
 ⑤災害時の対応を学校と事業所間で共有する話し合いの場を設けること

＜障害者総合支援法＞

26. 障害福祉サービスへの実地指導の状況の公表
27. 障害福祉サービス事業所・施設等の物価高騰への支援策
28. 事業報酬の引き上げを国にねばりづよく働きかけるとともに、大阪府として独自の支援を行ってください。
 ①処遇改善加算の基本報酬組み入れ
 ②報酬改定で必要な事項は直ちに実施するよう国に働きかけ
 ③地域におけるグループホーム等の新規開設が停滞しないよう激変緩和措置の実施、初期費用への補助
 ④障害福祉現場の慢性的な働き手不足の解消
 ⑤次期報酬改定で就労継続支援Ｂ型への「時間刻み報酬」を導入しないよう国に働きかけ
 ⑥福祉・介護従業者の確保に向けた対策の強化
29. ユニットリーダー研修への手話通訳者の配置
30. 盲ろう者や聴覚障害者の福祉事業所利用に関する交通費補助
 ①送迎加算の拡充
 ②大阪市の交通費補助と同様の制度を大阪府でも創設すること
31. 新高額の市町村での実施状況の把握と助言
32. 福祉制度を活用した「学びの場」に対応した制度の拡充
 ①利用期間 2 年の有期限を 4 年間延長できるよう国に働きかけ
 ②障害福祉サービスを活用した学びの場に通う学生が通学定期を購入できるための支援
 ③職員配置基準と報酬の拡充
 ④「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けること
33. 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな利用料一割負担の廃止
34. 高次脳機能障害者支援法において、大阪府としての支援体制の整備
35. 放課後等デイサービスについて国に下記の要望
 ①基本報酬の増額
 ②欠席時対応加算の拡充

③個別サポート加算Ⅰの適切な判定
④個別サポート加算Ⅱを取得しやすい仕組みづくり
⑤「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置」の効果検証
⑥12 月こども性暴力防止法が施行に伴う必要な情報発信と研修の実施
⑦大阪府として障害の重い子どもを受け止めることのできる事業所の拡充

36. 入所施設の必要数整備と待機者の解消
①深刻さを加える家族介護の解消のための入所施設整備
②医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備
③基本報酬の引き上げ
④入所施設で暮らす障害者の通院・入院時の支援のための職員配置基準の改善
⑤重度化・高齢化に対応した設備改善への補助の実施
⑥児童施設の超過齢者も含めた大阪府内の施設入所待機者の状況を明らかにするため実態調査の実施
⑦施設入所支援の生活介護支給決定量の実態に応じた支給決定
（ア）知的障害当事者の実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう市町村と国に働きかけ
（イ）ろう重複障害者の実態に合わせて生活介護並みの職員配置ができる報酬に引き上げ
⑧入所施設からの地域移行に際しての本人の意思尊重、公的支援による地域生活の実現

37. グループホーム制度の拡充
①グループホームの基本報酬の拡充と月額報酬への移行
②中核的人材職員研修の大阪府での開催
③日中支援加算の実態に応じた拡充
④「生活の場」にふさわしい支援が行き届くよう報酬を抜本的に改善するよう国に働きかけ
⑤利用者の葬儀や遺留品の整理などの支援が報酬の対象となるように国に働きかけ
⑥夜間対応のための複数職員配置
⑦日中サービス支援型グループホーム、介護サービス包括型の報酬引き上げを国に働きかけ
⑧グループホームで暮らす障害者の通院への支援
⑨グループホームで暮らす障害者の入院への支援
⑩グループホーム内での個別のヘルパー利用
⑪大阪府としてのグループホーム職員確保のための対策
⑫グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助
⑬大阪府独自の家賃補助制度の創設
⑭重度化対応のための施設整備・修繕補助(最大 180 万円)の拡充
⑮通過型グループホームではなく現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の拡充
⑯市町村への地域連携推進会議への地域団体・関係者の参加にむけた協力要請の働きかけ

38. 緊急時の 24 時間対応できる施設の整備、地域生活支援拠点の機能拡充

39. 短期入所事業の整備・拡充
① 児童が利用できる短期入所施設の増設
②重度知的障害や強度行動障害のある人が利用できる短期入所施設の整備
③医療的ケアが必要な人への短期入所事業の拡充

40. 大阪府立施設の機能の拡充
①大阪府の施設現場に必要な職種を正規職員で確保
②大阪府職員の障がい福祉の専門性・継続性を高めるため頻繁な異動は行わないこと

41. ホームヘルパーの必要数確保・配置
①ホームヘルパーが慢性的に足りないため大阪府として実態把握を
②居宅内に限らず障害者自らが様々な社会的役割を果たすための利用を認めること
③障害者が入院した際、生活上の支援や介護について福祉制度のヘルパーを利用できようにすること
④居宅介護利用者が緊急時に支給変更なしで必要なサービスが利用できるよう柔軟に対応

42. 補装具・日常生活用具の拡充
①聴覚障害者用屋内信号装置を必要とする全ての聴覚障害者に交付
②生活の必要に応じた支給
③補装具センターの設置
④重度視覚障害者が難聴を併発した場合の補聴器購入費用の助成
⑤視覚障害者用ポータブルレコーダー交付の障害等級制限の撤廃
⑥養護老人ホームに入所する視覚障害者への、「情報・意思疎通支援用具」の給付
⑦盲ろう・重度視覚障害者への点字ディスプレイの給付

43. 移動支援を必要に応じて柔軟に利用できるように市町村と調整
①施設・事業所等への通所に際して、すべての自治体で移動支援事業が利用できるようにすること
②移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に働きかけ、以下の措置をすること
（ア）隣接する市町村の報酬格差で生じるヘルパー不足や利用の偏りをなくすこと
（イ）全国どこでも同じ条件で利用できるようにすること

（ウ）宿泊を伴う外出にも利用できる等、利用範囲の拡大
（エ）居住自治体以外で入院中の外泊や外出での利用ができるようにすること

44. 地域活動支援センターの制度を拡充
①自治体間で差が生じないよう府として制度活用の周知徹底と積極的な活用促進を図ること
②地域活動支援センターの設置状況と独自上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助等を行うこと

45. 手話通訳者の配置・手話の普及
① 府内のすべての事業者に手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけ
② 府内のすべての公共施設に手話通訳者を設置

46. 入院時コミュニケーション支援事業の改善・拡充
①対象者や支援者の拡大
②入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度の創設

47. 相談支援事業の拡充
①過重労働の解決
②基本報酬の増額
③本人のアセスメントに基づくサービス提供システムの確立
④基幹相談支援事業、委託相談事業を第二種社会福祉事業に戻すこと
⑤特定相談支援事業所へのろう者の相談支援専門員配置
⑥重複聴覚障害者等の計画相談を行っている「なんなん」への視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の創設

＜手帳制度・優生思想の根絶・その他福祉制度＞

48. 大阪府内市町村における障害者手帳のカード化に向けた検討状況を明らかにすること。

49. 旧優生保護法による優性手術・人工妊娠中絶などをうけた全ての被害者の権利救済
①強制不妊手術の事務作業を担った大阪府の責任を明らかにし大阪府知事が被害者に謝罪をすること
②積極的な被害者の掘り起こし調査の実施と結果公表
③一時金支給法の現在の進捗状況と独自の被害者支援施策の実施

50. 点字図書給付事業の拡大図書、録音図書等への対象を拡大、「点字毎日」（音声版）への適用

51. 大阪府発出封筒への内容物の表題、担当部署名、連絡先の点字表記、拡大文字で記入

52. 障害者差別解消広域相談員制度や各市町村窓口の問題解決機能を強化するための検討協議

53. 障害者差別解消広域相談員制度や各市町村窓口の相談をオンラインでも行えるようにすること

54. 障害者優先調達推進法における 2025 年度大阪府の実績と今年度の計画

＜介護保険＞

55. 低所得者への介護保険料免除

56. 介護保険の「応益負担原則」を「応能負担」に切り替え

57. 介護保険優先原則の廃止
①要介護認定等の申請を行わない障害者への障害福祉サービスの打ち切りは行わないこと
②介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導すること
③介護保険「移行ありき」との勧奨をすることのないように市町村に働きかけ

58. 視覚障害者などで介護認定が低く判定された場合は大阪府単独でサービス上乗せの助成措置を行うこと

＜その他福祉制度、文化・スポーツ活動への支援＞

59. 盲導犬の費用補助制度

60. 障害者の社会参加と余暇活動の拡充

61. デフスポーツの普及発展を図ってください
①デフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください
②東京 2025 デフリンピックのレガシーの継承

62. 大阪マラソンに参加する、きこえないランナーやきこえないボランティアに対する合理的配慮措置
①ヘルプデスクに手話ができる人を常在
②手話ができるボランティアにワッペンシールをつけること
③スタートエリアでのアナウンスに手話通訳や電子電光板をつけること
④きこえないボランティアが参加する前のミーティングに手話通訳をつけること
⑤救護所に手話通訳を常在

＜まちづくり＞

63. 公共交通機関の整備
①年 1 回一斉に完全無人化・時間帯無人化・改札無人化駅の情報の公表
②改札無人化に伴う、オペレーターと会話する装置やタッチパネル券売機に対応できない人の手立て
③無人駅環境の整備
④交通運賃割引の対象者の拡大

⑤駅員の削減を進めている鉄道会社に対し合理的配慮が損なわれることのないよう働きかけ
⑥駅無人化による車椅子利用者の移動の支障
⑦駅のバリアフリーのルートの誘導体制確保
⑧駅員の無人時間帯による不自由の解消
⑨整備重点地域を協議する体制を創設した計画的にバリアフリー化の推進（地下鉄京橋～JR・京阪京橋駅）
⑩可動柵に改札口などにつながる連絡ボタンの設置

64. 南河内府民センターのトイレ改修などのバリアフリー化、障がい者自立相談支援センターの空調設備整備

＜防災＞

65. ろう者に対する以下の防災支援施策の拡充
①情報支援者の確保
②広域避難時におけるろう者に対応した１.5 次避難所の開設
③府が作成した防災講義動画に関する手話言語による情報保障
④市町村に対する福祉避難所に関する情報公開の働きかけ
⑤アイドラゴン４の設置を大阪府避難所運営マニュアル作成指針に明記し、市町村に対する働きかけ
66. 大阪府と大阪公立大学が実施する「防災士養成講座」のろう者枠の設置
67. 緊急災害時に当事者団体との協定を締結、名簿を提供し戸別訪問が実現するよう基礎自治体に働きかけ
68. 各自治体に視覚障害に配慮した防災マップや計画の配布について周知をすること

＜医療＞

69. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度の拡充
①医療機関の負担上限額の復活
②院外調剤の自己負担の撤廃
③中軽度の障害者を制度の対象にすること
④医療費助成の制度利用の実態について調査をすること
70. 障害児者のインフルエンザ・コロナウイルス感染症等の予防接種ワクチン費用補助
71. 障害児者の入院時の個室利用への補助
①実質的に多床室での対応が困難な場合は、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱うこと
②上記措置が講じられるまでの間、大阪府として特別室利用料の負担軽減制度を講じること
③患者に差額ベッド料を求めてはならないケースに該当することの医療機関への周知
72. 障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院の整備
73. ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際の手話コミュニケーション保障
①地方独立行政法人大阪府立病院機構の 5 病院への対応
②府内の各医療機関に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけ
③手話を必要とする障害者の入・通院に際して市町村の登録手話通訳者の活用
74. 大阪府立病院機構への大阪府として必要な経営支援を行うこと
75. 医師が必要と認めた薬の保険外しは止めるよう国に強く働きかけ
76. 入院時食事療養費を治療の一環として位置づけ、無料とするよう国に働きかけ
77. 障害者地域医療ネットワーク事業の充実
78. 脳性麻痺の二次障害の頚椎症性頚髄症等の手術治療ができる医師・専門医療機関の確保
79. 健康保険証の存続

＜労働＞

80. 障害者雇用率の達成状況をふまえ、今後の障害者雇用に関する大阪府の計画
81. 重度障害者等就労支援特別事業の「2022 年度以降」の進捗状況
82. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを
83.「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」の充実

＜参政権＞

84. 投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのための、リフト付きマイクロバスやタクシーの活用
85. 個々の家や施設を回る巡回投票ができるようにすること
86. 投票所のバリアフリー化はもちろんのこと、座って投票できるように安定した椅子を置くこと
87. 投票用紙は、鉛筆だけでなく、ボールペンでも記入できるようにし大きめの投票用紙を作ってください
88. 投票箱は、出来るだけ自分で投票がしたいので、投票口の大きなものも作ること
89. 投票所への移動が困難な視覚障害者への点字在宅郵便投票
90. 公職選挙法における視覚障害者への配慮
①点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望
②点字による直接請求署名を行う場合、晴眼者による介助がなくても、単独で署名できるよう様式を整備

交渉の時間割・会場

11月17日（火）10：00～16：50
【エルおおさか南館10階　南1023】

AM 10：00～12：00

＜教育＞＜障害者総合支援法＞

項目		通し番号	部局	要求提出団体
23	②	1	福祉部、教育庁	大障教
28	③	2	福祉部	きょうされん
28	④	3	福祉部	きょうされん
28	⑤	4	福祉部	大聴協
32	①	5	福祉部	卒後の学びの場実現する会
32	②	6	福祉部	卒後の学びの場実現する会
35	⑥	7	福祉部	放課後ネット
36	①	8	福祉部	生活の場大阪こんだん会
36	②	9	福祉部	きょうされん
36	③	10	福祉部	きょうされん
36	④	11	福祉部	生活の場大阪こんだん会
36	⑤	12	福祉部	生活の場大阪こんだん会
36	⑥	13	福祉部	生活の場大阪こんだん会
36	⑦ア	14	福祉部	生活の場大阪こんだん会
36	⑧	15	福祉部／共管両日	生活の場大阪こんだん会
37	③	16	福祉部	きょうされん
37	④	17	福祉部	生活の場大阪こんだん会
37	⑧	18	福祉部	きょうされん

PM 12：45～14：45

＜障害者総合支援法＞＜手帳制度・優生思想の根絶・その他福祉制度＞

項目		通し番号	部局	要求提出団体
37	⑫	1	福祉部	きょうされん
37	⑭	2	福祉部	きょうされん
39	③	3	福祉部	生活の場大阪こんだん会
41	①	4	福祉部	肢障協、きょうされん
41	④	5	福祉部	肢障協
42	①	6	福祉部	大聴協
42	②	7	福祉部	**肢障協、大視会**
42	④	8	福祉部	大視会
42	⑤	9	福祉部	大視会
42	⑦	10	福祉部	大視会
44	①	11	福祉部	卒後の学びの場実現する会
45	①	12	福祉部	大聴協
45	②	13	福祉部	大聴協
50		14	福祉部	大視会
51		15	福祉部	大視会
52		16	福祉部	肢障協

PM 14：50～16：50

＜手帳制度・優生思想の根絶・その他福祉制度＞＜介護保険＞
＜その他福祉制度、文化・スポーツ活動への支援＞＜まちづくり＞＜防災＞＜医療＞＜参政権＞

項目		通し番号	部局	要求提出団体
53		1	福祉部	肢障協
55		2	福祉部	肢障協
56		3	福祉部	肢障協
57	①	4	福祉部	肢障協
57	②	5	福祉部	肢障協
57	③	6	福祉部	肢障協
59		7	福祉部	大視会
60		8	福祉部	卒後の学びの場実現する会
61	①	9	福祉部	大聴協
63	①	10	福祉部、都市整備部	大視会
63	②	11	福祉部、都市整備部	大視会、大聴協
63	⑥	12	福祉部、都市整備部	大視会
66		13	危機管理室（防災企画課）	大聴協
67		14	福祉部、危機管理室（防災企画課）	大聴協
69	①	15	福祉部	肢障協
69	②	16	福祉部	肢障協
69	③	17	福祉部	障害児者を守る会
69	④	18	福祉部	肢障協
73	③	19	福祉部、健康医療部（保健医療企画）／共管両日	大聴協
89		20	総務部	大視会
90	①	21	総務部	大視会

11月25日（水）9：50～16：45
【マイドームおおさか8階　第１・２会議室】

AM 9：50～10：50

＜防災＞＜医療＞

項目		通し番号	部局	要求提出団体
65	①	1	危機管理室	大聴協
65	②	2	危機管理室	大聴協
65	③	3	危機管理室	大聴協
65	④	4	危機管理室	大聴協
65	⑤	5	危機管理室	大聴協
68		6	危機管理室	大聴協
70		7	健康医療部（医療・感対）	障害児者を守る会

AM 10：55～12：25

＜教育＞＜放課後保障＞

項目		通し番号	部局	要求提出団体
14	⑤	1	教育庁（支援）	卒後の学びの場実現する会
14	⑥	2	教育庁（支援）	卒後の学びの場実現する会
15	②	3	教育庁（支援／高校）	卒後の学びの場実現する会
16	③	4	教育庁（支援）	大教組障害児教育部
20	①	5	教育庁（支援）	大教組障害児教育部
20	④	6	教育庁（支援）	大教組障害児教育部
22	①	7	教育庁（支援／小中）	大教組障害児教育部
22	④	8	教育庁（支援／小中／教職）	大教組障害児教育部
23	①	9	教育庁（支援／改革／小中クレジット）	大教組障害児教育部
23	②	10	福祉部、教育庁（支援／改革）	大教組障害児教育部
24		11	教育庁（支援）	大教組障害児教育部
25	⑤	12	教育庁（改革／高校／支援／小中）、福祉部（クレジット）	放課後ネット

PM 13：10～15：10

＜教育＞

項目		通し番号	部局	要求提出団体
1	①	1	教育庁（支援）	大障教
1	②	2	教育庁（支援）	大障教
1	③	3	教育庁（支援）	大障教
1	⑥	4	教育庁（支援）	大障教
1	⑩イ	5	教育庁（支援）	大障教
1	⑩ウ	6	教育庁（支援）	大障教
1	⑩エ	7	教育庁（支援）	大障教
1	⑩オ	8	教育庁（支援）	大障教
1	⑪オ	9	教育庁（支援）	大障教
1	㉔	10	教育庁（支援）	大障教
1	㉖	11	教育庁（教職）	大障教
3	②	12	教育庁（支援）	障害児者を守る会
5	①	13	教育庁（支援）	大障教
6		14	教育庁（支援／施財）	大障教
10	②	15	教育庁（支援）	大障教

PM 15：15～16：45

＜障害者総合支援法＞＜手帳制度・優生思想の根絶・その他福祉制度＞＜医療＞

項目		通し番号	部局	要求提出団体
36	⑧	1	地域生活支援課地域推進グループ／共管両日	生活の場大阪こんだん会
47	①	3	福祉部（地域生活支援課地域推進G）	きょうされん
47	④	4	福祉部（地域生活支援課地域推進G）	きょうされん
47	⑤	5	福祉部（地域生活支援課地域推進G）	きょうされん
47	⑥	6	福祉部（地域生活支援課地域推進G）	きょうされん
49	①	7	健康医療部（地域保健課）	大聴協
49	②	8	健康医療部（地域保健課）	大聴協
49	③	9	健康医療部（地域保健課）	きょうされん
71	①	10	健康医療部（国保、保健医療企画）	障害児者を守る会
72		11	健康医療部（保健医療企画）	障害児者を守る会
73	①	12	健康医療部（保健医療企画）	大聴協
73	②	13	健康医療部（保健医療企画）	大聴協
73	③	14	福祉部、健康医療部（保健医療企画）／共管両日	大聴協
75		15	健康医療部	肢障協

2026年度要求・発言・資料

1．府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

1999（基本方針Ⅰ基準年）・2008（基本方針Ⅰ発表年）・2016（推計）・2020～2026（今年度）年度の知的障害児童生徒数

大障教調べ

地域	学校名	1999H11				2008H20				2016H28				2020R2				2021R3				2022R4				2023R5				2024R6				2025R7				2026R8			
		計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部		小学部	中学部	高等部		小学部	中学部	高等部		小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部
豊能・三島	豊中支援学校	159	25	35	99	209	32	88	89	314	77	114	123	397	139	125	133	417	160	137	120	426	171	127	128	452	174	145	133	443	157	146	140	448	163	161	124	431	145	171	115
	箕面支援学校 ＊	26	—	—	26	28	—	—	28	32	—	—	32	30	—	—	30	30	—	—	30	44	—	—	44	44	—	—	44	48	—	—	48	39	0	0	39	40	0	0	40
	高槻支援学校	165	44	39	82	301	70	87	144	300	81	89	130	342	112	111	119	344	125	110	109	357	130	120	107	368	127	129	112	371	126	137	108	394	138	142	114	414	155	143	116
	吹田支援学校	189	54	36	99	284	77	96	111	222	68	75	79	270	93	79	98	272	103	86	83	271	104	78	89	268	106	69	93	276	105	71	100	273	115	76	82	272	114	87	71
	茨木支援学校 ＊	33	—	—	33	64	—	—	64	103	—	—	103	114	—	—	114	116	—	—	116	111	—	—	111	101	—	—	101	104	—	—	104	111	0	0	111	118	0	0	118
	摂津支援学校									278	89	80	109	322	115	111	96	335	123	109	103	341	119	109	113	337	110	113	114	334	111	111	112	341	108	125	108	345	104	125	116
	計	**572**	**123**	**110**	**339**	**886**	**179**	**271**	**436**	**1249**	**315**	**358**	**576**	**1475**	**459**	**426**	**590**	**1514**	**511**	**442**	**561**	**1550**	**524**	**434**	**592**	**1570**	**517**	**456**	**597**	**1576**	**499**	**465**	**612**	**1606**	**524**	**504**	**578**	**1620**	**518**	**526**	**576**
北河内	寝屋川支援学校	306	109	89	108	385	150	150	85	314	84	80	150	366	146	74	146	376	162	66	148	374	167	81	126	383	178	91	114	397	183	103	111	433	192	109	132	443	196	103	144
	守口支援学校	130	32	31	67	190	54	54	82	171	37	78	56	175	59	60	56	175	59	65	51	180	67	57	56	181	66	60	55	191	77	58	56	213	97	62	54	233	104	75	54
	交野支援学校生活課程	83			83	91	—	—	91		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
	交野支援学校四條畷校									128	—	53	75	160	—	52	108	169	—	56	113	197	—	50	147	201	—	51	150	217	—	60	157	204	0	64	140	202	0	69	133
	枚方支援学校									352	90	121	141	360	133	117	110	355	138	123	94	365	150	133	82	383	142	152	89	388	146	153	89	404	156	159	89	440	174	170	96
	計	**519**	**141**	**120**	**258**	**666**	**204**	**204**	**258**	**965**	**211**	**332**	**422**	**1061**	**338**	**303**	**420**	**1075**	**359**	**310**	**406**	**1116**	**384**	**321**	**411**	**1148**	**386**	**354**	**408**	**1193**	**406**	**374**	**413**	**1254**	**445**	**394**	**415**	**1318**	**474**	**417**	**427**
中南河内	東大阪支援学校 ＊	70	—	—	70	97	—	—	97	91	—	—	91	61	—	—	61	60	—	—	60	70	—	—	70	70	—	—	70	67	—	—	67	52	0	0	52	57	0	0	57
	八尾支援学校	277	46	79	152	365	83	134	148	371	95	182	94	415	134	169	112	402	143	170	89	386	153	156	77	387	163	158	66	388	159	163	66	422	180	180	62	439	190	184	65
	西浦支援学校									354	81	105	168	405	118	92	195	399	111	102	186	400	106	113	181	399	101	109	189	408	108	104	196	423	106	119	198	444	111	125	208
	富田林支援学校	267	70	67	130	325	77	86	162	297	61	92	144	365	92	118	155	363	93	113	157	356	83	124	149	366	99	109	158	372	105	107	160	392	113	121	158	398	116	135	147
	計	**614**	**116**	**146**	**352**	**787**	**160**	**220**	**407**	**1113**	**237**	**379**	**497**	**1246**	**344**	**379**	**523**	**1224**	**347**	**385**	**492**	**1212**	**342**	**393**	**477**	**1222**	**363**	**376**	**483**	**1235**	**372**	**374**	**489**	**1289**	**399**	**420**	**470**	**1338**	**417**	**444**	**477**
泉北・泉南	和泉支援学校	261	25	78	158	253	56	84	113	342	71	123	148	307	91	93	123	306	97	102	107	305	93	106	106	317	96	118	103	333	101	126	106	349	125	121	103	361	140	103	118
	堺支援学校 ＊	35	—	—	35	38	—	—	38	95	—	—	95	73	—	—	73	80	—	—	80	79	—	—	79	79	—	—	79	78	—	—	78	78	0	0	78	84	0	0	84
	泉北高等支援学校	30	—	—	30	149	—	—	149	114	—	—	114	153	—	—	153	148	—	—	148	146	—	—	146	135	—	—	135	132	—	—	132	122	0	0	122	124	0	0	124
	佐野支援学校	281	80	72	129	419	117	116	186	349	111	122	116	382	146	113	123	356	140	96	120	334	136	81	117	329	125	99	105	323	117	105	101	319	110	103	106	325	107	94	124
	泉南支援学校									228	37	49	142	229	69	68	92	247	79	83	85	268	87	91	90	282	104	86	92	306	115	94	97	314	116	103	95	327	121	111	95
	計	**607**	**105**	**150**	**352**	**859**	**173**	**200**	**486**	**1128**	**219**	**294**	**615**	**1144**	**306**	**274**	**564**	**1137**	**316**	**281**	**540**	**1132**	**316**	**278**	**538**	**1142**	**325**	**303**	**514**	**1172**	**333**	**325**	**514**	**1182**	**351**	**327**	**504**	**1221**	**368**	**308**	**545**
府下	合計	**2312**	**485**	**526**	**1301**	**3198**	**716**	**895**	**1587**	**4455**	**982**	**1363**	**2110**	**4926**	**1447**	**1382**	**2097**	**4950**	**1533**	**1418**	**1999**	**5010**	**1566**	**1426**	**2018**	**5082**	**1591**	**1489**	**2002**	**5176**	**1610**	**1538**	**2028**	**5331**	**1719**	**1645**	**1967**	**5497**	**1777**	**1695**	**2025**
大阪市	思斉支援学校	154	34	41	79	296	44	103	149	306	49	90	167	330	84	103	143	357	87	118	152	351	89	117	145	356	100	120	136	324	91	96	137	342	104	113	125	360	118	111	131
	難波支援学校	156	0	16	140	175	—	30	145	258	33	85	140	230	43	75	112	238	42	77	119	255	51	97	107	264	53	102	109	278	69	107	102	338	86	119	133	356	98	125	133
	生野支援学校	202	25	46	131	338	55	110	173	294	64	95	135	346	94	105	147	376	108	112	156	380	102	108	170	399	117	109	173	380	110	101	169	363	108	96	159	362	115	89	158
	住之江支援学校	176	47	47	82	280	43	105	132	227	34	64	129	237	52	74	111	259	69	76	114	261	73	76	112	264	77	79	108	224	62	76	86	224	62	78	84	236	78	70	88
	東住吉支援学校									308	66	89	153	335	100	97	138	332	102	96	134	348	107	110	131	365	117	117	131	374	124	118	132	394	128	120	146	428	134	134	160
	東淀川支援学校									210	35	75	100	257	58	86	113	270	66	80	124	288	75	82	131	314	79	104	131	281	62	89	130	293	68	92	133	315	79	93	143
	出来島支援学校																													189	70	87	32	236	79	96	61	313	96	100	117
	計	**688**	**106**	**150**	**432**	**1089**	**142**	**348**	**599**	**1603**	**281**	**498**	**824**	**1735**	**431**	**540**	**764**	**1832**	**474**	**559**	**799**	**1883**	**497**	**590**	**796**	**1962**	**543**	**631**	**788**	**2050**	**588**	**674**	**788**	**2190**	**635**	**714**	**841**	**2370**	**718**	**722**	**930**
府下総計		3000	591	676	1733	4287	858	1243	2186	6058	1263	1861	2934	6661	1878	1922	2861	6782	2007	1977	2798	6893	2063	2016	2814	7044	2134	2120	2790	7226	2198	2212	2816	7521	2354	2359	2808	7867	2495	2417	2955
高等支援学校		計	0	たまがわ	0	計	147	たまがわ	147	計	600	たまがわ	209	計	687	たまがわ	207	計	680	たまがわ	200	計	680	たまがわ	197	計	673	たまがわ	198	計	676	たまがわ	195	計	647	たまがわ	187	計	662	たまがわ	187
		とりかい	0	すながわ	0	とりかい	0	すながわ	0	とりかい	112	すながわ	113	とりかい	109	すながわ	113	とりかい	109	すながわ	113	とりかい	108	すながわ	111	とりかい	110	すながわ	106	とりかい	111	すながわ	106	とりかい	112	すながわ	99	とりかい	113	すながわ	105
		むらの	0	なにわ	0	むらの	0	なにわ	0	むらの	76	なにわ	90	むらの	111	なにわ	147	むらの	110	なにわ	148	むらの	111	なにわ	153	むらの	107	なにわ	152	むらの	108	なにわ	156	むらの	95	なにわ	154	むらの	100	なにわ	157

＊知肢併置校：人数は生活課程の在籍人数　東住吉特別支援学校は知的分野を記載

2019年度から2026年度までの単年度の学校別増減人数一覧表

大障教調べ

地域	学校名	2019R1⇒2020R2				2020R2⇒2021R3				2021R3⇒2022R4				2022R4⇒2023R5				2023R5⇒2024R6				2024R6⇒2025R7				2025R7⇒2026R8			
		計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部
豊能三島	豊中支援学校	27	32	-5	0	20	21	12	-13	9	11	-10	8	26	3	18	5	-9	-17	1	7	5	6	15	-16	-17	-18	10	-9
	箕面支援学校 ＊	0	—	—	0	0	—	—	0	14	—	—	14	0	—	—	0	4	—	—	4	-9	—	—	-9	1	—	—	1
	高槻支援学校	4	3	1	0	2	13	-1	-10	13	5	10	-2	11	-3	9	5	3	-1	8	-4	23	12	5	6	20	17	1	2
	吹田支援学校	17	10	5	2	2	10	7	-15	-1	1	-8	6	-3	2	-9	4	8	-1	2	7	-3	10	5	-18	-1	-1	11	-11
	茨木支援学校 ＊	12	—	—	12	2	—	—	2	-5	—	—	-5	-10	—	—	-10	3	—	—	3	7	—	—	7	7	—	—	7
	摂津支援学校	15	7	11	-3	13	8	-2	7	6	-4	0	10	-4	-9	4	1	-3	1	-2	-2	7	-3	14	-4	4	-4	0	8
	計	75	52	12	11	39	52	16	-29	36	13	-8	31	20	-7	22	5	6	-18	9	15	30	25	39	-34	14	-6	22	-2
北河内	寝屋川支援学校	3	15	-11	-1	10	16	-8	2	-2	5	15	-22	9	11	10	-12	14	5	12	-3	36	9	6	21	10	4	-6	12
	守口支援学校	-4	3	-1	-6	0	0	5	-5	5	8	-8	5	1	-1	3	-1	10	11	-2	1	22	20	4	-2	20	7	13	0
	交野支援学校 生活課程	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—
	交野支援学校 四條畷校	11	—	4	7	9	—	4	5	28	—	-6	34	4	—	1	3	16	—	9	7	-13	—	4	-17	-2	—	5	-7
	枚方支援学校	-17	9	1	-27	-5	5	6	-16	10	12	10	-12	18	-8	19	7	5	4	1	0	16	10	6	0	36	18	11	7
	計	-7	27	-7	-27	14	21	7	-14	41	25	11	5	32	2	33	-3	45	20	20	5	61	39	20	2	64	29	23	12
中南河内	東大阪支援学校 ＊	-8	—	—	-8	-1	—	—	-1	10	—	—	10	0	—	—	0	-3	—	—	-3	-15	—	—	-15	5	—	—	5
	八尾支援学校	4	11	-4	-3	-13	9	1	-23	-16	10	-14	-12	1	10	2	-11	1	-4	5	0	34	21	17	-4	17	10	4	3
	西浦支援学校	7	14	7	-14	-6	-7	10	-9	1	-5	11	-5	-1	-5	-4	8	9	7	-5	7	15	-2	15	2	21	5	6	10
	富田林支援学校	29	6	18	5	-2	1	-5	2	-7	-10	11	-8	10	16	-15	9	6	6	-2	2	20	8	14	-2	6	3	14	-11
	計	32	31	21	-20	-22	3	6	-31	-12	-5	8	-15	10	21	-17	6	13	9	-2	6	54	27	46	-19	49	18	24	7
泉北泉南	和泉支援学校	-18	3	-2	-19	-1	6	9	-16	-1	-4	4	-1	12	3	12	-3	16	5	8	3	16	24	-5	-3	12	15	-18	15
	堺支援学校 ＊	-2	—	—	-2	7	—	—	7	-1	—	—	-1	0	—	—	0	-1	—	—	-1	0	—	—	0	6	—	—	6
	泉北高等支援学校	-15	—	—	-15	-5	—	—	-5	-2	—	—	-2	-11	—	—	-11	-3	—	—	-3	-10	—	—	-10	2	—	—	2
	佐野支援学校	-24	-1	-13	-10	-26	-6	-17	-3	-22	-4	-15	-3	-5	-11	18	-12	-6	-8	6	-4	-4	-7	-2	5	6	-3	-9	18
	泉南支援学校	24	10	15	-1	18	10	15	-7	21	8	8	5	14	17	-5	2	24	11	8	5	8	1	9	-2	13	5	8	0
	計	-35	12	0	-47	-7	10	7	-24	-5	0	-3	-2	10	9	25	-24	30	8	22	0	10	18	2	-10	39	17	-19	41
府下	合計	65	122	26	-83	24	86	36	-98	60	33	8	19	72	25	63	-16	94	19	49	26	155	109	107	-61	166	58	50	58
大阪市内	思斉特別支援学校	24	3	16	5	27	3	15	9	-6	2	-1	-7	5	11	3	-9	-32	-9	-24	1	18	13	17	-12	18	14	-2	6
	難波特別支援学校	-13	2	-4	-11	8	-1	2	7	17	9	20	-12	9	2	5	2	14	16	5	-7	60	17	12	31	18	12	6	0
	生野特別支援学校	8	8	6	-6	30	14	7	9	4	-6	-4	14	19	15	1	3	-19	-7	-8	-4	-17	-2	-5	-10	-1	7	-7	-1
	住之江特別支援学校	20	9	9	2	22	17	2	3	2	4	0	-2	3	4	3	-4	-40	-15	-3	-22	0	0	2	-2	12	16	-8	4
	東住吉特別支援学校	-1	12	2	-15	-3	2	-1	-4	16	5	14	-3	17	10	7	0	9	7	1	1	20	4	2	14	34	6	14	14
	東淀川特別支援学校	1	11	-2	-8	13	8	-6	11	18	9	2	7	26	4	22	0	-33	-17	-15	-1	12	6	3	3	22	11	1	10
	出来島支援学校																	189	70	87	32	47	9	9	29	77	17	4	56
	計	39	45	27	-33	97	43	19	35	51	23	31	-3	79	46	41	-8	88	45	43	0	140	47	40	53	180	83	8	89
府下総計		104	167	53	-116	121	129	55	-63	111	56	39	16	151	71	104	-24	182	64	92	26	295	156	147	-8	346	141	58	147
全域	高等支援	計	0	たまがわ	1	計	-7	たまがわ	-7	計	0	たまがわ	-3	計	-7	たまがわ	1	計	3	たまがわ	-3	計	-29	たまがわ	-8	計	15	たまがわ	0
		とりかい	-4	すながわ	-1	とりかい	0	すながわ	0	とりかい	-1	すながわ	-2	とりかい	2	すながわ	-5	とりかい	1	すながわ	0	とりかい	1	すながわ	-6	とりかい	1	すながわ	6
		むらの	-1	なにわ	5	むらの	-1	なにわ	1	むらの	1	なにわ	5	むらの	-4	なにわ	-1	むらの	1	なにわ	4	むらの	-12	なにわ	-2	むらの	5	なにわ	3

2016H28 ⇒2026R8の増減

大障教調べ

学校名	2016H28⇒2026R8			
	計	小学部	中学部	高等部
豊中支援学校	117	68	57	-8
箕面支援学校 ＊	8	—	—	8
高槻支援学校	114	74	54	-14
吹田支援学校	50	46	12	-8
茨木支援学校 ＊	15	—	—	15
摂津支援学校	67	15	45	7
計	371	203	168	0
寝屋川支援学校	129	112	23	-6
守口支援学校	62	67	-3	-2
交野支援学校生活課程	0	—	—	—
交野支援学校四條畷校	74	—	16	58
枚方支援学校	88	84	49	-45
計	353	263	85	5
東大阪支援学校 ＊	-34	—	—	-34
八尾支援学校	68	95	2	-29
西浦支援学校	90	30	20	40
富田林支援学校	101	55	43	3
計	225	180	65	-20
和泉支援学校	19	69	-20	-30
堺支援学校 ＊	-11	—	—	-11
泉北高等支援学校	10	—	—	10
佐野支援学校	-24	-4	-28	8
泉南支援学校	99	84	62	-47
計	93	149	14	-70
合計	1042	795	332	-85
思斉特別支援学校	54	69	21	-36
難波特別支援学校	98	65	40	-7
生野特別支援学校	68	51	-6	23
住之江特別支援学校	9	44	6	-41
東住吉特別支援学校	120	68	45	7
東淀川特別支援学校	105	44	18	43
出来島支援学校	313	96	100	117
計	767	437	224	106
府下総計	1809	1232	556	21
高等支援	49			49
高等支援支援含む総計	**1858**	**1232**	**556**	**70**

2008H20 ⇒2026R8の増減

大障教調べ

学校名	2008H20⇒2026R8			
	計	小学部	中学部	高等部
豊中支援学校	222	113	83	26
箕面支援学校 ＊	12	—	—	12
高槻支援学校	113	85	56	-28
吹田支援学校	-12	37	-9	-40
茨木支援学校 ＊	54	—	—	54
摂津支援学校	345	104	125	116
計	734	339	255	140
寝屋川支援学校	58	46	-47	59
守口支援学校	43	50	21	-28
交野支援学校生活課程	-91	—	—	—
交野支援学校四條畷校	202	—	69	133
枚方支援学校	440	174	170	96
計	652	270	213	169
東大阪支援学校 ＊	-40	—	—	-40
八尾支援学校	74	107	50	-83
西浦支援学校	444	111	125	208
富田林支援学校	73	39	49	-15
計	551	257	224	70
和泉支援学校	108	84	19	5
堺支援学校 ＊	46	—	—	46
泉北高等支援学校	-25	—	—	-25
佐野支援学校	-94	-10	-22	-62
泉南支援学校	327	121	111	95
計	362	195	108	59
合計	2299	1061	800	438
思斉特別支援学校	64	74	8	-18
難波特別支援学校	181	51	95	-12
生野特別支援学校	24	60	-21	-15
住之江特別支援学校	-44	35	-35	-44
東住吉特別支援学校	428	134	134	160
東淀川特別支援学校	315	79	93	143
出来島支援学校	236	79	96	61
計	1281	576	374	331
府下総計	3580	1637	1174	769
高等支援	515	—	—	515
高等支援支援含む総計	**4095**	**1637**	**1174**	**1284**

1999H20 ⇒2026R8の増減

大障教調べ

学校名	1999H11⇒2026R8			
	計	小学部	中学部	高等部
豊中支援学校	272	120	136	16
箕面支援学校 ＊	14	—	—	14
高槻支援学校	249	111	104	34
吹田支援学校	83	60	51	-28
茨木支援学校 ＊	85	—	—	85
摂津支援学校	345	104	125	116
計	1048	395	416	237
寝屋川支援学校	137	87	14	36
守口支援学校	103	72	44	-13
交野支援学校生活課程	-83	—	—	—
交野支援学校四條畷校	202	—	69	133
枚方支援学校	440	174	170	96
計	799	333	297	169
東大阪支援学校 ＊	-13	—	—	-13
八尾支援学校	162	144	105	-87
西浦支援学校	444	111	125	208
富田林支援学校	131	46	68	17
計	724	301	298	125
和泉支援学校	100	115	25	-40
堺支援学校 ＊	49	—	—	49
泉北高等支援学校	94	—	—	94
佐野支援学校	44	27	22	-5
泉南支援学校	327	121	111	95
計	614	263	158	193
合計	3185	1292	1169	724
思斉特別支援学校	206	84	70	52
難波特別支援学校	200	98	109	-7
生野特別支援学校	160	90	43	27
住之江特別支援学校	60	31	23	6
東住吉特別支援学校	428	134	134	160
東淀川特別支援学校	315	79	93	143
出来島支援学校	236	79	96	61
計	1682	612	572	498
府下総計	4867	1904	1741	1222
高等支援	662	—	—	662
高等支援支援含む総計	**5529**	**1904**	**1741**	**1884**

2021、2023、2025年度公立特別支援学校における教室不足数調査の各学校別内訳一覧表 （①から⑦は調査項目を示す）

室数計	2021	1675	2023	1693	2025	1705	大障教調べ 20260707

豊中支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	417	62	12	9	7	10	0	38	6	32
2023	452	65	11	12	7	5	0	35	3	32
2025	448	66	8	13	6	8	2	37	0	37

箕面支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	169	46	4	2	4	3	2	15	15	0
2023	187	51	5	3	0	0	0	8	7	1
2025	189	52	0	0	0	0	0	0	0	0

高槻支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	344	73	4	5	0	4	8	21	4	17
2023	368	75	3	8	2	6	6	25	8	17
2025	394	75	4	9	2	2	6	23	0	23

吹田支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	272	63	3	4	2	6	9	24	8	16
2023	268	63	0	3	1	3	3	10	0	10
2025	273	63	3	3	3	2	5	16	0	16

茨木支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	229	72	0	0	1	0	0	1	1	0
2023	212	72	0	0	0	0	0	0	0	0
2025	218	72	0	0	0	0	0	0	0	0

摂津支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	335	75	9	2	2	0	1	14	9	5
2023	337	79	0	0	2	0	1	3	1	2
2025	341	80	0	0	2	0	0	2	0	2

豊能三島地域　6校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	1766	391	32	22	16	23	20	113	43	70
2023	1824	405	19	26	12	14	10	81	19	62
2025	1863	408	15	25	13	12	13	78	0	78

思斉支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	357	56	8	9	8	9	9	43	7	36
2023	356	58	9	12	5	4	6	36	7	29
2025	342	62	3	8	6	3	7	27	0	27

難波支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	238	64	1	0	0	1	9	11	1	10
2023	264	64	0	4	3	0	8	15	0	15
2025	338	64	6	7	4	0	8	25	0	25

生野支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	376	70	4	6	6	2	12	30	4	26
2023	399	71	11	8	6	0	11	36	8	28
2025	363	71	4	5	5	0	10	24	0	24

東淀川支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	270	58	4	9	6	5	3	27	5	22
2023	314	53	7	8	7	4	1	27	5	22
2025	293	53	4	6	5	6	2	23	0	23

東住吉支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	397	83	7	5	5	1	12	30	0	30
2023	431	85	11	9	7	2	13	42	4	38
2025	453	85	10	8	7	3	12	40	0	40

住之江支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	259	50	2	6	3	10	10	31	4	27
2023	264	49	3	5	3	8	9	28	0	28
2025	224	49	2	5	3	5	8	23	0	23

大阪市内地域　6校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	1897	381	26	35	28	28	55	172	21	151
2023	2028	380	41	46	31	18	48	184	24	160
2025	2013	384	29	39	30	17	47	162	0	162

寝屋川支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	376	84	7	4	4	2	9	26	22	4
2023	383	84	0	2	3	0	0	5	0	5
2025	433	89	0	4	3	0	6	13	0	13

守口支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	175	48	1	0	1	13	8	23	4	19
2023	181	49	1	0	0	10	8	19	2	17
2025	213	50	3	3	0	10	9	25	0	25

交野支援学校四條畷校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	169	42	0	3	5	3	5	16	5	11
2023	201	45	0	3	3	1	5	12	1	11
2025	204	45	0	3	4	1	6	14	0	14

枚方支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	355	79	5	6	1	2	0	14	10	4
2023	383	79	1	6	2	0	0	9	5	4
2025	404	79	0	4	2	4	0	10	0	10

北河内地域　4校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	1075	253	13	13	11	20	22	79	41	38
2023	1148	257	2	11	8	11	13	45	8	37
2025	1254	263	3	14	9	15	21	62	0	62

東大阪支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	124	54	0	0	1	0	0	1	0	1
2023	139	54	0	1	0	0	0	1	1	0
2025	112	56	0	0	0	0	0	0	0	0

八尾支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	402	79	7	15	12	3	6	43	24	19
2023	387	78	4	9	2	1	2	18	2	16
2025	422	75	7	11	3	0	0	21	0	21

西浦支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	399	92	4	0	0	0	0	4	4	0
2023	399	93	0	0	0	0	0	0	0	0
2025	423	94	0	0	0	0	0	0	0	0

富田林支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	363	81	2	3	1	2	4	12	1	11
2023	366	82	2	2	1	1	2	8	2	6
2025	392	83	2	3	3		4	12	0	12

中南河内地域　4校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	1288	306	13	18	14	5	10	60	29	31
2023	1291	307	6	12	3	2	4	27	5	22
2025	1349	308	9	14	6	0	4	33	0	33

和泉支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	306	72	12	13	1	9	6	41	33	8
2023	317	72	4	4	0	2	1	11	6	5
2025	349	72	5	6	1	1	3	16	0	16

堺支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	212	82	1	0	0	7	0	8	8	0
2023	205	78	0	0	0	0	0	0	0	0
2025	204	76	0	0	0	0	0	0	0	0

泉北高等支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	148	36	0	0	5	1	3	9	2	7
2023	135	35	0	0	3	0	2	5	0	5
2025	122	35	0	0	3	0	2	5	0	5

佐野支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	356	81	8	1	2	4	8	23	13	10
2023	329	81	0	2	2	0	2	6	2	4
2025	319	81	0	0	0	0	2	2	0	2

泉南支援学校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	247	73	2	1	0	0	0	3	3	0
2023	282	78	0	0	0	0	0	0	0	0
2025	314	78	0	0	0	0	0	0	0	0

泉北泉南地域　5校			不足教室						内訳	
調査年度	人数	保有教室	小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室	計	①～⑥	⑦
2021	1269	344	23	15	8	21	17	84	59	25
2023	1268	344	4	6	5	2	5	22	8	14
2025	1308	342	5	6	4	1	7	23	0	23

（知的肢体併置校を除く） 2021・2023・2025年教室不足調査のまとめと比較 【2021～2025年度の4年間】

文部科学省が実施した「公立特別支援学校における教室不足数調査」について、大阪府の2021年調査結果と2023年調査結果と2025年調査結果を比較検討しました。

今までの調査と2025年調査で大きく異なる点は、調査項目の①～⑥について、今までは各項目ごとに転用等の教室数と支障が生じていないと判断している教室数を記載していましたが、2025年度調査では①～⑥について、転用などの教室数を全く計上していないということです。

そのため、例えば②の項目について、特別教室が何室転用され、そのうち何室が支障が生じないと判断される室数になるのか全くわかりません。①から⑥の項目すべてでゼロ計上されているため各項目の内訳が全くわかりません。他府県では、各項目ごとの室数が計上されていますが、大阪だけがゼロ室計上（堺市立の18室を除く）になっています。

2025年調査は、①～⑥についてゼロ室計上（堺市立の18室を除く）であり、⑦の項目につてのみ室数を計上している調査では、現場の実態を正確に反映した調査にならないと考えられます。その⑦の項目についてだけの調査結果でも不足教室数は358室に上ります。358室不足教室の内訳は、小学部61室、中学部98室、高等部62室、特別教室45室、管理諸室92室です。

府内地域の21校（22校）で739人増加　不足教室数は2021年調査で483室、2023年調査で350室、2025年調査で358室

2021調査		計				不足教室		保
1421	人数	①～⑥		⑦		合計		有
小	2033	55	112	47	162	102	274	341
中	1994	30		71		101		263
高	2534	27		44		71		290
特別教室		29		56		87		527
管理諸室		26		96		122		
計	6561	167		314		483		1421

2023調査		計				不足教室		保
1438	人数	①～⑥		⑦		合計		有
小	2160	16	30	51	193	67	223	347
中	2137	9		88		97		265
高	2519	5		54		59		278
特別教室		20		27		47		548
管理諸室		6		74		80		
計	6816	7.295		294		350		1438

2025調査		計				保
1449	人数	①～⑥		⑦		有
小	2296	0		61	221	350
中	2278			98		273
高	2490			62		268
特別教室				45		558
管理諸室				92		
計	7064	0		358		1449

府下21校	2021～2025年度増減	児童生徒数（A）	学級編成基準不適合室数（B）	比率（B/A）
		503	59	8.5

項目や用語についての説明は次のとおりです。

①	仮設・借用教室	不足教室数＝一時的に設けた教室や学校以外の施設を一時的に借用している教室数−支障が生じていないと判断している教室数
②	特別教室を転用	不足教室数＝本来特別教室であった教室を他用途に転用していることによる教室数−支障が生じていないと判断している教室数
③	管理教室を転用	不足教室数＝本来管理諸室であった教室を他用途に転用している教室数−支障が生じていないと判断している教室数
④	教室の間仕切り	不足教室数＝間仕切ることにより新たに設けられた教室数−支障が生じていないと判断している教室数
⑤	屋体・廊下の間仕切り	不足教室数＝屋体や廊下の一部を間仕切ることによって新たに設けられた教室数−支障が生じていないと判断している教室数
⑥	倉庫・準備室などを転用	不足教室数＝本来倉庫や準備室等であった室を多用途に転用している教室数−支障が生じていないと判断している教室数
⑦	その他の対応	不足教室数＝①～⑥以外の方法で児童生徒等の増加に対応している教室数−支障が生じていないと判断している教室数

＊学級編成基準（小中学部6人、高等部8人）をオーバーしている教室数は⑦に計上する ⑦の小中高の室数が学級編成基準オーバーの室数です。

普通教室：特別教室、多目的教室及び少人数授業用教室以外の教室

特別教室：教科のための教室、図書室等特別の施設整備が恒常的に設置してある室、特別活動室、教育相談室及び進路資料・指導室等の教室

管理諸室：校長室、職員室、保健い性質、給食室、用務員室等の管理関係室

2021～2025年度各地域の概要　（知肢併置校と不足教室ゼロの出来島支援学校を除く21校、東住吉支援学校は肢体不自由児童生徒を含む）

大阪市内地域の6校で116人増加　不足教室数は2021年調査で172室、2023年調査で184室、2025年調査で162室（出来島支援学校を除く）

豊能三島地域の4校で88人増加　不足教室数は2021年調査で97室、2023年調査で73室、2025年調査で78室（知的肢体併置校を除く）

北河内地域の4校で179人増加　不足教室数は2021年調査で79室、2023年調査で45室、2025年調査で62室

中南河内地域の3校で73人増加　不足教室数は2021年調査で59室、2023年調査で26室、2025年調査で33室（知的肢体併置校を除く）

泉北泉南地域の4校で47人増加　不足教室数は2021年調査で76室、2023年調査で22室、2025年調査で23室（知的肢体併置校を除く）

府内地域の21校で503人増加　不足教室数は2021年調査で483室、2023年調査で350室、2025年調査で358室（知肢併置校・出来島支援学校を除く）

大阪市内地域の6校で116人増加　不足教室数は2021年調査で172室、2023年調査で184室、2025年調査で162室（出来島支援学校を除く）

2021調査		思斉支援学校				不足教室		保
56	人数	①～⑥		⑦		合計		有
小	87	4	6	4	19	8	25	12
中	118	1		8		9		13
高	152	1		7		8		14
特別教室		0		9		9		17
管理諸室		1		8		9		
計	357	7		36		43		56

2023調査		思斉支援学校				不足教室		保
58	人数	①～⑥		⑦		合計		有
小	100	3	5	6	21	9	26	13
中	120	2		10		12		12
高	136	0		5		5		13
特別教室		1		3		4		20
管理諸室		1		5		6		
計	356	7		29		36		58

2025調査		思斉支援学校				保
62	人数	①～⑥		⑦		有
小	104	0		3	17	16
中	113			8		12
高	125			6		11
特別教室				3		23
管理諸室				7		
計	342	0		27		62

2021調査		難波支援学校				不足教室		保
64	人数	①～⑥		⑦		合計		有
小	42	0	0	1	1	1	1	8
中	77	0		0		0		11
高	119	0		0		0		13
特別教室		1		0		1		32
管理諸室		0		9		9		
計	238	1		10		11		64

2023調査		難波支援学校				不足教室		保
64	人数	①～⑥		⑦		合計		有
小	53	0	0	0	7	0	7	9
中	102	0		4		4		12
高	109	0		3		3		12
特別教室		0		0		0		31
管理諸室		0		8		8		
計	264	0		15		15		64

2025調査		難波支援学校				保
64	人数	①～⑥		⑦		有
小	86	0		6	17	11
中	119			7		14
高	133			4		13
特別教室						26
管理諸室				8		
計	338	0		25		64

2021調査		生野支援学校				不足教室	保有	
70	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	108	1		3		4	17	
中	112	1	3	5	13	6	16	14
高	156	1		5		6	15	
特別教室		0		2		2	24	
管理諸室		1		11		12		
計	376	4		26		30	70	

2023調査		生野支援学校				不足教室	保有	
71	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	117	5		6		11	17	
中	109	1	7	7	18	8	25	13
高	173	1		5		6	17	
特別教室		0		0		0	24	
管理諸室		1		10		11		
計	399	8		28		36	71	

2025調査		生野支援学校				保有
71	人数	①～⑥		⑦		
小	108			4		17
中	96			5	14	12
高	159	0		5		16
特別教室						26
管理諸室				10		
計	363	0		24		71

2021調査		東淀川支援学校				不足教室	保有	
58	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	66	0		4		4	16	
中	80	3	4	6	15	9	19	8
高	124	1		5		6	12	
特別教室		1		4		5	22	
管理諸室		0		3		3		
計	270	5		22		27	58	

2023調査		東淀川支援学校				不足教室	保有	
53	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	79	1		6		7	11	
中	104	0	2	8	20	8	22	10
高	131	1		6		7	12	
特別教室		3		1		4	20	
管理諸室		0		1		1		
計	314	5		22		27	53	

2025調査		東淀川支援学校				保有
53	人数	①～⑥		⑦		
小	68			4		10
中	92			6	15	10
高	133	0		5		13
特別教室				6		20
管理諸室				2		
計	293	0		23		53

2021調査		東住吉支援学校				不足教室	保有	
83	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	128	0		7		7	16	
中	113	0	0	5	17	5	17	15
高	156	0		5		5	17	
特別教室		0		1		1	35	
管理諸室		0		12		12		
計	397	0		30		30	83	

2023調査		東住吉支援学校				不足教室	保有	
85	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	143	0		11		11	15	
中	134	0	2	9	25	9	27	16
高	154	2		5		7	16	
特別教室		2		0		2	38	
管理諸室		0		13		13		
計	431	4		38		42	85	

2025調査		東住吉支援学校				保有
85	人数	①～⑥		⑦		
小	149			10		18
中	135			8	25	15
高	169	0		7		17
特別教室				3		35
管理諸室				12		
計	453	40		40		85

2021調査		住之江支援学校				不足教室	保有	
50	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	69	0		2		2	12	
中	76	0	0	6	11	6	11	8
高	114	0		3		3	12	
特別教室		0		8		10	18	
管理諸室		2		8		10		
計	259	4		27		31	50	

2023調査		住之江支援学校				不足教室	保有	
49	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	77	0		3		3	12	
中	79	0	0	5	11	5	11	9
高	108	0		3		3	12	
特別教室		0		8		8	16	
管理諸室		0		9		9		
計	264	0		28		28	49	

2025調査		住之江支援学校				保有
49	人数	①～⑥		⑦		
小	62			2		10
中	78			5	10	9
高	84	0		3		9
特別教室				5		21
管理諸室				8		
計	224	0		23		49

参考資料
2025年度の調査では
不足教室が
ないので
資料の数値には
算入していません。
2026年度の人数は
小学部96人、中学部100人
高等部117人
計313人です。

2025調査		出来島支援学校				保有
70	人数	①～⑥		⑦		
小	79					14
中	96				0	11
高	61	0				7
特別教室				• 0		38
管理諸室				0		
計	236	0		0		70

2021調査		大阪市内				不足教室	保有	
381	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	500	5		21		26	81	
中	576	5	13	30	76	35	89	69
高	821	3		25		28	83	
特別教室		2		24		28	148	
管理諸室		4		51		55		
計	1897	19		151		172	381	

2023調査		大阪市内				不足教室	保有	
380	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	569	9		32		41	77	
中	648	3	16	43	102	46	118	72
高	811	4		27		31	82	
特別教室		6		12		18	149	
管理諸室		2		46		48		
計	2028	24		160		184	380	

2025調査		大阪市内				保有
384	人数	①～⑥		⑦		
小	577			29		82
中	633			39	98	72
高	803	0		30		79
特別教室				17		151
管理諸室				47		
計	2013	0		162		384

大阪市内地域	2021～2025年度 増減	児童生徒数(A)	学級編成基準不適合室数(B)	比率(B/A)
		116	22	5.3

豊能三島地域の4校で88人増加　不足教室数は2021年調査で97室、2023年調査で73室、2025年調査で78室（知的肢体併置校を除く）

2021調査		豊中支援学校				不足教室		保有
62	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	160	3	5	9	23	12	28	20
中	137	0		9		9		14
高	120	2		5		7		11
特別教室		1		9		10		17
管理諸室		0		0		0		
計	417	6		32		38		62

2023調査		豊中支援学校				不足教室		保有
65	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	174	1	1	10	29	11	30	22
中	145	0		12		12		13
高	133	0		7		7		11
特別教室		2		3		5		19
管理諸室		0		0		0		
計	452	3		32		35		65

2025調査		豊中支援学校				保有
66	人数	①～⑥		⑦		
小	163	0		8	27	22
中	161			13		15
高	124			6		11
特別教室				8		18
管理諸室				2		
計	448	0		37		66

2021調査		高槻支援学校				不足教室		保有
73	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	125	0	0	4	9	4	9	19
中	110	0		5		5		14
高	109	0		0		0		14
特別教室		4		0		4		26
管理諸室		0		8		8		
計	344	4		17		21		73

2023調査		高槻支援学校				不足教室		保有
75	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	127	0	1	3	12	3	13	20
中	129	0		8		8		15
高	112	1		1		2		14
特別教室		6		0		6		26
管理諸室		1		5		6		
計	368	8		17		25		75

2025調査		高槻支援学校				保有
75	人数	①～⑥		⑦		
小	138	0		4	15	21
中	142			9		16
高	114			2		14
特別教室				2		24
管理諸室				6		
計	394	0		23		75

2021調査		吹田支援学校				不足教室		保有
63	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	103	3	4	0	5	3	9	19
中	86	0		4		4		12
高	83	1		1		2		11
特別教室		1		5		6		21
管理諸室		3		6		9		
計	272	8		16		24		63

2023調査		吹田支援学校				不足教室		保有
63	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	106	0	0	0	4	0	4	20
中	69	0		3		3		10
高	93	0		1		1		12
特別教室		0		3		3		21
管理諸室		0		3		3		
計	268	0		10		10		63

2025調査		吹田支援学校				保有
63	人数	①～⑥		⑦		
小	115	0		3	9	19
中	76			3		11
高	82			3		9
特別教室				2		24
管理諸室				5		
計	273	0		16		63

2021調査		摂津支援学校				不足教室		保有
75	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	123	7	8	2	5	9	13	19
中	109	1		1		2		13
高	103	0		2		2		12
特別教室		0		0		0		31
管理諸室		1		0		1		
計	335	9		5		14		75

2023調査		摂津支援学校				不足教室		保有
79	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	110	0	0	0	2	0	2	18
中	113	0		0		0		13
高	114	0		2		2		12
特別教室		0		0		0		36
管理諸室		1		0		1		
計	337	1		2		3		79

2025調査		摂津支援学校				保有
80	人数	①～⑥		⑦		
小	108	0			2	17
中	125					14
高	108			2		12
特別教室						37
管理諸室						
計	341	0		2		80

2021調査		豊能三島				不足教室		保有
273	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	511	13	17	15	42	28	59	77
中	442	1		19		20		53
高	415	3		8		11		48
特別教室		6		14		20		95
管理諸室		4		14		18		
計	1368	27		70		97		273

2023調査		豊能三島				不足教室		保有
282	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	517	1	2	13	47	14	49	80
中	456	0		23		23		51
高	452	1		11		12		49
特別教室		8		6		14		102
管理諸室		2		8		10		
計	1425	12		61		73		282

2025調査		豊能三島				保有
284	人数	①～⑥		⑦		
小	524	0		15	53	79
中	504			25		56
高	428			13		46
特別教室				12		103
管理諸室				13		
計	1456	0		78		284

豊能三島地域	2021～2025年度増減	児童生徒数（A）	学級編成基準不適合室数（B）	比率（B/A）
		88	11	8.0

北河内地域の4校で179人増加　不足教室数は2021年調査で79室、2023年調査で45室、2025年調査で62室

2021調査	寝屋川支援学校				不足教室		保有
84	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	162	7	11	0	7	15	31
中	66	2		2	4		10
高	148	2		2	4		17
特別教室		2		0	2		26
管理諸室		9		0	9		
計	376	22		4	26		84

2023調査	寝屋川支援学校				不足教室		保有
84	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	178	0	0	0	0	5	32
中	91	0		2	2		12
高	114	0		3	3		12
特別教室		0		0	0		28
管理諸室		0		0	0		
計	383	0		5	5		84

2025調査	寝屋川支援学校				保有
89	人数	①～⑥	⑦		
小	192	0		7	27
中	109		4		12
高	132		3		14
特別教室					36
管理諸室			6		
計	433	0	13		89

2021調査	守口支援学校				不足教室		保有
48	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	59	1	2	0	1	2	12
中	65	0		0	0		11
高	51	1		0	1		10
特別教室		2		11	13		15
管理諸室		0		8	8		
計	175	4		19	23		48

2023調査	守口支援学校				不足教室		保有
49	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	66	1	1	0	1	1	13
中	60	0		0	0		10
高	55	0		0	0		9
特別教室		1		9	10		17
管理諸室		0		8	8		
計	181	2		17	19		49

2025調査	守口支援学校				保有
50	人数	①～⑥	⑦		
小	97	0	3	6	16
中	62		3		9
高	54				9
特別教室			10		16
管理諸室			9		
計	213	0	25		50

2021調査	交野支援学校四條畷校				不足教室		保有
42	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	0	0	4	0	0	8	0
中	56	0		3	3		7
高	113	4		1	5		14
特別教室		1		2	3		21
管理諸室		0		5	5		
計	169	5		11	16		42

2023調査	交野支援学校四條畷校				不足教室		保有
45	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	0	0	0	0	0	6	0
中	51	0		3	3		7
高	150	0		3	3		17
特別教室		1		0	1		21
管理諸室		0		5	5		
計	201	1		11	12		45

2025調査	交野支援学校四條畷校				保有
45	人数	①～⑥	⑦		
小		0		0	0
中	64		3	7	8
高	140		4		15
特別教室			1		22
管理諸室			6		
計	204	0	14		45

2021調査	枚方支援学校				不足教室		保有
79	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	138	5	10	0	5	12	27
中	123	5		1	6		17
高	94	0		1	1		11
特別教室		0		2	2		24
管理諸室		0		0	0		
計	355	10		4	14		79

2023調査	枚方支援学校				不足教室		保有
79	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	142	1	5	0	1	9	26
中	152	4		2	6		20
高	89	0		2	2		10
特別教室		0		0	0		23
管理諸室		0		0	0		
計	383	5		4	9		79

2025調査	枚方支援学校				保有
79	人数	①～⑥	⑦		
小	156	0		6	27
中	159		4		20
高	89		2		10
特別教室			4		22
管理諸室					
計	404	0	10		79

2021調査	北河内				不足教室		保有
253	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	359	13	27	0	13	37	70
中	310	7		6	13		45
高	406	7		4	11		52
特別教室		5		15	20		86
管理諸室		9		13	22		
計	1075	41		38	79		253

2023調査	北河内				不足教室		保有
257	人数	①～⑥		⑦	合計		
小	386	2	6	0	2	21	71
中	354	4		7	11		49
高	408	0		8	8		48
特別教室		2		9	11		89
管理諸室		0		13	13		
計	1148	8		37	45		257

2025調査	北河内			保有
263	人数	①～⑥	⑦	
小	445	0	3	70
中	394		14	49
高	415		9	48
特別教室			15	96
管理諸室			21	
計	1254	0	62	263

北河内地域	2021～2025年度 増減	児童生徒数(A)	学級編成基準不適合室数(B)	比率(B/A)
		179	16	11.2

中南河内地域の3校で73人増加　不足教室数は2021年調査で59室、2023年調査で26室、2025年調査で33室（知的肢体併置校を除く）

2021調査		八尾支援学校				不足教室		保有
79	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	143	1	18	6	16	7	34	21
中	170	6		9		15		21
高	89	11		1		12		11
特別教室		3		0		3		26
管理諸室		3		3		6		
計	402	24		19		43		79

2023調査		八尾支援学校				不足教室		保有
78	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	163	0	0	4	15	4	15	24
中	158	0		9		9		19
高	66	0		2		2		8
特別教室		1		0		1		27
管理諸室		1		1		2		
計	387	2		16		18		78

2025調査		八尾支援学校				保有
75	人数	①～⑥		⑦		
小	180	0		7	21	23
中	180			11		20
高	62			3		6
特別教室						26
管理諸室						
計	422	0		21		75

2021調査		西浦支援学校				不足教室		保有
92	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	111	4	4	0	0	4	4	17
中	102	0		0		0		15
高	186	0		0		0		20
特別教室		0		0		0		40
管理諸室		0		0		0		
計	399	4		0		4		92

2023調査		西浦支援学校				不足教室		保有
93	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	101	0	0	0	0	0	0	16
中	109	0		0		0		14
高	189	0		0		0		18
特別教室		0		0		0		45
管理諸室		0		0		0		
計	399	0		0		0		93

2025調査		西浦支援学校				保有
94	人数	①～⑥		⑦		
小	106	0			0	16
中	119					15
高	198					20
特別教室						43
管理諸室						
計	423	0		0		94

2021調査		富田林支援学校				不足教室		保有
81	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	93	0	0	2	6	2	6	18
中	113	0		3		3		18
高	157	0		1		1		20
特別教室		1		1		2		25
管理諸室		0		4		4		
計	363	1		11		12		81

2023調査		富田林支援学校				不足教室		保有
82	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	99	1	1	1	4	2	5	19
中	109	0		2		2		17
高	158	0		1		1		20
特別教室		1		0		1		26
管理諸室		0		2		2		
計	366	2		6		8		82

2025調査		富田林支援学校				保有
83	人数	①～⑥		⑦		
小	113	0		2	8	19
中	121			3		18
高	158			3		19
特別教室						27
管理諸室				4		
計	392	0		12		83

2021調査		中南河内				不足教室		保有
252	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	347	5	22	8	22	13	44	56
中	385	6		12		18		54
高	432	11		2		13		51
特別教室		4		1		5		91
管理諸室		3		7		10		
計	1164	29		30		59		252

2023調査		中南河内				不足教室		保有
253	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	363	1	1	5	19	6	20	59
中	376	0		11		11		50
高	413	0		3		3		46
特別教室		2		0		2		98
管理諸室		1		3		4		
計	1152	4		22		26		253

2025調査		中南河内				保有
252	人数	①～⑥		⑦		
小	399	0		9	29	58
中	420			14		53
高	418			6		45
特別教室				0		96
管理諸室				4		
計	1237	0		33		252

中南河内地域	2021～2025年度 増減	児童生徒数（A）	学級編成基準不適合室数（B）	比率（B/A）
		73	7	10.4

泉北泉南地域の4校で47人増加　不足教室数は2021年調査で76室、2023年調査で22室、2025年調査で23室（知的肢体併置校を除く）

2021調査		和泉支援学校				不足教室		保有
72	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	97	12		0		12		18
中	102	10	23	3	3	13	26	15
高	107	1		0		1		14
特別教室		8		1		9		25
管理諸室		2		4		6		
計	306	33		8		41		72

2023調査		和泉支援学校				不足教室		保有
72	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	96	3		1		4		18
中	118	0	3	4	5	4	8	17
高	103	0		0		0		14
特別教室		2		0		2		23
管理諸室		1		0		1		
計	317	6		5		11		72

2025調査		和泉支援学校				保有
72	人数	①～⑥		⑦		
小	125			5		20
中	121			6	12	15
高	103	0		1		12
特別教室				1		25
管理諸室				3		
計	349	0		16		72

2021調査		泉北高等支援学校				不足教室		保有
36	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	0	0		0		0		0
中	0	0	1	0	4	0	5	0
高	148	1		4		5		16
特別教室		0		1		1		20
管理諸室		1		2		3		
計	148	2		7		9		36

2023調査		泉北高等支援学校				不足教室		保有
35	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	0	0		0		0		0
中	0	0	0	0	3	0	3	0
高	135	0		3		3		15
特別教室		0		0		0		20
管理諸室		0		2		2		
計	135	0		5		5		35

2025調査		泉北高等支援学校				保有
35	人数	①～⑥		⑦		
小						0
中					3	0
高	122	0		3		14
特別教室						21
管理諸室				2		
計	122	0		5		35

2021調査		佐野支援学校				不足教室		保有
81	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	140	5		3		8		24
中	96	0	6	1	5	1	11	13
高	120	1		1		2		15
特別教室		4		0		4		29
管理諸室		3		5		8		
計	356	13		10		23		81

2023調査		佐野支援学校				不足教室		保有
81	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	125	0		0		0		22
中	99	2	2	0	2	2	4	13
高	105	0		2		2		13
特別教室		0		0		0		33
管理諸室		0		2		2		
計	329	2		4		6		81

2025調査		佐野支援学校				保有
81	人数	①～⑥		⑦		
小	110					20
中	103				0	14
高	106	0				13
特別教室						34
管理諸室				2		
計	319	0		2		81

2021調査		泉南支援学校				不足教室		保有
73	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	79	2		0		2		15
中	83	1	3	0	0	1	3	14
高	85	0		0		0		11
特別教室		0		0		0		33
管理諸室		0		0		0		
計	247	3		0		3		73

2023調査		泉南支援学校				不足教室		保有
78	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	104	0		0		0		20
中	86	0	0	0	0	0	0	13
高	92	0		0		0		11
特別教室		0		0		0		34
管理諸室		0		0		0		
計	282	0		0		0		78

2025調査		泉南支援学校				保有
78	人数	①～⑥		⑦		
小	116					21
中	103				0	14
高	95	0				11
特別教室						32
管理諸室						
計	314	0		0		78

2021調査		泉北泉南				不足教室		保有
262	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	316	19		3		22		57
中	281	11	33	4	12	15	45	42
高	460	3		5		8		56
特別教室		12		2		14		107
管理諸室		6		11		17		
計	1057	51		25		76		262

2023調査		泉北泉南				不足教室		保有
266	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	325	3		1		4		60
中	303	2	5	4	10	6	15	43
高	435	0		5		5		53
特別教室		2		0		2		110
管理諸室		1		4		5		
計	1063	8		14		22		266

2025調査		泉北泉南				保有
266	人数	①～⑥		⑦		
小	351			5		61
中	327			6	15	43
高	426	0		4		50
特別教室				1		112
管理諸室				7		
計	1104	0		23		266

泉北泉南地域	2021～2025年度 増減	児童生徒数（A）	学級編成基準不適合室数（B）	比率（B/A）
		47	3	15.7

府内地域の21校で503人増加　不足教室数は2021年調査で483室、2023年調査で350室、2025年調査で358室（知肢併置校・出来島支援学校を除く）

2021調査		豊能三島				不足教室		保有
273	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	511	13	17	15	42	28	59	77
中	442	1		19		20		53
高	415	3		8		11		48
特別教室		6		14		20		95
管理諸室		4		14		18		
計	1368	27		70		97		273

2023調査		豊能三島				不足教室		保有
282	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	517	1	2	13	47	14	49	80
中	456	0		23		23		51
高	452	1		11		12		49
特別教室		8		6		14		102
管理諸室		2		8		10		
計	1425	12		61		73		282

2025調査		豊能三島				保有
284	人数	①～⑥		⑦		
小	524	0		15	53	79
中	504			25		56
高	428			13		46
特別教室				12		103
管理諸室				13		
計	1456	0		78		284

2021調査		北河内				不足教室		保有
253	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	359	13	27	0	10	13	37	70
中	310	7		6		13		45
高	406	7		4		11		52
特別教室		5		15		20		86
管理諸室		9		13		22		
計	1075	41		38		79		253

2023調査		北河内				不足教室		保有
257	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	386	2	6	0	15	2	21	71
中	354	4		7		11		49
高	408	0		8		8		48
特別教室		2		9		11		89
管理諸室		0		13		13		
計	1148	8		37		45		257

2025調査		北河内				保有
263	人数	①～⑥		⑦		
小	445	0		3	26	70
中	394			14		49
高	415			9		48
特別教室				15		96
管理諸室				21		
計	1254	0		62		263

2021調査		中南河内				不足教室		保有
252	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	347	5	22	8	22	13	44	56
中	385	6		12		18		54
高	432	11		2		13		51
特別教室		4		1		5		91
管理諸室		3		7		10		
計	1164	29		30		59		252

2023調査		中南河内				不足教室		保有
253	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	363	1	1	5	19	6	20	59
中	376	0		11		11		50
高	413	0		3		3		46
特別教室		2		0		2		98
管理諸室		1		3		4		
計	1152	4		22		26		253

2025調査		中南河内				保有
252	人数	①～⑥		⑦		
小	399	0		9	29	58
中	420			14		53
高	418			6		45
特別教室				0		96
管理諸室				4		
計	1237	0		33		252

2021調査		泉北泉南				不足教室		保有
262	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	316	19	33	3	12	22	45	57
中	281	11		4		15		42
高	460	3		5		8		56
特別教室		12		2		14		107
管理諸室		6		11		17		
計	1057	51		25		76		262

2023調査		泉北泉南				不足教室		保有
266	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	325	3	5	1	10	4	15	60
中	303	2		4		6		43
高	435	0		5		5		53
特別教室		2		0		2		110
管理諸室		1		4		5		
計	1063	8		14		22		266

2025調査		泉北泉南				保有
266	人数	①～⑥		⑦		
小	351	0		5	15	61
中	327			6		43
高	426			4		50
特別教室				1		112
管理諸室				7		
計	1104	0		23		266

2021調査		大阪市内				不足教室		保有
381	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	500	5	13	21	76	26	89	81
中	576	5		30		35		69
高	821	3		25		28		83
特別教室		2		24		28		148
管理諸室		4		51		55		
計	1897	19		151		172		381

2023調査		大阪市内				不足教室		保有
380	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	569	9	16	32	102	41	118	77
中	648	3		43		46		72
高	811	4		27		31		82
特別教室		6		12		18		149
管理諸室		2		46		48		
計	2028	24		160		184		380

2025調査		大阪市内				保有
384	人数	①～⑥		⑦		
小	577	0		29	98	82
中	633			39		72
高	803			30		79
特別教室				17		151
管理諸室				47		
計	2013	0		162		384

2021調査		計				不足教室		保有
1421	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	2033	55	112	47	162	102	274	341
中	1994	30		71		101		263
高	2534	27		44		71		290
特別教室		29		56		87		527
管理諸室		26		96		122		
計	6561	167		314		483		1421

2023調査		計				不足教室		保有
1438	人数	①～⑥		⑦		合計		
小	2160	16	30	51	193	67	223	347
中	2137	9		88		97		265
高	2519	5		54		59		278
特別教室		20		27		47		548
管理諸室		6		74		80		
計	6816	7.295		294		350		1438

2025調査		計				保有
1449	人数	①～⑥		⑦		
小	2296	0		61	221	350
中	2278			98		273
高	2490			62		268
特別教室				45		558
管理諸室				92		
計	7064	0		358		1449

2025年度教室調査の保有室数を基にした最大人数と設置基準学級編成基準適合人数（21校）　20260710

在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
思斉支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
342	16	12	11	96	72	88	256	81	64.5	77.5	223	119
難波支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
338	11	14	13	66	84	104	254	51	76.5	93.5	221	117
生野支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
383	17	12	16	102	72	128	302	87	64.5	117.5	269	94
東淀川支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
293	10	10	13	60	60	104	224	45	52.5	93.5	191	102
東住吉支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
453	18	15	17	108	90	136	334	93	82.5	125.5	301	152
住之江支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
224	10	9	9	60	54	72	186	45	46.5	61.5	153	71
出来島支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
236	14	11	7	84	66	56	206	69	58.5	45.5	173	63
大阪市内	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
2013	**82**	**72**	**79**	**492**	**432**	**632**	**1556**	**402**	**387**	**569**	**1358**	**655**

在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
出来島支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
236	14	11	7	84	66	56	206	69	58.5	45.5	173	63

在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
豊中支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
448	22	15	11	132	90	88	310	117	82.5	77.5	277	171
高槻支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
394	21	16	14	126	96	112	334	111	88.5	101.5	301	93
吹田支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
273	19	11	9	114	66	72	252	99	58.5	61.5	219	54
摂津支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
341	17	14	12	102	84	96	282	87	76.5	85.5	249	92
豊能三島	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
1456	**79**	**56**	**46**	**474**	**336**	**368**	**1178**	**414**	**306**	**326**	**1046**	**410**

在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
寝屋川支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
433	27	12	14	162	72	112	346	147	64.5	101.5	313	120
守口支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
213	16	9	9	96	54	72	222	81	46.5	61.5	189	24
交野支援学校(四條畷校)	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
204	0	8	15	0	48	120	168		40.5	109.5	150	54
枚方支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
404	27	20	10	162	120	80	362	147	112.5	69.5	329	75
北河内	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
1254	**70**	**49**	**48**	**420**	**294**	**384**	**1098**	**405**	**288.5**	**373.5**	**1065**	**189**

在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
八尾支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
422	23	20	6	138	120	48	306	123	112.5	37.5	273	149
西浦支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
423	16	15	20	96	90	160	346	81	82.5	149.5	313	110
富田林支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
392	19	18	19	114	108	152	374	99	100.5	141.5	341	51
中南河内	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
1237	58	53	45	348	318	360	1026	303	295.5	328.5	927	310

在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
和泉支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
349	20	15	12	120	90	96	306	105	82.5	85.5	273	76
東北高等支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
122			14			112	112			101.5	101.5	20.5
佐野支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
319	20	14	13	120	84	104	308	105	76.5	93.5	275	44
泉南支援学校	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
314	21	14	11	126	84	88	298	111	76.5	77.5	265	49
泉北泉南	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
1104	61	43	50	366	258	400	1024	321	235.5	358	914.5	189.5

在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
豊能三島	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
1458	79	56	46	474	336	368	1178	414	306	328	1048	410
在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
北河内	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
1254	70	49	48	420	294	384	1098	405	286.5	373.5	1065	189
在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
中南河内	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
1237	58	53	45	348	318	360	1026	303	295.5	328.5	927	310
在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
泉北泉南	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
1104	61	43	50	366	258	400	1024	321	235.5	358	914.5	189.5
在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
大阪市内	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
2013	82	72	79	492	432	632	1556	402	387	569	1358	655
在籍人数(a)	保有室数			最大人数				学級編成基準適合人数(b)				(a-b)
計	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	差
7064	350	273	268	2100	1638	2144	5882	1845	1511	1955	5311	1754

2025年度　文科省教室不足調査における不足教室数（大障教調べ）

番号	学校名	不足教室数						設置基準適合状況	
		合計	内訳					校舎面積	運動場面積
			小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室		
No.1	東住吉支援	40	10	8	7	3	12	○	○
No.2	豊中支援	37	8	13	6	8	2	×	×
No.3	思斉支援	27	3	8	6	3	7	×	×
No.4	守口支援	25	3	3		10	9	×	×
No.5	難波支援	25	6	7	4		8	○	○
No.6	生野支援	24	4	5	5		10	×	○
No.7	高槻支援	23	4	9	2	2	6	×	○
No.8	住之江支援	23	2	5	3	5	8	×	×
No.9	東淀川支援	23	4	6	5	6	2	○	○
No.10	八尾支援	21	7	11	3			○	○
No.11	和泉支援	16	5	6	1	1	3	○	○
No.12	吹田支援	16	3	3	3	2	5	○	×
No.13	四條畷校	14		3	4	1	6	○	○
No.14	寝屋川支援	13		4	3		6	○	○
No.15	富田林支援	12	2	3	3		4	○	○
No.16	枚方支援	10		4	2	4		×	○
No.17	泉北高等支援	5			3		2	○	×
No.18	佐野支援	2					2	○	○
No.19	摂津支援	2			2			○	○
合計		358	61	98	62	45	92		

不足教室数358について

調査の回答項目は、①仮設建物、②特別教室の転用、③管理諸室の転用、④教室の間仕切り、⑤体育館・廊下等の間仕切り、⑥倉庫・準備室の転用、⑦その他の対応となっています。

しかし、大阪府立支援学校において、①～⑥は「0」として文科省に報告が上がっています。これは、①～⑥が「一時的な対応」を集計対象としているため、恒常的な転用は対象にならないことによります。

「設置基準不適合」校一覧

2025年度文部科学省「教室不足調査」より
（大障教調べ）

学校名	校舎面積				運動場面積			
	保有面積		必要面積	基準適合	保有面積		必要面積	基準適合
南視覚支援学校	7,623	0	3,688	○	2,990	0	3,600	×
交野支援学校四條畷校	12,215	0	6,053	○	10,887	0	3,600	○
摂津支援学校	11,047	0	9,517	○	27,631	0	3,600	○
とりかい高等支援学校	3,707	0	3,020	○	0	0	3,600	×
泉南支援学校	11,542	0	8,263	○	8,211	0	3,600	○
すながわ高等支援学較	4,744	0	2,820	○	0	0	3,600	×
枚方支援学校	10,595	0	10,880	×	4,925	0	3,680	○
むらの高等支援学校	3,507	0	2,720	○	0	0	3,600	×
西浦支援学校	16,481	0	10,549	○	6,883	0	4,370	○
難波支援学校	17,385	0	9,017	○	11,480	0	3,720	○
なにわ高等支援学校	5,675	0	3,800	○	0	0	3,600	×
西淀川支援学校	4,885	0	5,317	×	1,050	0	3,600	×
大阪北視覚支援学校	6,925	0	2,584	○	8,889	0	3,600	○
東淀川支援学校	9,449	0	8,095	○	9,666	0	3,600	○
生野支援学校	7,870	0	9,706	×	4,050	0	3,750	○
思斉支援学校	7,399	0	9,183	×	1,250	655	3,600	×
光陽支援学校	6,571	0	8,238	×	2,160	0	3,600	×
東住吉支援学校	13,712	0	12,522	○	13,250	0	4,240	○
住之江支援学校	5,389	0	6,661	×	1,440	0	3,600	×
平野支援学校	5,064	0	4,204	○	5,227	0	3,600	○
中央聴覚支援学校	7,117	0	3,696	○	5,530	0	3,600	○
生野聴覚支援学校	7,559	0	3,478	○	2,500	0	3,600	×
堺聴覚支援学校	10,806	0	2,140	○	11,000	0	3,600	○
だいせん聴覚高等支援学校	10,275	0	2,141	○	4,547	0	3,600	○
堺支援学校	12,066	0	9,556	○	3,957	0	3,600	○
中津支援学校	3,341	0	4,806	×	0	0	3,600	×
堺支援学校大手前分校	0	659	1,360	×	0	0	3,600	×
高槻支援学校	9,895	0	10,618	×	6,469	0	3,760	○
八尾支援学校	10,748	0	10,273	○	6,608	0	3,620	○
茨木支援学校	10,550	0	9,102	○	6,167	0	3,600	○
富田林支援学校	11,682	0	10,312	○	4,617	0	3,990	○
刀根山支援学校	1,933	0	2,238	×	0	0	3,600	×
佐野支援学校	12,209	0	8,985	○	6,363	0	3,600	○
豊中支援学校	10,089	0	11,398	×	3,212	0	4,050	×
泉北高等支援学校	3,871	0	3,674	○	2,603	0	3,600	×
寝屋川支援学校	11,529	0	10,930	○	6,555	0	3,610	○
東大阪支援学校	8,303	0	5,782	○	2,500	0	3,600	×
和泉支援学校	9,450	0	9,193	○	4,847	0	3,600	○
岸和田支援学校	7,065	0	6,206	○	960	0	3,600	×
藤井寺支援学校	7,831	0	6,263	○	2,200	0	3,600	×
交野支援学校	8,654	0	6,979	○	1,500	0	3,600	×
箕面支援学校	8,518	0	9,991	×	0	1,628	3,600	×
羽曳野支援学校	2,151	0	942	○	0	1,550	3,600	×
守口支援学校	5,646	0	6,245	×	1,816	0	3,600	×
吹田支援学校	8,403	0	7,839	○	3,196	0	3,600	×
たまがわ高等支援学校	9,210	0	4,262	○	10,852	0	3,600	○
出来島支援学校	12,396	0	6,630	○	10,185	0	3,600	○

全国特別支援学校大規模校リスト　【2026年調べ】

大阪の障害児教育をよくする会調べ　2026.7.30

	学校名	都道府県	人数	年度
1	王子	東京	654	2025
2	古賀	福岡	594	2025
3	市立広島	広島	588	2025
4	いしかわ	石川	529	2026
5	羽村	東京	521	2025
6	鹿本学園	東京	506	2025
7	東住吉	大阪	478	2026
8	大宰府	福岡	472	2025
9	花畑学園	東京	457	2025
10	西浦	大阪	444	2026
11	寝屋川	大阪	443	2026
12	野洲	滋賀	440	2025
13	牧方	大阪	440	2026
14	八尾	大阪	439	2026
15	豊中	大阪	431	2026
16	永福学園	東京	427	2025
17	草津	滋賀	424	2025
18	富屋	栃木	423	2025
19	牧之原	鹿児島	422	2025
20	上尾かしの木	埼玉	421	2025
21	つくば	茨城	417	2025
22	三好	愛知	417	2025
23	高槻	大阪	414	2026
24	香川中部	香川	412	2025
25	東福岡	福岡	410	2025
26	中野	東京	407	2025
27	鹿児島南	鹿児島	402	2025
28	富田林	大阪	398	2026
29	川口	埼玉	398	2025
30	府中けやきの森学園	東京	396	2025
31	いなみ野	兵庫	396	2026
32	高島	東京	392	2025
33	鹿児島	鹿児島	392	2025
34	伊奈	茨城	391	2025
35	久我山青光学園	東京	390	2025
36	宇部総合	山口	388	2025
37	倉敷まきび	岡山	386	2026
38	こやの里	兵庫	386	2026
39	静岡北	静岡	386	2025
40	市立守山	愛知	384	2026
41	八王子西	東京	383	2025
42	鹿島	茨城	381	2025
43	美咲	沖縄	380	2026
44	水元	東京	376	2025
45	明和	石川	375	2026
46	墨田	東京	373	2025
47	豊川	愛知	370	2025
48	富士	静岡	369	2025
49	西日野にじ学園	三重	367	2026
50	一宮東	愛知	366	2025
51	福山北	広島	364	2025
52	和光南	埼玉	364	2025
53	生野	大阪	362	2026
54	和泉	大阪	361	2026
55	みなら	愛媛	361	2026
56	思斉	大阪	360	2026
57	町田の丘学園	東京	357	2025
58	武蔵台学園	東京	357	2025
59	難波	大阪	356	2026
60	阪神	兵庫	355	2026
61	生の松原	福岡	355	2025
62	市原	千葉	353	2025
63	多摩桜の丘学園	東京	353	2025
64	大宮北	埼玉	351	2025
65	三郷	埼玉	350	2025
66	可茂	岐阜	349	2026
67	草加かがやき	埼玉	349	2025
68	矢口	東京	348	2025
69	姫路しらさぎ	兵庫	347	2025
70	みあい	愛知	347	2025
71	摂津	大阪	345	2026
72	松江	島根	343	2026
73	いなざわ	愛知	342	2025
74	境	茨城	342	2025
75	所沢おおぞら	埼玉	340	2025
76	君津	千葉	339	2025
77	大垣	岐阜	337	2026
78	安城	愛知	336	2025
79	志村学園	東京	336	2025
80	直方	福岡	335	2025
81	瀬谷	神奈川	335	2025
82	半田	愛知	334	2025
83	宇治	京都	331	2025
84	金沢	神奈川	334	2025
85	藤枝	静岡	330	2026
86	武岡台	鹿児島	330	2025
87	袋井	静岡	329	2026
88	大和	佐賀	328	2026
89	泉南	大阪	327	2026
90	佐野	大阪	325	2026
91	那須	栃木	324	2025
92	市立南（中高）	愛知	324	2025
93	入間わかくさ高等支援	埼玉	322	2025
94	あぶくま	福島	321	2026
95	美浦	茨城	320	2025
96	川崎市立中央	神奈川	320	2025
97	島尻	沖縄	320	2026
98	つくし	千葉	319	2025
99	瀬戸つばさ	愛知	318	2025
100	柏	千葉	316	2025
101	市立南（中高）	愛知	316	2025
102	虹の原	長崎	316	2025
103	東淀川	大阪	315	2026
104	福岡中央	福岡	315	2025
105	国府	徳島	315	2026
106	紀北	和歌山	315	2025
107	出来島	大阪	313	2026
108	水元小合学園	東京	313	2025
109	那覇みらい	沖縄	313	2026
110	東はりま	兵庫	312	2026
111	浜松	静岡	312	2026
112	保土ヶ谷	神奈川	310	2025
113	印旛	千葉	309	2025
114	鶴見	神奈川	308	2025
115	越谷西	埼玉	308	2025
116	立川学園	東京	308	2025
117	あきる野学園	東京	304	2025
118	臨海青海	東京	301	2025
119	大平	沖縄	301	2026
120	筑後	福岡	300	2025
121	浜北	静岡	300	2026

＊各自治体教育委員会の公表資料をもとに作成。ホームページ上で公表資料が見当たらない自治体に関しては各学校のホームページを参照

府教委資料をもとに大阪の障害児教育をよくする会が作成

府立知的障害支援学校分布図

（注）図中の番号は所在地を表しています。
＊は高等部に生活科を設置する学校（4校）

豊能地域
5（同）　豊中支援学校
6（同）＊箕面支援学校

三島地域
1（同）　高槻支援学校
2（同）　茨木支援学校
3（同）＊摂津支援学校
4（同）　芥川支援学校
4（同）　とりかい高等支援学校

大阪市
21（東）　東淀川支援学校
22（東）　城南支援学校
23（東）　住吉角支援学校
24（東）　難波支援学校
24（東）　なにわ高等支援学校
25（東）　生野支援学校
26（東）　住之江支援学校
27（東・南）　南住吉支援学校

北河内地域
7（同）　寝屋川支援学校
8（同）　守口支援学校
9（同）　交野支援学校四條畷校
10（同）　枚方支援学校
10（同）　ひらかた高等支援学校

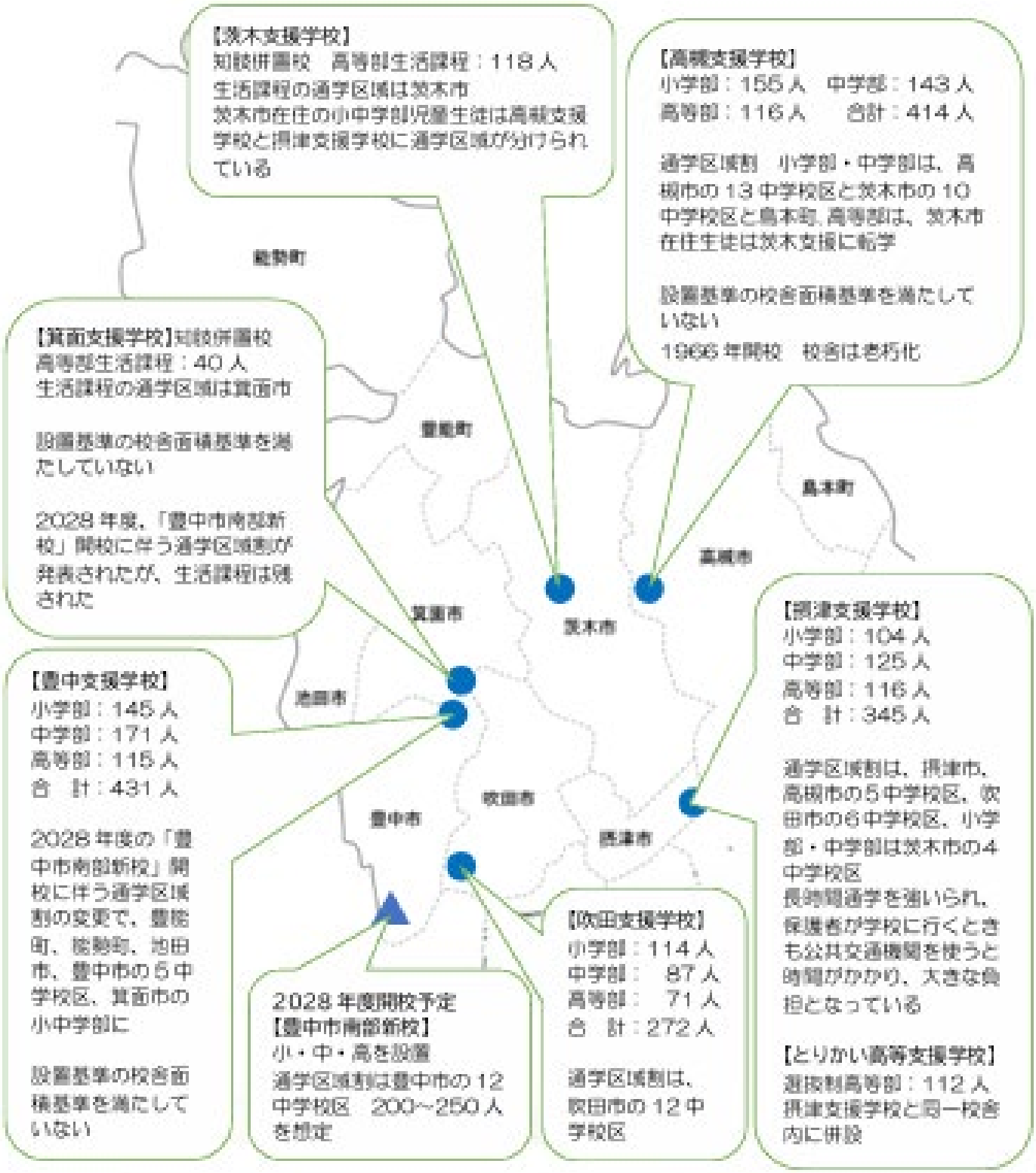
豊能北地域
16（池）　箕面支援学校
17（同）＊柴原支援学校
18（池）　豊北高等支援学校

中河内地域
11（同）　八尾支援学校
12（同）＊東大阪支援学校
13（同）　たまがわ高等支援学校

泉南地域
19（泉）　阪南支援学校
20（泉）　熊取支援学校
20（泉）　すながわ高等支援学校

南河内地域
14（河）　富田林支援学校
15（河）　西浦支援学校

豊能・三島地域

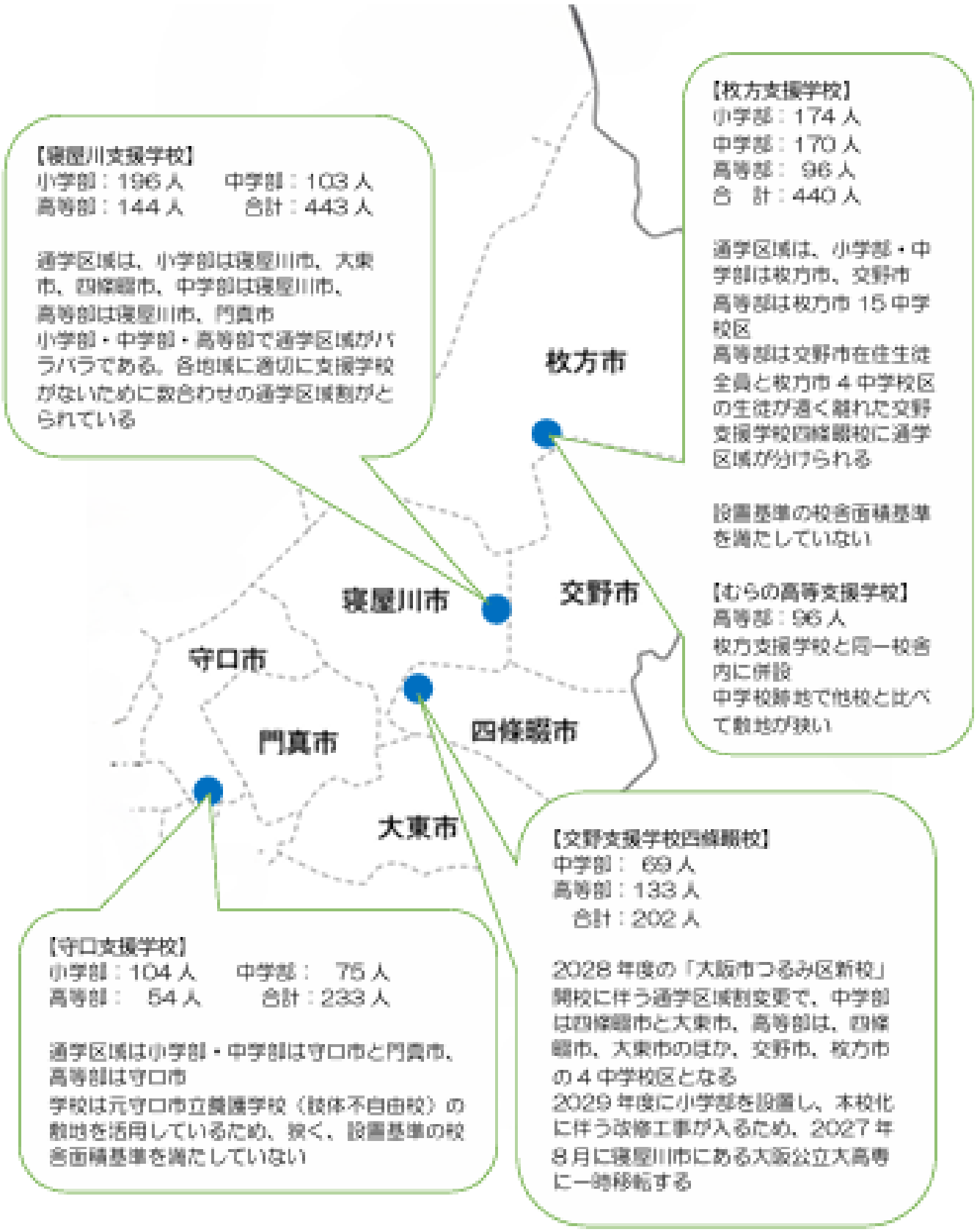


豊能地域　場当たり的な数合わせで通学区域割を変更しているため、小学部のうちに豊中支援⇒東淀川支援⇒豊中新校と2回転学する子も。また、きょうだいで豊中新校と東淀川支援にバラバラにされるケースも

三島地域　三島地域には新校整備計画は出ていないが、高槻支援学校で414人在籍し、地元にある支援学校に通えない問題もある。さらなる新校整備が必要

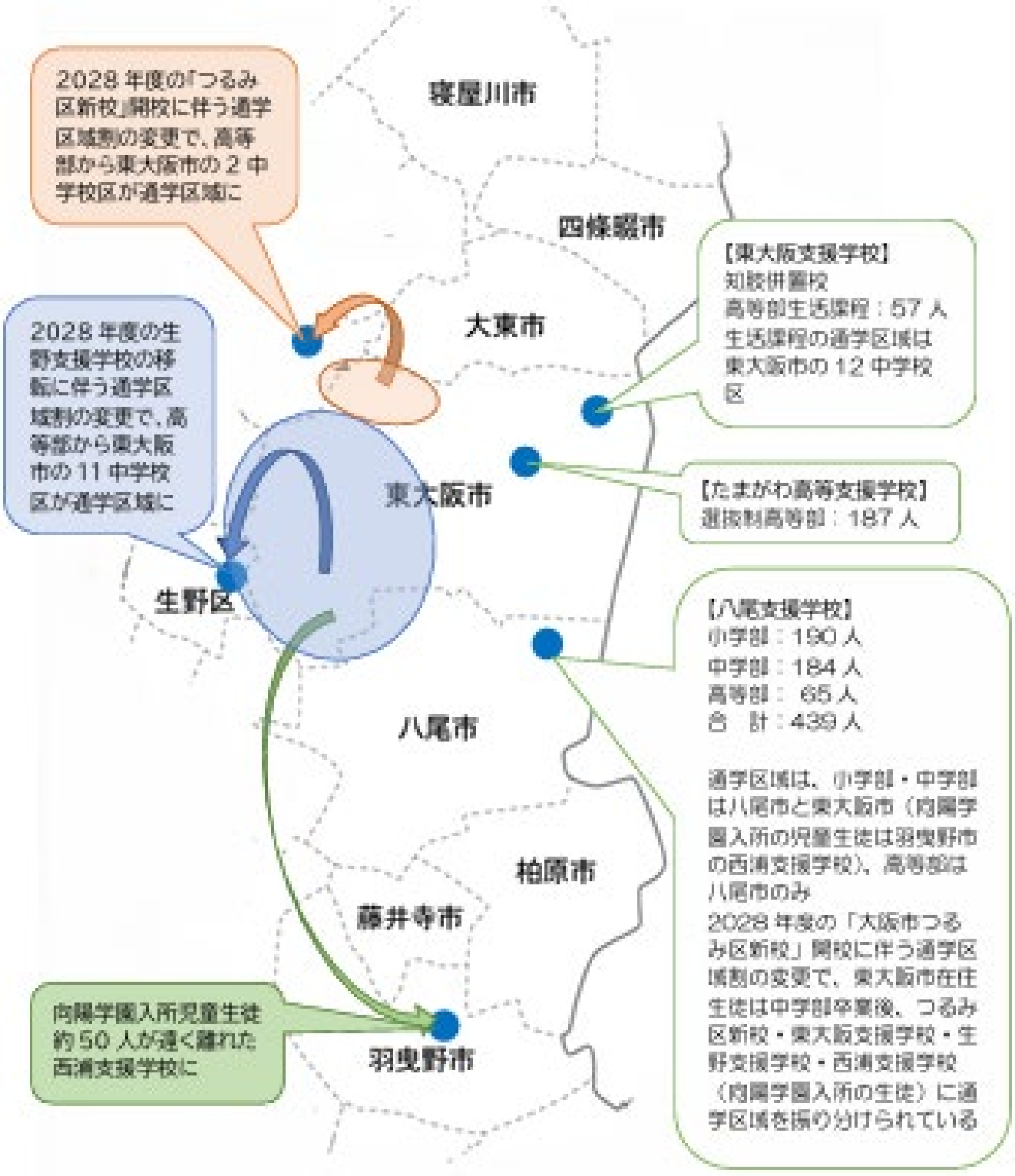
北河内地域

400 人超の学校が 2 校。通学区域割は学部によって入り込んでおり、守口市と寝屋川市在住児童生徒以外は小学部・中学部・高等部の一貫した教育を受けられない。交野支援学校四條畷校の本校化だけでは、「過大・過密」は解消されず、さらなる新校整備が必要



中河内地域

48 万都市の東大阪市に小学部・中学部・高等部の子が通える学校がないために、東大阪市在住の子どもたちは小学部・中学部・高等部の一貫した教育が受けられず、八尾支援学校中学部を卒業後は、大阪市つるみ区新校と東大阪支援学校、生野支援学校にバラバラにされてしまう



南河内地域

西浦支援学校は、東大阪市にある向陽学園入所の児童生徒や堺市の美原区・東区と北区の５中学校区を含む広域の通学区域を抱え、400人を超える超マンモス校。富田林支援学校も年々児童生徒が増加し、400人目前となっている。南河内地域にも新校整備が必要



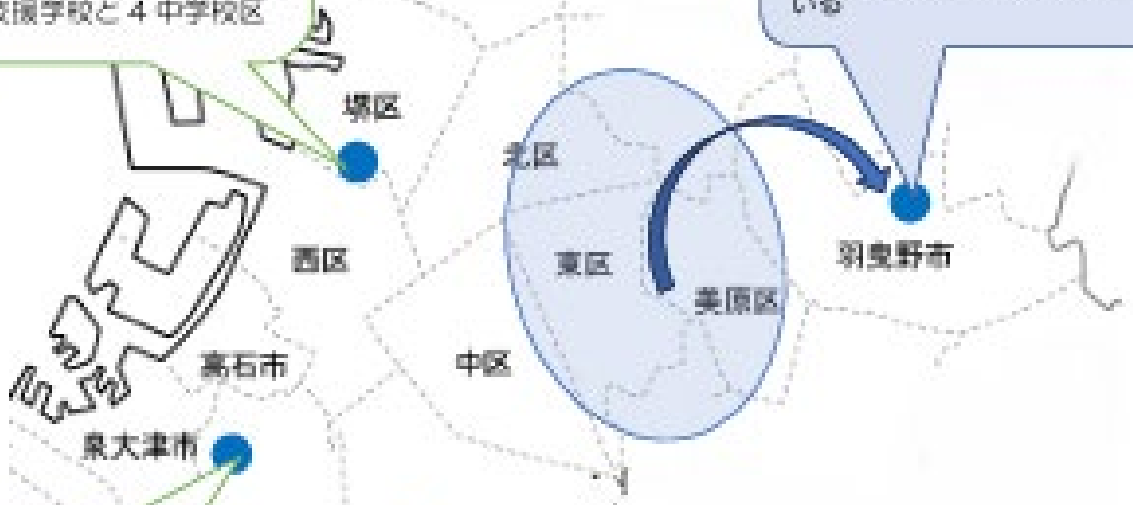
堺・泉北地域

和泉支援学校は毎年児童生徒数が増加傾向にあり、これ以上の増加に対応するのは難しい
堺市在住の高等部生徒は、狭い敷地の泉北高等支援学校と知的併置校の堺支援学校、羽曳野にある西浦支援学校に分かれている

堺市には、小学部・中学部の児童生徒が通う堺市立百舌鳥支援学校と百舌鳥支援学校宮園分校、上神谷支援学校があり、支援学校を希望する児童生徒はいずれかの学校に通学している

【堺支援学校】
知的併置校
高等部生活課程：84 人
生活課程の通学区域は、堺市の堺区全域と北区の３中学校区、西区の百舌鳥支援学校と４中学校区

堺市美原区全域、東区全域、北区の５中学校区の生徒は羽曳野市の西浦支援学校に通っている



【和泉支援学校】
小学部：140 人
中学部：103 人
高等部：118 人
合　計：361 人

通学区域は、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

児童生徒が年々増加しているため、老朽化のため使用を控えていたプレハブ校舎の使用を再開し、今は、普通教室としても使用せざるを得ない状況となっている

【泉北高等支援学校】
高等部：124 人

通学区域は、堺市中区全域、南区全域、西区の上神谷支援学校と２中学校区の生徒が通学

泉北高等支援学校はもともと病弱養護学校のため、校舎やグラウンドは狭い

泉南地域

岸和田市と貝塚市在住の児童生徒だけで 325 人もいるのにその地域に支援学校がないため、泉佐野市と熊取町の子どもたちは、佐野支援学校ではなく、遠く離れた泉南支援学校に通わなければならない
早急に岸和田貝塚地域に支援学校を整備する必要がある



【佐野支援学校】
小学部：107 人　中学部：　94 人
高等部：124 人　合　計：325 人

通学区域は、岸和田市、貝塚市

泉佐野市と泉佐野市より以東の熊取町の子どもたちが佐野支援学校を通り越して泉南支援学校に通わなければならない

【泉南支援学校】
小学部：121 人　中学部：111 人
高等部：　95 人　合　計：314 人

通学区域は、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

通学区域が広域で、泉佐野市と熊取町の子どもたちは、近隣の佐野支援学校ではなく、遠くの泉南支援学校に通わなければならない

【すながわ高等支援学校】
選抜制高等部：105 人
泉南支援学校と同一校舎内に併設

大阪市

この地域は、設置基準の校舎面積基準を大幅に満たしていない学校が複数ある。また、面積基準はクリアしていても、１クラスの定員(小・中６人、高８人)を超える学級(いわゆる「圧縮学級」)が多数存在し、慢性的な教室不足の実態がある。増加傾向に拍車がかかる中、「大阪市つるみ区新校」の整備や生野支援学校の移転だけでは、「過大・過密」は解消できない。更なる新校整備が早急に求められる



1.⑥府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。
1.㉖この間、小学部児童、中学部生徒が急増するもとで、年々教職員の配置が手薄になっています。各学校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配を行い、充実した指導を行えるようにしてください。

＜資料・発言＞1.⑥及び1.㉖

佐野支援学校は「過大・過密」で児童生徒数が増えすぎたことに伴い、児童生徒の大多数をしめる「岸和田・貝塚地域に新しい支援学校を」と長年運動をしてきました。しかし、それは叶わず、廃校になる高校を活用して泉南市に泉南支援学校が12年前に開校しました。校区編成は納得いくものではなく、たくさんの児童生徒、保護者は不安な思いをして学校を変わらざるをえない実態がありました。

それでも佐野支援学校の児童生徒数は減らず、もう一度校区の変更があり、熊取町に住むうちの子どもたちは2度の通学区域割の変更に巻き込まれました。そして、この数年で泉南支援学校の児童生徒数は増え、佐野支援・泉南支援のどちらも300人を超えています。佐野支援学校をわずかではありますが上回っています。ゆったりとした学習環境であったはずが、特別教室も無くなってしまったようです。しかし、高等部の生徒数は佐野支援学校の方が多いため、教員数は佐野支援の方が多いという事態が起きているそうです。いろいろなねじれが起きています。

岸和田市では支援学級や通級指導教室に通う児童生徒も多く、近くに支援学校があれば通わせていたという声を聞きます。やはり岸和田市に支援学校が必要だというところは昔と変わっていません。子どもたちの学習環境を改善するためにも岸和田市に支援学校を、そして佐野支援学校や泉南支援学校も適正規模の学校にしてください！ぜひよろしくお願いします。

1. ⑩北河内地域の支援学校の教育環境を改善してください。

＜資料＞

資料A　2008年度の学校教育審議会から2026年度までの経過と2035年度までの予想について

知的障がい支援学校の規模（府学教審答申）　H4.12　「150～200 人程度の規模での整備が妥当」
H20.7　「150～200 人程度の規模を大きく上回る学校は速やかに対応」

2008 年度　【６６６人】＝北河内知的障害支援学校在籍人数

「大阪府基本方針」　H11～H20：1,032 人増加　将来推計⇒今後 10 年間でさらに約 1,200 人増
□知的障がい支援学校 15 校中 H20.5 現在　在籍者数が 200 人超　9校　内 300 人超　5校⇒大規模化
□今後５年間の整備方針⇒（「豊能・三島地域」、「北河内地域」、「中河内・南河内地域」、「泉北・泉南地域」）
『平成 25 年度までに府内４地域で、知的障がい支援学校（小・中学部、高等部）各１校の新校整備』

2010 年度　【７３４人】　交野支援学校四條畷校開校
2011 年度　【７６７人】　★2011 年度から門真市の高等部生徒が寝屋川支援学校に移行
2015 年度　【９０４人】　枚方支援学校開校　交野支援学校四條畷校（分校として存続）
大東市の中学部・高等部と★東大阪市の一部の高等部が交野支援学校四條畷校に移行

2020 年度　【１０６１人】　★枚方市の一部と交野市の高等部生徒が交野支援学校四條畷校に移行
2021 年度　【１０７５人】　特別支援学校設置基準が策定される
2023 年度　【１１４８人】
大阪府整備計画：四條畷校本校化（2029 開校）、2032 年度までに設置基準不適合解消、不足教室解消
（2024 基本計画、2025 基本設計、2026 実施設計、2027 秋から 2028 工事、2029 開校予定）

2024 年度　【１１９３人】
教育長・支援教育課長答弁　本校化する四條畷校３５０人規模で、北河内地域にプラス１３０人
新通学区域を開校の 2 年前に発表　小中高の一貫性を重視

2026 年度　【１３２０人】
２０１５年度に枚方支援学校開校後、北河内で児童生徒数が 416人増加、今後も増加予想、授業で大事な特別教室を普通教室に転用、生活圏・福祉圏の異なる遠くの学校に通学区域変更、設置基準不適合の状態が続くが、北河内に知的支援学校は増設されていない。本校化によるプラス130人では全く対応できない。

2029 以降は東大阪市を除く　　HR：ホームルーム教室

	①適合人数	＊人数	超過人数	②適合 HR	③必要 HR	不足 HR
2015 年度	799	904人	105 人	140HR	153HR	13HR
2026 年度	799	1320人	521 人	140HR	219HR	79HR
2029 年度	912	1442人	530 人	161HR	240HR	79HR
2032 年度	912	1533人	621 人	161HR	252HR	91HR
2035 年度	912	1591人	679 人	161HR	261HR	100HR

①適合人数：北河内 4 校の各学校について、最低限必要な特別教室を回復した場合の HR 室数【適合 HR】をもとに算出した設置基準学級編成基準に適合する人数の合計　②適合 HR：各学校の①の適合人数の根拠となる HR 室数の合計
（各校の適合 HR と適合人数は、寝屋川支援 48HR275 人、枚方支援 45HR251 人、四條畷校 21HR136 人、守口支援 26HR137 人、計 140HR799 人となる。2029・2032・2035 は本校化する四條畷校を 42HR と仮定すると 249 人、4 校合計 161HR912 人）
③必要 HR：各年度の在籍人数や予想人数をもとに、各学校の設置基準学級編成基準に適合する HR 室数を算出したその室数の合計（2029・2032・2035 は枚方市・交野市が枚方支援、寝屋川市が寝屋川支援、四條畷市・大東市・門真市が本校化する四條畷校、守口市が守口支援と仮定した人数をもとに必要 HR 室数を算出した。）
＊上記の予想人数は過去 3 年間の実数をもとに算出した。過去 6 年間からの予想は 2029（1411）、2032（1482）、2035（1529）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・次ページ以降の資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

資料 B　大阪府学校教育審議会答申、 大阪府教育委員会　将来推計、 特別支援学校設置基準の交付等（通知）
資料 C　北河内・中河内地域の知的支援学校の地図　―過大過密による通学区域変更の実態―
資料 D　北河内地域知的支援学校市別人数と予想人数、公立小学校中学校在籍人数と支援学級在籍人数
資料 E　北河内地域の小学校・中学校、支援学級、知的支援学校の在籍人数の変遷
資料 F　2029・2032・2035年度の各市の予想人数からみて早急に2校新設が必要
資料 G　市単位で同じ学校で小中高一貫して通えるように2校新設してください

資料B　大阪阪府学校教育審議会答申、 大阪府教育委員会 将来推計、 特別支援学校設置基準の交付等(通知)

1 平成20年7月1日 大阪府学校教育審議会 答申(抜粋)

(3) 障がいのある子どもの自立を支援する教育の推進

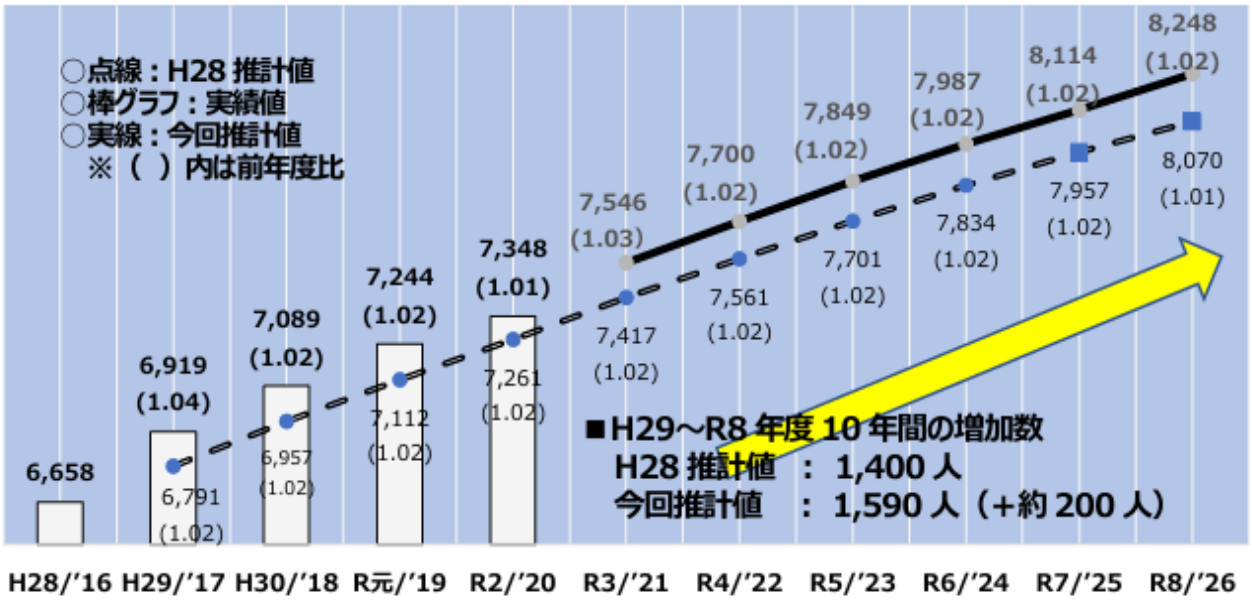
ア 知的障がい支援学校等の教育環境の充実

平成 4 年度の本審議会の答申で、児童・生徒数 150～200 人程度の規模で学校を整備していくことが妥当とした。ソフト面での充実などが行われており、この規模を超えれば直ちに対応が必要であるとは考えないが、150～200 人程度の規模を大きく上回っている学校については、教室不足による学習指導上の課題や、教員数の増による管理上の課題等を踏まえた教育環境の充実が求められていることから、**速やかに対応をするべきである**。その際には、現在の学校の施設規模をはじめ、学習指導や学校運営などの諸条件を勘案し、新たな学校の設置も視野に入れ、適切に対応する必要がある。

また、通学バスの運行に関しては、バス通学をしている児童・生徒の約1割が乗車時間の目標である 60 分を上回っているため、バスの増車や運行経路の見直し等、乗車時間の短縮のための対策が必要である。

2 知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針 令和2年 10 月大阪府教育委員会 将来推計

〈府立支援学校における知的障がいのある児童生徒の将来推計結果(平成 28 年度推計の再推計)〉 を、さらに**実数が上回る**



3 文部科学省令 「特別支援学校設置基準の交付等について(通知)」の概要　令和 3 年9月24日 (2021年)

1 設置基準の制定の趣旨

＊慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する　＊必要な最低限の基準

2 設置基準の概要 (1) 趣旨(第 1 条)　**＊水準の向上を図ることに努めなければならない**

(4)1 学級の幼児、児童又は生徒の数(第 5 条)

＊小学部又は中学部の 1 学級の児童又は生徒の数は 6 人、高等部は 8 人　＊同学年の児童又は生徒で編制

(13)校舎及び運動場の面積等(第 14 条)　＊校舎及び運動場の面積は、別表に定める面積以上とする

(14)校舎に備えるべき施設(第 15 条) (15)その他の施設(第 16 条)

＊教室(普通教室、特別教室等)、 自立活動室、 図書室、保健室、 職員室、体育館

(18)その他(附則) 3 設置基準に関する留意事項 (12)校舎に備えるべき施設(第 15 条)

＊「特別教室等」には、例えば、音楽室や家庭教室等の特定の教科の指導等に用いられる教室が含まれ、「自立活動室」には、例えば、「触覚・聴覚指導室」「聴力検査室」「生活指導室」等の障害に応じた自立活動に用いられる部屋が含まれる

＊特別支援学校における教育活動を行う上で必要な最低限の施設を規定

＊条文上明記している教室と自立活動室及び保育室と遊戯室以外の諸室については、それぞれの諸室の機能を果たす上でも、独立して設ける必要がある

＊「専門教育を施すための施設」は、第 15 条第 1 項第 1 号で規定する特別教室以外の実習施設等を指すものであり、教育課程の実施上必要に応じて整備するものである

資料C

北河内・中河内地域の知的支援学校の配置図
――過大過密による通学区域変更の実態――

1 （知）府立枚方支援学校
1 （知）府立むらの高等支援学校
2 （知）府立寝屋川支援学校
3 （知）府立交野支援学校四條畷校
4 （知）府立守口支援学校
5 （知肢併置）府立東大阪支援学校
6 （知）府立八尾支援学校
7 （知）府立西浦支援学校
8 （知）府立生野支援学校

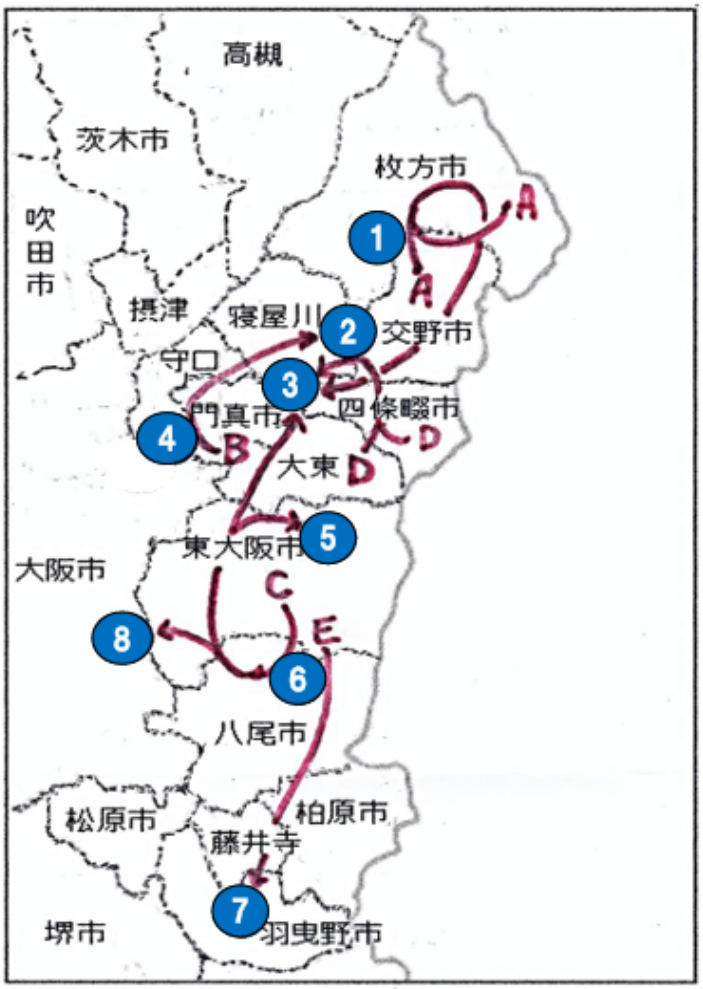
A （枚方市の一部・交野市の中学部→ 高等部）
1 枚方支援学校
⇒ 3 交野支援学校四條畷校

B （門真市の中学部→ 高等部）
4 守口支援学校
⇒ 2 寝屋川支援学校

C （東大阪市の中学部→ 高等部）
6 八尾支援学校
⇒5 （肢）東大阪支援学校 ＊
⇒3 交野支援学校四條畷校
⇒8 生野支援学校

D （四條畷市・大東市の小学部→中学部・高等部）
2 府立寝屋川支援学校
⇒3 交野支援学校四條畷校

E 向陽学園の小学部・中学部・高等部
⇒7 府立西浦支援学校



北河内地域の支援学校通学区域の変遷

枚:枚方支援学校　寝:寝屋川支援学校　四:交野支援学校四條畷校　守:守口支援学校
交:交野支援学校生活課程　東:東大阪支援学校生活課程　市守:守口市立養護学校　調:調整区域

通学区域		通学対象の支援学校（小学部/中学部/高等部）　＊大阪全域：むらの高等支援							
年度	～1974	1975	1983	1991	1996	2010	2011	2015	2020～現在
	～S49	S50	S58	H3	H8	H22	H23	H27	R2～現在
新設校 通学区域変更		寝屋川養護学校開校	交野・東大阪生活課程へ	守口養護分教室開設	守口支援学校開校	交野支援四條畷校開校	門真市の高等部寝屋川支援へ	枚方支援むらの高等支援学校開校	四條畷校へ（枚方一部と交野の高）
枚方市	高槻養護 八尾養護 等に通う	寝/寝/寝	寝/寝/寝・交	寝/寝/寝・交	寝/寝/寝・交	寝/**四/四**	寝/四/四	**枚/枚/枚**	枚/枚/枚・**四**
交野市		寝/寝/寝	寝/寝/寝・交	寝/寝/寝・交	寝/寝/寝・交	寝/**四/四**	寝/四/四	**枚/枚/枚**	枚/枚/**四**
寝屋川市		寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝
四條畷市		寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/**四/四**	寝/四/四	寝/四/四	寝/四/四
大東市		寝/寝/寝	寝/寝/**東**	寝/寝/東	寝/寝/東	寝/寝/東	寝/寝/東	寝/**四/四**	寝/四/四
門真市		寝/寝/寝	寝/寝/**調**	寝/寝/**市守**	守/守/守	守/守/守	守/守/**寝**	守/守/寝	守/守/寝
守口市		寝/寝/寝	寝/寝/**調**	寝/寝/**市守**	守/守/守	守/守/守	守/守/守	守/守/守	守/守/守

＊1983年度からの門真市・守口市の高等部は寝屋川支援学校と東大阪支援学校の調整
＊1996年度に守口支援学校開校、経過措置を経て1998年度に全面開校

資料D

北河内地域知的支援学校市別人数と予想人数

居住する市	実数						予想人数		
枚方市	2015	%	2020	2025	%	2026	2029	2032	2035
小学部	71	0.32%	112	138	0.74%	150	164	167	168
中学部	103	0.93%	103	140	1.43%	153	162	174	176
高等部	106		108	117		130	155	164	174
計	**280**		**323**	**395**		**433**	**481**	**505**	**518**
交野市	2015	%	2020	2025	%	2026	2029	2032	2035
小学部	13	0.30%	21	18	0.55%	24	36	36	36
中学部	12	0.51%	14	19	0.90%	16	17	30	30
高等部	18		15	19		20	12	14	27
計	**43**		**50**	**56**		**60**	**65**	**80**	**93**
寝屋川市	2015	%	2020	2025	%	2026	2029	2032	2035
小学部	32	0.27%	103	117	1.22%	108	102	99	97
中学部	80	1.30%	74	109	1.83%	105	102	97	95
高等部	84		95	90		96	109	105	100
計	**196**		**272**	**316**		**309**	**313**	**301**	**292**
四條畷市	2015	%	2020	2025	%	2026	2029	2032	2035
小学部	4	0.12%	7	18	0.73%	19	19	18	18
中学部	16	0.86%	18	22	1.77%	29	29	31	30
高等部	28		21	13		13	29	29	31
計	**48**		**46**	**53**		**61**	**77**	**78**	**79**
大東市	2015	%	2020	2025	%	2026	2029	2032	2035
小学部	28	0.44%	36	57	1.16%	69	76	78	78
中学部	36	1.08%	34	42	1.14%	40	53	58	60
高等部	19		42	49		40	37	48	52
計	**83**		**112**	**148**		**149**	**166**	**184**	**190**
門真市	2015	%	2020	2025	%	2026	2029	2032	2035
小学部	24	0.41%	31	49	1.24%	50	71	72	72
中学部	30	0.98%	24	31	1.41%	37	42	63	63
高等部	74		51	42		48	50	54	75
計	**128**		**106**	**122**		**135**	**163**	**189**	**210**
守口市	2015	%	2020	2025	%	2026	2029	2032	2035
小学部	23	0.36%	28	48	0.87%	55	66	65	66
中学部	41	1.17%	36	31	1.14%	38	44	57	56
高等部	52		56	54		54	67	74	87
計	**116**		**120**	**133**		**147**	**177**	**196**	**209**
東大阪市一部	2015		2020	2025		2026	2029	2032	2035
高等部	**13**		**32**	**31**		**26**			
北河内+東	2015	%	2020	2025	%	2026	2029	2032	2035
小学部	195	0.32%	338	445	0.92%	475	534	535	535
中学部	318	1.02%	303	394	1.42%	418	449	510	510
高等部	394		420	415		427	459	488	546
計	**＊907**		**1061**	**1254**		**1320**	**1442**	**1533**	**1591**

公立小学校中学校在籍人数と支援学級在籍人数

	2015				2025			
枚方市	公立児童	支援学級			公立児童	支援学級		
	生徒数	総数	知的自閉	%	生徒数	総数	知的自閉	%
小学校	22108	705	635	2.9%	18596	2000	1920	10.3%
中学校	11040	206	197	1.8%	9804	611	585	6.0%
計	33148	911	832	2.5%	28400	2611	2505	8.8%
交野市	公立児童	支援学級			公立児童	支援学級		
	生徒数	総数	知的自閉	%	生徒数	総数	知的自閉	%
小学校	4336	131	119	2.7%	3282	195	193	5.9%
中学校	2375	50	45	1.9%	2117	89	88	4.2%
計	6711	181	164	2.4%	5399	284	281	5.2%
寝屋川市	公立児童	支援学級			公立児童	支援学級		
	生徒数	総数	知的自閉	%	生徒数	総数	知的自閉	%
小学校	11641	414	376	3.2%	9620	912	900	9.4%
中学校	6171	169	159	2.6%	5951	308	306	5.1%
計	17812	583	535	3.0%	15571	1220	1206	7.7%
四條畷市	公立児童	支援学級			公立児童	支援学級		
	生徒数	総数	知的自閉	%	生徒数	総数	知的自閉	%
小学校	3335	157	141	4.2%	2469	276	268	10.9%
中学校	1853	46	45	2.4%	1246	67	61	4.9%
計	5188	203	186	3.6%	3715	343	329	8.9%
大東市	公立児童	支援学級			公立児童	支援学級		
	生徒数	総数	知的自閉	%	生徒数	総数	知的自閉	%
小学校	6351	390	366	5.8%	4933	501	477	9.7%
中学校	3332	101	91	2.7%	3671	173	171	4.7%
計	9683	491	457	4.7%	8604	674	648	7.5%
門真市	公立児童	支援学級			公立児童	支援学級		
	生徒数	総数	知的自閉	%	生徒数	総数	知的自閉	%
小学校	5839	231	203	3.5%	3953	361	344	8.7%
中学校	3062	107	86	2.8%	2205	146	144	6.5%
計	8901	338	289	3.2%	6158	507	488	7.9%
守口市	公立児童	支援学級			公立児童	支援学級		
	生徒数	総数	知的自閉	%	生徒数	総数	知的自閉	%
小学校	6448	284	263	4.1%	5537	511	496	9.0%
中学校	3493	112	98	2.8%	2719	215	214	7.9%
計	9941	396	361	3.6%	8256	726	710	8.6%

	2015				2025			
北河内計	公立児童	支援学級			公立児童	支援学級		
	生徒数	総数	知的自閉	%	生徒数	総数	知的自閉	%
小学校	60058	2312	2103	3.5%	48390	4756	4598	9.5%
中学校	31326	791	721	2.3%	27713	1609	1569	5.7%
計	91384	3103	2824	3.1%	76103	6365	6167	8.1%

＊資料Aの2015年度の合計904人と資料Gの合計907人が異なるのは調査時期の違いによる転出入人数を反映したため

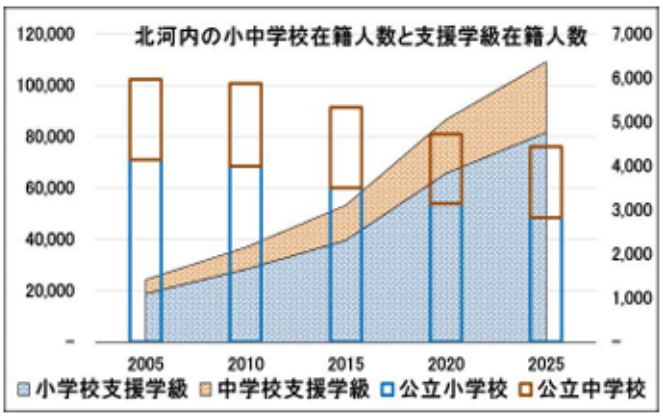
・支援学校の予想人数は過去3か年の実数をもとに算出した

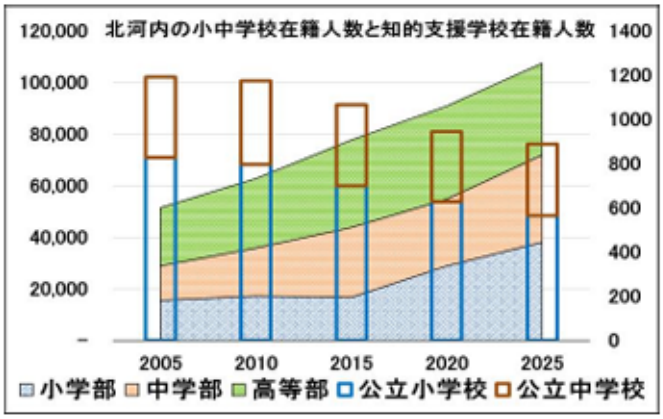
・公立小学校・中学校の人数は義務教育学校を除く　・知的自閉は支援学級の知的学級と自閉学級の合計人数

・%は公立児童生徒数を分母とする比率である

資料E　北河内地域の小学校・中学校、支援学級、知的支援学校の在籍人数

2005～2025年度で小学校・中学校の在籍人数は大幅に減少、支援学級・支援学校の在籍人数は大幅に増加



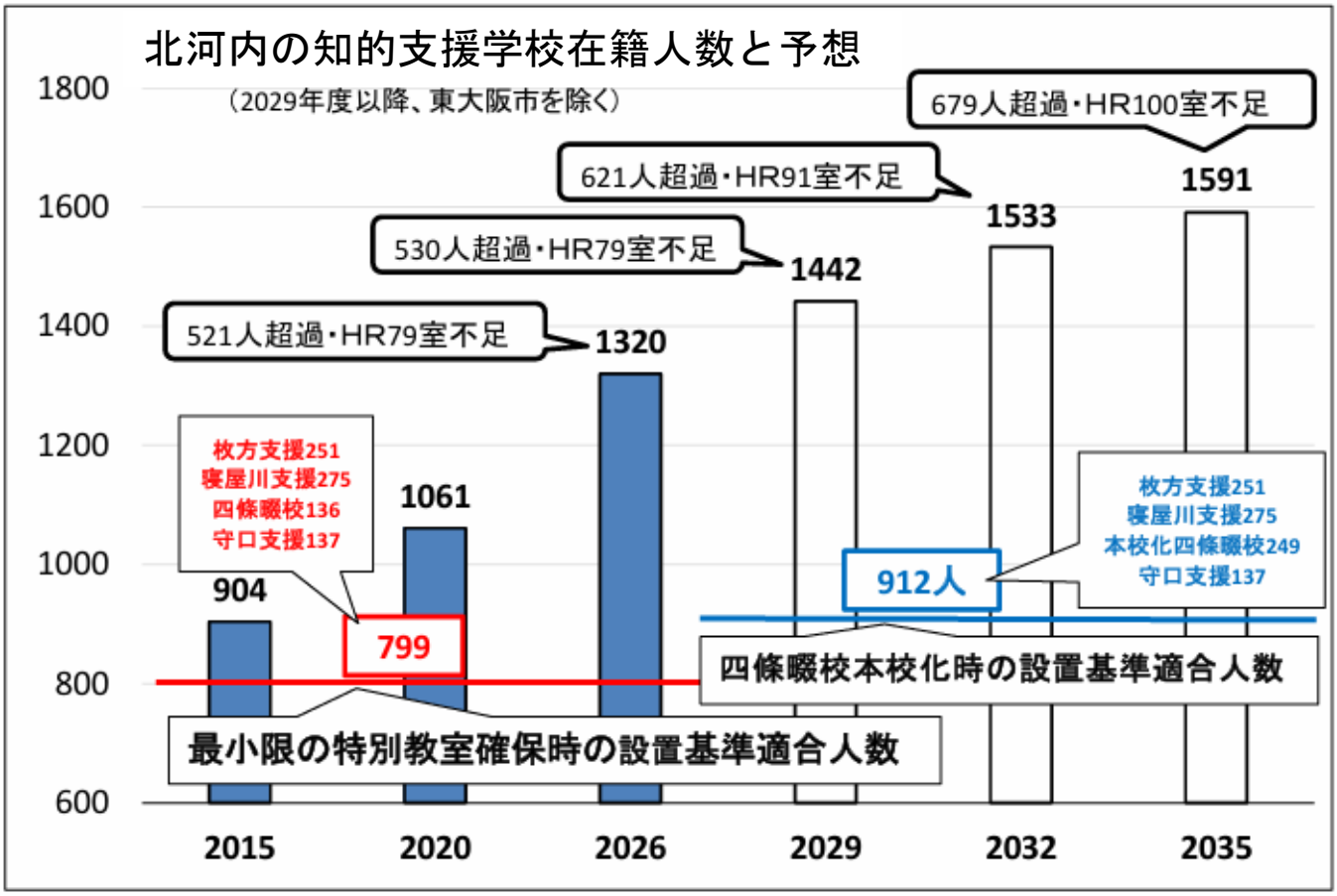


公立小学校は68%、中学校は89%に減少　（義務教育学校を除く）

支援学級は小学校432%・中学校503%に増加しました

知的支援学校は小学部245%・中学部251%・高等部158%に増加しました

知的支援学校は設置基準適合人数を大幅に超え、特別教室も普通教室も慢性的な不足状態



●2015年度に枚方支援学校が開校した以降も児童生徒数が大幅に増加しました。しかし増加に見合って支援学校が新設されなかったために、特別教室を普通教室に転用してきました。そして最低限の特別教室もなくなり、日々の教育活動に支障をきたしています。

★この最低限の特別教室を回復した場合の普通教室の室数をもとに設置基準に見合う人数を計算しました。上記のグラフの799人が北河内4校の設置基準適合人数です。

（799人＝枚方支援45HR251人、四條畷校21HR136人、寝屋川支援48HR275人、守口支援26HR137人）

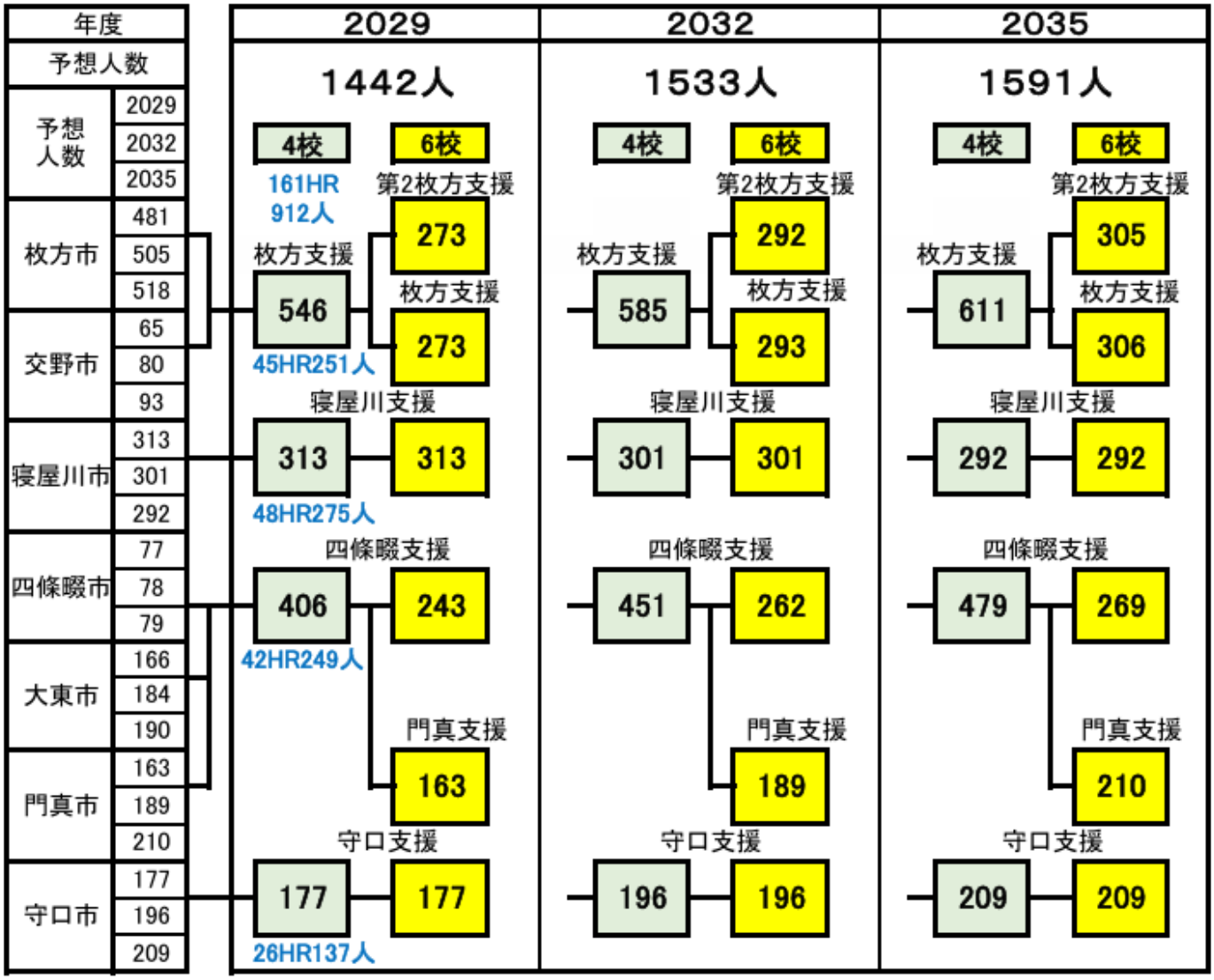
◆本校化時の設置基準適合人数は912人です。本校化する四條畷校が、開校時から特別教室を減らすのではなく、適切に特別教室と普通教室を配置した場合のHR室数、42室をもとに設置基準適合人数を計算しました。

（912人＝枚方支援45HR251人、四條畷支援〈仮称〉42HR249人、寝屋川支援48HR275人、守口支援26HR137人）

資料F

2029・2032・2035年度の各市の予想人数に対応するため早急に2校新設が必要

★四條畷校が本校化しても現行の4校だけでは全く対応できません。 ★仮に枚方市と交野市が枚方支援学校、寝屋川市が寝屋川支援学校、四條畷市と大東市と門真市が本校化する四條畷支援学校（仮称）、守口市が守口支援学校の校区と仮定した場合について計算してみました。（東大阪市を除く）



＊青字は最低限の特別教室回復時のHR室数と設置基準適合人数

＊予想人数は過去3年間の実数をもとに算出。過去6年間の実数からの予想は2029（1411人）、2032（1482人）、2035（1529人）

2029年度、4校の場合

枚方支援学校546人、寝屋川支援学校313人、四條畷支援学校（仮称）406人、守口支援学校177人となります。交野市が寝屋川支援学校の校区になった場合は、枚方支援学校481人、寝屋川支援学校378人です。枚方市・交野市・寝屋川市の北河内北部の人数は859人予想なので2校で対応することは不可能です。

門真市が守口支援学校の校区になった場合は、四條畷支援学校（仮称）243人、守口支援学校340人です。北河内南部の人数は583人予想なので2校で対応することは不可能です。

今年度、すでに整備計画が破綻、2029年度以降も児童生徒数が増加する予想です

2029年度に本校化する予定の四條畷校に詰め込もうとするのは、もともと無理があります。今年度の時点で四條畷市と大東市と門真市の人数が345人であり、HR教室は58室必要です。本校化の3年前で、すでに限界を超えています。また北河内地域の4校の不足教室解消と設置基準不適合の解消も不可能です。

（大阪府の方針）2032年度までに設置基準不適合と不足教室を解消するために

普通教室・特別教室・管理諸室の不足教室解消、設置基準校舎面積基準・学級編成基準不適合解消が必要

2026年度中に2校の新設整備に必要な予算措置をしてください

資料G

市単位で同じ学校で小中高一貫して通えるように2校新設してください

通学区域変更について保護者、教職員、関係者の意見を聞く場を設定してください。また、「通学区域が変更される」ことや「発表の時期が2027 年6月ごろ」であることすら周知が行き届いていません。府のホームページに掲載するとともに、各学校や関係機関を通じて保護者・教職員・関係者に早急に知らせてください。

北河内北部		A	B	C	D		E
枚方市	2026実数と予想人数 ①2026実数 ②2029予想 ③2032予想 ④2035予想 2026 433 2029 481 2032 505 2035 518	2029年度 481人 481	2029年度 546人 481	2029年度 407人 385 96	2029年度 385人 385 96		2029年度 273人 273 2029年度 273人
交野市	①60、②65 ③80、④93	65	65	43	22 65		273
寝屋川市	2026 309 2029 313 2032 301 2035 292	313 2029年度 378人	313 2029年度 313人	313 2029年度 452人	313 2029年度 474人		313 2029年度 313人

第2枚方支援学校	北河内北部 2026:802人、2029:859人、2032:886人、2035:903人					2026実数	246
						2029予想	273
						2032予想	292
						2035予想	305
枚方支援学校	2026実数	433	493	366	346	2026実数	247
	2029予想	481	546	407	385	2029予想	273
	2032予想	505	585	431	404	2032予想	293
	2035予想	518	611	445	414	2035予想	306
寝屋川支援学校	2026実数	369	309	436	456	2026実数	309
	2029予想	378	313	452	474	2029予想	313
	2032予想	381	301	455	482	2032予想	301
	2035予想	385	292	458	489	2035予想	292

北河内南部		ア	イ	ウ	エ		オ
四條畷市	①61、②77 ③78、④79	77	77	77	77		77
大東市	2026 149 2029 166 2032 184 2035 190	2029年度 406人 166	2029年度 243人 166	2029年度 325人 166	2029年度 365人 166		2029年度 243人 166
門真市	2026 135 2029 163 2032 189 2035 210	163	163	81 82	41 122		2029年度 163人 163
守口市	2026 147 2029 177 2032 196 2035 209	177 2029年度 177人	177 2029年度 340人	177 2029年度 258人	177 2029年度 218人		177 2029年度 177人

四條畷校	2026実数	345	210	278	311	2026実数	210
	2029予想	406	243	325	365	2029予想	243
	2032予想	451	262	357	404	2032予想	262
	2035予想	479	269	374	426	2035予想	269
門真支援学校	北河内南部 2026:492人、2029:583人、2032:647人、2035:688人					2026実数	135
						2029予想	163
						2032予想	189
						2035予想	210
守口支援学校	2026実数	147	282	214	181	2026実数	147
	2029予想	177	340	258	218	2029予想	177
	2032予想	196	385	290	243	2032予想	196
	2035予想	209	419	314	262	2035予想	209

通学区域変更の場合、小中学部は一斉に移行、高等部は年次進行で移行すると考えられる

資料H-1

北河内地域の知的支援学校の認定学級数と在籍人数の比率（在籍人数÷認定学級数）の推移

児童生徒数が増加し、教室不足の上に、教員不足、2016年度以降の比較で教員は94人不足

- 2016年度以降の児童生徒数の増加について、教員数がどのように変化してきたか、児童生徒数に対して教員比率がどう変化してきたか検証する。
- 認定学級数によって教員定数が決まるため、その認定学級1学級当りの児童生徒数の比率の変化について検証する。
- 2026年度の認定学級数を、2016～2026年度の最小比率と比較すると、大幅に不足している。具体的には小学部で32学級、中学部で19学級、高等部で41学級不足している。

不足人数は、最小比率と比較した不足学級数に学級乗数（小学部1.15、中学部1.52、高等部2.00）を乗じた値である。教員は94人不足している。
94人には学級乗数以外の項目は含まれていないので、自立活動教員数等を含めると不足人数は94人をさらに上回る。

枚方支援学校

| | 小学部 | | | | | | | | 中学部 | | | | | | | | 高等部本科 | | | | | | | | 学級別合計 | | | | | | | | 合計 | | |
|---|
| | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 重複 | 在籍数 | | 重複 | 比率 | 学級数 | 在籍数 | 比率 |
| | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 比率 | 一般 | 重複 | 比率 | | | | |
| 2016H28 | 13 | 10 | 23 | 66 | 24 | 90 | 26.7% | 3.91 | 18 | 10 | 28 | 97 | 24 | 121 | 19.8% | 4.32 | 15 | 11 | 26 | 110 | 31 | 141 | 22.0% | 5.42 | 46 | 31 | 40.3% | 273 | 79 | 22.4% | 77 | 352 | 4.57 |
| 2017H29 | 15 | 11 | 26 | 78 | 28 | 106 | 26.4% | 4.08 | 18 | 9 | 27 | 101 | 21 | 122 | 17.2% | 4.52 | 15 | 14 | 29 | 105 | 40 | 145 | 27.6% | 5.00 | 48 | 34 | 41.5% | 284 | 89 | 23.9% | 82 | 373 | 4.55 |
| 2018H30 | 15 | 14 | 29 | 79 | 33 | 112 | 29.5% | 3.86 | 18 | 9 | 27 | 99 | 21 | 120 | 17.5% | 4.44 | 16 | 13 | 29 | 113 | 37 | 150 | 24.7% | 5.17 | 49 | 36 | 42.4% | 291 | 91 | 23.8% | 85 | 382 | 4.49 |
| 2019R01 | 17 | 13 | 30 | 91 | 33 | 124 | 26.6% | 4.13 | 17 | 11 | 28 | 87 | 29 | 116 | 25.0% | 4.14 | 14 | 12 | 26 | 102 | 35 | 137 | 25.5% | 5.27 | 48 | 36 | 42.9% | 280 | 97 | 25.7% | 84 | 377 | 4.49 |
| 2020R02 | 18 | 15 | 33 | 94 | 39 | 133 | 29.3% | 4.03 | 16 | 12 | 28 | 87 | 30 | 117 | 25.6% | 4.18 | 12 | 9 | 21 | 83 | 27 | 110 | 24.5% | 5.24 | 46 | 36 | 43.9% | 264 | 96 | 26.7% | 82 | 360 | 4.39 |
| 2021R03 | 19 | 16 | 35 | 98 | 40 | 138 | 29.0% | 3.94 | 17 | 12 | 29 | 93 | 30 | 123 | 24.4% | 4.24 | 10 | 8 | 18 | 71 | 23 | 94 | 24.5% | 5.22 | 46 | 36 | 43.9% | 262 | 93 | 26.2% | 82 | 355 | 4.33 |
| 2022R04 | 21 | 16 | 37 | 109 | 41 | 150 | 27.3% | 4.05 | 20 | 10 | 30 | 106 | 27 | 133 | 20.3% | 4.43 | 8 | 8 | 16 | 58 | 24 | 82 | 29.3% | 5.13 | 49 | 34 | 41.0% | 273 | 92 | 25.2% | 83 | 365 | 4.40 |
| 2023R05 | 20 | 16 | 36 | 103 | 39 | 142 | 27.5% | 3.94 | 21 | 11 | 32 | 120 | 32 | 152 | 21.1% | 4.75 | 9 | 9 | 18 | 64 | 25 | 89 | 28.1% | 4.94 | 50 | 36 | 41.9% | 287 | 96 | 25.1% | 86 | 383 | 4.45 |
| 2024R06 | 22 | 15 | 37 | 111 | 35 | 146 | 24.0% | 3.95 | 21 | 12 | 33 | 121 | 32 | 153 | 20.9% | 4.64 | 10 | 9 | 19 | 62 | 27 | 89 | 30.3% | 4.68 | 53 | 36 | 40.4% | 294 | 94 | 24.2% | 89 | 388 | 4.36 |
| 2025R07 | 24 | 14 | 38 | 123 | 33 | 156 | 21.2% | 4.11 | 22 | 12 | 34 | 127 | 32 | 159 | 20.1% | 4.68 | 10 | 8 | 18 | 66 | 23 | 89 | 25.8% | 4.94 | 56 | 34 | 37.8% | 316 | 88 | 21.8% | 90 | 404 | 4.49 |
| 2026R08 | 27 | 11 | 38 | 150 | 24 | 174 | 13.8% | 4.58 | 24 | 12 | 36 | 139 | 31 | 170 | 18.2% | 4.72 | 10 | 9 | 19 | 71 | 25 | 96 | 26.0% | 5.05 | 61 | 32 | 34.4% | 360 | 80 | 18.2% | 93 | 440 | 4.73 |
| 2025R7を | 174 人÷ 3.86 ＝ 45 学級 | | | | | | | 1.15 | 170 人÷ 4.14 ＝ 41 学級 | | | | | | | 1.52 | 96 人÷ 4.68 ＝ 21 学級 | | | | | | | 2.00 | 440 人÷ 4.33 ＝ 102 学級 | | | | | | | | 20 | | 人不足 |
| 最小比率と比較 | 2018H30 比較 7 学級不足 | | | | | | | | 2019R01 比較 5 学級不足 | | | | | | | | 2024R6 比較 2 学級不足 | | | | | | | | 2021R03 比較 9 学級不足 | | | | | | | | | | |

寝屋川支援学校

| | 小学部 | | | | | | | | 中学部 | | | | | | | | 高等部本科 | | | | | | | | 学級別合計 | | | | | | | | 合計 | | |
|---|
| | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 重複 | 在籍数 | | 重複 | 比率 | 学級数 | 在籍数 | 比率 |
| | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 比率 | 一般 | 重複 | 比率 | | | | |
| 2016H28 | 15 | 9 | 24 | 65 | 19 | 84 | 22.6% | 3.50 | 11 | 11 | 22 | 52 | 28 | 80 | 35.0% | 3.64 | 17 | 9 | 26 | 123 | 27 | 150 | 18.0% | 5.77 | 43 | 29 | 40.3% | 240 | 74 | 23.6% | 72 | 314 | 4.36 |
| 2017H29 | 18 | 10 | 28 | 84 | 24 | 108 | 22.2% | 3.86 | 11 | 10 | 21 | 56 | 25 | 81 | 30.9% | 3.86 | 15 | 13 | 28 | 115 | 38 | 153 | 24.8% | 5.46 | 44 | 33 | 42.9% | 255 | 87 | 25.4% | 77 | 342 | 4.44 |
| 2018H30 | 20 | 11 | 31 | 96 | 26 | 122 | 21.3% | 3.94 | 12 | 9 | 21 | 67 | 21 | 88 | 23.9% | 4.19 | 14 | 15 | 29 | 102 | 43 | 145 | 29.7% | 5.00 | 46 | 35 | 43.2% | 265 | 90 | 25.4% | 81 | 355 | 4.38 |
| 2019R01 | 21 | 11 | 32 | 104 | 27 | 131 | 20.6% | 4.09 | 12 | 8 | 20 | 66 | 19 | 85 | 22.4% | 4.25 | 15 | 14 | 29 | 106 | 41 | 147 | 27.9% | 5.07 | 48 | 33 | 40.7% | 276 | 87 | 24.0% | 81 | 363 | 4.48 |
| 2020R02 | 23 | 11 | 34 | 119 | 27 | 146 | 18.5% | 4.29 | 11 | 7 | 18 | 58 | 16 | 74 | 21.6% | 4.11 | 15 | 12 | 27 | 111 | 35 | 146 | 24.0% | 5.41 | 49 | 30 | 38.0% | 288 | 78 | 21.3% | 79 | 366 | 4.63 |
| 2021R03 | 26 | 12 | 38 | 134 | 28 | 162 | 17.3% | 4.26 | 9 | 7 | 16 | 50 | 16 | 66 | 24.2% | 4.13 | 16 | 11 | 27 | 117 | 31 | 148 | 20.9% | 5.48 | 51 | 30 | 37.0% | 301 | 75 | 19.9% | 81 | 376 | 4.64 |
| 2022R04 | 26 | 12 | 38 | 139 | 28 | 167 | 16.8% | 4.39 | 11 | 8 | 19 | 62 | 19 | 81 | 23.5% | 4.26 | 13 | 10 | 23 | 98 | 28 | 126 | 22.2% | 5.48 | 50 | 30 | 37.5% | 299 | 75 | 20.1% | 80 | 374 | 4.68 |
| 2023R05 | 28 | 12 | 40 | 149 | 29 | 178 | 16.3% | 4.45 | 14 | 7 | 21 | 73 | 18 | 91 | 19.8% | 4.33 | 12 | 8 | 20 | 92 | 22 | 114 | 19.3% | 5.70 | 54 | 27 | 33.3% | 314 | 69 | 18.0% | 81 | 383 | 4.73 |
| 2024R06 | 30 | 10 | 40 | 158 | 25 | 183 | 13.7% | 4.58 | 16 | 6 | 22 | 86 | 17 | 103 | 16.5% | 4.68 | 12 | 8 | 20 | 88 | 23 | 111 | 20.7% | 5.55 | 58 | 24 | 29.3% | 332 | 65 | 16.4% | 82 | 397 | 4.84 |
| 2025R07 | 30 | 10 | 40 | 166 | 26 | 192 | 13.5% | 4.80 | 17 | 6 | 23 | 94 | 15 | 109 | 13.8% | 4.74 | 15 | 7 | 22 | 111 | 21 | 132 | 15.9% | 6.00 | 62 | 23 | 27.1% | 371 | 62 | 14.3% | 85 | 433 | 5.09 |
| 2026R08 | 30 | 11 | 41 | 167 | 29 | 196 | 14.8% | 4.78 | 16 | 5 | 21 | 90 | 13 | 103 | 12.6% | 4.90 | 16 | 7 | 23 | 123 | 21 | 144 | 14.6% | 6.26 | 62 | 23 | 27.1% | 380 | 63 | 14.2% | 85 | 443 | 5.21 |
| 2025R7を | 196 人÷ 3.50 ＝ 56 学級 | | | | | | | 1.15 | 103 人÷ 3.64 ＝ 28 学級 | | | | | | | 1.52 | 144 人÷ 5.00 ＝ 29 学級 | | | | | | | 2.00 | 443 人÷ 4.36 ＝ 102 学級 | | | | | | | | 40 | | 人不足 |
| 最小比率と比較 | 2016H28 比較 15 学級不足 | | | | | | | | 2016H28 比較 7 学級不足 | | | | | | | | 2018H30 比較 6 学級不足 | | | | | | | | 2016H28 比較 17 学級不足 | | | | | | | | | | |

資料H-2

| 守口
支援学校 | 小学部 | | | | | | | | 中学部 | | | | | | | | 高等部本科 | | | | | | | | 学級別合計 | | | | | | | | 合計 | | |
|---|
| | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | 在籍数 | 比率 |
| | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 比率 | 一般 | 重複 | 比率 | | | | |
| 2016H28 | 7 | 5 | 12 | 24 | 13 | 37 | 35.1% | 3.08 | 9 | 10 | 19 | 54 | 24 | 78 | 30.8% | 4.11 | 8 | 8 | 16 | 34 | 22 | 56 | 39.3% | 3.50 | 24 | 23 | 48.9% | 112 | 59 | 34.5% | 47 | 171 | 3.64 |
| 2017H29 | 8 | 6 | 14 | 29 | 13 | 42 | 31.0% | 3.00 | 8 | 9 | 17 | 44 | 23 | 67 | 34.3% | 3.94 | 9 | 7 | 16 | 44 | 19 | 63 | 30.2% | 3.94 | 25 | 22 | 46.8% | 117 | 55 | 32.0% | 47 | 172 | 3.66 |
| 2018H30 | 9 | 6 | 15 | 36 | 14 | 50 | 28.0% | 3.33 | 9 | 8 | 17 | 48 | 19 | 67 | 28.4% | 3.94 | 9 | 8 | 17 | 39 | 22 | 61 | 36.1% | 3.59 | 27 | 22 | 44.9% | 123 | 55 | 30.9% | 49 | 178 | 3.63 |
| 2019R01 | 10 | 4 | 14 | 45 | 11 | 56 | 19.6% | 4.00 | 9 | 8 | 17 | 43 | 18 | 61 | 29.5% | 3.59 | 9 | 8 | 17 | 40 | 22 | 62 | 35.5% | 3.65 | 28 | 20 | 41.7% | 128 | 51 | 28.5% | 48 | 179 | 3.73 |
| 2020R02 | 11 | 4 | 15 | 49 | 10 | 59 | 16.9% | 3.93 | 10 | 7 | 17 | 45 | 15 | 60 | 25.0% | 3.53 | 9 | 7 | 16 | 37 | 19 | 56 | 33.9% | 3.50 | 30 | 18 | 37.5% | 131 | 44 | 25.1% | 48 | 175 | 3.65 |
| 2021R03 | 12 | 5 | 17 | 48 | 11 | 59 | 18.6% | 3.47 | 11 | 6 | 17 | 53 | 12 | 65 | 18.5% | 3.82 | 8 | 6 | 14 | 35 | 16 | 51 | 31.4% | 3.64 | 31 | 17 | 35.4% | 136 | 39 | 22.3% | 48 | 175 | 3.65 |
| 2022R04 | 13 | 4 | 17 | 55 | 12 | 67 | 17.9% | 3.94 | 10 | 5 | 15 | 47 | 10 | 57 | 17.5% | 3.80 | 9 | 5 | 14 | 43 | 13 | 56 | 23.2% | 4.00 | 32 | 14 | 30.4% | 145 | 35 | 19.4% | 46 | 180 | 3.91 |
| 2023R05 | 12 | 5 | 17 | 53 | 13 | 66 | 19.7% | 3.88 | 10 | 5 | 15 | 51 | 9 | 60 | 15.0% | 4.00 | 9 | 4 | 13 | 45 | 10 | 55 | 18.2% | 4.23 | 31 | 14 | 31.1% | 149 | 32 | 17.7% | 45 | 181 | 4.02 |
| 2024R06 | 15 | 5 | 20 | 65 | 12 | 77 | 15.6% | 3.85 | 9 | 5 | 14 | 49 | 9 | 58 | 15.5% | 4.14 | 10 | 3 | 13 | 49 | 7 | 56 | 12.5% | 4.31 | 34 | 13 | 27.7% | 163 | 28 | 14.7% | 47 | 191 | 4.06 |
| 2025R07 | 17 | 6 | 23 | 83 | 14 | 97 | 14.4% | 4.22 | 10 | 6 | 16 | 50 | 12 | 62 | 19.4% | 3.88 | 9 | 3 | 12 | 46 | 8 | 54 | 14.8% | 4.50 | 36 | 15 | 29.4% | 179 | 34 | 16.0% | 51 | 213 | 4.18 |
| 2026R08 | 18 | 7 | 25 | 89 | 15 | 104 | 14.4% | 4.16 | 11 | 7 | 18 | 60 | 15 | 75 | 20.0% | 4.17 | 10 | 3 | 13 | 47 | 7 | 54 | 13.0% | 4.15 | 39 | 17 | 30.4% | 196 | 37 | 15.9% | 56 | 233 | 4.16 |
| 2025R7を | 104 人÷ 3.00 = 35 学級 | | | | | | | 1.15 | 75 人÷ 3.53 = 21 学級 | | | | | | | 1.52 | 54 人÷ 3.50 = 15 学級 | | | | | | | 2.00 | 233 人÷ 3.63 = 64 学級 | | | | | | | 20 | | 人不足 |
| 最小比率と比較 | 2017H29 比較 10 学級不足 | | | | | | | | 2020R02 比較 3 学級不足 | | | | | | | | 2016H28 比較 2 学級不足 | | | | | | | | 2018H30 比較 8 学級不足 | | | | | | | | | | |

| 四條畷校 | 小学部 | | | | | | | | 中学部 | | | | | | | | 高等部本科 | | | | | | | | 学級別合計 | | | | | | | | 合計 | | |
|---|
| | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | | | 在籍数 | | | 重複 | 比率 | 学級数 | 在籍数 | 比率 |
| | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 計 | 一般 | 重複 | 計 | 比率 | | 一般 | 重複 | 比率 | 一般 | 重複 | 比率 | | | | |
| 2016H28 | | | | | | | | | 9 | 4 | 13 | 45 | 8 | 53 | 15.1% | 4.08 | 9 | 6 | 15 | 59 | 16 | 75 | 21.3% | 5.00 | 18 | 10 | 35.7% | 104 | 24 | 18.8% | 28 | 128 | 4.57 |
| 2017H29 | | | | | | | | | 8 | 3 | 11 | 40 | 5 | 45 | 11.1% | 4.09 | 13 | 6 | 19 | 88 | 18 | 106 | 17.0% | 5.58 | 21 | 9 | 30.0% | 128 | 23 | 15.2% | 30 | 151 | 5.03 |
| 2018H30 | | | | | | | | | 7 | 2 | 9 | 31 | 4 | 35 | 11.4% | 3.89 | 13 | 6 | 19 | 87 | 16 | 103 | 15.5% | 5.42 | 20 | 8 | 28.6% | 118 | 20 | 14.5% | 28 | 138 | 4.93 |
| 2019R01 | | | | | | | | | 9 | 2 | 11 | 43 | 5 | 48 | 10.4% | 4.36 | 13 | 6 | 19 | 85 | 16 | 101 | 15.8% | 5.32 | 22 | 8 | 26.7% | 128 | 21 | 14.1% | 30 | 149 | 4.97 |
| 2020R02 | | | | | | | | | 8 | 3 | 11 | 44 | 8 | 52 | 15.4% | 4.73 | 14 | 5 | 19 | 93 | 15 | 108 | 13.9% | 5.68 | 22 | 8 | 26.7% | 137 | 23 | 14.4% | 30 | 160 | 5.33 |
| 2021R03 | | | | | | | | | 10 | 3 | 13 | 48 | 8 | 56 | 14.3% | 4.31 | 13 | 7 | 20 | 93 | 20 | 113 | 17.7% | 5.65 | 23 | 10 | 30.3% | 141 | 28 | 16.6% | 33 | 169 | 5.12 |
| 2022R04 | | | | | | | | | 9 | 3 | 12 | 43 | 7 | 50 | 14.0% | 4.17 | 17 | 9 | 26 | 121 | 26 | 147 | 17.7% | 5.65 | 26 | 12 | 31.58% | 164 | 33 | 16.75% | 38 | 197 | 5.18 |
| 2023R05 | | | | | | | | | 8 | 3 | 11 | 45 | 6 | 51 | 11.8% | 4.64 | 15 | 11 | 26 | 119 | 31 | 150 | 20.7% | 5.77 | 23 | 14 | 37.8% | 164 | 37 | 18.4% | 37 | 201 | 5.43 |
| 2024R06 | | | | | | | | | 10 | 3 | 13 | 54 | 6 | 60 | 10.0% | 4.62 | 17 | 10 | 27 | 128 | 29 | 157 | 18.5% | 5.81 | 27 | 13 | 32.5% | 182 | 35 | 16.1% | 40 | 217 | 5.43 |
| 2025R07 | | | | | | | | | 11 | 2 | 13 | 59 | 5 | 64 | 7.8% | 4.92 | 16 | 8 | 24 | 117 | 23 | 140 | 16.4% | 5.83 | 27 | 10 | 27.0% | 176 | 28 | 13.7% | 37 | 204 | 5.51 |
| 2026R08 | | | | | | | | | 12 | 2 | 14 | 65 | 4 | 69 | 5.8% | 4.93 | 16 | 7 | 23 | 114 | 19 | 133 | 14.3% | 5.78 | 28 | 9 | 24.3% | 179 | 23 | 11.4% | 37 | 202 | 5.46 |
| 2025R7を | | | | | | | | | 69 人÷ 3.89 = 18 学級 | | | | | | | 1.52 | 133 人÷ 5.00 = 27 学級 | | | | | | | 2.00 | 202 人÷ 4.57 = 44 学級 | | | | | | | 14 | | 人不足 |
| 最小比率と比較 | | | | | | | | | 2018H30 比較 4 学級不足 | | | | | | | | 2016H28 比較 4 学級不足 | | | | | | | | 2016H28 比較 7 学級不足 | | | | | | | | | | |

資料H-3

1 過大・過密による教室不足の上に、教員不足、2016年度以降の比較で教員は94人不足

枚方支援学校20人+寝屋川支援学校40人+守口支援学校20人+四條畷校14人＝94人不足

2 本来の適正規模の学校に配置される教員数が、過大・過密のために配置されない、大幅に少ない

適正規模の学校								過大・過密の学校					
	人数	小学部 認定学級	中学部 認定学級	高等部 認定学級	全校 教員定数	計			人数	小学部 認定学級	中学部 認定学級	高等部 認定学級	全校 教員定数
枚方支援学校A	220	19	18	10	97	191	⇒18人不足⇒	枚方支援学校	440	38	36	19	173
枚方支援学校B	220	19	18	9	94								
寝屋川支援学校A	223	21	10	12	89	176	⇒15人不足⇒	寝屋川支援学校	443	41	21	23	161
寝屋川支援学校B	220	20	11	11	87								

過大・過密が原因で、枚方支援学校は18人不足、寝屋川支援学校は15人不足、計33人不足

適正規模の学校の教員定数は、2026年度にすでに認定されている学級数を2つにわけて算出した。
2つにわけると認定学級数も増加するので、上記の人数以上に不足教員数が多くなる。40人以上不足していることになる。

3 児童生徒の障害の実態の変化、多様化で個別対応が大幅に増大している

①重複学級認定が大幅に減少したために教員数も大幅に減少した

②しかし、個別対応が必要な児童生徒は大幅に増加した

4 標準法に基づく教員配置が満たされていない上に、

行政の責任である、過大・過密による教員不足が解消されていない

さらに障害の多様化による個別対応増大の学校の実態に対して教員配置がなされていない

標準法に基づく配置+過大過密による教員不足解消+障害・学校の実態に対する教員配置が必要

資料 Ⅰ　2025年度文科省教室不足調査結果の近畿比較と本来の設置基準適合人数

1　2025年度　文科省教室不足調査における不足教室数

学校名	不足教室数						設置基準適合状況	
	合計	内訳					校舎面積	運動場面積
		小学部	中学部	高等部	特別教室	管理諸室		
枚方支援	10		4	2	4		×	○
寝屋川支援	13		4	3		6	○	○
四條畷校	14		3	4	1	6	○	○
守口支援	25	3	3		10	9	×	×
北河内4校の計	**62**	**3**	**14**	**9**	**15**	**21**	**2校**	**1校**
大阪府下の計	358	61	98	62	45	92	15校	24校

2　2025年度教室調査、近畿地方の支援学校の不足教室数

近畿地方	大阪府	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	計
今後整備必要な教室数	358	11	21	21	9	47	467
今後の人数増などで必要な教室数	0	13	1	19	3	27	63
不足教室	358	24	22	40	12	74	530
比率	**67.5%**	**4.5%**	**4.2%**	**7.5%**	**2.3%**	**14.0%**	**100.0%**
支援学校在籍人数（小中高）	10251	2406	3127	6628	1580	1657	25649
比率	**40.0%**	**9.4%**	**12.2%**	**25.8%**	**6.2%**	**6.5%**	**100.0%**

3　設置基準に適合する人数799人（2026年度1320人）、2029本校化時912人（予想1442人）

設置基準適合人数	～2028年度まで				2029年度四條畷校開校以降			
	最低限の特別教室確保		2023年教室調査のHR室		最低限の特別教室確保+本校化		2023年教室調査のHR室+本校化	
	A		B		C		D	
学校	HR	人数	HR	人数	HR	人数	HR	人数
枚方支援学校	45HR	251	56HR	323	45HR	251	56HR	323
寝屋川支援	48HR	275	56HR	327	48HR	275	56HR	327
四條畷校	21HR	136	24HR	160	42HR	249	42HR	249
守口支援	26HR	137	32HR	177	26HR	137	32HR	177
計	140HR	**799**	168HR	**987**	161HR	**912**	186HR	**1076**

（小学部中学部のHR数−9）×6+3．5×9と（高等部のHR数−3）×8+4．5×3=設置基準適合人数

A最低限の特別教室確保の場合のHR教室数ベース799

B2023年時点の特別教室転用の場合のHR教室数ベース987

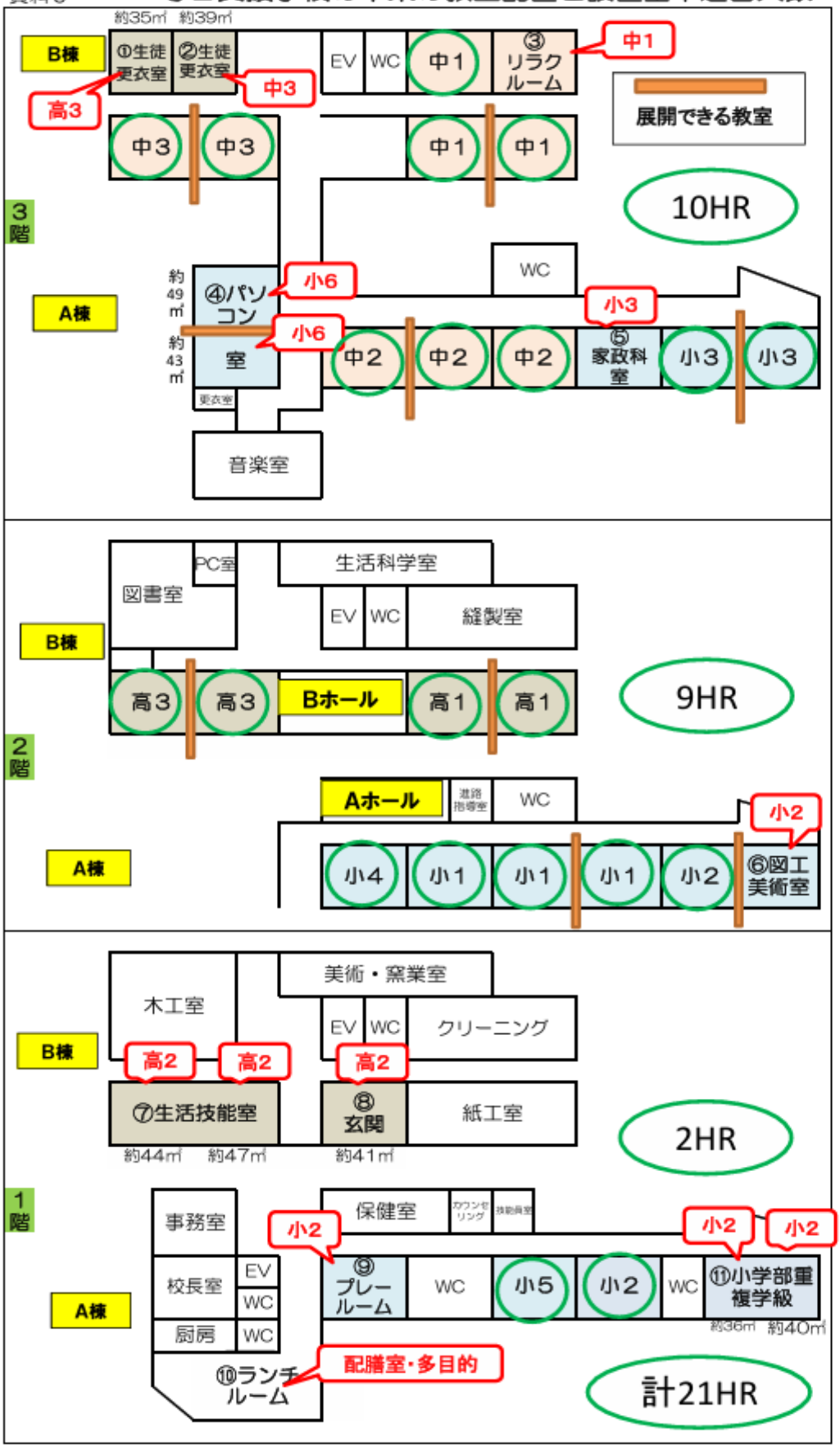
C四條畷本校化+最低限の特別教室確保の場合HR教室数ベース912

D四條畷本校化+特別教室不足解消しない場合HR教室数ベース1076

（C・Dの本校化する四條畷校は出来島支援学校のHR教室数を適用）

資料J

守口支援学校の本来の教室配置と設置基準適合人数



授業や指導に大事な特別教室です

転用された特別教室早急に回復すべきです

①②生徒更衣室⇒
リラク室⇒
更衣室⇒
HR
③リラク室⇒
HR
④パソコン室⇒
室内に第2職員室⇒
HR2室

⑤家政科室⇒
HR

⑥図工美術室⇒
HR

⑦生活技能訓練室⇒
HR2室

⑧高等部玄関⇒
HR
⑨プレールーム⇒
HR
⑩ランチルーム⇒
半分が自立活動室
半分がランチルーム
●半分のランチルーム
⇒配膳室
◆半分の自立活動室
⇒HR⇒多目的室
⑪小学部重複学級⇒
たんぽぽ学級⇒
HR2室

過去の守口支援学校の学校要覧を参考に作成しました。

年度によって教室使用の状況が変わりますので単年度だけの使用もあるかもしれません。
しかし、①②④⑤⑦⑧は完全に転用です。
B棟（高等部棟）3階の北側は③と③の隣も含めて本来特別教室だと思います。
⑥は図工美術室で使用していたこともあります。
⑨や⑪は肢体不自由関連のプレールーム、たんぽぽ教室で、⑨の天井は遊戯吊り下げ対応になっていたと思います。

1 本来の守口支援学校としてはHR室数は21室、小学部6、中学部6、高等部9、計21室とすると
設置基準適合人数は111人＝（小学部中学部のHR数−9）×6+3.5×9と（高等部のHR数−3）×8+4.5×3
2 111人であれば、美術窯業室兼用でも可能かどうか？難しい場合は、⑥は図工美術室のままとする
3 ⑪を小学部優先のプレールームにすると⑨はHRか多目的室か第2プレールームか

守口支援学校の適正規模は、約110人程度ですね

1. ㉔ 出来島支援学校および現在進められている新校整備において、校舎内の一部を就労系障がい福祉サービス事業所への貸し出し事業をただちに中止・計画を撤回し、子どもたちの学習スペースとして活用できるよう整備してください。

＜資料＞

出来島支援学校の児童生徒数はすでに当初の定員予測 250 人からすでに 300 人を超えて増加傾向にあると聞きます。このまま推移すれば特別教室をつぶして普通教室の転用等に追い込まれ、子どもたちの学習権が侵害される危険性があります。

この様な状況の下で本来は児童生徒の学習・生活スペースとして使われるべき「多目的室」（面積：225.90 ㎡＝普通教室約３～４教室分）を外部の就労系障害福祉サービス事業者に貸し出し、併設したことは重大です。外部に貸す出す余裕はないではありませんか。

更に、府内の高等学校卒業者の大学等進学率が年々高くなっている中で、支援学校生徒にはそれとは真逆の早期からの「一般就労につながる支援」「就労意欲の醸成」を求める事業は教育格差を広げ教育を受ける権利の侵害になり、改めて本計画の見直しと撤回を求めるものです。

その上で、以下の疑問点、問題点について回答してください。

① 「大阪府立出来島支援学校就労系障がい福祉サービス事業者公募要領」では「事業者は、令和８年３月 31 日までに就労移行支援事業の運営を開始」となっていますが未だ開所されていません。その理由と経過、責任の所在等について説明してください。

② 公募の結果、合同会社 KAKURA が事業予定者に選定されました。しかし、同事業者は就労継続支援 B 型事業の経験しかなく、応募基準である「就労移行支援事業を運営する事業者」ではないという指摘に対し、府教委は昨年の交渉では「事業者が令和８年３月 31 日までに就労移行支援事業を開始する予定なので基準をクリアしている」という趣旨の回答を行いました。同事業者は大阪府に就労移行支援事業の新規指定手続きを行って本年 3 月から新規事業を開始しているのでしょうか。利用契約者の状況を含めその実態を明らかにしてください。

③ また、公募による合同会社 KAKURA の選定以降の契約や事業開始等の経過や現状については大阪府のホームページや「連携」が期待された出來島神学校のホームページには公表されていません。合同会社 KAKURA からの府民、関係者に向けた発信も見当たりません。府民に対してきちんと公募・選定以降の経過や現状について公表してください。

④ 今回の事業者選定の方法は「企画提案公募方式（プロポーザル方式）により募集」により募集されています。

「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」によれば、その目的は「遵守すべき手続等に必要な基本的事項を定めることにより、公募型プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする」とあります。しかし、公募に対し応募した事業所は１件のみであった(府教委が本新規事業を行う理由とした「市場のニーズ」もなく、応募１件のために競争にもならなかった)こと、「最優秀提案者(事業予定者」の評価点が 100 点満点中 60 点と基準ギリギリであったこと、選定以降の契約経過や開所の遅れ(結局のところ就労移行支援事業所を開設できる実績も意欲も能力もなかったこと)等に対する情報の公表がされていないこと等を考えると決して「公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用」が行われているとは言いがたいです。

⑤ 今後開校、本校化される予定の支援学校についても、例えば府立茨田高校跡に整備される支援学校の地元説明会で要視された「建設図面」にも「地域支援棟」なるものが書き込まれており、出来島支援学校と同様な障がい福祉サービス事業者の併設が危惧されます。これらについても府教委からの地域の住民や障害福祉関係者等への説明もはたらきかけも全くありません。今後も出来島支援学校と同様の府教委主導のトップダウン方式で行う計画なのでしょうか。この様な経過と結果、問題点と教訓から考えると、本計画は見直し撤回する以外にないものと考えます。

３．親の健康状況や家庭の状況に関わらず、障害のある子どもが等しく学校に通えるよう手立てを講じてください。

②府立支援学校への通学に係る支援は、教育行政として実施すべき内容であることを踏まえ、大阪府教育委員会と市町村教育委員会が協力して制度を整えることができるよう、市町村にむけた支援制度を創設するとともに、未実施の市町村に通学支援制度の創設を働きかけてください。

＜資料・手記①＞支援学校小学部４年男子　祖母と２人暮らし

多動の子で祖母が自転車の後に乗せて送迎バスの停留所まで毎日２０分程かけて送っています。

4月からは自転車の後ろに乗せるのは交通違反になるので、自分は孫を乗せた自転車を押して歩いています。雨の日はかっぱを着せた孫を乗せて、自分もかっぱを着て自転車を押すのですが、足元も道路も危険でとても出来なくなりました。先日も雨がきつく2日続けて学校を休ませました。自分も体調が悪くこの先が不安です。学校にも停留所を自宅近くにお願いしましたが、バスの関係で出来ないといわれました。自分に代わるヘルパーさんの支援をぜひお願いします。でなければ孫が学校に行けなくなります。

＜手記②＞支援学校小学部　保護者

自分の体験からです。妊娠中のつわりのひどいときや出産後の１カ月は、赤ちゃんを連れて送迎バスまで送り出しすることは不可能な時期があります。産前産後１カ月は、母体と新生児を守るため支援学校の送迎バスまでの送り出し支援が必要です。必ずできるようにして下さい。

＜手記③＞支援学校中学部　保護者

送迎バスが交通事情で遅れることがあります。その時は、送りに行った親も職場に遅れます。仕事にひびくだけでなく職場の人間関係にも大きな影響があります。子どもの事情や障害に理解がない職場であれば仕事を続けられなくなります。支援学校の保護者の間ではよく聞く話です。

仕事を普通に続けたいです。フルタイムで働きたいです。朝の支援もどうぞよろしくお願いいたします。

＜手記④＞支援学校小学部　保護者

府立支援学校小学部に今年入学されたお母さんから、お話をききました。

通学バスのバス停や運行上の都合によるそうで、支援学校のバス停まで、徒歩２０分のところまで送迎しないといけません。お母さんは車の運転ができず、毎日徒歩でバス停まで向かいます。小学部１年生の子どもさんと、保育所に通う弟さんにも障害があり、まず支援学校のバス停まで二人を連れてから弟さんを保育所に送って行きます。障害のある子ども二人を連れての送迎の大変さが伝わってきます。

お母さんの体調が悪くなると、バス停までの送迎ができず、子どもさんが学校を休まざるを得なくなります。また、他のお母さんから、ぎっくり腰になった時、子どもさんをバス停までおくることができず、一人でバス停まで行くことも難しく（信号をわたらないといけないこともあり一人行かせることはできず)、学校を休ませたことがあったとお話をききました。障害があることで、お家から一人ではバス停まで行くことはできません。事例は、沢山あると思います。あるお母さんからは、子どもを学校に行かせてやりたい思いと、また自分の病気が早く良くなるようにたとえ数時間でも横になって休む時間が欲しいから、這ってでもバス停まで連れていくこともあったと話されていました。こんなことを、障害のある家族と子ども達はずっとなんとかして頑張ってきました。ほんとにこれでいいのだろうか、

教育行政として何らかの支援をおこなうべきではないのかと、考えるようになりました。

バス停までの送迎ができなくなることで、障害のある子どもが、学校に行って、学ぶことができなくなるようなことがあってはいけないことだと思います。障害のある子どもにも等しく教育を受ける権利があります。

教育委員会が責任をもって通学に関わる支援を実施し、各市町村に向けた支援制度の創設とその働きかけをおこなってください。

５．医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。

①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。医療的ケアが必要な児童生徒が希望する場合、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。

＜資料＞

私はシングルマザーで、5歳の子どもを育てながら働いています。

子どもは医療的ケアが必要で、知的障害と自閉スペクトラム症もあります。

子どもはVATER症候群という難病ですが、内部障害であるため外見からは病気があるようには見えません。しかし、日常的に医療的ケアが必要です。

令和10年度の小学校入学に向けて、発達面を考え、知的障害の支援学校への就学を検討しています。自宅から最も近い住之江支援学校へ通うことができれば、現在利用している療育に続けて通うことができ、住み慣れた地域で生活を続けることができます。

しかし、私は看護師の配置について大きな不安を感じています。

学校とは管轄が異なる話ではありますが、保育所入所時に、看護師配置について事前の説明と実際の運用が異なる経験をしました。そのため、就学についても不安があります。

子どもが 2 歳の頃から学校見学を続け、看護師の体制や医療的ケアをする場所があるかなど確認してきました。

その際、住之江支援学校に確認してもらったところ、看護師は学校が直接採用し、非常勤で配置していると説明を受けました。また、医療的ケアと医療的ケアの間は学校に常駐していないようにも受け取れる説明でした。

まず、この認識が正しいのか、現在の運用を教えていただきたいです。

私の子どもは現在、導尿が 1 日 5 回必要で、そのうち 6 回に増える見込みです。学校では最大 3 回、導尿を実施する必要があります。透析になる可能性も言われており、その場合は夜間に家で行う腹膜透析になります。学校でも廃液を捨てるケアが発生する可能性があります。

このような児童の場合、看護師はその都度学校へ来られるのでしょうか。もしそのような運用であれば、看護師を安定して確保することは難しいのではないかと心配しています。

さらに、学校からは「年度途中で医療的ケアが増えた場合は対応できない」「看護師を採用できなければ保護者に来校してもらう」と説明を受けました。

保護者が学校へ来ることを前提とした制度では、仕事を続けることができません。あちこちに疾患があるので元々通院が多く、現在 10 種類の科に通院しています。頻度としては月２～３回、1 日がかりの通院をしています。残りの平日でなんとか仕事をしているところ、ケアのために来校する必要がでてくると、もう全く仕事を続けることができません。

また、看護師の確保を学校任せにしていることにも不安があります。欠員が出た場合や採用できなかった場合でも、子どもが安心して通える体制を大阪府として責任を持って整えていただきたいです。

このように看護師手配の不安が大きいため、肢体不自由部門がある東住吉支援学校へ通う方が良いのではなかろうかと、引っ越しまで考えています。でもそうすると、現在の療育先へ通えなくなってしまいます。とても信頼関係がありますので、療育は継続したいです。

本来は引っ越さなくても、本来の管轄である知的の支援学校へ安心して通える体制があるべきではないでしょうか。

私がお願いしたいことは三つです。

一つ目は、知的障害支援学校における看護師配置の実際の運用を明らかにしていただきたいことです。

二つ目は、学校任せではなく、大阪府として責任を持って看護師を安定的に確保できる体制を整えていただきたいことです。

三つ目は、年度途中に医療的ケアが増えたり、看護師が欠員になった場合でも、保護者が仕事を辞めることなく子どもが安心して通い続けられる体制を整えていただきたいことです。

医療的ケア児が、住み慣れた地域で安心して学び、保護者も安心して働き続けられるよう、知的の支援学校の看護師体制について、本気で改善をお願いいたします。

６．老朽化した大阪北視覚支援学校及び中央聴覚支援学校を現在の敷地内で立て替え、存続させてください。両校ともに寄宿舎を存続させたうえで立て替え、その機能をさらに充実させてください。また、学科の再編などを検討する場合は、当該の学校・教職員及び当事者・保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。

＜資料＞

２０２６年１月２６日
大阪府立障害児学校教職員組合

第 57 回大阪府学校教育審議会答申に対する執行委員会見解

はじめに

大阪府教育委員会は２０２５年６月２３日、「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」を大阪府学校教育審議会に諮問することを決定しました。これを受け２０２５年７月３日に第５６回大阪府学校教育審議会が開催され、支援教育部会において計４回の審議が行われました。支援教育部会の審議まとめは「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について報告」となり、第５７回大阪府学校教育審議会における審議を踏まえて「答申」とされ、１月１９日の大阪府教育委員会会議に報告されました。

「答申」は、第１章「視覚支援学校、聴覚支援学校の現状と役割・機能」、第２章「視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア教育について」、第３章「今後における視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」で構成されています。

大障教は、視覚支援学校分会、聴覚支援学校分会の代表者と執行部担当者で大阪府学校教育審議会「対策会議」を開催し、討議を進めてきました。それを踏まえ、「答申」の各章と項目に対する執行委員会の見解を発表します。

みなさんのご意見をお寄せください。

～第1章 視覚支援学校、聴覚支援学校の現状と役割･機能に関して～

1 学校施設等について（答申2ページ）

「中央聴覚支援学校については、平成 5 年に敷地内で難波宮の前期宮城南門（朱雀門）の遺構が発見されており、将来的には史跡指定される可能性があるため、現地建替えは事実上困難な状況となっている」との記載があります。しかし、学校周囲にある NHK やホテル、マンションなどは、遺溝があっても建て替えが完了しています。中央聴覚支援学校の校舎はすでに一部を建て替えており、交通の利便性の担保やこれまで築いてきた地域校や福祉施設との間で切れ目のない支援を行うために、現地建て替えを排除せず、検討されるべきだと考えます。また、移設や建て替えに際しては、在校生や卒業生および関係団体、大障教を含めた当事者から意見を聞き取り、要望が取り入れられるよう求めます。

加えて、視覚障害、聴覚障害に配慮するならば、現地建て替えが一番であり、既存の学校を維持する方策を求めます。また、各障害の特性に配慮するといった観点からも、他の障害種別の支援学校の同一敷地内に移設することは当然のこととして避けられるべきです。大阪北視覚支援学校は築 70 年に迫っており、施設設備の老朽化が著しく早急な建て替えが必要です。

寄宿舎については「コロナ禍で寄宿者の利用者は減少した」とされていますが、コロナ禍ではなく、支援学校の府市統合による入舎基準改定によって入舎制限が生じたことから舎生が減少したということが大障教の把握している事実です。

「児童生徒が共同生活を通じて規則正しい生活習慣や社会的マナーを身に付けることに寄与している」とあるように、3 校以外の支援学校においても寄宿舎を設置すべきです。寄宿舎を設けることで、通学できる環境が整い、児童生徒の入学者増も見込まれます。また、視覚支援学校では在校生の障害の重複化が進んでおり、公共交通機関を利用した通学は難しく、保護者負担が大きく合理的配慮に欠けた状況にあります。

「今後もその機能の維持に努めていく必要があると考える」とされていることからも、通学時間や寄宿舎の利用日数などの入舎基準を設けて画一的に入舎を制限するのではなく、本人や保護者の希望に応じて、児童生徒の自立を保障する観点での柔軟な入舎を認めること、寄宿舎指導員の採用をただちに再開することが必要です。

2 在籍者数の推移と将来推計について（答申5ページ）

標題にある統計が示すように、地域の弱視学級、難聴学級の児童生徒数は増加していることから、視覚支援学校、聴覚支援学校について早期教育を含めた施策を充実させ、保護者により丁寧な情報提供を行い、選択できる施策を講じるべきです。

3 視覚支援学校、聴覚支援学校の集団での学びの状況について（答申7ページ）

視覚支援学校、聴覚支援学校のメリット・デメリットについての記載がありますが、現状の課題すべてが書かれているわけではありません。集団での活動や学びの場を確保するための工夫は従来から実施され、近年の視覚支援学校、聴覚支援学校の在籍者減少だけを理由に集団的学びが保障できていないとするのは早計です。

4 通学区域と在籍児童生徒等の居住地について（答申11ページ）

かねてより児童生徒の生活実態を考えない校区割が教育委員会によって行われてきました。視覚支援学校、聴覚支援学校においては、調整区域などを設けてニーズに合わせた校区割がなされてきたことから、今後においても、当事者の意見を踏まえない画一的な校区割変更ではなく、実態に基づく柔軟な対応を求めます。

5 視覚支援学校、聴覚支援学校における専門性について（答申14ページ）

特別支援学校学習指導要領の解説について改めて抜粋され、「視覚支援学校 2 校及び聴覚支援学校 4 校においては、配慮事項を踏まえた具体的な取組みが行われている」と記載されています。専門性を有した教員を確保するための施策を講じることが求められていると考えます。

6 地域支援の状況について（答申17ページ）

視覚支援学校、聴覚支援学校の地域支援においては、センター的機能としての支援回数が他の障害種校に比べて 5～7 倍と

突出しています。これは、視覚支援学校、聴覚支援学校いずれも限られた学校数の中で府内全域をカバーしていることや他の障害種の支援学校にはない、早期教育など対応すべき範囲が広いことなどが考えられます。そのなかで、外部の支援をおこなう教員の負担が増大しています。地域支援を充実・発展させるためにも、学校数を維持するとともに専門性を有した教員を定数外で配置する施策が必要です。

～第２章 視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア教育に関して～

１ 各校のキャリア教育の取組みについて（答申19ページ）

現行の「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、及び「特別支援学校高等部学習指導要領」だけが抜粋され転記されており、各校がこれまで行ってきた障害児教育の実践が反映・周知されるものとなっていません。キャリア教育が示すものは生涯教育であり、職業訓練に集約されるのは適切ではなく、キャリア教育と職業訓練は分けて考えられるべきです。

２ 視覚支援学校、聴覚支援学校の高等部に設置されている学科について（答申20ページ）

各校に配置される高等部の学科が記載されています。大阪北視覚支援学校においては、本科保健理療科に対する応募者があるにも関わらず、2022 年度から募集が停止されました。「本科での学びを専攻科で継続・発展できるようにしている」とあるように、学科の縮小・統合ではなく、充実・発展させるべきです。

３ 海外の学校等との国際交流の取組みについて（答申 21 ページ）

「大阪府では、令和７年度から全ての府立高等学校が海外の学校と姉妹校提携を締結し、相互の学校訪問などを行う海外短期留学支援事業（姉妹校交流支援事業）が実施されている。この事業は、『2025 年大阪・関西万博』を契機に、より一層のグローバル化が見込まれる中で、臆することなく積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとするマインドを育成し、国内外で活躍する人材を育てることを目的としている」とあります。万博を契機とした国際交流を教育活動に押し付けるべきではありません。時間をかけて生徒の学びを保障するなかで、所属の教職員が学校の教育課程のとりくみとして位置づけることを待つべきだと考えます。

４ 視覚支援学校、聴覚支援学校の卒業後の進路状況について（答申 22 ページ）

近年の各校における実績が記載されています。それぞれにおいて、生徒の卒業者数が「今後も減少傾向は続くと考えられる」とされています。しかし、今後、学校をより充実・発展させるためにも、学校数と同様に各校にある既存の学科についても縮小統合せず、最低限維持するべきです。

～第３章 今後における視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方に関して～

１ 集団の学びを確保するための方策（答申 26 ページ）

標題について、「ICT を活用した取組み」や「地域の小中学校・高等学校等と連携した合同授業等」について触れられています。しかし、今求められているのは医療や福祉と連携し保護者に適切な情報提供を行い、加えて寄宿舎の設置や早期教育等などの充実・発展を含めて、本人・保護者が選択できる施策を講じることです。

２ 教員の専門性を維持･継承するための方策（答申 26 ページ）

様々な方策について触れられていますが､支援教育部会で複数の委員から指摘のあった画一的な人事異動が専門性の維持･継承を阻害していることが触れられていません。また、採用試験についても、他県で実施されているような支援学校障害種別採用枠の実施が必要です。

３ 視覚障がい、聴覚障がいに配慮した学校の施設設備と学校配置（答申 26 ページ）

２．第１章 （１）に記載した内容と重複するため割愛。

４ センター的機能の発揮のための方策（答申 27 ページ）

センター的機能の発揮という観点から、学校数を維持し拠点をつくることが機能を維持・発展させるために不可欠です。また、画一的な人事異動のなかではその力量形成は困難です。専門性を有した教員を配置して各校の授業や行事を充実させるためにも、他府県にならい採用試験時から支援学校障害種別採用枠を導入し、現状より充実した教員配置を行う施策を求めます。

また、「重複障がいのある子どもたちは、入学時に特定の障がい種の学校を選ばなければならない現状がある」との記載については、それぞれ障害種別の学校において、専門性を有した教員が配置されておらず、重複障害のある子どもたちの実態やニーズに合わせた教育活動が提供できる体制となっていません。加えて、保護者に十分な情報提供が行われないまま進められている点も大きな要因と考えられます。各校に障害特性に対応できる教員を配置する施策が求められます。

５ 視覚支援学校、聴覚支援学校のキャリア発達を促す教育の充実（答申 28 ページ）

キャリア発達を促す教育が、職業教育一辺倒となることを危惧します。児童生徒、本人の思いを大切にした人格形成が教育には求められています。加えて、児童生徒の自由な進路選択を保障する教育課程の充実こそ求められるべきです。専攻科においては、「在籍者数の減少や指導者の不足などの課題に対応するため」のあり方検討が、学科の統合や縮小であってはなりません。在籍者数の確保や画一的な人事異動によらない指導者の確保など、課題改善に向けて現状で行える方策は多分にあると考えます。

６ 視覚支援学校、聴覚支援学校における教育課程の検討（答申 29 ページ）

視覚支援学校、聴覚支援学校の教育課程編成においては、従来通り学校に編成権があることを保障すべきです。画一的な教育活動の押し付けとならないように留意されるべきだと考えます。

14. 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。
⑤支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査を行い、離職の実態やその理由を明らかにしてください。また、進路実態にもとづく高等部教育のあり方を検討し、進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題に取り組んでください。
⑥府教委として障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態を把握し、高等部卒業後の教育年限の延長や生涯学習の充実に取り組んでください。また、「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。

＜資料＞

すべての府立支援学校の生徒・保護者、教職員に“福祉型専攻科”事業合同説明会のチラシを配布し、進路の選択肢の一つとして情報提供されるように、大阪府・大阪府教育委員会から府立支援学校並びに府立高校や私立高校の進路担当教員へ指導・助言や情報提供を行ってください。

同様に府内中学校支援学級卒業生の約 8 割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。

○卒後の学びの場専攻科を実現する会の事務局をしています、大阪の松原市にある、自立訓練事業所、ぽぽろスクエアのスタッフの吉松です。

ぽぽろスクエアは 2012 年に福祉の事業を使った障害のある方の学校卒業後の学びの場として設立しました。

日本の特別支援学校には、まだまだ全国的ではないですが、高等部３年間のあとにまだ学ぶことが出来る専攻科が設置されている学校があります。そのうち知的障害を対象とした専攻科は私立の学校法人が 9 校、国立大学法人の付属校が 1 校の計 10 校があります。公立校の専攻科は未設置です。

我々卒後の学びの場専攻科を実現する会は、学校から社会へ出ていく、子どもから大人へなっていく、環境にもまれながら成長していく支援学校高等部等を卒業した人たちが安心・安全の場で自分を知り、自分以外の世界を知っていく機会を保障したいと思っています。障害のない方は高校を卒業した後、仕事についてもいい、専門学校に行ってもいい、大学に通ってもいい、いろいろな選択肢があります。しかし、いま、障害のある方の卒業後の選択肢は「仕事」しかないといってもよい現状です。もちろん自分の生活に仕事はかかせません。ですが、障害のある方は、「いやということ」「あそぶこと」「ともだちをつくること」「ともだちと意見をいいあうこと」「意見がすれちがったときに相談し折り合いをつけること」「対等であること」「すきなことをとことんすること」「いやな事にも挑戦してみること」などさまざまな経験を、ここが大切なのですが、誰かの助けがあって積んでいくことによっていよいよ自分でも挑戦し少しずつ成長していくと私は支援をしていて感じます。

家族からも「まだ仕事をさせるには早いんじゃないかと思って、こんな場所を探していた」という声をきくことが実際にあります。

まだまだ学びたい。学ぶといっても、国語や算数という教科中心の学校教育の延長ではなく、「子どもから大人へ」「学校から社会へ」と移行する青年期にふさわしい学びを求めています。こうした福祉型専攻科の支援の内容や学生たちの生の姿を知って頂くためにも、是非とも懇談の機会を設けてください。そして卒業後の学びや生涯学習の充実に大阪府・府教委としてもぜひご一緒に考えていってほしいと思っています。よろしくお願いします。

15. 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。(学びの場専攻科を実現する会)

①大阪府並びに大阪府教育委員会として上記「報告書」の趣旨並びに「学びの場」公表の意義を踏まえ、「学びの場」ホームページの存在を特に学校教育関係者や障害福祉関係者に周知徹底してください。また、「“福祉型専攻科”事業合同説明会」(大阪府・大阪府教育委員会後援) の情報(チラシ)がすべての府立特別支援学校の生徒・保護者、教職員に進路の選択肢の一つとして情報提供されるように各特別支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、大阪府立高校及び私立高校の進路担当教員への学びの場の情報提供も行ってください。

＜資料＞

平成３０年度文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書内の大阪府の報告によると、『知的障がい者の進学率が低く、一方、卒業後間もない者の離職率は高いとされる。このため、卒業後、すぐに就労せずに、一旦、「学びの場」でさらなる成長をする場が重要。「支援学校卒業後の「学びの場」」の確保方策を検討する』とあります。私は「大阪府・大阪府教育委員会の皆さんは学びの場を必要と思ってくれている」という認識を持っています。その上で「学びの場」ホームページの存在の周知をして下さっているのはとても喜ばしい事だと思っています。

一方で、私も所属している卒後の学びの場・専攻科を実現する会が協賛している“福祉型専攻科”事業合同説明会のチラシは今年で 9 回目の開催となりましたが、すべての府立支援学校の児童生徒・保護者に配布されているわけではありません。配布されない学校の主な理由は「資料コーナーになら置きます」というものや、これまで配布していた学校でも校長先生が代わったら「学校の方針として配布できない」などというものもあります。いずれも“営利目的だから”とか“作業所と同等に扱う必要がある”という考えが根強くあるようです。

上記報告書の「2. 大阪府における「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」の概要について」では「特別支援学校３年生の保護者アンケート」を通して「卒業後の「学びの場」の情報不足」について 8 割を超える保護者が「よく知らない」等と回答。」という結果が示され、「(議事概要)」には「保護者向けの「学び」の情報不足は、大きな課題。今後、情報の公開について、障がいのある人本人への情報提供も含め、具体化することが必須。」と書いています。その上で、「３. 大阪府における今後の取組みの方向性について 」では「(１)「卒業後の「学びの場」」の情報公表の仕組みについて 」として「卒業後の「学びの場」」について、報告を通じて得られた取組み項目の情報を公表する仕組みを整えることにより、進路としての選択に資する。」と書いています。

残念ながらこの報告書の趣旨が一部の学校長や進路担当者には理解されていないようです。「学びの場」の情報提供がなければ選択肢にも入らないのではないですか。現に、福祉型専攻科の合同説明会には毎年、「自校では配布されなかったが他校の保護者から教えてもらって参加しました」という保護者が少なからずあります。「学びの場」進路提供にもとづく生徒の進路選択と意思決定を最大限尊重してください。

15. ②同様に府内中学校支援学級卒業生の約 8 割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。

＜14－①②③④(文章)、14－⑤⑥、15－②　発言・資料＞

大阪府の令和７年度学校基本調査によると大阪府内の高等学校卒業生の進学率は前年より 0.9 ポイント上昇し 69.8%に達し過去最高となっています。専修学校進学者等を含めると進学(入学)率は 86.7%になっています。一方、府内の支援学校高等部卒業生の令和７年度の大学等進学率は昨年度同様の 1.2%、専修学校を加えても 1.5%にすぎません。

逆に就職者の割合は高等学校卒業者では顕著な右肩下がりで、令和７年度では 8.1%(前年度同様)であるのに対して支援学校高等部卒業者は前年より 2.8 ポイント減って 12.1%です。福祉的就労者(69.1%)を加えると就労者の割合は高等学校生徒の 10 倍を上回る 81.2%に達します。

この高校と支援学校高等部の卒業生の進路における進学率の「格差」は縮むばかりかますます広がっていま

す。この「格差」は障害のある生徒に対する学ぶ権利の侵害、「差別」と言わざるを得ないのではないでしょうか。府教委の認識と見解をお聞かせください。

先ず第一に、「格差」を是正するためには府教委自らが新設する知的障害支援学校高等部(普通科）に全国に先駆けて専攻科を設置し、教育年限延長への第一歩を踏み出してください。(14-①) また、専攻科を設置するためにも知的障害支援学校の過大・過密と教室不足を解消してください。(14-③)

第二に、この「格差」を是正するための府教委としての卒後の学びを保障するための計画と具体的な取り組みを明らかにしてください。また、「格差」を広げる背景にある支援学校（高等支援学校を含む)における早期からの一般就労めざす職業教育偏重の施策を改め、人材育成ではなく人格形成をめざす教育を保障してください。(14-②)また、生徒・保護者の卒後の学びを含めた多様な進路選択と意思決定を後押しする情報提供や「進路指導」を行ってください。(※①)

そのためにも「支援学校に併設する就労移行支援事業所として、事業者の取組みを学校の児童生徒が身近に感じることで就労意欲の醸成につながる」(「選定理由」)として就労系障がい福祉サービス事業所へ校舎内の一部を貸し出しする事業は職業教育偏重をより強化するものであり、本施策は中止すべきです。

第三に、府教委・支援教育課は卒後の学びの意義と情報提供の必要性に触れた以下の「報告書」(※②)の内容を尊重する立場で、大阪府庁内の福祉行政と教育行政の連携で施策を推進してください。

文部科学省が国の『障害者権利条約』の批准(2014)や『障害者差別解消法』の施行(2016) を受けて、「障害者の生涯学習」を推進するための「特別支援教育の生涯学習化」(2017)の施策を打ち出して 9 年が経とうしています。

その具体化として文科省が掲げる「学校卒業後における障害者の学びの場づくり」の視点の第一には「学校から社会への移行期の学び」が位置づけられ、私たちが進めてきた福祉型専攻科づくりの取り組みが注目されるようになりました。

大阪府も、生涯学習事業の中心に位置づけられた文部科学省委託事業(2019)「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」を受託・実施し、「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」報告書（※② 2020 年 3 月、大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課）にまとめました。

この報告書をまとめるためにつくられた「障がい者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究連絡協議会」には府教委支援教育課も加わっています。府教委・支援教育課は「卒業後、すぐに就労せずに、一旦、「学びの場」でさらなる成長をする場が必要」との「報告書」の内容を尊重する立場で、障害のある本人・保護者への「学びの場」の情報提供を大阪府庁内の福祉行政と教育行政との連携で進めてください。

そのためにも「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」や「“祉型専攻科”事業合同説明会」の情報が高等学校、小・中学校の支援を必要とする児童生徒や保護者にも届くように情報提供の範囲を広げてください。

また、支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査にもとづく一般就労者の離職・定着等の実態を数字も含めて明らかにしてください。 (14-⑤)

さいごに、「知的障害があっても大学に」、「障害があるからこそ、ゆっくり時間をかけて学びたい」、「私もきょうだいのように大学に行きたい！」というねがいは広がっています。全国の特別支援学校高等部には知的障害の生徒が学べる専攻科を置く学校は 10 校に広がっています。「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で大阪府が公表している府内の「学びの場」は 16 カ所に、福祉型専攻科は次年度に 1 カ所増えて 7 カ所に広がろうとしています。 府教委はこのねがいに応えて知的障害支援学校高等部に専攻科を設置してください。また、学びの場の見学やスタッフとの懇談の場を設けて、学びの場の学生の声や学びの様子、青年期の「学校から社会へ」「子どもから大人へ」の移行支援のためのカリキュラムや支援の実際に触れ、青年期のゆたかな教育の実現と生涯学習施策の推進に活かしてください。(14-⑥)

(卒後の学びの場・専攻科を実現する会世話人 卜部秀二)

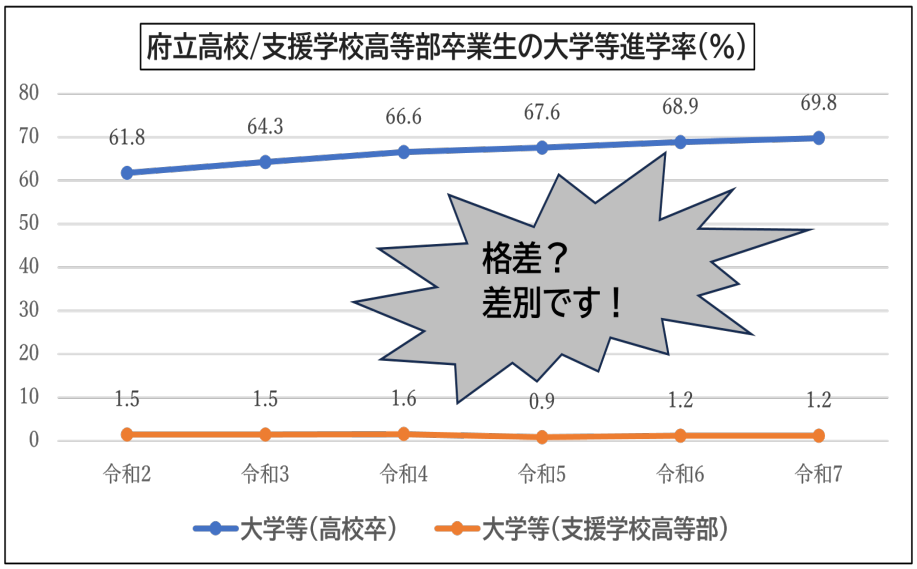
※① 「令和 7 年度大阪府学校基本統計」によれば、2025(令和 7)年 3 月の大阪府内の高等学校「普通科」卒業者の「大学等進学率」は 75.0%です。同じく職業教育を目的とした「専門学科」(農業、工業、商業科…等) でさえ「大学等進学率」は 59.8%です。それにもかかわらず高等支援学校(「普通科」)の「コンセプト」だとして「卒業者の就職率 100%をめざす」という数値がいかに高等学校の進路実態ともかけ離れた一般就労偏重の教育と進路指導になっているかと言わざるを得ません。卒後の多様な選択肢を用意し柔軟な進路指導を行うべきです。

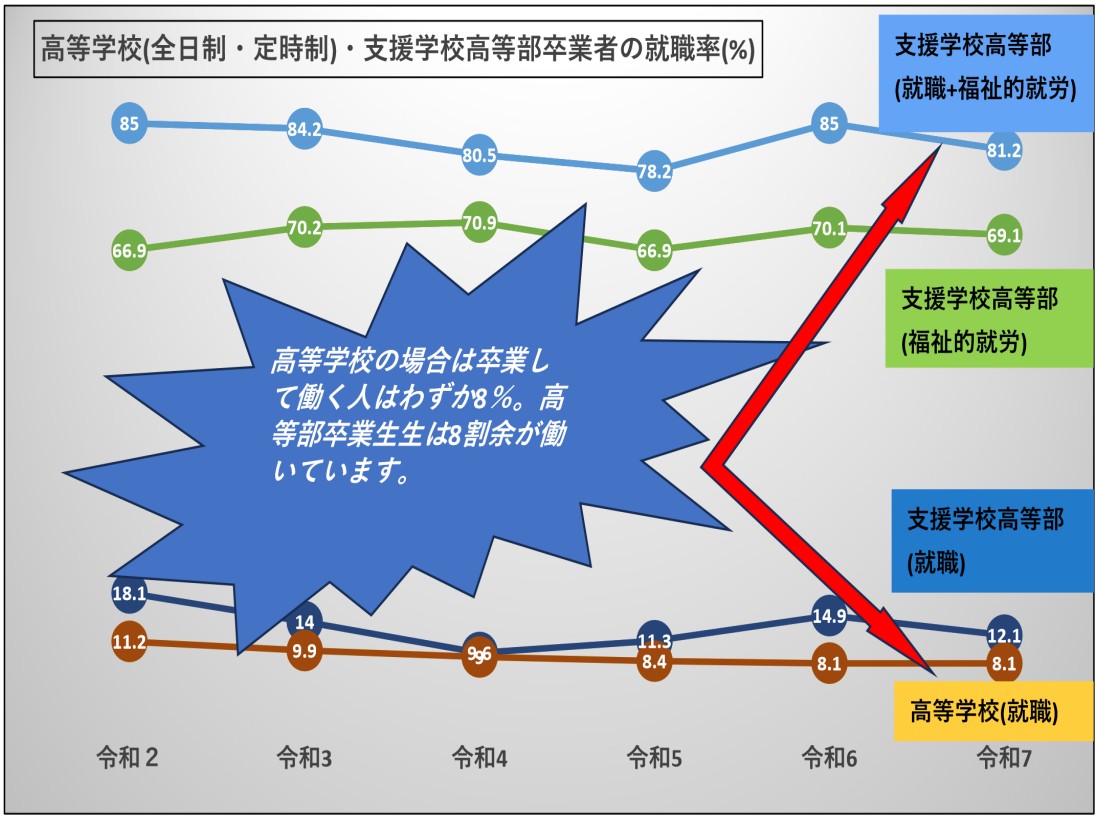
※② 「報告書」は冒頭で実践研究の目的と方向性に触れ「知的障がいのある者の進学率が低く、また、卒業後間もない者の離職率は高いとされる。このため、卒業後、すぐに就労せずに、一旦、「学びの場」でさらなる成長をする場が重要となっている。」と述べています。

また、「「卒業後の「学びの場」の情報不足」について８割を超える保護者が「よく知らない」等と保護者アンケート(支援学校３年生対象)結果が示され、「保護者向けの「学び」の情報不足は、大きな課題。今後、情報の公開について、障がいのある人本人への情報提供も含め、具体化 することが必須。」という意見も掲載しています。

大阪府は、本「報告書」の卒後の「学びの場」の「情報を公表する仕組みを整えることにより、進路としての選択に資する。」にもとづき 2029 年 12 月から障害者福祉サービスを活用した「学びの場」ホームページを公表、具体化しました。

以下は大阪府内の高等学校（全日制・定時制）卒業生および支援学校高等部卒業生の進路状況（令和７年度大阪の学校統計（学校基本調査）より）





16. 2022 年 4 月 27 日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」以降、特別支援学級への在籍の可否に対する不安が広がっています。子どもの障害の状況や保護者の願いにそくした学びの場の決定を行ってください。
①「通知」で示された授業時数は目安であり、子どもの障害の状況や保護者の願い、これまでの経緯などに応じて支援学級への在籍も可能であることを、市町村教育委員会に周知してください。
②法令や通知で示される「障害の種類及び程度」で入級を制限するのではなく、子どもや保護者の願いに応じた就学・入級の判断を行ってください。
③学びの場の決定にあたっては、子どもの障害の状況や保護者の願いを十分に考慮し、それぞれの必要に応じた判断をするよう、市町村にはたらきかけてください。強引な学びの場の変更や強硬な手続き的合意により、保護者や子どもが不安や不利益を被ることがないようにしてください。
④学びの場の検討により、支援学級から通常の学級に在籍を変更した子どもについて、支援学級での指導が必要とされる場合には、すみやかに支援学級に在籍できるようにしてください。

＜資料＞16③

就学支援において

メンタルケアも含めた適切で配慮ある就学支援の実現を求めます！

現在、小学校５年生で支援学級に通うお子さんのお母さんの声を届けます。

学習障害（LD）と「聴覚過敏」をお持ちのお子さんですが、小学校 3 年生の担任の先生からのアドバイスでようやく支援学級につながることができました。

3 年生の時、試験のプリントを前に、名前も書けず、白紙のままじっと問題をにらんでいるその子に、先生が「わかりにくいかな？」とたずねてくれたそうです。やり取りの中で、その子は、正解を口で言えた。答えはわかっていたことに先生は気づき、その時初めて「書くことに困難があるのではないか？」と気づいたそうです。その後、病院で検査を受け「学習障害」であることが分かり、5 年生から本格的に支援学級に通うこととなりました。

書くことが苦手であると分かったため、通常学級で障害への配慮がないまま「頑張れ」と励ますのではなく、支援学級で１年生の学習からやり直すことにしました。ひらがなから始め、握ること自体が難しく苦手意識のあった鉛筆も「6B」に変え、グリップをつけて持ちやすくし、弱い筆圧でも書けるように工夫してもらいました。それまでは「自分はなぜできないのか？」と自責し自己肯定感も低くなっていたお子さんは、初めて文字を書けるようになって「できた！」と喜び、自信が付き、自己肯定感も上がったそうです。今年 4 月からの、わずか半年の間に起きた出来事です。

実はお母さんは、1・2 年生の時にも、担任の先生に、発達的な困りごとがあるのではないかと訴えていたそうです。しかし、3 年生の担任の先生には引き継ぎされておらず、3 年生の先生が、偶然、支援学級での指導経験があったことにより、学習への困難に気づけたとのこと。お子さんが４年間苦しんできたことを思うと「なぜもっと早く療育につながらなかったのだろうか？」と疑問がわいてきます。

「学習障害」は、学校に行って初めて学びにくさが見えてくることも多く、見えにくい、わかりにくい障害の状況です。学びのスピードの個人差としてみなされたり、本人のやる気の問題と言われたり、頑張れと励まされて終わってしまうこともある、発見の難しい障害です。近年、ようやく国でもさまざまな問題提起がされ、支援の充実が言われてきている分野でもありますが、まだまだ十分に学校関係者のなかでも周知され、発見につながっていないのではないでしょうか。

同時に、見えにくい障害であるがゆえ、就学前の健診や相談が重要にもかかわらず、それが十分に行われていないのではないかとも感じます。乳幼児健診や、学校や教育委員会への就学相談において、「要観察」となったものを、簡単に「大丈夫」「様子見していこう」と先延ばしにされていないか。そして見逃され、療育につながらないまま取り残されてしまうことがうまれているのではないのかと思うのです。今、公立の通園施設に通うあるお母さんからも、「自力で探し回ってようやくここに行きついた」「探し当てた」という声を聞く状況です。なぜ、乳幼児健診の発達検査で見つかった、発達の遅れを見逃してしまうのか？　ここをよく検証してほしいです。

以前、スウェーデンの福祉制度研修に参加し、障害児の母子センターで聞いた話が参考になります。スウェーデンでは、子どもが生まれ障害が判明したときには、まず、「お母さんは悪くない」「障害があったことに家族が責任を負う必要はない」「障害の支援は社会の責任であり、我々が支える」とケースワーカーがお母さんに告げるのだそうです。そして、すぐに専門家チームが組まれて必要な支援の内容と支給量が検討され、制度に基づく支援が早々に始まると聞きました。

家族が陥る自責からの解放と障害への社会的支援は公的責任であり、本人や家族にとっての権利であることの告知があれば、制度利用への家族のアクセスは容易になります。保育所などの保育機関にも関わらない子どもたちの障害を見逃さないため、障害の可能性に対する科学的判定、検査と制度利用を密接につなげることは、行政が行うべき公的責任に属すると思います。

糸賀一雄氏が 1963 年に「びわこ学園」を建て、田中昌人が早期発見・早期療育をうたってから 50 年が過ぎました。岸和田でも就学前療育センターとしてパピーいながわが 1970 年代に始まっています。しかしながら、いまだにこのように障害の可能性が見逃され、一人苦しむ子ども、親が生まれてしまう事態が終わらないのはなぜでしょうか。

市教委や学校には、せめて小学校において毎年一回でよいので、教育相談の周知のチラシの配布をしてほしいと訴えていますがその後きちんと配布されているように思えません。冒頭のお母さんはチラシの存在を知りませんでした。3 年生の時の先生の気づきでようやくつながり、その後、公的機関のカウンセリングを受けられたのがついこの前です。孤立したまま、障害の状況に応じた配慮が得られないまま 4 年間を苦しんだのです。はたして、学びのつまずきに悩む子どもたちを掬い上げる仕組みの工夫はどうなっているのでしょうか。

大阪府においては、この現状をお知りいただいたうえで、就学にあたっての支援が十分になされるように手立てを講じてほしいと思います。乳幼児健診の関係職員、就学前の保育施設の関係者、そして、就学支援を行う市町村教委・学校に向けて、悩んでいる家族に対して、メンタルケアも含めた適切で配慮ある就学支援を行うよう発信し、それを実現するために必要な助言や条件整備を行ってください。

18. 障害の重度化･多様化をふまえ、学校教育法第 81 条・学校教育法施行規則第 137 条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。
①2022 年 4 月 27 日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」以降の特別支援学級設置を抑制されている状況を改め、障害児教育を受ける権利の保障に必要な特別支援学級の設置を行ってください。
②特別支援学級定数改善や、学級編制基準が同じ複式学級同様２学年での学級設置など、支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望してください。府独自でも改善し、１学級の定数を引き下げてください。
③在籍者が一人でも障害種別で支援学級を設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行ってください。
④在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。
⑤同一種別で在籍予定者が 9 名の場合は、2 学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。
⑥年度途中の児童･生徒の増加にあたっては、新設や学級増をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。
⑦ 新年度の学級設置に当って、前年度と比べて教職員配置の大幅減少が起こらないようにしてください。

19. 発達障害のある子どもの増加や個々の特別な教育的ニーズに応じた支援・指導へのニーズの高まりを踏まえ、通級指導教室の整備・拡充を進めてください。
①通級指導教室を全ての小中学校に設置してください。設置に当たっては、特別支援学級の削減を意図するようなことがないよう厳に注意してください。
②通級指導を受ける子どもが少数の場合でも、当該校への教員配置を伴う自校通級方式で、通級指導教室の設置を行うよう、教員を配置した上で市町村に働きかけてください。
③通級指導教室を利用する子どもの数に応じた複数設置が、義務標準法第七条五項に示される数を念頭に、各校で行われるようにしてください。
④通級指導教室の設置にあたっては、教室の確保や必要な教材・教具の手配等の環境整備を行うよう、市町村に指導してください。
⑤通級による指導担当教員の配置定数の改善を行うよう文科省に要望し、府独自でも改善を図ってください。

＜資料＞大阪の障害児学級・通級指導教室の状況（政令市を除く）　2026.10.1大教組障害児教育部調べ

※小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。表・グラフともに政令市を除く。

1．障害児学級数（学級）

※大教組障害部調査ならびに「学校基本調査(速報)」(大阪府,2026.8)をもとに作成

	2022		2023		2024		2025		2026	
小学校	3,587	(+191)	3,433	(-154)	3,357	(-76)	3,336	(-21)	3,529	(+193)
中学校	1,396	(+79)	1,316	(-80)	1,256	(-60)	1,261	(+5)	1,338	(+77)
合計	4,983	(+270)	4,749	(-234)	4,613	(-136)	4,597	(-16)	4,867	(+270)

参考）障害児学級数・障害種別毎（学級）

※大教組障害部調査ならびに「学校基本調査(速報)」(大阪府,2026.8)をもとに作成

	2022		2023		2024		2025		2026		前年比率
弱視	53	(+2)	49	(-4)	41	(-8)	32	(-9)	31	(-1)	-3.1%
難聴	97	(-1)	85	(-12)	74	(-11)	61	(-13)	49	(-12)	-19.7%
知的	1,812	(+90)	1,740	(-72)	1,761	(+21)	1,798	(+37)	1,942	(+144)	8.0%
肢体不自由	315	(-12)	303	(-12)	277	(-26)	258	(-19)	213	(-45)	-17.4%
病弱・身体虚弱	379	(+17)	334	(-45)	246	(-88)	168	(-78)	110	(-58)	-34.5%
自閉症・情緒	2,327	(+175)	2,238	(-89)	2,214	(-24)	2,280	(+66)	2,522	(+242)	10.6%
言語	0	(±0)	0	(±0)	0	(±0)	0	(±0)	0	(±0)	

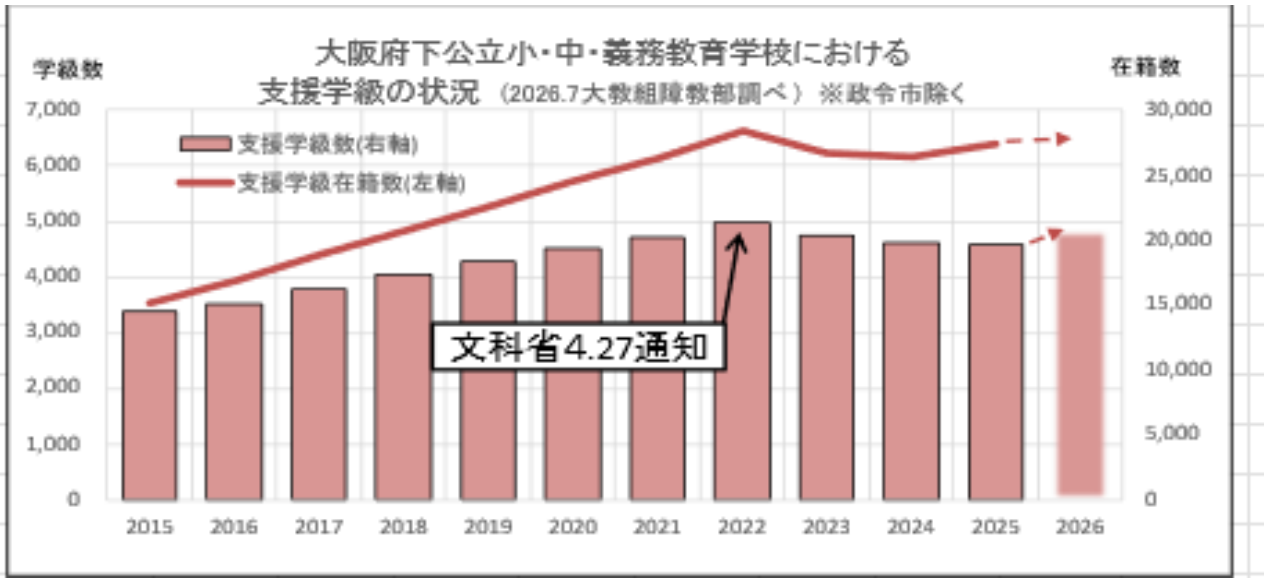
2．障害児学級在籍者数（人）

※大教組障害部調査ならびに「学校基本調査(速報)」(大阪府,2026.8)をもとに作成

	2022		2023		2024		2025		2026	
小学校	19,576	(-1136)	19,515	(-61)	20,152	(+637)	20,152	(+637)	20,640	(+488)
中学校	7,081	(-541)	6,906	(-175)	7,196	(+290)	7,196	(+290)	7,328	(+132)
合計	26,657	(-1677)	26,421	(-236)	27,348	(+927)	27,348	(+927)	27,968	(+620)

参考)障害児学級　1学級あたりの子どもの数（人）

	2022	2023	2024	2025	2026
小学校	5.77	5.70	5.81	6.04	5.85
中学校	5.46	5.38	5.50	5.71	5.48
全体	5.69	5.61	5.73	5.95	5.75



障害種別で1人からでも学級設置、定数８人遵守、そして特別支援学級定数の改善を！

2026年度は、特別支援学級が増設置されていますが、増設が今年度限りとならないか不安があります。また、増設置は知的障害学級や自閉症・情緒障害学級の在籍数の多い種別の学級に限られ、弱視・難聴・病弱・肢体不自由学級などでは、むしろ減少しています。さらに市町村によっては、依然として9人で2学級を認めないところもあります。
特別支援学級設置にあたっては、障害種別ごとに1人からでも学級設置、定数8人遵守、そして特別支援学級定数の改善を要望します。

～各地域の声～
特別支援学級への学びの場の変更がなかなか認められない。在籍増を抑制しているとしか考えられません。子どもの状況の変化に応じて、変更はおおいにあり得ます。子どもたちが特別支援学級で学ぶ権利を保障してください。

3．通級による指導担当教員配置数（校，人）

※大教組障教部調査ならびに「学校基本調査(速報)」(大阪府,2025.8)をもとに作成

	2022		2023		2024		2025		2026	
設置校小	301	(+54)	439	(+138)	500	(+61)	540	(+40)	567	(+27)
設置校中	102	(+15)	192	(+90)	225	(+33)	251	(+26)	263	(+12)
設置校計	403	(+69)	631	(+228)	725	(+94)	791	(+66)	830	(+39)
教室数小	302	(+54)	478	(+176)	642	(+164)	781	(+139)	939	(+158)
教室数中	102	(+15)	208	(+106)	262	(+54)	316	(+54)	364	(+48)
教室数計	404	(+69)	686	(+282)	904	(+218)	1,097	(+193)	1,303	(+206)

4．通級指導対象者数（人）

※対府交渉における小中学校課提示資料をもとに作成

	2022		2023		2024		2025		2026	
小	4,815	(+452)	6,705	(+1,890)	9,334	(+2,629)	11,125	(+1,791)		
中	1,362	(+293)	2,260	(+898)	3,679	(+1,419)	4,421	(+742)		
対象者数	6,177	(+745)	8,965	(+2,788)	13,013	(+4,048)	15,546	(+2,533)		

参考)通級指導教室　１人教室あたりの子どもの数（人）

	2022	2023	2024	2025	2026
小学校	15.94	14.03	14.54	14.24	
中学校	13.35	10.87	14.04	14.00	
全体	15.29	13.07	14.39	14.17	

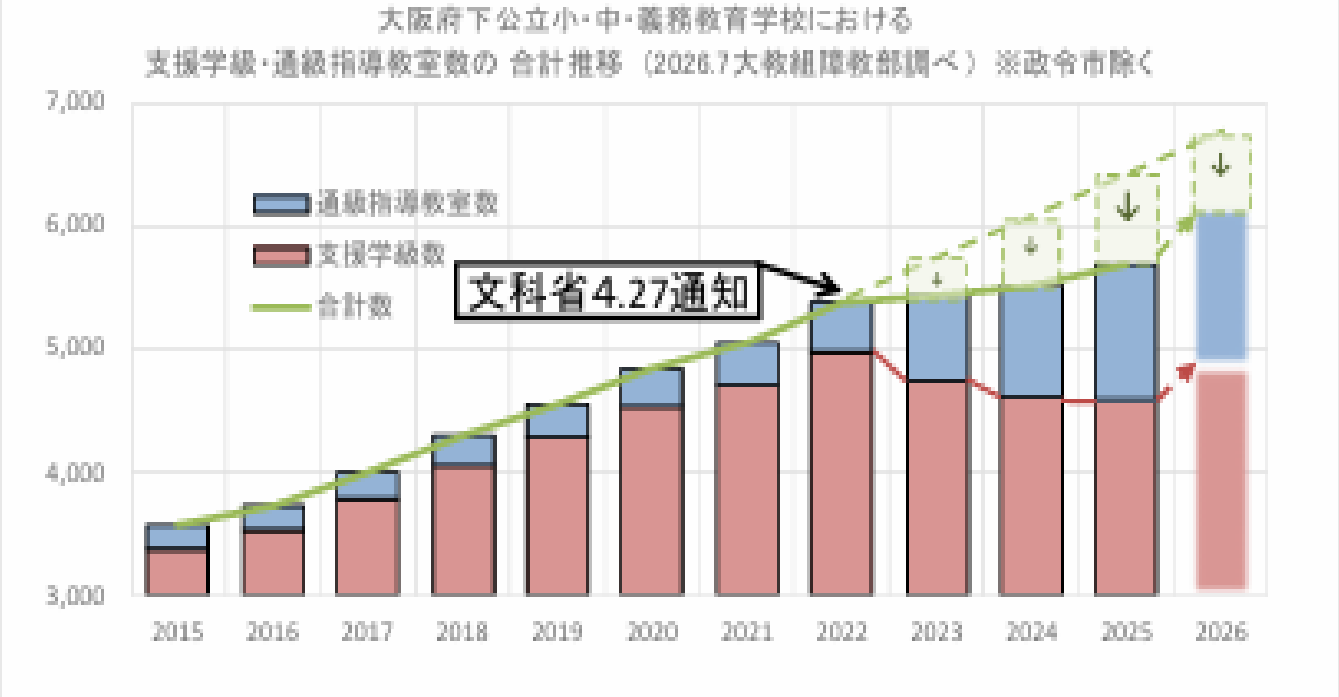


全ての学校への自校式通級指導教室の設置、通級指導教室の教員配置の定数改善を！

通級指導教室は、特別なニーズのある子どもにとっての大事な支援の仕組みとなっています。しかし、子どもたちのニーズに応じるには、決して十分とはいえません。

通級指導を受ける子どもの増加にともない20人を超える子どもを1人で指導している状況、利用数の少なさにより次年度の通級開設が不確かなものだと言われている状況が寄せられています。また地域によっては、通級「設置」とは言っても、通級担当教員が当該校に配置されるのではなく、近隣校から週に数時間だけ教員が赴く「巡回式」で通級指導が行われている所もあります。また、通級を支援学級減らしのための「受け皿」としているのではないかという状況もあります。

通級指導教室が、通級が子どもにとっての重要な支援の仕組みになるよう、通級指導を希望する子どもがいる全ての学校への自校式通級指導教室の設置、通級指導教室の教員配置の定数改善を求めます。



5．支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超えている通常の学級・学校の状況

※対府交渉における小中学校課提示資料をもとに作成

	2022 (学年数)	2023 (学年数)	2024 (学年数)	2025 (学年数)	2026 (学年数)
小 学校数		213 (293)	243 (338)	288 (411)	
中 学校数		69 (85)	82 (91)	73 (90)	
合計 学校数		282 (378)	325 (429)	361 (501)	
全学校数に対する割合		32.7%	37.9%	42.4%	

6．大阪府下の少人数学級設置状況(2026)　※大教組調べ

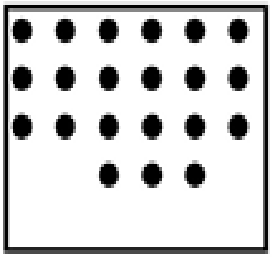
市町村	対象学年	開始年度	備考
高槻市	中2・中3	2023年度	35人以下学級
交野市	小1	2024年度	30人以下学級
	小2	2025年度	
	小3	2026年度	
堺市	中2	2024年度	38人以下学級
	中3	2025年度	
和泉市	中2	2025年度	35人以下学級
	中3	2026年度	
泉佐野市	中2・中3	2025年度	35人以下学級

平均クラスの教室イメージ

(●は１人の子ども、大阪は○も含む)

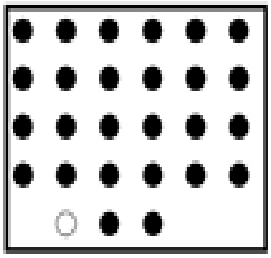
小学校

OECD平均　21人



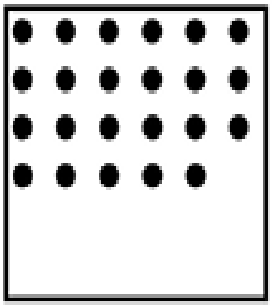
日本　26.14人

大阪　27.08人



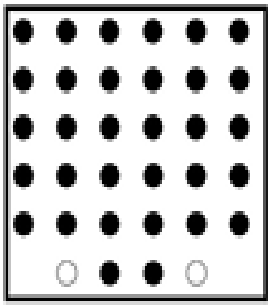
中学校

OECD平均　23人



日本　31.60人

大阪　33.57人



OECD「図表で見る教育」2025年度版
学校基本調査2025年度　より作成

障害のある子をふくむ
全ての子どもの発達を保障する教育の実現を！

「学校の“普通”が狭くなっている気がします」お子さんの就学を目前に控えた保護者の声です。現場の先生からも「通常学級で過ごすこと、学ぶことのレベルが高すぎる」という声があります。今、大阪の教育そのものを問い、改める時だと感じます。

障害児教育は、過度に競争的な教育の中での「セーフティネット」のようにとらえられているような気がしてなりません。大切なのは、子どもたちを学校にあわせるのではなく、子どもに合わせた学校をつくることです。

大阪の教育のあり方そのものを問い直し、通常教育の改善、障害児教育の充実のもと、障害のある子をふくむ全ての子どもの発達を保障する教育の実現を強く求めます。

（大教組障教部）

23. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。府立高等学校を踏む府内の全ての学校に在籍する、聴覚障害児童・生徒に対する実態把握と支援策を講じてください。
①ろう児童等が在学する府立高等学校及び市町村立学校における手話習得機会の確保促進の観点から、意思疎通手段について手話言語を選択している児童生徒の在学状況を年間を通して定期的に把握し、その結果を公表してください。
②ろう学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、卒業したろう重複者はもちろん、乳幼児期や学齢期を含めた全てのろう重複障害者が、手話言語を習得するための対策を講じてください。

＜資料＞

①② 手話に関する施策の推進に関する法律第７条 第１項によれば「国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされる。また同条第３項によれば「国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」とされるところである。

聴覚障害児童・生徒にとって、手話言語は乳幼児期から親や周囲と自然で豊かなコミュニケーションを行い、それを通して言語力、思考力、情緒を発達させ、全人的に成長するために必要な言語である。聴覚障害児童・生徒にとって必要な言語である手話言語を習得、学習、使用する権利が保障されていなければならない。このため、府立高等学校を含む府内の全ての学校に在籍する聴覚障害児童・生徒が手話言語を通して教師の話す内容が十分に理解でき、教師やクラスメート等と自然なコミュニケーションができる環境で教育を受け、学習できるようにすることが必要となる。

聴覚に障害のある児童等が在学する学校による手話習得機会確保促進の観点から大阪府が公表している下記資料では単に学級数や児童生徒数の把握にとどまるもので、意思疎通のための手段について手話言語を選択した児童等が在学するかどうか、また在学する場合はその数について把握できず不十分である。よって、府立高等学校を含む府内の全ての学校に在籍する聴覚障害児童・生徒（ろう重複障害者であってろう学校以外の支援学校に在籍する者を含む）のうち意思疎通手段として手話言語を選択している児童生徒の在学状況について年間を通して定期的に把握し、その結果を公表することを求めるものである。

以下 大阪府の支援教育 ４ 支援学級等の状況より
（ https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/osaka-shienkyouiku/index.html ）

Ⅳ　支援学級等の状況

区分		弱視	難聴	知的障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	自閉症・情緒障がい	言語障がい	合　計
小学校（義務教育学校前期課程）	学級数	29	63	2,084	328	234	2,623	0	5,361
	児童数	44	147	12,976	620	503	17,239	0	31,529
中学校（義務教育学校後期課程）	学級数	12	24	845	114	74	1,015	0	2,084
	生徒数	18	45	4,951	195	143	6,360	0	11,712
合計	学級数	41	87	2,929	442	308	3,638	0	7,445
	在籍数	62	192	17,927	815	646	23,599	0	43,241

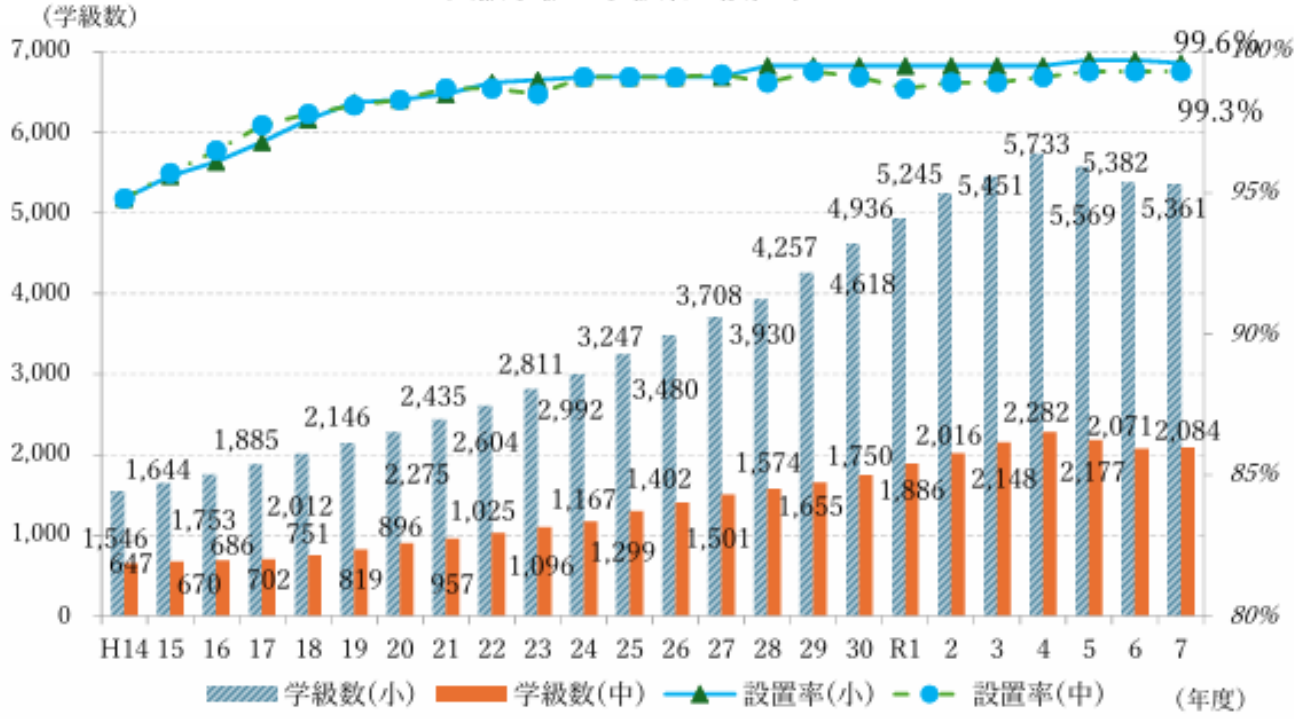
１　支援学級数・児童生徒数

（令和７年５月１日現在）

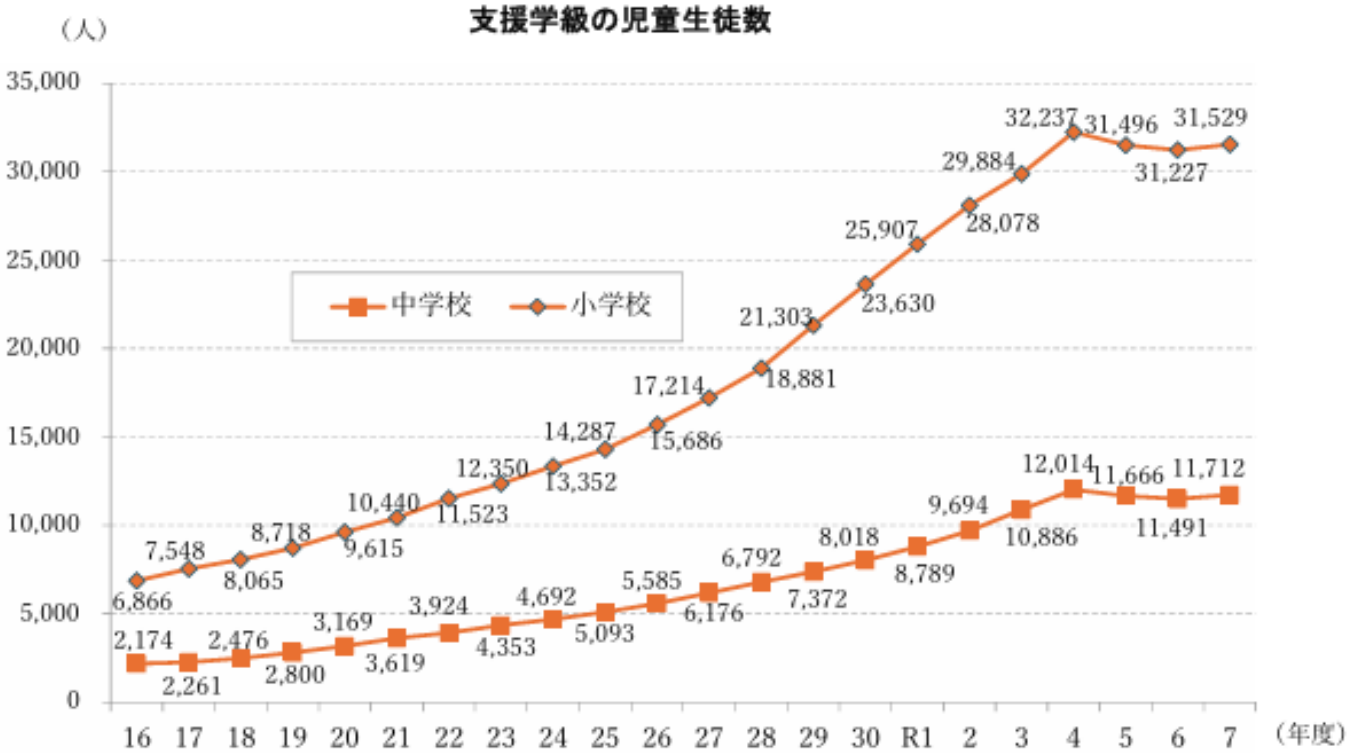
- 適切な学びの場の見直しにより、令和６年度の府内小・中学校における支援学級数・在籍児童生徒数は減少した。
- 支援学級設置率は、全国平均を大きく上回る。

<全国>R6 年度
小学校：87.0%
中学校：80.5%

支援学級の学級数・設置率



支援学級の児童生徒数



※各年５月１日現在

※平成 28 年度より小学校には、義務教育学校（前期課程）を、 中学校には、義務教育学校（後期課程）をそれぞれ含む。

＜放課後保障＞

25. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。
⑤災害時の対応を学校と事業所間で共有できるよう話し合いの場を設ける等の対策を講じてください。

＜資料・発言＞

昨今、大きな地震が多く起きていて被害も大きなものになっています。

各地で大雨による被害も甚大なものになっています。いつ、私たちの周りで災害が起きるか分からない状況があり、子どもたちの安全を守るために放課後等デイサービスの事業所においても話し合い、対策を考えています。

この間、大雨等で学校からの送迎中に危険と思われる事態が起き、学校に戻ることが安全と思い、戻ったところ、学校からは困ると言われたことがありました。

在学中に緊急事態が起きたときに、家族が迎えに来れない時は事業所に迎えに来てもらうようにと言われた学校もありましたが、事業所も休所になるため迎えに行けません。

様々な状況が想定される中、学校としての対応、事業所としての対応等を共有しておくこと、非常時の連絡の方法などを確認しておくことなどが必要と考えています。

災害時の対応について、事業所や家族とどのように行おうとしているのか確認しようとしているのか大阪府としての考えを聞かせてください。

また、各学校に話し合いの場を設けるように働きかけてください。

＜障害者総合支援法＞

32. 福祉制度を活用した障害児者の学びの場の、支援内容の拡充と運営が円滑に進められるよう、支援策を講じてください。（学びの場専攻科を実現する会）
①自立訓練業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者・家族の「さらに学びたい」とのねがいが受けとめられるように、市町村と審査会に「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」（令和 3 年 3 月 26 日、厚生労働省・事務連絡）の趣旨を徹底してください。また、利用期間 2 年の有期限を 4 年間に延長できるよう国に強く働きかけてください。

＜資料・発言＞

なかまとの学びが意思決定、意見表明の力を伸ばした

「自分のことを考えられるようになった」「『どうしたらいい？』とわからないことを聞けるようになった」「自分の進路を自分で考えて気持ちを伝えることができるようになった」「かっこいいリーダーをするようになった。みんなにあこがれられている」

これは、ぽぽろスクエアに入学し 3 年目を利用している青年にカリキュラムの中で「ぽぽろスクエアでできるようになったこと、成長したと思うこと」について考えてもらったときに出てきた言葉です。

この青年は 1 年目のときは、自分の思い通りにいかないことや困ったことがあると、その気持ちを言えず、休んでしまったり、その場で固まったり、その場から逃げてしまったり・・・そういった行動でしか自分の困りごとなどを表現できない方でした。しかし、ぽぽろスクエアでの学びを 1 年、2 年と重ねていく中で、支援者を支えにしながら、同年代の青年、仲間の中で少しずつ自分の思いを言葉にできるようになり、「2 年で卒業して働いている自分の姿が想像できない。自分が働くのはまだ早いと思った。自分の言っていることが伝わっていないと思うことがあった。自分の気持ちをもっと言いたい。いろんな人と話せるようになりたい。自分のできることをふやしたい。」と 3 年目の延長申請を希望されました。ぽぽろスクエアを卒業後は就労継続支援 B 型事業所に移行され、毎日通所し、困ったことがあれば支援者に相談し、事業所の中でも頼りにされる存在になっています。

この青年のように、これまでぽぽろスクエアを卒業した青年たちも、青年期だからこそ同年代の仲間とともに 2 年間の学びを積み重ね、そして 3 年目に進んだことでさらに自信をつけ大きな成長を見せてくれています。

審査会事務局が“本人の意思決定や家族の意見を考慮しない”という例も

一方で、延長申請を相談した窓口では、３年目の延長をした後の移行先はどこを考えているか尋ねられ、「就

労継続支援Ｂ型」を考えていると伝えると、「一般就労ではなく就労継続支援Ｂ型に移行するのに、自立訓練事業の３年目の延長申請をする必要があるのか？」と言われたり、ある市町村では「本人の病状、障害特性を考えたときに（延長申請で示されている）計画が現実的でない」と言われたケースがあります。仮に、「療育手帳がＡ・自閉スペクトラム症・障害支援区分４のＡさん」、「療育手帳Ａ・ダウン症・障害支援区分４のＢさん」というようにＡさん、Ｂさんの表面的な障害特性などの情報だけで自立訓練の３年目の延長申請を認めないようなことがあるのであれば、残念でしょうがありません。また別の市町村では、意見書の中で「本人、保護者の方も１年間の延長を希望されています」という文言に対して、「延長申請を認めるのに、本人・保護者の希望は関係ありません」と言われました。

大阪府は厚労省事務連絡(R3.3.26 付)の経緯と趣旨を市町村に繰り返し周知を

大阪府としては、このような卒業後の青年期の学びを保障するカリキュラムを持つ学びの場を後押ししてくださっていますが、実際に延長申請を受けて支給決定を行う市町村では紹介したような厳しい対応をされており、大阪府と市町村の理解が大きく乖離している現状があります。どうか、大阪府として各市町村に厚労省から出された事務連絡(令和３年３月 26 日付)の経緯と趣旨を繰り返し周知して頂き、本人・保護者が希望し、その必要性を認めた学びの場からの延長申請が認められるように市町村との認識の乖離を埋める努力をしていただくようよろしくお願いします。　　（ぽぽろスクエア　乙須 直子）

「自立訓練」延長申請に自治体受付窓口が消極的

これは卒後の学びの場・キャンパスオリーブのＭさんの延長申請に関わる北摂のある自治体の例です。Ｍさんもご家族もつよく「3 年目も学んで力をつけたい(つけさせたい)」と延長を希望されました。オリーブとしてもその必要性を受けとめ、市の担当窓口に問い合わせると「延長申請は受け付けません」と言い渡されました。

納得できないご家族が市の窓口に電話すると「保護者からの相談は順番が違う。事業所や相談支援が意見書等を出すのが先です」と返されました。ご家族からの報告を受け、再度オリーブから市役所に問い合わせ、意見書を出すと今度は受け付けてくれ、何とか審査会にかけてもらうことができました。

「例外」は「長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者」のみ

その結果、延長は『可』という結果は出ましたが、事業所からの１年の延長申請に対して『6 カ月』という結果でした。そのために、ご家族が市役所に判定を不服として本人と共に面談に行かれ、本人も具体的な要望や延長希望を伝えられ、父親からも「半年の延長決定の合理的理由はなんだ!?」と詰め寄られたそうですがまともに説明できず、日を改めて再説明を行い「半年の決定は変わらない」と告げられました。

卒後の学びの場・専攻科を実現する会で作成した厚労省の事務連絡(R3.3.26 付)の経緯と趣旨を説明したパンフを読んでいたのにもかかわらず、「自立訓練は有期限２年の利用が原則」に固執し、最初は「休んだ日数分の延長」と言っていたものを、本人・家族からの直接の訴えがあり「1 年目の欠席日数分を考慮に入れて」延長を認めたというのが現状です。つまり、以前の「長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者」にしか延長申請は認めないという従来の立場を最後まで変えようとはしませんでした。

大阪府は新「事務連絡」の「例外」規定と「国からの技術的助言」を自治体に徹底してください

自治体窓口の認識は閣議決定(R2.12.18)を踏まえて新たに発出された厚労省の「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定機関の更新の取り扱いについて」(令和３年３月 26 日付事務連絡)の趣旨や留意点が理解されていないのです。留意点にある「国からの技術的助言」は「当該更新については、長期間入院していた者や障害支援区分の変更があった者に限らず、個別の状況に応じて、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に可能」としています。

やはり私たちがその都度、厚労省事務連絡(R3.3.26 付)について説明するのではなく大阪府の責任で直接指導助言を行うことが必要ではないでしょうか。

（キャンパスオリーブ　森、卒後の学びの場・専攻科を実現する会世話人　卜部）

32.②障害福祉サービスによる「学びの場」では、そこに通う学生(利用者)に通学定期や学割が適用されません。大阪府として「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で認証した学びの場の学生に「在学証明書」並びに「通学証明書」を発行するとともに、ＪＲ西日本や関西鉄道協会などにはたらきかけ通学定期や学割が利用できるようにしてください。交通費等を一部支給する「更生訓練費給付事業」を実施する市町村が拡大するよう府内自治体に働きかけるとともに、学びの場に通う学生の通学負担軽減のための補助制度を創設してください。

＜発言・資料＞

・「通学定期で安くしてほしいです。バスの運賃が高いです。安かったら、バスでシュレオーテに行けます。」

・「通学定期を学割にしてほしいです。家からシュレオーテまで自力でバスを使って行きたいと思います。」

（シュレオーテ　学生）

32.③学びの場に通う障害のある青年たちに、行き届いた丁寧な支援ができるように職員配置基準と報酬単価を引き上げるよう、国に働きかけてください。

＜資料＞

・卒後の学びの場専攻科を実現する会の事務局をしています、大阪の松原市にある、自立訓練事業所、ぽぽろスクエアのスタッフの吉松です。

自立訓練など福祉事業を使った学びの場・福祉型専攻科では、今の職員配置基準では足りません。実態に見合った職員配置基準になるよう、また、安定して職員を確保できる報酬単価になるよう国に強く働きかけてください。

配置基準の 6 対 1 を満たしていたとしても、丁寧に支援する必要のある福祉型専攻科では、今の職員配置基準では足りません。

福祉型専攻科では、青年期の移行期である利用者(学生)に対して、成人事業所とは違い、教育の現場と同じように毎日違うカリキュラム(時間割)を作り、支援を行っています。

その中でも進路の授業では、卒業した後のこと、さらにその先の自分の人生について考えます。どの伝え方が一番わかりやすいのか、利用者(学生)一人一人違うので、様々な方法で繰り返し伝えます。そのための授業準備として、授業の教材を作り、パワーポイントで見やすいように写真や動画を編集したり、わかりやすいプリントを作ったりしています。また、どのような授業がわかりやすいのか、系統立てて繰り返し学べるように職員で日々、検討を重ねます。

また、利用年限があるため、利用者(学生) が「自分で決めた」と自信をもって安心して卒業後も通える事業所を毎年、探します。本人やご家族に事業所を紹介する前には一軒一軒職員が見学に行き、利用者本人にもわかりやすい資料を作ります。学校では夏休みなどに見学を行い、実習巡回などに行かれていると思いますが、学びの場は福祉の事業を使っているので、通常の授業も行いながら、職員が 1 人抜けて事業所見学や実習巡回を行っています。

ただでさえ少ない職員体制の中で、職員が外へも出ていかなくてはいけません。また、青年期の彼らは、自分の気持ちを言いたい、でもうまく伝えられない。自分をわかってもらいたいという願いがあります。その願いが保証されるとようやく安心して成長していくことが出来ます。そんな彼らの言葉を丁寧に聞きとるためには、やはり人手がいります。

今のままでは、青年たちの「学びたい」という思いに応え、学ぶ権利を十分に保障することができません。大阪府として今後も学びの場を継続・発展していけるよう職員配置基準と報酬単価の見直しを国に強く働きかけてください。

彼らの「自分のペースでゆっくりじっくり力をつけて、いつかは自立したい」という願いを実現させていくためにも、行政の皆さんのサポートがもっと必要です。よろしくお願いいたします。

35. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

⑥2026 年 12 月にこども性暴力防止法が施行。また、2027 年度の報酬改定と同時にスタッフ研修制度が開始され、職種や実務経験を問わずすべての支援者が受講する必要があるなど対応に追われています。府として情報の発信と研修の実施などを行ってください。府としての動きを教えてください。

＜資料・発言＞

研修は大切なことであると考えています。しかし、現場では子どもたちへの支援に当たりながら、研修を計画し、すべての支援者が研修を受けるために対策を考えています。時間外に研修を入れる必要もあり、人件費が発生することも厳しい運営状況の中で苦慮しているところです。

どのような内容をどのように研修を行わなければいけないのか、分かりやすく提示されるように国に働き掛けていただくとともに、大阪府としても研修の計画を示していただきたいと思います。

35.⑦障害の重い子どもたちを受け止めることのできる放課後等デイサービス事業所を計画的に増やしていくための措置を、大阪府として講じてください。

＜資料・手記＞

吹田市在住で摂津支援学校中学部の息子がいます。

生活圏域・福祉圏域が違う学校に通学することになり困ったのが放課後等デイサービスの事業所探しです。吹田市には吹田支援学校があり、市内の放デイは吹田支援には送迎をおこなっています。これが摂津支援への送迎をしてくれる事業所となると途端に探すのが難しくなります。

2年前に摂津支援への送迎をしてくれていた事業所が閉所となりました。この事業所は重度の子どもも多く受け止めてくれていたのですが、報酬改定の影響で続けていけなくなったとのことです。何人か通われていたお子さんを知っていますが、次の事業所を見つけるのに大層苦労されていました。

今、放デイに通っている子のほとんどが2か所以上の事業所を日替わりで利用しています。平日5日間通して受けてくれる事業所が見つかりにくいだけでなく、1つの事業所だけだと閉所した時に困るからだそうです。強いこだわりを持っていたり、新しい場所に馴染むには時間がかかる子にとって、日によって放課後の居場所が違っていては落ち着いた生活を送れません。ただでさえいびつな校区割りによって使える放デイが限られているのに、障害が重くなればなるほど受け止めてくれる事業所は見つからず、挙句の果てには閉所に怯えなければならないなんて悲しすぎます。

重度の子でも安心して通える放課後等デイサービスの事業所を府内各地に増やしてください。

36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
①年々深刻さを加える家族介護から家族が暮らす身近な地域での社会的介護による暮らしに移行できるよう、入所施設を含めた社会資源を計画的に整備してください。中でも、自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備してください。

＜資料・手記①＞

大阪府吹田市在住の辻です。よろしくお願いいたします。

二男の直也31歳の暮らしの場を探しております。

彼は重度知的障害のある自閉症で、強度行動障害があり、療育手帳はA判定。区分認定は6です。

３歳の頃から行方不明やパニック、噛みつき引っ掻きなどの他傷のある子で大変でしたが、小学生から付き合ってくださるヘルパーさん、作業所の現場の職員さん、同志の親御さん、周囲の方々に助けられてこれまで無事に生きてきました。日々騒音なので年中窓はしめきり、夜は眠れない日もあり、支援してくれる人にケガをさせては、一体何のために生きているの？と何度も彼と二人、人生終了したいと願ったことがありました。

支援学校卒業後、吹田市内の生活介護事業所に通所しどうにか慣れて１３年、月に一泊のショートステイが二か所、連泊させてくれる岸和田市の山直ホームを利用しながら、親亡き後のため吹田市内でグループホームの体験をチャレンジしてきましたが、彼の行動障害に対応できないとお断りされるのです。通所している法人のグループホームは空室はあるが人手不足で支援者がいないので入居は無理だとお答えをいただきました。重度の直也でなく他の人でも無理だそうです。

私どものような将来暮らしの場がない障害を持つ子どもがいる家族が、同じ法人内でも１７０人を超えるそうです。この状況を打開する方法が私たち個人で出来ることなどあるのでしょうか。

悩んでいても泣いていても時は進みます。

私自身は腰の持病と付き合いながら３年経ちましたが、痛み止めの注射やリハビリを受けながら悪化しないように現状維持する事に努めております。しかし痛みがあっても直也の生活全般の介助（食事、入浴、送迎など）をしております。

もし今の住まいで私が動けなくなったら、直也はどうなるんだろう、と考えると眠れなくなる夜もあります。

国は地域で暮らす事を推奨しているようなのですが、地域にＮＯとお断りされる直也はどうすればいいのでしょうか。直也の後輩の男子たちも住まいしていた吹田市から離れて受け入れてくれるグループホームを探し離れてゆきました。障害年金だけで月々のお支払いが不足すると先々の不安を語っておられました。

私どもも吹田市には入所施設はないので、他市で待機者１３０人の現実を受け止めつつ、待ちながら暮らすという他選択肢はありません。
このような行き場のない重度の障害者がたくさんいる現状を国や地方自治体はなぜ放置したままなのか、どれだけこの問題で困っている人々がいるのかしっかり調査してほしいです。
直也本人は情緒や自分の思いはあるけれど言葉が話せない、伝える方法は自傷や他傷しかないようです。
だから３１年一緒にそばにいた母親の私が彼の代弁ができるよう常に配慮しております。
どうか彼が親亡き後も安心して暮らせる、生きていける方法を教えてください。
他人事ではなく向き合ってください。生きることを励ますことを施策にしっかり取り込んで下さるよう早急に手立てを講じてください。よろしくお願いいたします。

吹田市　辻　英子

＜手記②＞
岸和田市の栢木と申します。
息子は重度知的障害で自閉症の 32 歳、178 センチ 90 キロ、ことばを発することもできません。自宅で母親である私と父親の 3 人で暮らしています。
5 月頃から、かっとなってパニックを起こすことが頻繁になり、ドライブが大好きなのですが途中急に怒り出し車の窓に頭をぶつけたり、後部座席から運転している私を噛みに来たり、引っかいたりして危ないので、迷惑にならない人の少ないところに一時停車させて収まるのを待つこともしばしばありました。好きなドライブに連れて行くのもだんだん難しくなってきています。作業所の車の窓ガラスを頭で割り、AIG 保険のお世話にもなりました。
家でも理由不明に急に怒り出し、頭を叩きながら大声をあげて足音も大きく走り回ることが頻繁にあり、押さえて止めることは逆効果にもなるので、ひたすら収まるのを待っている状況です。すごい音をたてながらパニックになっているのを聞いて見ていると、かわいそうやら情けないやら、こちらの精神状態も不安定になってしまいます。
また睡眠も乱れ、それまでは少し乱れても 10 日ほどで収まっていたのに、少しましになってきたかなと思ってもまた乱れることを繰り返しています。２時や３時に息子が寝てもこちらはすぐに寝られるわけでもなくて、入眠剤を飲むことも増えました。やっと３時頃に寝たのに、６時頃起きることもあるかと思えば 11 時頃眠ることもあり、作業所に行っている間に昼寝もしますがペースが定まらないせいかだるいのが続く毎日です。夜、息子が起きていても寝られたらいいのですが、何をするかわからないし、お腹が空いてくると何かちょうだいと起こしに来るのでうとうとしていても目が覚めてしまいます。
この頃は言葉を発したい気持ちが出てきたようで、でも全然言葉にはならず、「フン！」とか「ハッ！」という感じの声を手拍子と一緒に出して何かを伝えようとします。なかなかわかってあげるのも難しく、声も手拍子もどんどん大きな音になっていきます。そういう気持ちが出てきたことは嬉しいことだとは思うのですが、それに付き合うのは大変です。
また 3 人の生活が長くなり、3 人で居ることが安心することになってきていて、父親が仕事や用事から帰るまで窓の外に手を伸ばしてまだかまだかと、私に返事を要求しにやってきて、「もうすぐ帰ってくるよ」と答えるといったんは引き下がるものの、5 秒もたたないうちにまた同じことをしにきて、それがずっと続きます。そういうことが障害なのだとわかっていても、何回同じことをしたら気が済むのかと思うし、他のこともできません。
小さいときから障害について学び、親亡き後のことも考えて、成人したらなるべく若いうちに親元から離して本人の生活を確立してあげるほうがよいと教わってきました。でも今、現実は重度の知的障害のある人を受け止めてくれるところは無く、施設入所の希望は市に出しているけれど希望の施設は 40 人定員に対して 100 名以上が待機していますし、相談支援の方にグループホームもお願いしていますが見つかっていません。親も 67 歳となり年々体も衰えているのに、まったく先の見えない状況にあります。重度の知的障害の人が安心して暮らせる生活の場をどうにかしてください。よろしくお願いします。

36. ④入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。

＜資料＞
入所施設では、通院や入退院などの対応は直接支援をおこなう職員（看護師、リハビリ職員含む）が担います。これは、利用者の日常生活を支えるために配置している職員体制の中から人員を切り出して通院等の対応を行うということです。急な体調不良者が出ると通院等の対応を優先しなければならず、食事や排せつ、入浴といった生活に必要な支援に人員が足らなくなります。そのため、予定している時間内で終わることができな

かったり、予定していた通院を医療機関等と相談しながらキャンセル、延期せざるを得ない状況が出ています。

通院支援加算を申請していますが、１回の通院支援に対して１７単位、２回/月となっています。１回あたりの通院支援には平均すると２時間以上かかっています。居宅介護の通院等介助の２時間～２時間３０分の単価７５４単位と比べると大きな開きがあります。

利用者の高齢化や障害の重度化により、今後も通院等の対応が減ることは想像できません。加算単位の見直しもそうですが、そもそもの職員配置基準が改善されなければ、必要な通院体制が確保され、日常的な支援が滞ることなく行えるということが難しくなります。改善を国に働きかけるとともに、大阪府として独自の制度を設けてください。

36. ⑦施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、実態に合わせたものとなるよう市町村に働きかけてください。

（ア）知的障害のある方が、平日に受けている食事や排せつ・入浴等の直接介助や、ふらつきで転倒しないか、食べ物をのどに詰めたりしないか、薬はきちんと飲めているか等の見守り支援は、土日祝日になくなるわけではありません。職員の直接介助や、危険を未然に防ぐための見守り支援があってこそ、知的障害のある人は安心した暮らしができています。人によってその必要な程度は異なりますが、実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう市町村、国へ働き掛けてください。

＜資料・手記①＞

息子がやまだいホームの生活を始めてから１８年になります。日中は生活介護の支援を受け月曜から金曜日は作業に出ています。重度の知的障害があり、てんかん発作もあります。初めは全く作業できず、挨拶もできなかった息子がこの１７年職員さんたちの的確で温かい支援を受け、笑顔で生き生きと作業やレクリエーションなどに取り組み、朝の会などでは前に出て発表もするようになりました。

生活介護の支援を受ける以外の時間はやまだいホームで過ごしています。ホームでは食事、入浴、排せつなどなど健康に安全に生きていくために必要な支援をすべてしていただいています。息子は食事も早食いであまり噛まずに食べるので見守りや声かけが必要です。てんかん発作のお薬も飲まなければなりません。食事を自分で用意することもできません。また入浴時は発作があるため見守りも必要で、洗体なども自分ではきれいに行えません。排泄の失敗もありまたこだわりなのかトイレ以外の場所でしてしまいます。たまに自宅に帰って来ますが、こだわりも強くて家で見られるのは1時間ほどです。彼と一緒に過ごすと、どれだけ支援が必要なのかどれだけ職員の方々が支援してくださっているかを改めて感じます。とにかく息子が安全に健康に生きていくためには 365 日 24 時間の支援が必要なのです。それなのに、受給者証の生活介護の施設入所支援の支給量の欄には「当該月の日数から 8 日を控除した日数」とありました。土日も息子はホームで生活しているのに土日の日数が含まれていません。控除された 8 日間は施設の職員の方々が報酬無しでケアしてくださっていることになります。施設の努力と熱意だけで息子の命は守られている状態です。息子が 365 日安心して健康に生活できるように、生活介護の施設入所の支給量を 365 日カバーできる分、支給してください。

＜手記②＞

重度知的障害の息子は、現在 38 歳、入所施設の山直ホームで生活しています。

月曜日から金曜日までは、日中は生活介護で職員の支援を受けながら、仲間といろいろな取り組みをして、本人なりに充実した生活をしているものと思っています。

しかし、どうして生活介護支給量は当該月の日数マイナス８日なのでしょうか。入所施設で暮らす仲間の多くは、障害が重いが故、また、親が高齢であったりと、土日に帰宅できる人が少ないのが実態です。
息子もこだわりが強く、仲間とのトラブルや自傷行為もあり、土日だからといって一日中部屋でおとなしく過ごすようなことはあり得ません。安全に豊かな日中生活を送るうえでは、職員による見守りや声かけなどの支援は欠かせません。なのに土日分の生活介護支給は出ていません。

福祉労働者は給料も低く、慢性的な人手不足といわれる中、どうにかやりくりしながら土日の支援体制を維持し続けてもらっていますが、施設の頑張りに頼ってばかりいては、いずれ疲弊し、ひいては仲間の安全も脅かすことにもなりかねません。

府には、このような実態を直視し、市町村に対して全ての日数分の生活介護支給がされるよう働きかけて頂きたいと切に願います。　　宮地登規恵

＜手記③＞

くらしの場である入所施設は、朝の９時から夕方の５時までは生活介護の時間帯で、夕方の５時から翌朝の９時までは施設入所支援の時間帯というしくみになっています。

施設入所支援の時間帯である夕方の５時から翌朝の９時までは、制度上配置しなければいけない山直ホームの職員の数は２名です。しかし夕食支援や歯磨き支援、就寝や就寝前のティータイムなど多くの支援があります。到底２名では足りないので、昼間の時間帯に配置されるべき職員を補充します。

また、土日は昼間の時間帯であっても生活介護の時間とは認められていません。施設入所支援の時間帯とされているので、配置しなければいけない職員の人数は２名です。

しかし当然２名では必要最低限の支援さえも提供できません。そのため土日に平日の日中に配置すべき職員を補充しています。その結果入所施設は職員不足が常態化しています。

利用者の皆さんに仕事のない休みの日は、遊びに行ったり趣味の時間を過ごしたり、それぞれの願いに沿った時間を過ごしてもらいたいと思っています。しかし必要最低限の安全を守る支援しか出来ません。外出支援を少人数ずつ行なっていますが、一年たっても全員終わらない状態です。

先日居室で脳梗塞のため倒れている利用者がいました。幸いにもすぐに気づくことができ、治療を行なえたため後遺症も残らず、すぐに元の生活に戻ることが出来ました。しかし、もしも気づくことが遅れていたらと、想像するだけで不安になります。利用者の平均年齢は５０歳を超え、これからますます障害の重度化や高齢化で、一人ひとりの健康を守るための支援がより重要になってくると思います。

利用者の皆さんに十分な支援が出来るような職員配置をお願いします。特に土日の昼間は、生産活動等を行なっていなくても、同じくらいの支援が必要です。生活介護の支給日数を月数からマイナス８日引くのではなく３１日分支給してください。利用者の皆さんが安心・安全に、その人らしく過ごせるような支援をさせてください。

山直ホーム職員　　豊浦晶子

36.　⑧、37　入所施設からの地域移行を進める際は本人の意思を尊重し、希望しない場合は大阪府内の自治体や相談支援事業所、入所施設が地域移行を押し付けることのないように指導・助言してください。本人が希望する場合でも、家族のサポート・支援ありきではなく、公のサポート・社会資源により地域での生活ができるよう、十分な整備を行ってください。また、国に対してすべての利用者を対象とした地域移行の意思確認の義務化については見直して、加算や減算などの報酬による支援の誘導は取り止めるよう求めてください。

＜資料・手記①＞

娘は 48 歳の重度重複障害者です。母親である私は後期高齢者であり、これまで老障介護のただ中で、娘と二人で暮らしてまいりました。将来のことを思うと不安が尽きず、夜も眠れない日が何度もありました。

昨年、ようやく希望していた入所が叶い、親である私自身の自立、そして娘の生活の安定に向けて、遅ればせながら気持ちを引き締めていたところでした。そのような中、入所からまだ一年数か月しかたっていない時期に、「地域移行」の意向確認があると聞かされ、正直何がどうなるのかもわからず、戸惑うばかりでした。

長年入所されている方々にとっては、慣れ親しんだ場所で、日々を過ごしているからこそ、その入所施設こそが安心して暮らせる生活の場であり、言わば「我が家」であり、「地域」でもあるのではないでしょうか。

また「本人の意向確認」と言われますが、私の娘のように言葉で意思を伝えることのできない人に対して、どのようにその意向を確認するのでしょうか。娘は生後３か月頃から何度も大きなてんかん発作を起こし、幼い頃から障害児として認定され、今日まで約５０年にわたって障害とともに生きてきました。障害のある本人が当事者であることは言うまでもありませんが、長年にわたり共に生活し、支え続けてきた親もまた、当事者の一人であると、私は思っています。

その当事者である親の立場から、以下の点についてお尋ねしたいと思います。

・地域移行先として重度重複障害者を受け入れる体制や、受け皿は本当に十分に整っているのでしょうか。
・グループホームで、これまでと同じように安心して生活を続けることはできるのでしょうか。
・もし親が亡くなった場合、あるいはすでに亡くなっている場合、その後の生活はどのように支えられるのでしょうか。
・兄弟姉妹にその役割を担わせることが前提になっていないでしょうか。年齢とともに重度障害者の割合が増加していると聞きます。また地域移行先として最も多いのは家族のもとであるとも耳にします。しかし、高齢の親に、あるいは子どもの頃から多くを我慢してきたであろう兄弟姉妹に、さらに負担を背負わせることにならないでしょうか。

ふと「自己責任」という言葉が頭をよぎることがあります。だからこそ現場の実情に即した、納得のできる説明と、希望の持てる答えを、ぜひ示していただきたいと願っております。　　（松江　佐枝子）

＜手記②＞

『地域移行支援』義務化が引き起こした究極的な人権侵害を告発する！
～家族の生活実態やねがいを尊重し、真に本人本位の地域移行支援を～

Kさん（30 歳、知的障害を伴う自閉スペクトラム症、父子家庭）は約９年間、太子町にある入所施設(以下「施設」)で生活してきました。「契約期間」終了(本年 9 月 30 日)の約 1 か月前に突然に施設から「契約終了」通知が東大阪市の父親の元に郵送されてきました。

父親は通知に先立つ 2 週間前の面談で「いきなり契約終了したいと言われた。本人はこの施設が気に入っていると言っているし、地域移行に失敗しても家族介護は絶対にできないから、契約期間を延長して欲しいと強く訴えた。」そうです。それにもかかわらず一方的で強権的なやり方に父親は憤り「家族の同意もなく、1 か月で施設を出ていけというのは子どもに対する人権侵害ではないですか！こんなやり方は許せないし、泣き寝入りしたくない。二度と起こらないようにして欲しい。」と言われています。

Kさんは「契約終了」と言われても施設を出て住む場所も決まっていない。ましてや施設が移行先として勧めるグループホームの見学・体験すらしていない、日中活動の場などは後回しの状態でした。

暮らしも日中活動の場も人間関係も大きく変わる「地域移行」は人生の一大イベントです。これを短期に一気にやれば、新しい環境や急激な変化が大の苦手であるKさんにとっては計り知れないプレッシャーとなり、大きな不安と混乱を招きかねません。

厚生労働省は障全協(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会)との懇談(本年 9 月 17 日)の席上でも「移行先が具体的に決まっていない段階では契約を切ることはできない。移行支援とは言えない。本人・家族の同意が大切。」と述べています。大阪府の見解を聞きたいと思います。

更に許せないのは、父親（と個人的な相談者の私）と計画相談、基幹相談、福祉事務所、入所施設、主たるガイドヘルパーが参加する「関係者会議」での総意が無視されたことです。「地域移行に取り組むとしても期間が足りない。契約期間を延長して欲しい」という総意を施設は拒否しました。そのため「退所することになってもせめて施設併設のショートステイを利用させて欲しい」という「関係者会議」の要望に対しても回答すらしませんでした。このような入所施設・法人の一方的で強権的姿勢は「地域移行支援」のあり方に反するやり方ではないでしょうか。弱い立場にある本人・家族に対するパターナリズムの最たるものだと考えます。大阪府の見解を聞きたいと思います。

最後に、父親は計画相談事業所に対して「契約延長するように施設と調整して欲しい」と要望しましたが、「契約に関しては利用者と施設で話し合って欲しい。事業者は何も関与できない。地域移行を進めたい。」と言われました。計画相談支援事業者だけでは対応できないと判断して、私は父親と相談して緊急事態を乗り切るために調整役として親子共々が信頼する東大阪市のガイドヘルパーのＳさんに入っていただきました。ＡさんはＳさんの支援を支えにとりあえず 365 日 24 時間の支援体制があるグループホームに移行し、日中活動の場も月末に 1 時間の体験を経て 10 月 1 日からの利用となりました。こんなバタバタした“地域瞬間移行”ですので、これからが心配ですが父親は「もうお任せするしかありません」と言っています。

大阪府として個別・具体の問題としてこうしたやり方が前例にならないように施設に対する是正指導をお願いしたいと思います。

（大阪障害児・者を守る会　卜部秀二）

37. 安心して入居できるグループホームを整備してください。
③高齢化・重度化に伴い、平日・休日を問わずホームでの日中支援が求められ、かつ、複数職員での対応が必要なケースが増えています。「日中支援加算」を改善して、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算が適用されるよう国に働きかけると共に、大阪府としても独自に補助を行ってください。

＜資料・手記＞

○重度の知的障害と軽度の身体障害がある、子どもは４０代で、現在グループホームで生活しています。土・日・祝の日中支援の報酬は基本報酬に含まれると聞いていますが、そもそも基本報酬が必要な額ではないと聞いております。その為、作業所に行かない日は自宅に戻ってきます。今のところ両親とも元気ですが、病気になったり亡くなったりすると、当然家に戻ることはできません。できればこのままグループホームでの生活を続けてほしいと思っています。現在の報酬額では難しいようです。かといっても入所も空きがなく、国は地域移行を進めている分、結局どうすればいいのかと深く悩んでいます。

○３人の子どもたちは、二つの法人のグループホームで暮らしています。長男と三男のグループホームは近い場所にあり、長男は会社で働いており送迎などの必要はありません。三男は作業所の送迎で家まで帰れています。二男のホームの場所は他市で車でも１時間ほど掛かります。二男、三男は重度なので常時支援が必要です。二男は月に一回土日に父親が送迎していたのですが、年齢も 77 才になり、自営業の仕事を辞めてから

は、車の運転機会もうんと減り、月に１～２回になりました。今は三男の通院と次男の送迎だけになっています。先日免許の更新に行きましたら、運転の仕方に問題があって、そろそろ免許を返納することを進められ、悩んだ末に返納してしまいました。休日の日中支援もしっかりと制度としてのお金が充分出ていれば、迎えに行けなくなっても安心して託すことができます。土日は帰宅を余儀なくされている事業所もある中で、事業所やスタッフの努力で日中支援に取り組んでいただくことに、申し訳なく思いながらも託さざるを得ません。３月には、二男をタクシーで迎えに行きました。往復で 25,000 円程かかりました。こんな大きなお金を毎月は障害年金ではとうてい無理です。

二男は 入所施設からグループホームに移行して３年になりますが、ホームの生活が大好きになっています。一泊だけの帰宅ですが、夜にはもう帰る準備をして、仲間の名前や職員さんの名前を連呼しています。親がまったく支援できなくなれば、入所施設と同じように 365 日、グループホームで過ごすことになります。これは必然のことです。

彼はガイドヘルパーを使っての外出が苦手で、体みの日は部屋でのんびり過ごすことが好きな子です。重度の障害者は誰かの支援がなければホームでゆっくり過ごすこともできません。帰宅せず、ガイドヘルパーや日中支援の場を利用しない日は、必ずグループホームでの支援が必要です。三男も作業所の送迎で毎週土日帰宅しますが、グループホームの土日の日中支援に報酬が出ていれば、毎週帰宅しなくてもすみます。私も 80 才近くになっていますので、食事の準備や洗濯などこの先何年も出来ません。グループホームでの日中支援があたりまえになれば、高齢になった親が遠いホームまで送迎しなくてもすみます。ホームから近い所で暮らしている親も高齢になれば子供の介助は出来なくなります。グループホームの日中支援の状況をしっかりと評価し、現実的な報酬を支給してください。このお願いがこれで最後になるように願っています。宜しくお願いします。

37. ④利用者の重度高齢化に伴い、体調不良により日中活動を休んでグループホームで過ごしたり、スタッフによる通院介助が必要となることが増えています。家族の高齢化も進み、帰省ができなくなっている利用者も少なくありません。今後入所施設からの地域移行先としてグループホームが挙げられていることなど、グループホームで「生活の場」にふさわしい支援が行き届くよう報酬を抜本的に改善するよう国に求めるとともに、大阪府として支援策を講じてください。

＜資料・手記＞

妹は知的障害を伴う自閉症で、５７才になりました。両親ともに亡くなっているので、グループホームで暮らしています。

現在は元気ですが、通院は必要で若い時に比べると骨折等のケガもするようになりました。通院については、妹は診察までの長時間を待つことができないため、姉の私が一人で連れて行って対応することが難しく、また、グループホームの人手不足のため通院支援はなく、ガイドヘルパーもなかなか見つかりません。そのため、私が代わりに診察を受けて処方箋をもらっています。また、ケガや病気による入院の時には、親族の同意が必要とのことで必ず姉の私が立ち会い、付き添いが必要となるのですが、両親が亡くなっている場合は親の代わりを「きょうだい」に求められ、負担が大きくなっています。

障害者の高齢化に伴い、一番身近な親族である親亡き後の医療支援には、どうしても「きょうだい」、または普段当人に関わったことがなく状況もよくわからない親族に同意が求められます。病気やケガがあってもグループホームで安心して暮らしていけるように、親族等から施設職員等へ医療行為の同意等を委託することで、病院への対応が可能となる制度を望みます。

そして、周りの手を借りながらであっても、妹の笑顔が曇ることなく、穏やかで自立した生活を妹がおくれるような世の中になることを願います。

37.⑨グループホームで暮らす障害者が入院する際、本来は医療側の責任で看護体制をとることが基本でありながら、病院の体制上の問題からグループホーム職員が付き添うことも多くあります。その際、何らかの報酬が設定されるように、国に働き掛けるとともに、国の制度ができるまでの間、大阪府独自の補助を行ってください。

＜資料＞37④⑨について

下記、内容を国に働きかけるとともに、大阪府として独自の補助を行ってください。

①看護師配置を可能にする報酬体系にしてください。
高齢化により、排尿障害を発症し、導尿や留置カテーテルが必要になった入居者が数名います。導尿に関しては日中に3回以上は必要ですが休日の看護師配置はかなり厳しい状況にあります。現行の医療連携加算（Ⅶ）は日額39単位（約390円）と極めて低く、看護師の時給はおろか交通費すら賄えません。また滞在時間による評価だけではなく、オンコール待機や日常的な健康管理等も評価するように加算を拡充してください。なにより、加算額を看護師の賃金水準を反映した単価へ大幅に引き上げ、安定した運営ができるようにしてください。

②通院同行に対する適正な報酬評価の新設として、1回あたりの通院同行に対し拘束時間や連携業務を評価するような加算を新設してください。重度化・高齢化に伴い、通院の頻度が増加しています。通院同行は生活支援員の業務とされていますが、実際には同行だけではなく以下の流れが通院にかかわる業務となっています。受診の予約、通院同行、医師とのやり取り、処方薬の受け取り、薬セット、通院報告の作成、日中事業所、関係機関への報告、スタッフへの申し送りと共有、ここまでが一連の業務としてあり、ここに病院内での数時間に及ぶ待ち時間を入れると半日以上を費やすことになります。又、利用者が重度・高齢者である場合、受診科目も複数となり、更なる時間を費やします。これに対する報酬が基本報酬内で当然の業務とされてしまうと、現場は疲弊し、重度高齢の入居者を複数抱えている事業所は運営が立ち行かなくなります。実態に見合うよう改善を求めます。また、ヘルパーによる通院同行は月に二回までとなっているので、一律の回数制限の撤廃を求めます。

③入院支援に関して、入院期間中の空床確保にかかる経費を補填できるよう、入院時支援加算を大幅に引き上げてください。また、付き添いがないと入院できないケースに関しては自治体の判断で報酬に反映できるようにしてください。ここ数年、年に2～3名の入居者が、慢性疾患の重症化、転倒による怪我、誤嚥性肺炎などで入院しています。入居者が入院すると基本報酬が止まり、月単位で数十万円規模の減収となります。また、過去には障がいの重い入居者が入院した際には、病院より付き添いを条件とされることもありました。高齢のご家族やご兄弟が入院期間の見守りを全て対応することはできないため、法人内の日中事業所にも応援をもらいながら夜間も含めて付き添い対応してきたケースもありました。入院時支援加算ではとうてい賄うことはできず、実際には病院内に夜勤者を配置しているのに報酬にのせることができません。特に、行動障害がある方は慣れたスタッフでないと支援を受けることが難しいため、そういった方も適切な医療を受けることができるよう入院時の対策を講じてください。

最後に、国は地域移行を進めていますが、通院や入院時のコストをグループホームが持ち出しで負担している状況では、重度の利用者の受け入れは進みません。年を重ねても、地域で医療を受けながら安心して暮らせるような報酬体系にしてください。

38. 緊急時に際して、24時間対応できる施設を、身近な地域の中に整備してください。そのために入所施設に必要な人的な配置が可能となるよう費用を補助してください。また、地域生活支援拠点の機能の拡充、ショートステイを整備してください。

＜資料・手記＞
我が家には、２４歳になる言語取得の無い重度知的障害・強度行動障害を伴う長男と、専門学校に通学する軽度知的障害をもつ次男がおります。
特に、長男は思春期頃から強度行動障害の側面が強く現れ、また、体格も大きく力も強い為、支援学を卒業してから通所する事業所でも物損や他害行為を行うなどが頻発し、日常生活も困難を極めていました。また、最近では家族への他害も多く怪我を負うこともあります。
その現状を思うと、将来の自立にもますます不安が募っていくばかりです。
しかし、居住地である大東市では、ショートステイ先がほとんどないので、他市のショート先を探して頼らざるにはいけない状況です。
本来ならば、長男のような重度で強度行動障がいのある子は、小さな時からショートを利用し、職員の理解や本人自身にも経験からの成長過程が形成される環境が必要だと思います。
ですが、現実はほど遠く、幼少期から利用出来るようなショート先は殆どない上に、成人しても利用を受け入れる場がない状況です。特に、強度行動障がいがある子の受け入れ先は本当に少なくて利用は難しいです。
そんな状況では、将来の自立には勿論繋がりはしません。しかし、役所によるショート利用での受給者証の発行に際しての名目は、「将来の自立を目的とする為」として発給されています。矛盾にしか思えません。
市にショート先が十分にないのに、「自立」がこの先叶うのかと、不安でしかありません。

そんな現状の中、これまで幼少期から探して、挑戦しては幾度もショートの事業所に断れた長男ではありますが、今、市を飛び越えて、そのまた先の一つ市を飛び越えたところにあるショートを利用出来るようになっています。

これは、まだ比較的近い場所のショート先です。ショート利用で、大阪府を超えて奈良県を利用している話も聞いたことがあります。入所施設ではなく、ショートの利用です。しかも、奈良県でも奥深いところだったと記憶しています。なので、運転の不慣れな私では送迎が難しいと支援学校の先輩から伺いました。

今の利用先も、事業所からの送迎の範囲から外れていることから、送迎はして貰えず、保護者や生活介護の事業所が快諾してならばの利用となり、我が家の場合は生活介護の事業所が送迎の快諾をして貰えた為、そこで、初めて利用が出来るようになりました。

そんな環境ですので、送迎が出来ない保護者や自宅以外での送迎を拒む事業所などにより、私の周りでは二十歳を超えてもショートの利用が出来ていない方も多くいます。

また、近隣の方の話では、保護者も高齢に近づくにつれ、保護者自らが行なわねばならない遠方利用の送迎に不安を口にされていたこともありました。本当に現状、皆が困っています。

ショート利用の目的を「自立」への過程へと見做すならば、本来は、行政がその受け皿を整えるのは必須ではないでしょうか？

また、ショート利用には、本人の将来の自立以外にも様々な役割もあると思います。

今の利用先のショートは、職員の理解も大きく、長男のようなタイプでもきちんと対応して頂いています。その為、利用者は年々増えているのも現状です。

現場では、保護者の状況や利用者のことも考えて、出来るだけ利用予約を受け入れようと対応もして下さってもいますが、利用人数には限りが勿論ありますので、断られることも屡々あります。

今年になり、身内が亡くなった際もショート利用を急遽お願いしようかとも思いましたが、送迎の手筈を整えたりなどの負担などや予約が厳しい曜日を思うと、利用しない方が自らの負担がないと思い直し、急遽の予約は諦めました。

ただ、今回はショート利用せずとも事なき得られた結果でしたが、本当に急遽必要な時に、この問題をクリアしなければ利用が出来ないことを思うと、本来助けとなる支援が使えない現実には不安が募ります。

大阪府には、この現状を今一度ご理解頂いて、是非、ショートステイの利用が身近なものへとなるように、施策をお願いしたいと思います。

39. 短期入所事業の整備・拡充をすすめてください。

①緊急時はもとより将来の親子の自立(自律)に向けて、児童が利用できる短期入所施設を増やしてください。また、レスパイト対応や外泊の体験ができるよう障害者の短期入所の整備を進めてください。

③医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。

＜資料・手記①＞

吹田市在住で、摂津支援学校中学部の息子がいます。

就学前に練習を兼ねて利用していた、幼児期から受け入れ可能なショートステイは、摂津支援学校や自宅への送迎が無く、入学と同時に利用することが出来なくなりました。緊急時や成人してからの利用もスムーズに進むようにと選んだ事業所でしたが、支援学校のいびつな校区割りの影響で、学齢期の間は利用が難しくなってしまいました。他の事業所も探していましたが、学校や自宅への送迎をしてくれるところは見つからず、やっと見つけた事業所は新規の受け入れが停止中です。そんな中放課後デイサービスからなら送って行けるが、次の日は保護者が迎えに行かなければならない事業所と契約することが出来ました。こちらも人員不足とのことで契約にいたるまで1～2年かかりました。学校への送迎が無いため、金～土曜日での利用しか出来ませんし、利用者多数のため月に１回が限度ですが、将来に向けての練習として使っています。しかし親の入院など緊急時の利用を考えると、今の事業所では難しい現状です。

別の事業所を利用している女の子のお母さんからも、「女性の職員さんが少なく、希望する日に利用出来ない」と聞きました。

そもそも幼児期から利用できる事業所はほぼ無く、学齢期からの利用が可能でも、支援学校への送迎が無ければ平日の利用は不可能です。その上でさらに職員不足で新規の受け入れや希望日の利用が出来ないとなると、将来に向けて小さい頃からショートステイの経験を積むことは絶望的です。

新しい環境に馴染むまで何年もかかる子ども達が、親元を離れて生活をする第一歩としてのショートステイの重要性をもっと理解していただき、府内各所にまんべんなく整備をすすめていってください。

＜手記②＞　39.①、③

私の子どもは5歳で、知的障害、自閉スペクトラム症があり、導尿などの医療的ケアが必要です。一方で、元気に走り回ることができるため、外見上は健常児に見えます。

現在は保育所に通っており、毎日終日、看護師を配置していただいています。医療的ケアは1日5回の導尿ですが、そのうち3回を保育所で実施しています。集団生活と医療的ケアは問題なく両立できており、親の付き添いを前提としない支援体制が実現しています。

しかし、母子家庭のため、介護も医療的ケアもすべて私一人が担っています。仕事と介護に追われ、休みのない毎日です。

そして子供が体調を崩して保育所に通えなくなると、体が弱いのでなかなか回復しません。数週間保育園を休むことも多く、医療的ケアと自閉症のこだわりや癇癪に対応しながら看病することになり簡単に限界を突破します。

子供が２歳・３歳のころ、頻繁に熱を出して保育園にあまりいけなかったため、大変苦しい期間となりました。

心身ともに限界に達し、このままでは子どもにも自分にもよくないと思い、レスパイトを求めて、さまざまな医療機関や施設に相談しました。

ところが、そこで大きな壁にぶつかりました。

医療的ケア児であっても、医療的ケアの判定スコアが低い子どもは、レスパイトの対象になりにくいのです。大阪市が実施している「重症心身障がい児者等医療型短期入所事業」についても、通院していた大阪急性期総合医療センターでやっていたので相談しましたが、主治医から対象外ですと断られました。

相談支援事業所にも2件相談しましたが、動ける医療的ケア児が入れる施設の情報はありませんでした。

最後の頼みの綱だと思い、子ども家庭センターにも相談しました。入所も含めて支援を求めましたが、医療型施設からは「歩ける、動ける子だから」という理由で断られました。一方で、福祉型施設は「医療的ケアが必要だから」という理由で当たってくれたところ全てに断られました。

つまり、「重症ではなく動けるから医療型も利用できない。」「医療的ケアがあるから福祉型は利用できない。」という、制度の狭間に落ちてしまったのです。

子どもの医療的ケアも、強いこだわりや癇癪への対応も、すべて親が担わなければならない中で、「母子分離すらできない」と分かったときは、本当に絶望しました。

さらに当時は、子どもが自分の顔を叩く自傷行為も始まっていました。それでも預けられる場所が見つからず、「もうやっていけない」と追い詰められました。

相談員さんも一軒一軒施設へ問い合わせてくださいました。しかし、当時は動ける医療的ケア児を受け入れる施設の情報が十分共有されておらず、結果として利用先を見つけることができませんでした。

その後、自分で調べる中で、大阪市内には動ける医療的ケア児を受け入れている施設が少なくとも2か所あることが分かりました。

中津の大阪整肢学院と、上本町の大手前整肢学園です。

大阪整肢学院では、2026年1月から入所の空き枠を活用したショートステイ事業を独自に始められたところで、私は1週間のショートステイを2回利用することができました。

職員の皆さんはとても親切で、安心して子どもを預けることができました。私は子どもが生まれてから、ほとんど休むことがありませんでしたが、初めて心身ともに休むことができました。

ケースワーカーさんに、「やっとこの施設にたどり着けて本当に助かっています」とお話ししたところ、同じように長い間探し続けてようやく利用できた保護者が他にも複数おられること、私のようにショートステイを継続的に利用されている方も出てきていることを教えていただきました。

つまり、これは私一人の問題ではありません。「動ける医療的ケア児」は制度の狭間に置かれ、多くの家庭が必要な支援につながれずにいます。

そこで、大阪府にお願いしたいことは二つです。

一つ目は、医療的ケアの判定スコアが10点未満の児童や、動ける医療的ケア児でも利用できるショートステイや入所施設を増やしていただきたいということです。

二つ目は、そのような施設の情報を相談支援事業所や子ども家庭センターが確実に共有し、親が追い詰められる前に必要な家庭へ案内できる仕組みを整えていただきたいということです。

動けるから困っていないわけではありません。むしろ、動ける医療的ケア児だからこそ制度の狭間に落ち、必要な支援につながれない現状があります。私の経験が特別なものではなく、同じように困っている家庭が支援につながれるよう、ぜひ制度の改善をお願いいたします。よろしくお願いします。

39.③医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。

＜資料・手記＞

私の子どもは知的障害、自閉スペクトラム症、そして医療的ケア(導尿等)が必要な子どもです。子どもは元気に走り回れるので、外見上は健常児に見えます。現在は保育所に通っており、看護師を毎日、かつ終日、配置していただいています。医療的ケアは１日４回の導尿で、うち日中２回を保育所で実施しています。集団生活と医療的ケアの両立は問題なくできており、親の付き添いを前提としない体制が実現しています。

保育所以外の生活では母子家庭のために母親である私が介護や医療的ケアを行わなければならず、仕事と介護でくたくたの毎日です。そこで、私のレスパイトと我が子の将来の“じりつ”を考えて少しずつショートステイを利用したいと思い色々な医療機関等に相談しました。

しかし、医ケアにも点数があって、点数の低い子はレスパイトの対象外になります。通っている病院に問い合わせたところ主治医に断られました（急性期総合医療センター)。

子どもの特性が激しく母子分離が必要で、子ども家庭センター（児童相談所）に助けを求めた際、預かれる施設がないか当たってくれましたが、全て医療的ケアを理由に断られました。医療的ケアがあり、かつ軽いということで、母子分離ができないということに絶望しました。　子ども家庭センターが、動ける医ケア児を預かれる施設の存在を知りません。また訪問看護師を受け入れてまで預かってくれるところもありませんでした。

実際は後に私の把握したところだけで預かってくれる施設が２件あり、１週間のショートステイを利用でき、我が子は楽しかったのでまた行きたいと言っています。

医療的ケアが必要な知的障害の子も利用できる短期入所施設をぜひ増やしてください。また、府としても知的障害のある医療的ケア児の短期入所施設の利用実態と課題を把握し必要な対策を行うとともに、利用可能な施設の情報を関係機関に提供してください。

42. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

①日常生活用具の給付について、特に聴覚障害者用屋内信号装置については「聴覚障害 2 級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者」と、聴覚障害 2 級以上を条件とする市町村が多いが、3～6 級の聴覚障害者でも日常生活に難をきたす例が多いため「聴覚に障害のある者」に変更するよう府内市町村に働きかけてください。

＜資料＞

日常生活用具給付等事業は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１　７年法律第１２３号）（以下、障害者総合支援法という）に基づき市町村が行う地域生活支援事業の 内必須事業の一つとして規定されるもので障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給 付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。本事業の対象者は 障害者総合支援法の定めるところによる。

聴覚障害者に対する日常生活用具としては聴覚障害者用屋内信号装置（音、声音等を視覚、触覚等 により知覚できるもの)、 聴覚障害者用通信装置（一般の電話に接続することができ、音声の代わり に、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの)、聴覚障害者用情報受 信装置（字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合 成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴聴覚障害が容易に使用し得るもの）がある。

日常生活用具の給付に当たり、特に聴覚障害者用屋内信号装置に関して「聴覚障害２級以上のみの 世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯」のような給付要件については、きこえる家族と同居している場合は当該家族が聴覚障害者を支援するのが当たり前という考え方に基づくものであって、聴覚障害者が日常生活用具を使用し自立した生活を営むことを妨げるものである。これは本人が自らの生活を自らの責任で営むことを基本とする今日の社会福祉理念に反する。また、本邦における障害程度は世界保健機関（WHO）の基準に比べて大変厳しいものになっており、聴力障 害３級であっても目覚まし時計（最大 100dB）をほぼ聞き取れないレベルであって、加えてドアベル（インターホン）も聞き取れない人もおられ、日常生活に大きい支障があるという現実がある。それにも関わらず現状では聴力障害３級は聴覚障害者用屋内信号装置給付対象とならない。

上記理由から、聴覚障害者に対する日常生活用具の給付に当たっては、聴覚障害の程度如何によらず日常生活に支障のある「聴覚障害のある身体障害者」に支給されるべく府内市町村及び国に働きかけていただきたい。

大阪府よりの照会（2025 年度） 「聴覚に障害のある者」とは、等級又はどのくらいの聴覚レベルを想定されているか。

→ 日常生活用具給付等事業は障害者総合支援法の定めるところにより実施されるものであるから、「聴 覚に障害のある者」の記載を身体障害者福祉法の条文に合わせて「聴覚障害のある身体障害者」と修 正した。語句の定義は法の定めるところによる。

本要望に関する論点は数点あるが、まずは、「聴覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常 生活上必要と認められる世帯」のような給付要件について、同じ聴覚障害２級以上の身体障害者であり ながら同居人がきこえるのかきこえないのかによって給付の対象となったりならなかったりする点の不合理について確認したい。

42.④重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費用を助成してください。さらに、国に対して「盲ろうのカテゴリー」の設置を求めてください。

＜資料＞

聴力の低下は年齢を重ねることで誰にでも起こる現象だと言われています。加齢性難聴者にとって補聴器は、生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことを保障する重要なものです。ましてや、重度の視覚障害者は、パソコンのイヤホン使用などのように、普段の生活で耳を酷使しています。また、感音難聴に目の病気を伴う難病であるアッシャー症候群の人では、目にも耳にも症状が現れる人が多いと言われています。重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても視覚障害に加え、歩行時の平衡感覚の障害も加わるなど生活に大きな支障をきたします。

全国各地で、加齢性難聴者の「補聴器購入助成制度」が創設され喜ばれています。2025 年 12 月時点で全国 621 自治体。大阪府の実施自治体は、泉大津、泉大津市、大阪狭山市、大阪市、貝塚市、柏原市、交野市、河内長野市、熊取町、島本町、太子町、忠岡町、富田林市、羽曳野市、東大阪市、枚方市、松原市、岬町、八尾市の 19 自治体(2025 年 10 月現在)となっています。

・泉大津市　2023.06　65 歳以上　50,000 円　所得制限なし、聴力 40～以上、医師の証明
・泉佐野市　2024.04　65 歳以上　50,000 円　住民税非課税,聴力 40～70 デシベル以下,　医師の証明
・大阪市　　65 歳以上　25.000 円
・大阪狭山市　2023.12　65 歳以上　25,000 円　住民税非課
・貝塚市　　2021.12　65 歳以上　25,000 円　住民税非課税世帯、医師が必要と認めたこと
・柏原市　　2024.04　65 歳以上　25000 円　住民税非課税
・交野市　　2023.04　65 歳以上　25,000 円　住民税非課税世帯
・河内長野市　2024.06　65 歳以上　25,000 円　住民税非課税,聴力 40～70 デシベル以下
・熊取町　　2025.04　65 歳以上　25,000 円　非課税世帯,医師の証明
・島本町　　2024.04　65 歳以上　25,000 円　住民税非課税世帯
・泉南市　　2025.04　65 歳以上　25,000 円　住民税非課税,聴力 40~70 デシベル以下,医師の証明
・太子町　　2025.04　65 歳以上　40,000 円　住民税非課税世帯
・田尻町　　2025.04　65 歳以上　50,000 円　聴力 40～70 デシベル以下,医師の証明税滞納なし
・忠岡町　　2024.07　65 歳以上　50,000 円　住民税非課税,医師が必要と認めたこと
・富田林市　2023.09　65 歳以上　25,000 円　住民税非課税世帯、医師が必要と認めたこと
・羽曳野市　2025.08　65 歳以上　20,000 円　医師の証明
・東大阪市　2024.11　65 歳以上　30000 円　非課税,医師,市登録業者から購入,モデル事業
・枚方市　　2024.11　65 歳以上　25,000 円　住民税非課税世帯,医師の証明
・松原市　　2024.04　65 歳以上　25,000 円　課税 1 万円、医師の証明
・岬町　　2023.05　65 歳以上　50,000 円　所得制限なし、聴力 40～以上、医師の診断
・八尾市　　2024.07　65 歳以上　25,000 円　住民税非課税、市の介護予防事業に参加

42. ⑤「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に関する法律」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるよう各市町村に働きかけてください。

＜資料＞
①障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和 6 年 3 月）
読書バリアフリー法施行を踏まえた日常生活用具等給付事業における種目等の見直し状況のまとめ
見直し内容　市町村数　主な見直し例
新たに対象となる用具の追加、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、携帯型 OCR マルチプレーヤー、暗所視支援眼鏡、眼鏡装着型音声読書器、携帯型拡大読書器、情報・通信支援用具（入力支援ソフト）など
24 自治体対象となる障害種別の見直し
・ポータブルレコーダー：視覚障害者の等級要件の撤廃、上肢機能障害・読字障害を新たに追加・情報・通信支援用具：視覚障害の等級要件を撤廃、読字障害を新たに追加　15 自治体
その他
・耐用年数の短縮
・視覚障害者用拡大読書器について、音声読上げ機能を有するものも対象に追加・ポータブルレコーダー等の施設入所・入院中の給付を容認　13 自治体
（資料出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において、地方自治体からの回答を集計
②視覚障害者用ポータブルレコーダーを障害等級３級以下にも給付されている市町村
横浜市（３級以上）・川崎市（６級以上）・名古屋市（６級以上）・金沢市（３級以上）・仙台市（６級以上）など

42. ⑦点字ディスプレイが盲ろう、および視覚単一の重度障害者にも日常生活用具として給付するよう各市町村に働きかけてください。

＜資料＞大阪府下で点字ディスプレイが視覚単独の障害者にも給付されている市町村：大阪市、枚方市、寝屋川市、箕面市、高槻市、摂津市、貝塚市、吹田市、堺市、和泉市、高石市、豊中市　他

44. 地域活動支援センターの制度を拡充してください。
①　府内の自治体間で「地域活動支援センター」事業の活用状況や運用に差が生じないよう、府として制度活用の周知徹底と積極的な活用促進を図ってください。

＜発言・資料＞
東大阪市で、障害者が事業所帰りに立ち寄れる居場所「よりみち」を主宰しております、田中と申します。本日は、成人した障害者の地域での居場所について、私たちが 10 年間活動してきた経験をもとにお話しさせていただきます。私たちは、成人した障害者が地域の中で安心して過ごせる居場所をつくる活動を 10 年続けています。個人、そして任意団体としての小さな活動です。その中で、障害のある本人 やご家族から、「こういう場所が必要だった」「こういう場所があって助かっている」という声を実際に聞き続けてきました。
今、障害福祉の分野で「18 歳の壁」という言葉が使われるようになっています。これは、18 歳という年齢を境に、それまで利用していた児童期の支援が終了・変更され、青年期のサー ビスに十分な受け皿がないことで、生活の中に大きな空白が生まれる問題です。特に医療的ケアを必要 とする人たちについてこの問題は深刻に取り上げられています。厚生労働省でも、18 歳以降の問題は医療的ケアに限らず、夕方の居場所、社会参加、就労、自立、住まいなど、障害のある人と家族が広く直面する問題として認識されています。
厚生労働省は今年 3 月の大臣会見で、特別支援学校卒業後、日々利用する障害福祉サービスが午後 3 時台などに終了すると、夕方以降の余暇活動や居場所の確保が難しくなるという課題を明確に認めています。そして、その対応として、日中一時支援や地域活動支援センターなどの活用にも言及しています。これは、私たちが 10 年間、現場で感じてきたことそのものです。
成人した障害者の多くは、事業所と家庭の往復だけになりがちです。安定して通える事業所があり、安心して過ごせる生活の場は必要不可欠です。しかし、成人した人の生活が、「事業所にいる時間」と「家にいる時間」だけで終わってしまってよいのでしょうか。本来、青年期は、親から少しずつ離れ、自分の時間を持ち、

自分で選び、人と関わりながら自分自身の生活をつくっていく時期でもあります。

私たちが実践している、障害者が平日の事業所帰りにふらっと立ち寄れる居場所「よりみち」では、本人が自由に過ごします。誰かと話してもいい。ひとりで過ごしてもいい。ゲームをしてもいい。何もしなくてもいい。その中で、自分で時間を使うことを覚え、人との関わりを経験し、意見がぶつかったときには折り合いをつけることを覚えていきます。最初は親と一緒でなければ来られなかった人が、自分で来られるようになる。人との関わりが苦手だった人が、仲間と一緒に過ごせるようになる。そうした姿を、私たちは目の当たりにしてきました。私たちは、このような「地域の中で自分の時間を過ごす経験」も、障害のある人の自立や社会参加の大切な一部だと考えています。

厚生労働省は、地域活動支援センターを地域生活支援事業に位置づけています。また、大阪府の条例でも、地域活動支援センターについて、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進することを基本方針として定めています。つまり、地域活動支援センターは、 単に「時間をつぶす場所」ではありません。地域で生活すること、自立すること、社会とつながることを支えるための制度です。

ところが、現状では、こうした制度をどのように活用できるかが自治体によって異なっています。私たちが活動している東大阪市では、通所事業所を利用している人は地域活動支援センターの同日利用ができない制度になっています。けれども、同日利用できる自治体も府下にはあります。同じ大阪府に暮らしていても、住んでいる地域によって、成人した障害者が利用できる「地域の居場所」の選択肢に差が生まれる。この状況を何とかしていただきたいです。

そしてこの問題は、決して私たちだけが感じているものではありません。東京都は令和 8 年度、新規事業として「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」に 10 億円を計上しました。東京都の資料には、特別支援学校卒業後、放課後等デイサービスから生活介護等へ移行すると、生活介護等が午後 3 時頃に終了し、その後の夕方の居場所が課題になることを示した上で、これを「いわゆる 18 歳の壁」と明記しています。そして、この事業の目的として、「18 歳の壁」対策、夕方の受入れ促進、障害者の社会参加、そして家族の就労継続を支援するとしています。東京都が 10 億円という規模で、この問題に取り組み始めたことは、私は非常に大きな意味を持っていると思います。これは、18 歳以降の障害者の「夕方の時間」を、個々の家庭だけの問題として放置するのではなく、行政が取り組むべき課題として認識したということではないでしょうか。

大阪府にも、ぜひ同じ視点を持っていただきたいと思います。まずお願いしたいのは、大阪府下の地域活動支援センターを、必要としている人が地域によって利用できたりできなかったりする状況をなくしていくことです。府内の市町村に対して、地域活動支援センターの制度と活用方法を改めて周知してください。そして、市町村ごとの実施状況や運用、開所時間、対象者、利用実態などを把握していただきたいと思います。その上で、活用が進んでいない自治体に対して、制度の積極的な活用を促してください。障害のある人が 18 歳になったからといって、地域とのつながりや、自分で過ごす時間まで失ってしまうことがないようにしていただきたい。

私たちは、「事業所が終わった後の時間」を単なる空白とは考えていません。そこは、その人が自分の人生をつくっていくための時間です。仲間と過ごす時間。自分で選ぶ時間。失敗する時間。人との関係を学ぶ時間。親から少しずつ離れ、自分自身の生活をつくっていく時間。私たちは、10 年間の活動を通して、その時間が人を成長させることを見てきました。5 年間、この場で要望をお伝えしています。今年はぜひ、「検討します」だけではなく、大阪府として、この課題をどう捉え、府内の自治体間の差をどう把握し、そして地域活動支援センターを含め、どのように 18 歳以降の居場所を充実させていくのか、具体的な取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。障害のある人も、成人した一人の人として、地域の中で自分の時間を持ち、自分で選び、人とつながりながら暮らしていく。その当たり前の生活を、住んでいる自治体によって諦めなくてもよい大阪府にしていただきたいと強く望みます。

（よりみち・田中千世子、ひびき福祉会・石田）

45. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。きこえない・きこえにくいことを理由とする差別をなくし、手話言語による情報保障（合理的配慮）が確実に提供されるよう手話言語の普及および手話通訳者の配置を進めてください。

① 府内のすべての事業者（大阪府をはじめとする行政機関、医療機関を含む）に手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけてください。

② 府内のすべての公共施設に手話通訳者を設置してください。

＜資料＞

① 手話通訳者の役割や意義については以下のとおりである。

【手話通訳者の意義について】

令和３年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたところであるが、大阪府においては、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成２８年３月２９日 大阪府条例第 ３号）第７条により、これに先立って、事業者は、「その事業を行うに当たり、障害者からの現に社会 的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(当該障害者がその意思を表明することが困難な場合に あっては、その家族その他の支援者が当該障害者を補佐して行う意思の表明)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障 害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮 をしなければならない。」とされてきたところである。

平成１８年（２００６）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において「手話は言語 である」定義され、その後、本邦において改正障害者基本法で手話が言語として位置づけられた。し なしながら、手話は言語であるという認識は十分に広まらず、各地で手話言語条例が制定され、また 国においては手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第７８号）が制定され令和７年６ 月２５日から施行されたところである。

さて、英語などの外国語通訳はその必要性が当然として扱われる一方、手話通訳は未だに「特別な配慮」、「無駄なコスト」と取り扱われる例が多い。これは、手話は言語であるという認識が十分に広まっていないため、外国語通訳は「高度な言語能力と専門技術を要する仕事」として取り扱われるの に対し、手話通訳は「ボランティア活動の一環」として捉えられる傾向にあるあるからである。聴覚障害者が合理的配慮として手話通訳の配置を希望しても、手話通訳者の役割や意義の理解不足のため、あるいは予算がないとの理由で拒否されることがほとんどである。

事業者による手話通訳者の役割や意義の理解不足のために手話通訳の配置を拒否された例としては下記のようなものがある。 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO30294370Q8A510C1AC1000/
(障害者に手話通訳手配せず 職員７人処分、大阪府 別紙参照)

（別紙）

日本経済新聞

朝刊・夕刊　LIVE　Myニュース　日経会社情報　人事ウオッチ　NIKKEI Prime

トップ　速報　ビジネス　マーケット　経済　国際　オピニオン　もっと見る　#中東情勢　#トランプ関税

障害者に手話通訳手配せず　職員7人処分、大阪府

社会

2018年5月10日 11:02

聴覚障害のある女性から、動物取扱業の登録更新手続きの際に手話通訳の手配を依頼されたのに職員が応じなかったのは障害者差別に当たるとして、大阪府が当時の担当職員ら7人を訓告などの処分としていたことが10日、分かった。処分は3月8日付。

府は「手配は可能なのに、要請を放置したのは不適切だった」と女性に謝罪した。

府によると、女性は2016年11月、翌年の更新手続きで手話通訳を府が手配するよう環境農林水産部の職員に依頼。更新前の17年7月にもメールで問い合わせたが、府側は過去の対応を参考に筆談での対応を求め、女性は自ら通訳を手配して登録更新した。

女性は「通訳の依頼を拒否するのは障害者差別ではないか」と府に相談。府は昨年8月、女性に謝罪した。

障害者差別解消法は障害を理由とした不当な差別を禁じ、過度な負担の無い範囲で設備やサービス提供の方法などを整える「合理的配慮」を国と自治体などに義務付けている。〔共同〕

2018年5月10日 日本経済新聞（https://www.nikkei.com/article/DGXMZO30294370Q8A510C1AC1000/）より引用

【手話通訳者の手話通訳技術について】

大阪府の場合、大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の確保に関する要綱第６条の定めるところにより、大阪府および大阪市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、八尾市、寝屋川市、吹田市と共同で大阪府手話通訳者登録試験を実施し、同要綱第７条の定めるところにより当該試験に合格した者等を大阪府登録手話通訳者として認め、意思疎通支援者の派遣の対象となる者からの依頼に応じて大阪府登録手話通訳者を派遣することにより一定レベルの手話通訳技術を有する手話通訳者の派遣を実施しているところである。

手話通訳派遣事業は、社会福祉法第２条において定義される第二種社会福祉事業であって、ろう者の社会参加の権利保障を目的とする事業であるが、近年、手話通訳ニーズが増加し、手話通訳派遣事業を行う民間団体が増えてきており、多様な団体の参入が認められるようになっている。このような状況の中で、手話通訳業務の重要性や手話通訳能力の不十分さを認識しないまま、少し手話が出来る

程度レベルの者が手話通訳者として派遣される例が増え、結果として、ろう者に対する情報保障が十分になされず、社会参加を阻まれ、ろう者の権利が侵害される例が増えている。

民間団体のほうがコストがかからないから、といった理由で民間団体に手話通訳派遣を依頼し大阪府手話通訳者登録試験に合格しておらず一定レベルの手話通訳技術に達しない手話通訳者が派遣されてきた結果、ろう者に対する情報保障が十分になされなかった、という例は大阪府官公庁主催の行事や会議などでも多く出ている有様で、大阪府手話通訳者登録試験をなぜ実施しているのということをまず大阪府自身が理解しておらず誠に遺憾千万である。手話言語を使用しない人から見たときに、手話通訳者の有する手話通訳技術の良し悪しが判断できない点が大きい課題となっている。

手話通訳者は手話言語を母語とするろう者と手話言語以外の言語（主として音声日本語）を母語とする人の意思疎通に欠かせない存在である。ろう者は手話通訳者を介して意思疎通をするのであるから、手話通訳者は一定レベルの手話通訳技術を有していなければならず、一定レベルに達しない者を手話通訳者として認めることはろう者の権利の保障を損ない、社会参加を阻むものであってそれ自体がろう者に対する差別というべきである。

【手話通訳者の身分保障について】

手話は言語であり、手話通訳者による通訳は聴覚障害者のためだけではなく聴覚障害者をとりまくすべての府民（市民）のために行われるものである。

現在の大阪府内の市（区）町村の市（区）役所、町村役場に設置されている手話通訳者の半数近くが ５０ 代以上となっており、若い世代の手話通訳者養成に力をいれることは喫緊の課題であるといえる。一方で、手話通訳はまだまだボランティアの一環として見られていることが多く、手話通訳者が専門職としてふさわしい待遇や身分保障を受けている状況にあるわけではない。一般社団法人 全国手話通訳問題研究会が２０１５年に実施した調査によると、全国の自治体で雇用されている手話通訳者の９０％以上が非正規職員だったとのことで、この状況は調査から約１０年後の現在でも大きく変わっていない。手話通訳者の待遇や報酬を向上させ、それで生活できる保障がある状態を作ることが大切である。

府、市（区）町村に設置される手話通訳者は単に手話通訳による情報保障のみを業務とすればよいのではなく行政の中で聴覚障害者等に対する施策の立案・実施・予算確保に継続的に関わる必要がある。そのため、市（区）町村に設置される手話通訳者は正職員での雇用でなければならない。府内市（区）町村においても非正規職員として雇用される状況を変えるため、大阪府として手話通訳者を正職員で雇用するとともに府内の市（区）町村に対し、市（区）役所、町村役場に正規雇用の手話通訳者を配置するよう働きかけていただきたい。

【総括】
手話に関する施策の推進に関する法律第１０条「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」の規定に従い、府内のすべての事業者に手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけてください。

※ 大阪府手話言語条例によれば、事業者について、「主に民間事業者を想定しているが、行政機関を除外するものではない。」とのことであるので、まず大阪府の各部署について手話通訳者の役割や意義を周知徹底すべきであることはいうまでもない。

② 府内の主たる公共施設は以下のとおりである

・保健福祉施設
大阪府立母子・父子福祉センター、大阪府立障がい者交流促進センター　ファインプラザ大阪、

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター大阪府ＩＴステーション

・教育・文化施設
大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）、花の文化園 with ワールドインテック（大阪府立花の文化園）、大阪府立少年自然の家、大阪人権博物館　リバティおおさか、大阪府立上方演芸資料館　ワッハ上方、センチュリーオーケストラハウス、津波・高潮ステーション、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（ｅｎｏｃｏ）、ちはや星と自然のミュージアム、大阪府立青少年海洋センター、大阪府立青少年海洋センター「ファミリー棟」（マリンロッジ海風館）

・図書館・博物館等
大阪府立狭山池博物館、ピースおおさか 大阪国際平和センター、大阪府立中之島図書館、大阪府公文書館（大阪府公文書総合センター）、大阪府立近つ飛鳥博物館（近つ飛鳥風土記の丘）、大阪府立弥生文化博物館、大阪府域市町村図書館、大阪府立中央図書館、大阪府府政情報センター（大阪府公文書総合センター）

・スポーツ施設
大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）、大阪府立門真スポーツセンター（東和薬品ＲＡＣＴＡＢドーム）、大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立漕艇センター、大阪府立稲スポーツセンター

・産業・コンベンション施設
大阪府立国際会議場府立労働センター（エル・おおさか）、ＭＯＢＩＯ（ものづくりビジネスセンター大阪）

大阪府として手話通訳者を正職員で雇用し、府内の市（区）町村の市（区）役所、町村役場で正規雇用の手話通訳者の配置が進むよう、模範となるような行動を行ってください。

47. 相談支援の整備・拡充をすすめてください。
⑤市（区）町村が指定する特定相談支援事業所において、ろう者に合わせたコミュニケーション手段による相談支援を充実するため、ろう者当事者の相談支援専門員を配置するよう関係先に働きかけてください。

＜資料＞
近年、社会の高齢化に伴い、高齢ろう者に対する相談支援の必要性が高まり、また保護者の高齢 化によりろう重複障害者に対する相談支援の必要性が高まっている。ろう重複障害者は、聴覚障害以外に肢体障害、内部障害、知的障害、精神障害等を併せ持つため生活上の困難さが聴覚障害 者に比べて一層大きくなる。また、高齢ろう者は、障害者に対する人権意識が希薄であった時代に若年期を過ごしてきたため、教育、就労など様々な社会生活場面で不当な扱いを受忍せざるを得なかった。高齢となり医療サービス、福祉サービスを受ける必要がでてきたが、ほぼすべての 医療機関・調剤薬局や福祉・介護施設において手話言語によるコミュニケーションなど適切な配 慮を提供できる体制を整えていないことから、十分な医療サービス、福祉サービスを受けること ができない例が多くみられる。
このようなコミュニケーションに課題を持つ高齢ろう者やろう重複障害者が適切な福祉サービスが受けることができるようにするためには、これらの方々のニーズを的確に把握し、適切な支援に つなげることが可能な相談支援専門員による対応が求められる。
サービス等利用計画の作成を担う特定相談支援事業所においてろうあ者の相談支援専門員が積極的に配置されるよう大阪府としても必要な施策を講じていただきたい。

（参考）「障害者の意思決定支援の在り方」の見直しに伴い作成された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」によると、意思決定支援の基本的原則として「本人への支援 は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。」とされており、コミュニケーションに課題を持つ 高齢ろう者やろう重複障害者への自己決定にとって必要な情報の説明はろう者当事者の相談支援専門員によるものが望ましい。

49. 旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などをうけた、全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。（きょうされん・大聴協）
①二度と同様の問題を発生させないよう旧優生保護法による強制不妊手術について事務作業を担った大阪府の責任を明らかにすると共に、大阪府知事が被害者への対面による謝罪を行ってください。
②大阪府発行の「衛生年報」によると、府内の旧優生保護法による不妊手術を強いられた被害者は 1237 人以上とされ、この数は全国でも 3 番目に多いとされています。2024 年 7 月 3 日の最高裁大法廷判決に沿い、1 人でも多くの被害者を救済するため、大阪府として、積極的に被害者の掘り起こし調査を行い、把握した実態を公表してください。
③いわゆる旧優生保護法一時金支給法および補償金等支給法が、被害を受けたすべての人に行きわたるよう、現在の進捗状況を明らかにするとともに大阪府として必要な手立てを講じてください。兵庫県明石市で実施されているような独自の被害者支援施策を検討・実施してください。

＜資料＞（大聴協）
大阪府下で、旧優生保護法（以下、旧法）第 3 条・第 4 条・12 条に基づいて障害を理由に優生手術 （不妊手術）を強いられた被害者は、大阪府発行の『衛生年報』によれば 1237 人以上とされ、都道 府県別の実施件数は全国でも 3 番目に多いといわれています。保健所で優生相談を実施し、優生思想を普及させ、さらには、優生保護審議会で優生手術実行の決定を行ってきた大阪府の責任は免れることはできません。被害者数の多さは、兵庫県同様に「不幸な子どもの生まれない運動」を大阪府が積極的に担ってきたことを物語っています。大阪府の責任の重さを鑑み、徹底的に事実関係を把握し、なぜ、過ちが起きたのか、現時点では 優生思想に基づく施策は存在していないのか、どう優生思想を乗り越えるのか、調査・検証を行う必要があります。 また、旧優生保護法に基づく優生手術による被害は、戦後最大の人権侵害だと言われていますが、被害回復の道のりは遠いのが実情です。一時金法、補償法に基づく申請者数は少数であり、声をあげることができない方がまだ大勢おられます。被害者が高齢であることも考慮し、一刻も早い、人権回復に向けた取組が必要です。一人でも多くの方の被害回復に向けて、被害者に寄り添った取り組みが必要です。積極的な被害者の掘り起こし調査

の実施、被害者へ有効に届く方法での周知や広報の取組、相談があった場合の障害の状況に配慮した丁寧な対応と支援を実施していただきたいです。

① 国からの機関委任事務として不妊手術の執行を担った大阪府の責任を認め、木村敬熊本県知事、斎藤元彦兵庫県知事、村井嘉浩宮城県のように被害者と対面の上直接の謝罪を求めます。

②・被害者救済につなげるため、一人でも多くの被害者を掘り起こすことができるよう、被害者に対する個別通知を含めあらゆる手立てを講じること。
・広報活動を更に拡大し、あらゆる手段を講じて大々的に展開すること。広報活動においては手話言語によるものが含まれていること。

③・大阪府として、障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止めること。また、そのことを大阪府知事から府民に対し広く知らしめること。
・優生思想を根絶する具体的な取組について、いつ、なにを、どこで、だれに、どのように行うのか大阪府としての計画をご教示いただきたい。

50.「大阪府読書バリアフリー計画」および「障害者情報　アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、府内各市町村において、点字図書給付事業を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付するよう各市町村に働きかけてください。とりわけ、今年創刊 104 年を迎えた日本で唯一の週刊点字新聞「点字毎日」（点字版）に加え、大阪市が実施している「電子版」（点字データ版）や(点字版)、読者が加齢により手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、「点字毎日」（音声版）を給付するよう働きかけてください。

＜資料＞
① 大阪府下で『点字毎日』（音声版）を給付対象としている自治体　　寝屋川市・吹田市
② 点字毎日　特集　音声版 20 周年・500 号　2025/2/9
点字毎日 2 週間分の記事を朗読・録音し、デイジー形式の CD1 枚（約 180 分）に収録した「点字毎日音声版」（年 25 回発行、年間購読税込み 3 万 1428 円）が、20 日で創刊 20 周年を迎える。また、今号 5227 号収録の CD（5226 号とのセット）で通巻 500 号に達した。創刊の意義を振り返り、製作者と読者に思い出を聞いた。
［中略］
自治体の助成を求む
堀崎さんは、音声版の購読費助成を認める自治体が増えることを望んでいる。特に点字が読めず、視覚障害に関する情報を得る機会も少ない中途失明者のことを心配しており、「私にできることは『点字毎日音声版という点字が分からなくても読める視覚障害向けの新聞があるよ』と伝えていくこと」と言い、「だからこそ、中途失明の当事者が自治体に訴えないといけない」と力を込める。
一方、近年、音声版を点字図書給付事業の対象に加える自治体も出てきた。点毎把握分で、仙台市、東京都目黒区、川崎市、神奈川県愛川町、大阪府の寝屋川市と吹田市、奈良市、山口県宇部市の八つ。奈良市は今年から加えたが、障害福祉課の担当者いわく「申請事例がなかっただけで、認めていなかったわけではありません。書籍名にも『点字』と付いているので」。堀崎さんの言うとおり、当事者が自治体に相談することで、認める所が増えていくかもしれない。

51. 大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号（固定電話番号）を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦いずれもが視覚障害者の場合は受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。

＜資料＞　長崎市における公文書点字化サービスについて
①公文書点字化サービス事業
事業内容

視覚障害者に対し、市からの通知書などの点字化をします。
点字化する通知書
水道及び下水道の使用水量等に係る通知文書、国民健康保険税納税通知書、市民税・県民税納税通知書、固定資産税・都市計画税納税通知書、介護保険料納入通知書、後期高齢者医療保険料額決定通知書、介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書、生活保護法による保護に係る通知文書、障害福祉課の通知文書、その他これらに類する文書
利用方法
利用を希望する場合、申請書を障害福祉課に提出してください。
手続きに必要なもの
公文書点字化サービス申請書
お問い合わせ先
長崎市障害福祉課（電話番号 095-829-1141、Fax 番号 095-823-7571）

②ワクチン接種券　視覚障害者分に点字なし　長崎市「合理的配慮」怠る
長崎新聞　2021/06/25 公開
長崎市は公文書点字化サービスの登録者に、発送元の部署名を点字で記した封筒を送る。65 歳以上に送付したワクチン接種券には、そうした配慮がなかった。
長崎市が新型コロナウイルスワクチンの接種券を 65 歳以上の視覚障害者へ郵送した際、封筒や接種券に点字を付けるなどの対応を怠っていたことが 24 日、分かった。障害者の障壁を過度に負担のない範囲で取り除く「合理的配慮」を官民に義務付けた障害者差別解消法や、県の関係条例に反する。3 月には国が、接種情報の提供について障害者に配慮するよう通知を出していたが、市はこれにも対応していなかった。
本紙情報窓口「ナガサキポスト」の LINE への投稿を端緒に、市などに取材し判明した。
市障害福祉課によると、視覚障害者への情報提供について、市は普段から、税や水道など重要な公文書を点字に変換して送るサービスを提供。事前登録制で、点字を読めない人や同居家族の支援に頼る人らを除き、現在は市内の約 50 人が登録している。しかし市はワクチン接種券を同サービスの対象と捉えておらず、登録者のうち 65 歳以上の 24 人に対し、点字化していない通常の接種券を送った。同課の朝長聖治課長は原因を「ワクチン接種事業室との連携不足」と説明。通常は公文書を発送する部署の依頼を受け、同課が点字化するが、「今は（接種券を送る）事業室が膨大な業務に追われており、障害福祉課が気掛けて提案すべきだった」としている。国の通知は視覚障害者宛ての郵送物について、点字や拡大文字の使用を検討するよう全国の市区町村に求めていた。
6 月初旬に視覚障害者団体や関係者から指摘を受け発覚。これを受け、市は訪問や通所の介護事業所などに対し、利用者へ接種券が確実に届いているかの確認や予約代行などでの協力を求めた。今後、64 歳以下の同サービス登録者に接種券を送る際は、封筒や書類に点字を付けて送る。（三代直矢）
③ 点字毎日　点字法制化の動きを前に　年頭に当たって　編集長・濱井良文 2026/1/4
点字考案 200 年の節目だった 2025 年は、その意義や今後を考える機会が多かった。22 年春から関係 6 団体で始めた「記念事業推進委員会」の取り組みも近く区切りとなるようだが、その余波がどのような形で表れるかは、点字の未来に直結するとみている。注目しているのは、推進委員会による「日本点字法」の要綱案だ。次号で資料として紹介する予定だが、年末になってまとまったのは、この間の討論会などで文字としての明確な位置づけを求める声が高まったのを受け法制化を目指したからだ。日本では折しも選挙で点字投票が認められてから 100 年で、当時の法律に入った「文字と看做（みな）す」の条文がそのまま残る是非が問われたのもきっかけになったようだ。
要綱案をみると、法制化とともに財政措置を国に求めたい考えであるのが分かる。教科書や「選挙のお知らせ」といった公的な点字刊行物の供給を担う点字出版業界では目下、後継者探しや設備投資に取り組みたくても、踏み出せないでいる。そもそも人材や設備そのものが限られている。使用者の減少が見込まれる中、将来が見通せないのが原因だ。財政的な裏打ちがある中で活動できるとなれば反転攻勢も考えられる。
需要が減る中にあっても国の支援で必要な技術を保っている事例がある。かつて視覚障害者が担ってきた地唄や箏曲に用いる三味線や琴といった楽器づくりがその一つだ。その音楽自体の良さも味わえるよう中学校では和楽器体験が必修となっている。外国に目を向けると、「世界文化遺産」に点字を位置づけようという動きもみられる。今や点字は保護の対象である現実を受け入れることが必要になっている。その上で、どれだけ使用者が減ったとしても必要な技術やノウハウを継承し出版や図書館の業務を続けられる環境を保っていけるのか、はたまた「かつては指で読む点字という文字があった」という遺物となるのか。今はその分岐点にあると言えないだろうか。そして、どちらに落ち着くかは使用者である視覚障害者の判断や働きかけが左右することになるはずだ。
点字の法的な位置づけを巡る動きの行方は継続して紙面で報じていく。読者からの声も積極的に伝えていきたい。

＜その他福祉制度、文化・スポーツ活動への支援＞

59. 盲導犬ユーザーに対する補助を行ってください。大阪府が定めている「補助犬育成事業」での盲導犬貸与事項を改めて、盲導犬にかかる医療費若しくは飼育費（エサ代）などに対して補助を行ってください。年間 10 万円以上の自己負担をしており、生活していく上で負担になっています。

＜資料＞

盲導犬にかかった費用（2026 年度の実例）

昨年度から盲導犬に対する費用を公的に補助してくださいという項目で交渉項目に入れてもらいましたが、今年度実際にかかった費用をまとめてみました。

1. ワクチン・薬、シャンプー等の医療や衛生管理上必要な費用

4 月　定期検査とワクチン接種

① 狂犬病ワクチン　2950 円　　剤票　550 円　施設使用料　500 円　　計　4000 円

② 血液検査　　フィラリア検査　2000 円　血液検査（健康診断用）2800 円　　計 4800 円

③ 肛門腺絞り　500 円

④ 爪切り　500 円

⑤ フィラリア予防薬　3400×4 個＝13600 円

⑥ 診察料　800 円　予約診察料　300 円　　計　1100 円　　消費税　2080 円　　合計　26880 円

4 月 16 日　シャンプー

① 再診料　800 円

② シャンプー　8000 円　※爪切り・肛門腺絞りを含む　消費税　880 円　合計　9680 円

※シャンプーは月 1 回（個人でもやれるが）が、爪切りや肛門腺絞りなども月 1 回はしなければいけないのでいつもかかっている動物病院で行ってもらっている。

5 月 8 日　定期診察

① 再診料　800 円

② 8 種混合ワクチン　8000 円　超音波検査　1500 円　小計　10300 円　消費税　230 円　合計　10530 円

※超音波検査は 4 月の血液検査の結果より肝機能の数値が少し高かったので腹部のエコーを行った。

5 月 19 日　シャンプー

①　再診料　800 円

②　シャンプー　8000 円　※爪切り・肛門腺絞りを含む　※消費税　880 円　合計　9680 円

6 月 9 日　定期診察

① 再診料　800 円

② 内科処置：肛門絞り　700 円

③ 爪切り　500 円

④ 耳鼻科処置：外耳道　1000 円

⑤　フィラリア予防薬　3400 円×4 か月分＝13600 円　小計　16600 円　消費税：1660 円　合計 18260 円

7 月 22 日　シャンプー

① 再診料　　800 円

② シャンプー　8000 円（爪切り・肛門絞りを含む）　消費税　880 円　　合計　9680 円

8 月 22 日　シャンプー

① 再診料　　800 円

② シャンプー　8000 円

③ 抗生剤　　1400 円　　消費税　1020 円　　合計　11220 円

※シャンプーの際に後ろ足の指の付け根が炎症を起こしているということで抗生剤が 1 週間分出された。

9 月 16 日　シャンプー

① 再診料　800 円

②　シャンプー　8000 円　※爪切り・肛門腺絞りを含み　消費税　880 円　合計　9680 円

ここまでの合計　105610 円

※10 月以降もシャンプー（爪切り・肛門絞りをふくむむ）は毎月：9680 円×6 か月＝58080 円

フィラリア予防薬（4 か月分）は（3400 円×4 月分）　13600 円

10 月より 3 月までに予定できる費用は 71680 円

総合計　177290 円

※フィラリア・ダニ・ノミの予防薬は 1 月に 1 個（3400 円）をえさと一緒に服用させる。

2. 飼育にかかる費用（えさ代・サプリメント）

4月　えさ代
※業者より消費期限が近づいているため送料のみでよいといわれた。　計1600円
5月18日　サプリメント　　2箱（送料込み）　6600円
※訓練所より皮膚が弱いので腸の働きを調整するために乳酸菌のはいったものをえさと一緒に（夕飯時）に服用させている（1日1包、1箱30包入り）
6月14日　餌代　　送料込み　9700円
7月　サプリメント（2箱）　6600円　　料金（送料込み）：6600円
8月17日　えさ代　料金（送料込み）：11200円　※8月より値上げによる
9月16日　サプリメント（2個分）　料金（送料込み）：6600円
10月2日　えさ代　　料金（送料込み）：11200円　　ここまでの合計　53500円
10月より3月までにかかるえさ代とサプリメント（予定）
サプリメント（2箱分）：11月・1月・3月　3回＝6600円×3＝19800円
えさ代：12月・2月：11200円×2＝22400円　　予定経費合計：42200円
えさ代・サプリメント　　合計：：53500円+42200円＝95700円
予防接種・ワクチン・定期胃検診（シャンプーを含む）　　合計　177290円
飼育にかかる費用（えさ代・サプリメント）　計：95700円
全経費合計：272990円　（1月当たり約　22750円）
この他にもトイレ用に用いる凝固剤やビニール袋などその都度お金を支払いがあります。
上記の内容から、①ワクチンや薬、衛生管理上に必要な経費　　②飼育にかかる費用
いずれか、もしくは両者の一部でもいいですから補助をしてください。障害基礎年金のみで生活している視覚障害者では生活てきません。あくまで盲導犬が健康な場合であり、病気やけがなどを起こすともっと費用がかかります。

60. 障害者の社会参加と余暇活動を拡充してください。学校卒業後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に、文化活動・スポーツ活動・芸術活動などへ自主的に参加できるよう、身近な地域で気軽に利用できる活動拠点や居場所を確保してください。

＜発言・資料＞
当法人では、毎月１回「ごはんクラブ」というイベント企画を行っております。法人施設の地域交流スペースで開催し、法人利用者に限らず、どなたでも参加ができ、みんなで調理を行い、食事をします。卒後の学びの場・つみき学生も、半数以上の方が、日中活動終了後、放課後に参加されています。開始時刻より前から、準備を手伝い、呼び込みを行い、つみきで見せてくれる表情とは、また違う表情でいきいきと元気よく参加されています。学生たちは月１回の開催を非常に楽しみにしており、「ごはんクラブのために活動も頑張る！」と伝えてくれる学生もいらっしゃいます。しかし、月１回の開催では、「放課後の居場所」とまでは言い難く、スタッフが、「放課後の居場所が他にもできたらどう？」と聞くと「毎日行きたい！」という学生からの声もあります。
また、ご家族様からのニーズも高く、高校までは、放課後等デイサービスがあり、夕方や休日も充実した時間を過ごすことができていたが、高校卒業後は、そのようなサービスがなく、家で時間を持て余してしまう、また余暇の幅も減ってしまった、という声がきかれます。
生活訓練（生活介護）のサービスだけでは、余暇を提供するにも限界があるため、身近な地域で気軽に利用できる活動拠点や居場所作りのためのサービス拡充を求めます。　　（つみきスタッフ）

＜発言・資料＞
・「ぽぽろスクエアが終わったあと１５時３０分以降に過ごせる居場所が欲しい。放課後等デイサービスのような場所があってほしい。」
・「放課後等デイサービスがずっと使えたらいいのに。」　　（ぽぽろスクエア学生）

61. 手話施策推進法の定めるところに従い、デフスポーツの普及発展を図ってください。
①デフアスリートへの支援、競技環境の向上をはかり、もって、デフアスリートやデフアスリートを目指す者の可能性を広げることによりデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください。

＜資料＞

デフスポーツとは？

きこえない人（ろう者）のスポーツをデフスポーツという。聴覚障害があることで、バランス感 覚の異常、得られる情報量の少なさなどから練習や競技上で聞こえる人と比べて不利な面がある ことが研究で報告されている。例えば、団体スポーツではチームメイト同士の声がけ等で判断し 次への動きをとる場面が多いが、それがきこえないと難しく常にチームメイトとのアイコンタクトが必要になる。加えて、個人スポーツでは競技中の風の音や打球音、競技用具の音なども判断 材料となることがあるが、それが聴覚障害者にとっては１つのハンデとなる。競技上における 「目に見えないハンデ」に対する視覚的な情報保障や手話言語によるコミュニケーションが必要 で、きこえない人同士で競技をすることに意義がある。

デフスポーツ・サポーター制度は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会が運営するデフアスリート（ろう者のスポーツ選手）への支援や競技環境の向上、デフスポーツの発展を目的 とした取り組みである。

○「デフスポーツ・サポーター制度」の目的

①デフスポーツの啓発と普及

②スポーツ手話通訳者等の育成

③全国ろうあ者体育大会（夏季、冬季）開催の支援

④デフリンピックやアジア大会等、国際大会への選手団派遣

⑤デフリンピック等国際大会の支援基盤の整備

手話に関する施策の推進に関する法律第１２条第１項によれば「国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」とされ、同条第２項によると、「前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。」とされるものであり、手話文化の保存、継承及び発展のためデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みは地方 公共団体の義務であるから大阪府としてデフスポーツ・サポーター制度の普及を含むデフスポーツの普及・発展を促進する施策を、行政責任で予算確保の上で行ってください。

デフリンピックとは？

デフ(Deaf)とは、英語で「耳が聞こえない」という意味で、デフリンピックとは国際的な「ろう者のためのオリンピック」である。デフリンピックは、オリンピック競技大会と同様に４年に１度世界規模で開催され、２０２５年の開催地に大会の歴史上、初めて日本が選ばれた。本大会 は、１９２４年の第１回大会から数えて１００目に当たる記念すべき大会であった。夏季大会と冬季大会がそれぞれ開かれ、ルールはオリンピック競技大会とほぼ同じであるが、きこえない人のために様々な工夫がされている。しかしながら、手足がなかったり車いすを使ったりする選手が出場するパラリンピックと比べ、デフリンピックは見た目がきこえる人と変わらず、きこえない選手たちがどのような工夫をして競技しているか伝わりにくい、また、デフリンピックはパラリンピックより認知度がはるかに低くスポンサーが少ないため経済的負担が大きかったり、遠征などで職場での休暇が取りにくかったりするなどといった課題がある。

東京２０２５デフリンピックに限らず、世界各地で開催されるデフリンピックは障害の有無に関係なく多様性の持つ価値を共有し、共生社会の実現に向けてのきっかけとなりえます。大阪府として、引き続き、デフリンピックの趣旨に賛同し、開催ごとに啓発やイベントを実施するとともに、選手強化支援などを積極的に行

い、デフリンピックにご理解、ご賛同を頂きスポーツの分野から誰もが個性を活かし、力を発揮できる共生社会の実現に向けて取り組んでいただきたい。

（参考資料　２０２６年デフスポーツ・サポーター制度　一般財団法人全日本ろうあ連盟による）



私たちの取り組み

デフスポーツの啓発、普及

デフアスリートの競技環境向上や、理解促進のための様々な啓発活動を行っています。

スポーツ手話通訳等の育成

スポーツ手話通訳者の養成や、デフアスリートの支援の輪を広げる取り組みをします。

全国ろうあ者体育大会（夏季・冬季）開催

50年以上にわたり、「全国ろうあ者体育大会」を毎年、開催しています。

デフリンピックやアジア大会等、国際大会に選手団派遣

きこえない選手のオリンピックといわれる「デフリンピック」等に、選手派遣や支援をします。

デフリンピック等国際大会の支援基盤の整備

世界最高峰の大会を全国各地で盛り上げていきます。

デフリンピック関連情報はこちら！
https://www.jfd.or.jp/sc/deaflympics
このサイトでは、
・デフリンピックに関する紹介動画
・競技別手話言語通訳ガイドのパンフレット
などを閲覧できます。デフスポーツへの理解を深め、デフアスリートを応援しませんか？

全国ろうあ者スポーツ大会の情報はこちら
https://www.jfd.or.jp/sc/zenkoku
2026年度より、大会名称が「全国ろうあ者体育大会」から「全国ろうあ者スポーツ大会」へと変更され、新たな名称となり、佐賀県で開催されます。

デフスポーツ・サポーター　制度について



東京2025デフリンピックでは、
多くの応援に支えられ、日本選手団は史上最多のメダルを獲得することができました。

日本選手団HP

大会では情報バリアフリー化が進み、きこえない・きこえにくい人への理解が大きく広がる契機となりました。しかし、デフアスリートを取り巻く競技環境や支援体制は、まだ十分とはいえず、今後も継続した取り組みが必要です。私たちは、きこえない・きこえにくい選手や子どもたちの可能性をさらに広げ、デフスポーツの未来を支える活動を続けていきます。
その取り組みに、ご理解とご賛同をいただける皆さまに、サポーター入会をお願いしています。ぜひ、私たちと一緒に「共生社会の実現」に取り組みませんか！

＜サポーター区分＞

企業/法人	年登録料1口　10万円
民間団体 ※町内会・PTA・学生サークルなど	年登録料1口　3万円
個　人	年登録料1口　3,000円

◎登録期間は当年1月1日～12月31日です。
◎サポーターの皆さまには登録証を贈呈いたします。
◎サポーターのお申込みは以下にご記入の上、地域の加盟団体やサークルへ年登録料を添えてお申込みください。

※当法人は一般財団法人のため、個人のご寄付に対する所得税の免除はありません

デフスポーツ・サポーター　申し込みの流れ

左の二次元コードを読み取る

上手く読み取れない方はこちらから
https://www.jfd.or.jp/sc/supporter

Google フォームより必要事項を入力後、送信してください

サポーター登録料を下記のいずれかの振込先へご入金ください
（振込手数料はご負担ください）

ご入金が確認できた方へ、随時領収書及び登録証をメールでお送りいたします

【デフスポーツ・サポーター 登録料　振込口座】

みずほ銀行　江戸川橋支店　普通　3043381 一般財団法人　全日本ろうあ連盟　理事長　石橋大吾 イッパンザイダンホウジン　ゼンニホンロウアレンメイ リジチョウ　イシバシダイゴ	ゆうちょ銀行　記号・番号　11320-11776811 他金融機関から振り込む場合　店名　一三八（イチサンハチ）店 店番　138　普通 1177681 一般財団法人　全日本ろうあ連盟 イッパンザイダンホウジン　ゼンニホンロウアレンメイ

個人情報の取り扱いについて
当サポーター申し込みでご記入いただいた個人情報は、当連盟担当部門で安全管理を徹底し、厳重に管理してまいります。
当連盟は個人情報を下記の目的に利用し、ご本人様の事前の同意なく当該目的を越えて利用することはいたしません。
（お客様の個人情報の利用目的）
ご記入いただきましたお客様の情報（住所、氏名等）は、当サポーターに関する発送業務（例：登録証等）・連絡業務（例：サポーター継続のお願い等）にのみ使用いたします。
お客様の情報につきましては、サポーターを退会、またサポーター期限を1カ月過ぎた後、適切に破棄いたします。
また、個人情報は、ご本人様の事前の同意がある場合、法令による場合、または裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

＜まちづくり＞

63. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備を行ってください。
①バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、少なくとも年に 1 回、完全無人化・時間帯無人化・改札無人化の駅と無人時間帯などの情報を収集して公表してください。また、無人化による具体的な困りごとを大阪府として把握し、その解決にむけて事業者への働きかけを行うとともに、大阪府としてなんらかの施策を講じるよう検討を行ってください。

＜資料＞（大視会）
1、大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて
令和８年４月改定（平成 30 年３月策定） 可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議より抜粋
８．その他の転落防止対策
（1）「声かけ・サポート」運動等
これまで鉄道事業者が共同でキャンペーン等を実施してきており、ポスター掲示や車内放送で利用者に対して周知を行っている。
令和７年９月には、交通事業者等 95 社局と障害者団体を含む 11 団体が連携して実施している。
また、大阪府においても、駅利用者からの声かけが促進されるよう「声かけ・サポートカード」を作成し、鉄道事業者と地元市とともに啓発活動を実施している。 併せて、府ホームページへの掲載などの取組みも行っている。（令和７年キャンペーン）
府内駅利用者への声かけ促進運動
・駅ホームからの転落防止対策として、駅員による声かけに加えて、駅利用者同士の積極的な声かけが重要であることを改めて認識
・駅利用者の積極的な声かけが促進されるよう取り組みを実施
・令和７年度は、大阪メトロだいどう豊里駅と阪急上新庄駅にて実施
引き続き、「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、各社の取組みの共有化を図るとともに、駅利用者の声かけが促進されるよう啓発活動を実施するなど、関係者とともに取り組んでいく。

2、25 年度の回答
「駅員の配置」については、府として鉄道事業者に指導や強制する法的な権限は有していないものの、公共交通として全ての利用者の利便性及び安全性の向上の観点から重要であると認識しており、これまでの要望内容を踏まえ、「大阪府重点整備地区バリフリー推進連絡会議」等の場で、引き続き共有を図っていく。

63.②府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていますが、手話言語や文字による情報保障が不十分なためきこえない人・きこえにくい人は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。また、多くの視力障害者・肢体障害者は、タッチパネルによる装置に対応できません。駅の券売機をタッチパネル式のみとするのではなく、点字表記付のボタン式券売機を少なくとも１台以上残すように働きかけてください。

＜資料＞
【りんくうタウン駅も廃止】鳳駅・放出駅・八尾駅のみどりの窓口が 9 月 30 日をもって営業終了 大阪府内は 13 駅に りんくうタウン駅も廃止 - 鉄道ブログ岡山から
https://railfromokayama2.com/2026/08/06/the-midori-no-madoguchi-jr-ticket-offices-at-otori-hanaten-and-yao-stations-will-permanently-close-on-september-30-as-a-result-the-number-of-stations-with-these-ticket-offices-in-osaka-prefe/ より抜粋
JR 西日本の「みどりの窓口」の営業終了が続いています。2026 年 9 月 30 日をもって、阪和線の鳳駅、学研都市線・おおさか東線の放出駅、大和路線の八尾駅で「みどりの窓口」の営業が終了します。
今回の 3 駅の営業終了により、大阪府内に残る「みどりの窓口」は 14 駅となります。これまでにも大阪府内では「みどりの窓口」の営業終了が相次いでおり、2026 年に入ってからも駅のきっぷ購入環境が大きく変化しています。
（2026 年 9 月 1 日追記）りんくうタウン駅のみどりの窓口も 9 月 30 日で営業を終了します。
2026 年 9 月 30 日で、三田駅（兵庫県）・高田駅（奈良県）のみどりの窓口も営業を終了します。三田駅・高田駅の『みどりの窓口』が 9 月 30 日で営業終了 10 月 1 日からは『みどりの券売機プラス』などで対応。JR 西日本の駅で、有人の「みどりの窓口」の営業終了が続いています。今回、新たに兵庫県三田市の三田駅と奈良

県大和高田市の高田駅で、2026 年 9 月 30 日（水）をもって「みどりの窓口」が営業を終了することになりました。三田駅は JR 宝塚線（福知山線. 2026. 08. 07）
1. 鳳駅・放出駅・八尾駅のみどりの窓口が 9 月 30 日で終了
2. 大阪府内のみどりの窓口は 14 駅に
3. みどりの窓口がなくなっても、きっぷが買えなくなるわけではありません。
4. インターネット予約の利用も重要に
5. 大阪府内の「みどりの窓口」は今後も減少する？
6. まとめ

鳳駅・放出駅・八尾駅のみどりの窓口が 9 月 30 日で終了。

いずれも大阪府内の主要駅の一つで、通勤・通学だけでなく、特急列車や遠距離旅行などで利用する人も多い駅です。特に鳳駅は阪和線と羽衣　線の分岐駅、放出駅は学研都市線とおおさか東線の接続駅となっており、単に周辺の利用者だけが使う駅ではありません。それだけに、今回の「みどりの窓口」営業終了は、利用者にとって駅でのきっぷ購入方法が変わるニュースとなりそうです。

3 駅の「みどりの窓口」は 2026 年 9 月 30 日をもって営業終了します。

10 月 1 日以降に駅で指定席などを購入する場合は、駅に設置されている「みどりの券売機」などを利用することになります。

○大阪府内のみどりの窓口は 14 駅に

今回の 3 駅の営業終了によって、大阪府内に残る「みどりの窓口」は 14 駅となります。大阪府内では、これまでも「みどりの窓口」の営業終了が進められてきました。2026 年 5 月 31 日には、西九条駅と日根野駅でも「みどりの窓口」の営業が終了。さらに今回、鳳駅・放出駅・八尾駅の 3 駅が加わることで、大阪府内の「みどりの窓口」はさらに少なくなります。以前は大阪府内の主要駅であれば「みどりの窓口」で特急券や乗車券を購入できるというイメージがありましたが、現在は駅によってきっぷの購入方法が大きく異なるようになりました。

【2026 年 10 月 1 日更新】大阪府内でもここだけに…「みどりの窓口」が残る駅は 11 駅に

全国的に縮小が続く JR の「みどりの窓口」。大阪府内は利用者が多いイメージがありますが、実は現在残っているのは 11 駅にまで減っています。新幹線・在来線が集中する大都市・大阪でも、この数字。「気が付いたら最寄り駅から無くなっていた」という方も、みどりの窓口がなくなっても、きっぷが買えなくなるわけではありません。「みどりの窓口」が営業終了すると聞くと、「駅で特急券などを購入できなくなるのでは？」と思う方もいるかもしれません。しかし、必ずしもそういうわけではありません。JR 西日本では、「みどりの窓口」の代わりに「みどりの券売機」や「みどりの券売機プラス」などを設置している駅があります。

「みどりの券売機」では、対応するきっぷを利用者自身で購入できます。また「みどりの券売機プラス」では、画面を通じてオペレーターを呼び出し、きっぷの購入などについて案内を受けることができます。JR 西日本も、インターネット予約「e5489」や「みどりの券売機プラス」などを活用したきっぷの購入方法を案内しています。

そのため、「みどりの窓口の営業終了＝駅でのきっぷ購入ができなくなる」ということではありません。ただし、これまで駅員さんに直接相談しながらきっぷを購入していた人にとっては、購入方法が変わることになります。特に複雑な乗り継ぎや遠距離旅行などで、窓口で相談しながらきっぷを購入したい場合には、事前に購入方法を確認しておいた方が安心でしょう。

インターネット予約の利用も重要に　JR 西日本では、インターネット予約サービス「e5489」も提供しています。新幹線や特急列車などを利用する場合、事前にインターネットで予約しておけば、駅でのきっぷ購入にかかる時間を短縮できます。予約したきっぷは、対応する「みどりの券売機」や「みどりの窓口」などで受け取ることができます。「みどりの窓口がある駅へ行ってから購入する」という方法だけでなく、ネット予約と券売機を組み合わせる方法も、これからは重要になりそうです。

一方で、インターネット予約や券売機での購入に慣れていない人にとっては、駅の窓口が減ることによる不便さも考えられます。

大阪府内の「みどりの窓口」は今後も減少する？　今回の鳳駅・放出駅・八尾駅の営業終了によって、大阪府内に残る「みどりの窓口」は 14 駅となります。2026 年に入ってからも大阪府内で営業終了が続いていることを考えると、今後も駅のきっぷ販売体制が変わる可能性があります。

JR 西日本は以前から、駅の業務について「セルフ化」や「集約化」を進めており、「みどりの窓口」でのきっぷ販売についても、インターネット予約や券売機などを活用する方向へ変化しています。

一方で、駅員による案内やサポートを完全になくすのではなく、「みどりの券売機プラス」のような遠隔対応を活用することで、駅でのサポートを維持する取り組みも行われています。今後は「どの駅にみどりの窓口が残っているか」だけでなく、「みどりの券売機プラスがどこに設置されているか」も、きっぷを購入する際には重要な情報になりそうです。

○まとめ
2026 年 9 月 30 日をもって、JR 西日本の鳳駅・放出駅・八尾駅で「みどりの窓口」の営業が終了します。今回の 3 駅の営業終了により、大阪府内に残る「みどりの窓口」は 14 駅となります。大阪府内では、すでに西九条駅や日根野駅でも営業が終了しており、「みどりの窓口」の縮小が進んでいます。今後、特急列車や新幹線などのきっぷを購入する際には、利用する駅に「みどりの窓口」があるのか、「みどりの券売機プラス」などが設置されているのかを事前に確認しておくと安心です。（大視会）

＜資料＞　63. ①②（大阪聴力障害者協会）
鉄道サービスは公共性の高い交通機関であり、安全、円滑に鉄道サービスが利用できることが極めて重要である。しかしながら、少子高齢化の進展や生産労働人口の減少等により昨今の鉄道事 業者を巡る経営環境が大きく変化し、新しい設備の導入や駅員の配置見直し等が進められている。2023 年 1 月 4 日付の日本経済新聞の記事によると、無人駅が約 20 年で 1 割増え、全国の 5 割に迫っており、また、国土交通省によると、2020 年 3 月時点の無人駅は 4564 駅と全国の約 48%となるとのことである。効率化や合理化の名のもと、駅員が一人でもいることによってなされてきた合理的配慮がなくなってきている例が多く見られ、安全、円滑に鉄道サービスが利用できるとはいい難い状況となっている。これは移動等の円滑化の促進に逆行するものであり、バリアフリー新法や障害者基本法の趣旨・精神にも反するものである。
ろう者が無人駅（※無人駅とは時間帯無人駅（時間帯によって無人となる駅)、部分的無人駅（２つ以上の改札口がある駅で、駅員が不在の改札口がある駅）を含む。）を利用する際の問題としては下記のような例が挙げられる。
・改札口周辺等に設置してあるインターフォンは通常音声会話のみとなっていることから、係員とのやりとりができない。「私は耳が聞こえません。」と伝えているにもかかわらず、係員が「少し待っていてください。人を向かわせるので。」などと答えるばかりで、話しかけられていること自体わからない。したがってどのように対応していただけるかどうかすら不明なためどうすることもできない。
・待てばよいとしても、通学、通勤の際にコミュニケーションがスムーズに取れないような対応方法であれば困る
・輸送障害が発生した時など、緊急時の情報提供は音声情報が中心で文字による情報提供が少ないことから状況の把握が難しい。駅員がいれば筆談などで対応してもらえることもあるが駅員がいなければどうしようもない
・無人駅等において乗車券を購入する場合、予め障害者割引を適用した乗車券を購入することができない、または購入に時間がかかる場合がある
・下肢機能障害のため車いすを必要としているろう者等では乗降介助の依頼が大変である
・駅員がモニターに出ても駅員は手話ができないためどうやってコミュニケーションを取ればよいのかわからない
障害者や高齢者が安心して無人駅を利用するに当たっては、ハード面の改善に加え、ソフト面の対策も重要です。一人も取り残さないという公共交通の在り方を実現していくため、各駅の無人化、機械化に伴い合理的配慮が損なわれることがないよう大阪府としても国土交通省に対し申し入れを行うとともに、各鉄道会社に対し、働きかけてください

【みどりの窓口について】 みどりの窓口は対面であるから聴覚障害者でも比較的スムーズに乗車券を購入することができた。しかし、みどりの窓口の削減が進み、自動発券機に置き換えられている駅も多く存在する。この自動発券機は、手話のできるオペレーターがまずいない、筆談が困難である、などの理由から発券に時間がかかり、乗車時間に遅れる、後ろに行列ができているなど聴覚障害者にとってバリアとなっている現状がある。とくに機械の操作に疎いろう高齢者への配慮、利用者への利便性を含め、自動発券機への置き換えが聴覚障害者にとってバリアとならないよう大阪府としても国土交通省に対し申し入れを行うとともに、各鉄道会社に対し、働きかけてください。
（参考）JR「みどりの窓口」設置駅数の知られざる真実（https://toyokeizai.net/articles/-/845298）による
JR「みどりの窓口」設置駅数
1965 年 152
1975 年 408
1985 年 521
1995 年 1417
2005 年 1614（係員対応窓口 1610 自販機 4）
2015 年 1582（係員対応窓口 1434 自販機 148）
2024 年 1354（係員対応窓口 715 オペレーター販売機 321 自販機 318）
※ 2005 年をピークに設置する駅の数は減少している。

・JR 西日本のみ
1965 年 47
1975 年 122
1985 年 155
1995 年 368
2005 年 440
2015 年 460（係員対応窓口 454 自販機 6）
2024 年 397（係員対応窓口 161 オペレーター販売機 197 自販機 39）
※ JR 西日本も係員対応窓口の数は 9 年前のおよそ 3 分の 1 になっている。
※ JR 東日本は 2024 年 5 月 8 日、2021 年以降進めてきた「みどりの窓口」の削減を凍結すると発表した。

（参考） 令和５年１０月１１日に斎藤鉄夫国土交通大臣に下記団体連名で提出した要望書

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 会長 竹下 義樹
社会福祉法人全国盲ろう者協会 理事長 真砂 靖
一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 石野 富志三郎
一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長 宿谷 辰夫

＜無人化された駅を視聴覚障害者も安全安心に利用できることを求める要望＞

全国の鉄道駅の半数が無人駅となり、有人の鉄道駅であっても無人になる時間帯が増えてきている昨今、私たち視覚や聴覚に障害のある者は今までのように安心して鉄道駅を利用できなくなってきています。昨年５月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第３条の基本理念３項に、「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。」と示されており、緊急時を含めた情報を、障害の有無にかかわらず同一時点で得られることも必要です。また、駅の無人化を進める際は、移動や情報入手、コミュニケーション等の支援に関する必要な整備について、視覚や聴覚の障害当事者団体との建設的対話を行うことも必要です。現状の困難を解消するため、また今以上に駅の無人化が進んでも、引続き私たちが安全に安心して利用できるよう、以下のことを要望します。

１ 無人状態の鉄道駅であっても視覚や聴覚に障害のある者が安全に安心して移動できるよう要望します。
視覚に障害がある者あるいは盲ろう者が無人状態の鉄道駅を安全に安心して移動できるよう、要請により人的対応が確実に受けられる仕組みが必要です。また、バリアフリー整備ガイドラインで示されている視覚障害者誘導用ブロックや音サインなど、鉄道駅で必要とされる整備を行うことが必要です。加えて、ホームからの転落など、危険な状況にならないよう、監視カメラやホーム縁端に近づいたときの注意喚起を促す案内、万が一転落した際の対策等、必要な安全対策を講じることも必要です。
２ 必要なときに鉄道事業者職員等に確実に問い合わせられる仕組みを要望します。
現在鉄道駅に設置されているインターフォンは、視覚に障害のある者にとってはその設置場所が分からない、聴覚に障害がある者にとっては、音声のみで対応する形式となっているなど、容易に鉄道事業者職員等に問い合わせられるようになっていません。そのため、視覚に障害がある者がその設置位置が分かるよう、音声あるいは音サインなどで示すことが必要です。また、聴覚に障害がある者が円滑に問い合わせられるよう、モニター付きのインターフォンの設置と手話言語や筆談で対応できる職員を配置することが必要です。なお、スマートフォン等の利用者にとっては、担当職員と視聴覚的にアクセス可能な二次元バーコードを、駅構内の要所に貼付する対応も有効です。さらに、画面表示は弱視者（ロービジョン）や弱視の盲ろう者も見やすい表示であること、難聴者や難聴の盲ろう者が明瞭に聞き取れるような機器を整備する必要があります。
３ 有人窓口の廃止と、それに代わる券売機の設置については、視覚や聴覚に障害がある者にも配慮されることを要望します。
駅の無人化が進むとともに有人窓口の廃止も進んできています。また、それに伴い、遠隔のオペレータと対話しながら利用する自動券売機の設置も進められています。そこで、有人窓口が廃止されても、今まで行えてきた手続きが変わらずできるよう早急な対応が必要です。遠隔のオペレータと対話しながら利用する自動券売機については、視覚や聴覚に障害がある者も円滑に操作したりコミュニケーションが取れるよう、必要な点字表示や音声案内の実装と、視覚や聴覚、盲ろう者等の重複障害者に対応できるオペレータを増やすことが必要です。

４ 必要な情報を確実に得られるよう整備することを要望します。
視覚に障害のある者が列車遅延などの必要な情報を音声案内等で得られるよう整備することが必要です。また、聴覚に障害のある者が全ての音声情報を文字等の案内で得られるよう整備することも必要です。

（参考） 鉄道業界初の取り組み！手話による双方向コミュニケーションの円滑化　４月１６日、小田急線１６駅で「手話リンク」を導入
（ https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001401.000012974.html ）

鉄道業界初の取り組み！手話による双方向コミュニケーションの円滑化　４月１６日、小田急線１６駅で「手話リンク」を導入

～当社ホームページお問い合わせ窓口からもアクセス可能！導入駅は順次拡大します～

小田急電鉄株式会社

2026年4月13日 14時00分

1

小田急電鉄株式会社（本社：東京都新宿区　社長：鈴木 滋）は、２０２６年4月１６日（木）に、聴覚や発話に困難のあるお客さまとの円滑なコミュニケーションを実現するため、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を、小田急線１６駅と、当社ホームページのお問い合わせ窓口へ導入します。今回の導入駅は、離れた場所にいる係員が、お客さまの状況を確認しながらご案内できる（カメラや遠隔操作可能な駅務機器等の設備が整った）駅を選定しており、ご利用状況を踏まえながら、導入駅を順次拡大していきます。なお、鉄道業界で初の取り組みです。



今回使用するサービスの利用フローイメージ（画像提供元：総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関ー般財団法人日本財団電話リレーサービス）

これまで、聴覚や発話に困難のあるお客さまと駅係員のコミュニケーションは筆談が中心であり、手話へのご要望を多く頂いてまいりました。今回導入する「手話リンク」は、スマートフォン画面上で手話通訳オペレーターを介してお困りのお客さまへ、遠隔地にいる当社係員がご案内を行うサービスです。これにより、お客さまのご質問やご要望に対して、一層的確かつ円滑にご案内していくことが可能になります。





駅設置二次元コードイメージ

導入各駅でご利用いただく際は、改札口付近に掲出する手話リンクの二次元コードをスマートフォン等で読み取るだけで、手話通訳オペレーターにつながります。事前登録や複雑な操作は不要で、インターネット通信料のご負担のみで利用いただけます。切符購入や精算に関するお問い合わせから、体調不良時など迅速な対応が必要な場合まで、お気軽にご利用いただきたいと考えます。

また、当社ホームページでは、チャットボットによるお問い合わせ体制を整えていますが、同ページからも「手話リンク」へアクセスいただけるようになり、ご自宅や外出先からも手話によるお問い合わせが可能となります。

当社では、「誰もが安心して移動できる鉄道」を目指し、これまでもバリアフリー設備の整備や、係員によるサポート体制の充実など、アクセシビリティ向上に取り組んでまいりました。今後もデジタル技術の活用や外部機関と連携しながら、お客さまニーズに一層寄り添うサービスを目指してまいります。

「手話リンク」導入の詳細は、下記のとおりです。

記

1　導入日

２０２６年4月１６日（木）

2　サービス

サービスロゴ

⑴　サービス名

電話リレーサービス「手話リンク」

⑵　提供

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

⑶　サービス概要

聴覚や発話に困難のある方と、聴覚障がい者等
以外の方との会話を、手話通訳オペレーターが
「手話」と「音声」を通訳することにより、電
話で即時双方向につながることができるサービス

⑷ 公式サイト

https://www.nftrs.or.jp/news/fy2025/im20250411

3　ご利用方法

⑴　駅に掲出する二次元コード、または当社ホームページに掲載のバナーから「手話リンク」にアクセス

⑵　テレビ電話機能が起動し、手話通訳オペレーターによる手話を介して、当社ご案内係員との双方向コミュニケーションが可能に

※手話通訳オペレーターが当社係員へおつなぎするまで、しばらくお待ちいただく場合があります

※駅掲出の二次元コードからのアクセスの場合、小田急線のご利用案内に関する内容に限ります

※事前登録は不要です

※受付時間は次の通りです

　駅掲出の二次元コードからのお問い合わせ…初電～終電

　当社ホームページからのお問い合わせ…９：００～１６：５０

4　料　金

無料（インターネット通信料のみお客さま負担）

5　導入箇所

⑴　駅

南新宿・梅ヶ丘・百合ヶ丘・五月台・黒川・はるひ野・唐木田・玉川学園前・
開成・栢山・富水・螢田・足柄・東林間・南林間・本鵠沼　の計１６駅

※　「手話リンク」を利用する際の二次元コードは改札口付近に設置予定です

※ 従来通り、筆談器は全駅配備を継続します

⑵　当社ホームページ

お客さまセンターリンク→https://www.odakyu.jp/help/



ホームページ表示バナー

手話リンクのロゴが掲載されているバナー
を選択いただくと、手話リンクをご利用い

63.③誰もが利用しやすい無人駅環境の整備をしてください。障害者割引を利用して公共交通機関を利用する際、障害者手帳等の確認手続きに時間を要することがあり、結果として乗車予定の電車に間に合わない場合があります。障害のある人が他の利用者と同様に円滑に移動できるよう、手続きの簡素化や迅速化を図られるよう、事業者へ働きかけてください。また、駅の無人化を進めるのであれば、遠隔対応による確認や案内が円滑に行えるよう、高性能なカメラや通信設備の整備、応答時間の短縮、遠隔オペレーターの十分な配置など、必要な環境整備を働きかけるとともに、大阪府として係る経費の補助等を行ってください。

＜資料＞

事業所の活動でお出掛けをする際に、JR 吹田駅をよく利用させてもらっています。

駅の無人化によって、切符を購入する際には、インターフォンを利用して、遠隔で療育手帳の確認を行います。混雑時にはインターフォンが繋がりにくいときもあります。また、10 人分の利用者の療育手帳の確認はかなり大変です。「もう少し画面に近づけて…」など一回で確認できないこともあり、かなりの時間を要します。インターフォンは音声だけになっているので、上手く聞き取れないこともあります。カメラ機能が付いていると安心です。

また、その後に、スロープの手配等を行うため、乗車までにかなりの時間がかかり、乗りたい電車に乗れないことがありました。そのことを駅員さんに伝えると、「車椅子の方が電車を利用する際には、事前に電話を頂ければ調整します。」と言われました。

駅の無人化を進めるのであれば、手続きの簡素化や設備を整えてください。

私たちは、ただ、乗りたいときに乗ってお出掛けがしたい。みんなと遊ぶ時間が少しでも長くなれば良いのにと願っています。　（卒後の学びの場・ふりーばーどスタッフ）

63.④交通運賃割引の対象者を拡大するよう国及び関係機関に強く働きかけてください。

＜資料・手記①＞

中軽度の障害者にも交通費の負担を軽減してください。

娘は、知的障害があり、療育手帳 B1 を持っています。

今、重度の障害者には交通費の軽減助成がありますが、中軽度の障害者にはなく、一般の人と同じように支払っています。公共交通機関の場合、重度の障害者であっても一人で乗車される場合は一般の人と同じで、介助の方がおられる時は、二人で一人分と聞いています。

しかしながら中軽度の障害者でも、娘のように発作を持ち、パニックになってしまった時には助けてもらえる人がやはり必要なので、介助してくださる方が必ず必要です。同行者が必ず必要なのですから
重度の障害者と中度の障害者を分けずに補助をしてもらえないでしょうか。

また、車の高速料金も重度の障害者のように半額免除もありません。

多くの手助けが必要な障害者に「生きる」ことへの希望が持てるように負担軽減を実現してほしいと思います。

＜手記②＞

私の息子は、41 才、療育手帳 B1 です。

本当は電車やバスを見ることも、乗ることも大好きなのですが、聴覚過敏がひどく、混雑している場所や、大きな音や声など、特に子どもの泣き声は苦手で、その場にいることができません。イライラして大声で怒りだすこともあります。介護者がいなければ不安で、一人で外出することができません。

それなのに、交通費割引の対象でないため、2 人分の交通費の負担は大きく、行先も制限されてきます。

中度、軽度であっても、障害者割引の対象にしてもらえるようお願いします。

＜手記③＞

中度の知的障害の 40 才の息子は、買い物や映画、病院などに通う場合、一人で電車やバスの外出で、途中の道程や乗り換えが複雑な場所に行くのは大変難しいです。遠出の時など、外出には二人分の交通費が必要です。常に外出のたびに倍の交通費がかかるとなると、外出をあきらめ、社会参加することができなくなります。物価上昇の中、年金と工賃だけでは生活も苦しくなる一方です。安心して外出できるよう、交通費割引を、中軽度の障害者も対象にしてください。お願いします。

63.⑥大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化し、スロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、そのことによって駅員や車掌が削減され安全面で不安なところがある。安心して駅を利用できるように（ホームでの転落事故や電車とホームの段差での車いすの転倒事故があっても、駅員が対応できるように）、府としても働きかけてください。

＜資料①＞

現在府内の複数駅で、駅の無人化が進んでいます。JR 西日本としては、労働力不足等の環境変化等に対応するためとしています。このため駅で 30 分以上待たされ，スロープを準備してもらう必要がある車椅子利用者が困っています。さらに、余裕がないためか介助の際人権的に問題のある対応を受けた事案も起きています。

吹田市内でも JR 吹田駅や JR 岸辺駅で駅の改札が時間帯によっては無人となっており、車イス利用者が直近または次発の電車に乗車できない状況が生じています。

JR 岸辺駅では駅員の減少にともなって、改札窓口は時間帯によってシャッターを閉じています。(9 時頃～17 時頃)。改札窓口が閉じている時は駅員は中で事務作業をしています（駅員は常駐）が、改札前のインターホンを押せば、中にいる駅員がスロープの対応をすることになっています。ただ、この状況では、限られた駅員が対応するため複数のスロープ対応となると待たないといけません。

大阪府下の乗降客の多い駅でも、以前は常時改札に駅員が配置され、始発から終電まで開いていた改札口が、最近では時間帯によっては閉まっている駅が増えてきています。

改札係員が不在の時間は、インターホンを使用してオペレーター対応になっています。その場合は 5 分以上待たされることもあり、そこからの乗車の手配になるので、乗りたい列車に乗れない状況が生じています。

特に祝日やゴールデンウイークなど駅員の対応が忙しいときはオペレーターになかなか繋がりにくくなっています。

このような改札の「不在時間」をなくして欲しいと思っています。

また、JR おおさか東線のように、駅員が配置されているにも係わらず、改札口が常時閉まっており、インターホンを押すと駅係員が出てくるという対応になっている駅が多くなっています。これに対しても基本的には改札窓口を常時開けておいて欲しいと思っています。

サポートが必要な障害者等が、長時間待たされることなく、転倒や転落時にも対応でき安心・安全に列車の乗降できるためにも駅員の配置が必要であり、このような駅の無人化は行なわないでください。

＜資料②＞

障害者の権利に関する条約　第九条　施設及びサービス等の利用の容易さ

1　締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a)　建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b)　情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2　締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a)　公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

(b)　公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c)　施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d)　公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e)　公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進 するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、 朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

＜資料③＞

駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害当事者団体

https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001425348.pdf より抜粋

（1）障害当事者の利用状況の現状把握等に関すること

○無人駅周辺の障害者施設、自治体等との意思疎通
　無人化等要員配置の見直しを行う際は、駅の周辺の障害当事者が利用する施設（学校、職場、病院等）等の状況を把握し、利用実態に応じて地方自治体や当該施設等関係者及び地元障害当事者団体等と十分な意思疎通を図り、当該駅の運用について関係者の理解を得られるよう努めることが重要である。
　また、地方自治体や地域の観光協会の職員等により駅において介助を実施している事例などを参考とし、鉄道事業者の職員以外が障害当事者を乗車まで支援する方策についても、本意見交換会において、国、鉄道事業者と障害当事者団体で、実際に実施している事例やその課題等を踏まえ検討することが重要である。

（2）安全対策に関すること
○事故等の防止対策
　無人駅の更なる安全性向上のため、遠隔監視システム等を活用した注意喚起放送など新技術の活用、障害当事者の利用が一定程度見込まれる時間帯における駅係員等による巡回、見守りの実施、他の利用者に対する「声かけ・サポート」運動の協力の呼びかけ等、無人駅の利用実態を踏まえ、対策を講じることが求められる。

○緊急時における連絡体制の整備
　無人駅等において利用者がホームへ転落するなどの緊急時は、列車の運行を止めるとともに、現場へ駅係員を急行させる環境等、安全の確保のための環境の整備が必要である。このことから、鉄道事業者においては、遠隔監視システムの整備や、また、このようなシステムがない場合であっても、障害当事者の利用が一定程度見込まれる時間帯における駅係員等による巡回、見守りの実施、他の利用者による通報体制の構築、転落検知マット等技術の活用等、無人駅の利用実態を踏まえ、更なる安全性向上のため対策を講じることが求められる。
○ICT 技術の活用
　現在、実証実験が行われている、視覚障害者が支援要請を送信するためのアプリの活用など、ICT 技術の活用についての検討も重要である。

（3）円滑な利用に関すること
○障害者割引制度の利便性向上
　無人駅等において乗車券を購入する場合、予め障害者割引を適用した乗車券を購入することができない場合があることから、利便性向上が求められる。このことから、鉄道事業者においては、小児切符での代用等、障害者割引制度の利用方法について周知するほか、IC カードの利用が可能なエリアについては、障害者 IC カードの導入などの検討を進めるなど、更なる利便性向上を図ることが望ましい。

（4）その他
○時間帯無人駅の取扱い
　無人となる時間帯においては、無人となる時間帯の周知のほか、駅の利用に必要な対応をとれるようにするなど、障害当事者への配慮が求められる。
○効果的な対策の実施
　無人駅の安全・円滑な利用にかかる各種対策については、障害当事者の利用状況、駅周辺の関連施設の状況等を勘案しながら、優先順位をつけて対策に着手するなど、計画的にかつ、効果的な実施が必要である。
○施設整備の実施
　無人駅であっても、利用状況等を踏まえつつ、バリアフリー法に基づいて、計画的に施設整備を進めることが求められる。
○ガイドラインの位置づけ
　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「バリアフリー整備ガイドライン」など、ガイドラインの位置づけについて検討が必要である。
○今後の意見交換会のあり方ついて
　引き続き、本意見交換会を継続的に実施し、障害当事者団体・鉄道事業者・国土交通省が一丸となって、無人駅における安全・円滑な駅利用に向けた取組を実施していくことを検討するほか、地域ごとにおいても障害当事者を含めた意見交換を実施し、より地域の実情に沿った対策を検討する。　　（大視会）

＜防災＞

65. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
① 発災直後の避難所における、ろう者に対する手話言語による情報保障に関する支援者の確保
② 広域避難時におけるろう者に対応した１.5 次避難所の開設
③ 府が作成した防災講義動画について、手話言語による情報保障を行うこと
④ 市町村に対する福祉避難所に関する情報公開の働きかけ
⑤ 避難所におけるろう者に対する情報保障に関して聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン４）の設置を大阪府避難所運営マニュアル作成指針に明記するとともに、市町村に対する避難所へのアイドラゴン４設置の働きかけ

＜資料＞
① 避難所でアナウンスが聞こえないために、食料や水の配給を受けられないことがあったり、また、自身が聴覚障害者であることが周りにわかってもらえず、必要な情報を得られなかったり、 周囲とコミュニケーションがうまくいかず、孤立してしまったりする聴覚障害者の多いことが報告されている。大規模災害発生時、被災直後は当該地域の手話通訳者や要約筆記者等も被災者と なることから聴覚障害者が十分な情報保障を受けられなかった例が多い。そのため、市町村と連 携し情報支援者（手話通訳者や要約筆記者ではないが、避難所などで十分な情報保障体制が整うまでの間、聴覚障害者に対し市手話言語や筆談による情報支援を行うボランティア）の必要性を周知し府民に広く理解いただくとともに、養成・確保できるよう手だてを講じていただきたい。

大阪府よりの照会（2026 年度）
発災直後の時間については、どの程度の期間（発災後 24 時間以内など）を想定されておりますでしょうか。
→発災時から公的な手話通訳者による情報保障が提供されるまでの間を想定するものである 大規模災害発生時は手話通訳者も被災者となるため公的な手話通訳派遣実施までには時間を 要する例が多い。なお、公的な手話通訳派遣実施までに要する時間は災害の規模、自治体の 対策その他の要因により影響を受けることから正確に予測することは困難である。

② 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成２９年３月 内閣府（防災担当））によれば指定緊 急避難場所（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４）とは、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所であり、指定避難所（同法第４９条の 7）とは、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自 宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設をいうものである。1 次避難所、1.5 次避難所、2 次避難所、一時避難場所の表現の使い方は自治体によって異なるが、おおむね大部分 の市町村において、指定緊急避難場所を 1 次避難所、指定避難所 2 次避難所として取り扱うも のとされているようである。

1.5 次避難所については、現在、法的な定義は存在しないが、おおむね「要介護認定（要支援 1～要介護 2）が低いなど、福祉避難所の対象とはならない要配慮者や、乳幼児など、見守りが必要な避難者について、2 次避難所が見つかるまでの避難所」をいうものである。２０２４年 に発生した能登半島地震時に石川県で設置された。能登半島地震時には、情報保障・手話通訳 派遣の観点から石川県が金沢市内に設置する 1.5 次避難所にろう者を集約するよう要望があり、ここに手話通訳者を常駐させて、被災聴覚障害者の支援に当たった。

以下の観点からひとつのコミュニティの構築が大切となる
・ろう者同士が集まることにより、手話言語によるコミュニケーションの場を構築できる
・ろう者同士が手話言語で話し合えることにより情報交換がスムーズにでき支援が容易になる
・ろう者がアクセスしやすい視覚的な情報提供の場を構築できる。かつ、手話通訳者、要約筆 記者の分散化を防ぎ、特定箇所への常駐により必要な情報提供や支援を迅速に行うことができる
・言語的な孤立に陥りやすいろう者について孤立を防ぎ被災ろう者の今後の生活の質を向上させることができる
これらを教訓とし、大阪府下で大規模災害が発生した際の広域避難において、ろう者に対応した１.5 次避難所の開設に取り組んでいただきたい。

③ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法 律第５０

号、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第３条 第１号によれば「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。」とされ、加えて手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第７８号）によると「手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であ」り（第１条)、「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話 を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な 施策を講ずるものと」される（第１０条１項）ことから、手話言語を母語とするろう者に対する情報保障は手話言語によるものでなければならないと解すべきである。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）によれ ば、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必 要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状 態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」（第７条）とされ、手話言語による情報保障は合理的配慮として行政機関等に義務付けられるものである。

ここで、一例をあげると

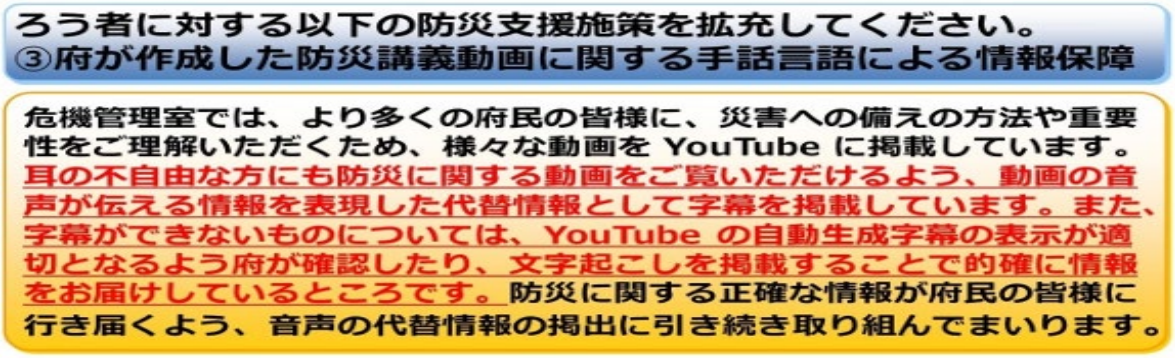
帰ったらあかん！ ～大阪府からのお願い！「ＳＴＯＰ！！災害時の一斉帰宅」～

（大阪府公式チャンネル https://www.youtube.com/watch?v=sufQVZcrRX8）

のように府が作成した防災に関する動画について字幕や手話言語による情報保障のないものが多い。

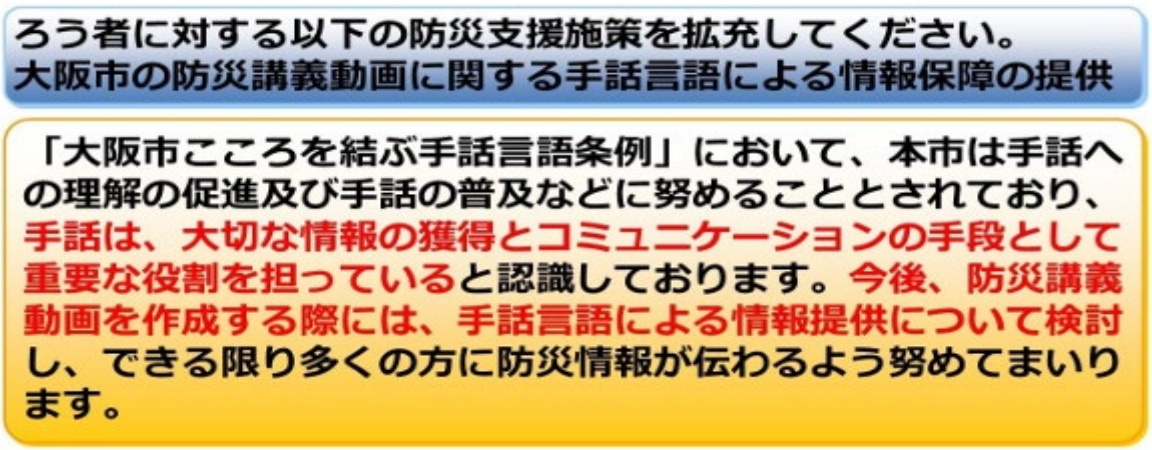
本要望は上記観点から府が作成した防災に関する動画について手話言語や字幕による情報保障を求めるものである。

（参考）2025 年度大阪府回答



↑ 大阪府の回答は、回答内容に手話言語について言及がなく、質問に対する回答になっていない。

（参考）2025 年度大阪市回答



↑ 大阪市の回答は手話言語についてのみ言及しており、要望趣旨がきちんと把握されている

④福祉避難所は、災害対策基本法施行令第２０条の６の指定避難所の要件と、第２０条の６第５号の要件を満たした指定避難所で、要配慮者（指定避難所等での生活が困難な人々、高齢者、障がい者、乳幼児等その他特に配慮を要する者）を対象に滞在させることを想定した避難所をいう。一般的には、高齢者福祉施設（特別養

護老人ホーム・介護老人保健施設など)、障害者支援施設、児童福祉施設などが福祉避難所として指定される。
令和３（２０２１）年５月の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定においては「避難所について、福祉避難所と一般避難所と分けて指定し、かつ、福祉避難所の受入対象者を事前に特定、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる仕組みにすること。」とされ、また、「地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に福祉避難所ごとに受け入れ対象者の調整等を行い、福祉避難所への直接の避難を促進すること。」とされた。
しかしながら、福祉避難所の利用対象でない市民が避難してくることを懸念し、どこが福祉避難所であるかを公開しない市町村も府内に存在する。災害への備えが必須となる障害者に対し福祉避難所を公開しないのは障害者の自助・共助を阻害するものである。ついては市町村に対し福祉避難所に関する情報を市民に公開するように府から市に対し働きかけを行っていただきたい。

⑤アイ・ドラゴン４はきこえない・きこえにくい人向けの「目で聴くテレビ」専用受信機で、一般テレビ番組等を字幕・手話放送で視聴できるものである。アイ・ドラゴン４は「聴覚障害者用情報受信装置」として厚生労働省より厚生労働省告示第５２９号（平成１８年９月２９日）によって日常生活用具に指定されており、日常生活用具として利用できることはもちろん、緊急災害時にはきこえない・きこえにくい人に必要な情報を届ける情報アクセシビリティ対応機器でもある。詳細については別添資料１（聴覚障害者用情報受信装置「アイ・ドラゴン４」に 関するご説明（株式会社アステム)）を参照のこと。
近年、字幕放送に対応している番組も増えてきているため、大阪府の公共施設や市町村における避難所となる公共施設（以下「避難所等」という）のテレビについても字幕放送がなされることは想像できるが、手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第７８号）によれば「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生 活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものと」され（第１０条１項)、日本語の不得手な高齢ろうあ者の存在も考慮すれば、避難所等で自身の第一言語である手話で必要な情報を獲得できる環境が整備されなければならない。 また、同法第１０条第２項によれば「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされているところであり、また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法律第５０号、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第３条第３号によれば「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。」とされ、手話によるきこえない・きこえにくい人への情報の提供は地方公共団体すなわち大阪府の責務である。よって、大阪府内の公共施設にアイ・ドラゴン４を設置、それに係る工事費や受信料等を予算化し、法の定める通り、大阪府内の公共施設滞在中に災害が発生した際、きこえない人・きこえにくい人の情報取集の一助となるよう取り計らいいただきたい。
また、現在、一般財団法人全日本ろうあ連盟およびその加盟団体において、災害時におけるきこえない・きこえにくい人への情報保障の一環として、避難所となる公共施設やきこえない・きこえにくい人が集まる施設にアイ・ドラゴン４を設置していただくよう、都道府県や市区町村に働きかけを実施しているところである（別添資料２)。
府下市町村における避難所・福祉避難所へのアイ・ドラゴン４設置状況の拡大を目的として府から市町村に対しアイ・ドラゴン４導入の働きかけを行っていただきたい。
避難所となる公共施設やきこえない・きこえにくい人が集まる施設へのアイ・ドラゴン４設置状況についてはアイ・ドラゴン４普及ニュース（別添資料３ 認定 NPO 法人 障害者放送通信機構）を参照のこと。全国の福祉避難所約２５０００か所のうちアイ・ドラゴン４が設置 されているのは約２６０か所となっている（別添資料３)。
大阪府避難所運営マニュアル作成指針（令和７年３月改定）において、「避難所となる施設では、避難者に対し、情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための 設備等の整備・充実を図る必要がある。」とされ、『聴覚障がい者に対しては、「こえとら」並 びに「SpeechCanvas（スピーチキャンバス）の活用や、インターネット接続環境やパソコ ン、広報掲示板や文字放送用テレビ、ＦＡＸの設置などが必要である。」との記載がある。
しかしながら、避難先において仮にテレビを利用することができても、文字放送用テレビで は緊急番組に手話通訳がついておらず、重要なニュースを取得できない例が多い。避難所におけるろう者に対する手話言語に夜情報保障に関して聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン４）の設置を大阪府避難所運営マニュアル作成指針に明記するとともに、市町村に対し避難所への聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン４）設置の働きかけを行っていただきたい。

（別添資料１）


国際標準規格 H.702 準拠
日常生活用具給付等事業対象品
聴覚障害者用情報受信装置
令和2年度
バリアフリー・ユニバーサルデザイン
推進功労者表彰
内閣総理大臣表彰受賞
目で聴くテレビ
リアルタイム
手話・字幕放送
最新の
目で聴くテレビ
Let's Sign
国際手話
お知らせ
JFD
DRAGON
説明動画を
ご覧いただけます。
音はありません
手話番組が24時間見放題。(2021年1月現在 約1,000本)
アイ・ドラゴン4
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標
ASTEM
株式会社アステム
販売元 株式会社アステム
問合先 株式会社アステム カスタマーセンター
FAX 06(4801)9316 TEL 06(4801)9730

24時間「目で聴くテレビ」

手話番組アーカイブを見る

約1,500本もの動画から
見たい番組を選択して見ることができます!



IPTV“目で聴くテレビ※”を見る

※障害者、特に聴覚障害者や手話に関する情報番組です。
ご覧いただくには受信料が必要です　個人　6,600円(年間/税込)
施設・団体　11,000円(年間/税込)

※IPTV「目で聴くテレビ」をご覧いただくには、
インターネットが必要です。



緊急災害時にリアルタイムで手話と字幕をつけて見る

「光る警報機」が緊急放送の開始をお知らせします。
※障害者放送通信機構がサービスを行っている場合に限ります。

リアルタイムで手話と字幕をつけて見る

情報保障がされていない放送に手話や字幕を付与して視聴
※障害者放送通信機構がサービスを行っている番組に限ります。



※リアルタイム手話・字幕放送および災害時の緊急放送をご覧いただくには、地上デジタル放送が受信できる環境が必要です。

接続例

ご自身で取付もできます。
この場合は、取付費用はかかりません。

設置を依頼された場合は、
訪問設置費用 16,500円(税込)が必要です。



仕様			
製品名	アイ・ドラゴン4	型番	SC4.0ip/D
定格電圧	DC12V 2.0A	消費電力	最大24W
本体寸法	207mm×30mm×130mm (W×H×D)		
本体重量	445g	使用環境	0°～40°(結露なきこと)
接続端子	地上波UHFアンテナ入力×1　BSアンテナ入力×1 HDMI端子×1　LAN端子(10Base-T/100Base-T) 光警報機端子		
無線LAN	IEEE802.11b/g/n 2.4GHz		

付属品

取扱説明書、リモコン、リモコン用乾電池、保証書
B-CAS、ACアダプタ、光警報機、LANケーブル(5m)
HDMIケーブル、アンテナケーブル、分配器

(非課税商品)

販売価格 **88,900円**

取扱店　●お問い合わせ・ご用命は信頼の下記販売店へどうぞ

ASTEM
販売元　株式会社アステム
〒530-0044 大阪市北区東天満2-7-12 スターポート
アイ・ドラゴン カスタマーセンター
FAX 06-4801-9316　TEL 06-4801-9730
メール infodragon@astem-co.co.jp

（別添資料２）

「福祉避難所」や公共施設に「アイ・ドラゴン４」を設置してください

～障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を実効性のあるものに～

福祉避難所に「アイ・ドラゴン４」の設置を

～対象はきこえない人・きこえにくい人等の人たちです～

２０２２年５月１９日、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立し、国や地方公共団体の責務、事業者の責務（努力義務）や国民の責務、国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力や、当事者等の意見の尊重も明示されたことで、アクセシビリティ保障やバリアフリー対応は障害当事者の努力や歩み寄りではなく、社会にその対応責任があることが明示されました。

この法律の基本理念（第３条）には「障害者でない者と同一情報を同一時点において収得できるようにする」とありますが、特に緊急災害時の情報保障では「目で聴くテレビ」のリアルタイム手話放送がなければ、この理念を実現することはできません。また、基本的施策（第１２条）「防災・防犯及び緊急の通報」には「障害の種類や程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進」と明記されています。

【防災・防犯及び緊急の通報】

①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進

②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進



【緊急災害放送の様子】

「アイ・ドラゴン４」で地上波と手話通訳者を合成した画面



聴覚障害者用情報受信装置
「アイ・ドラゴン４」

認定特定非営利活動法人 障害者放送通信機構は、文化庁からリアルタイム字幕配信事業者の指定を受けています。

「アイ・ドラゴン４」の機能

■災害時に手話言語で緊急災害放送を見る

■「目で聴くテレビ」が収集した災害時情報をオリジナル番組で見る（全国の聴覚障害者情報提供施設と協力）

■「リアルタイム手話・字幕放送」を見る

（国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）助成事業）

■手話番組アーカイブが 24 時間いつでも見られる

（防災学習用としてもお使いいただけます）

「南海トラフ巨大地震」「首都直下地震」（内閣府防災）
「フィクションドキュメンタリー荒川氾濫」（国土交通省）
「新型コロナウイルスに関するお知らせ」
「Lets Sign！国際手話」「手話エッセイ」「物語のとびら」など 1,200 本以上もの手話番組アーカイブが 24 時間いつでもごらんいただけます。

▶「目で聴くテレビ」をご利用いただくためには１年間 10,000 円（税別）の受信料が必要です。

▶「アイ・ドラゴン４」をご利用いただくためにはインターネット環境が必要です。



「目で聴くテレビ」トップ画面



手話と字幕によるオリジナル番組

お問合せ

お見積りなどお気軽にご相談ください

認定特定非営利活動法人 障害者放送通信機構
〒530-0044 大阪市北区東天満 2-7-12 ｽﾀｰﾎﾟｰﾄ
TEL 06-6242-6501　FAX 06-6242-6502
medekikutv@gmail.com

（別添資料３）

2025年9月10日発行 NO.76

NEWS　　認定NPO法人障害者放送通信機構

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を活かして

福祉避難所・高齢者施設等に「アイ・ドラゴン4」を設置してください

障害者差別解消法 ＝＝事業者も合理的配慮の提供が義務化されました＝＝

全日本ろうあ連盟と障害者放送通信機構は、定期的に普及担当者会議を開いて「アイ・ドラゴン４」普及のための情報や意見を交換し合い、日々の普及活動に努めています。
この活動が「アイ・ドラゴン４」設置につながった福祉避難所等は40か所を超えました。
一つでも多くの施設や団体で緊急災害時に活用していただきたく、まだ「アイ・ドラゴン４」をお持ちではない方にお声かけいただくとともに、災害時に避難所となる施設や団体に「アイ・ドラゴン４」を設置いただくよう地元の役所に要望書を提出してください。



石川県では、地元協会と障害者放送通信機構が、ひとつひとつの役所を訪問して説明し、「アイ・ドラゴン 4」を普及しました。悩まずに、どうぞ当方にご相談ください。

「アイ・ドラゴン4」の機能

- ■災害時に手話言語で緊急災害放送を見る
- ■「目で聴くテレビ」が収集した災害時情報をオリジナル番組で見る
 （全国の聴覚障害者情報提供施設と協力）
- ■「リアルタイム手話・字幕放送」を見る
 （情報通信研究機構（NICT）助成事業）
- ■2,500本超の手話番組アーカイブを24時間いつでも見られる



聴覚障害者用情報受信装置
「アイ・ドラゴン4」（日常生活用具）

認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構は、文化庁からリアルタイム字幕配信事業者の指定を受けています。

＝＝ご支援のお願い＝＝

賛助会員になって「目で聴くテレビ」を応援してください

緊急リアルタイム手話放送をおこなうためには、放送 1 回あたり 15 万円の費用がかかります。国の助成金では半額しかまかなうことができず事業の継続が困難になっています。
どうか皆様のご支援をお願い申し上げます。

●賛助会員会費は１口 3,000 円です。何口でもかまいません。お申込は、ご住所・お名前・賛助会員申込と書いてFAXしてください⇒06-6242-6502

●賛助会費の振込先
ゆうちょ銀行　〇九九店　当座預金　0117922
障害者放送通信機構

発行：認定NPO法人 障害者放送通信機構 事務局 大阪市北区東天満2-7-12スターポート FAX 06-6242-6502 TEL 06-6242-6501

66. ろう防災士の増加方策を講じてください。発災時はもとより平常時においてもろう者のニーズを的確に把握するには手話言語による十分なコミュニケーションが必要不可欠で、ろう者当事者防災士による対応が必要となります。大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」（大阪公立大学または和歌山大学主催）について、ろう防災士を増やすため、抽選の際は当該講座に本邦人口に占めるろう者人口の割合を考慮したろう者枠を設けてください。

＜資料＞

障害者は災害時に障害のない市民よりも多くの困難に遭うことが知られており、課題解決に当たっては障害当事者からの問題提起や提案が不可欠となる。ろう者においても防災についての関心が高まり防災士の資格取得を志す方が増えてきており、資格取得後様々な方面で活動し課題解決に取り組んでいる状況にあるが全国的に見てもろう当事者の防災士資格取得者が少ないのが現状である。ついては、ろう防災士を増やすため、大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」（大阪公立大学または和歌山大学主催）について、当該講座の受講者にろう者枠を設けてください。

67. 緊急災害時に支援団体としての当事者団体（とりわけ聴覚障害者団体など）との間で協定を締結することで名簿を提供し、当事者による戸別訪問が実現するよう基礎自治体に働きかけてください。

＜資料＞

緊急災害発生後には、きこえない人の安否確認、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等 を個別の相談等により把握した上で、自立・生活再建による支援につなげることが重要と考えております。

令和５年度能登半島地震では、珠洲市から石川県庁へ派遣要請し、石川県庁より石川県聴覚障害者 センターにろうあ者相談員、各市町に専任手話通訳者・保健師の派遣要請をいたしました。珠洲市主導でろうあ相談員、専任手話通訳者、保健師の三者のチームによる戸別訪問を実施しました。同行したろうあ者相談員が「要約筆記派遣事業（意思疎通支援事業）につなげる」「補聴器申請（日常生活用 具の活用)」などと社会資源につなげることができました。それ以上に「ＤＶを受けているが、きこえにくいから仕方がない」と発言した人がおり、ピアサポートにより人権回復につなげることもできた といった、ろうあ相談員が当事者ならではの視点をもって問題を指摘できました。

令和６年能登半島地震では、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会は、石川県聴覚障害者災害救援対策本部を立ち上げ、自宅訪問により安否確認等を行いました。しかしながら協会の把握できる範囲内 の対応に限られ、すべてのきこえない・きこえにくい人への支援には及びませんでした。被災者のニーズを正確に把握し、個別支援計画の作成、生活支援、健康支援、相談支援など、きめ細やかな対応 を行うことが必要と考え、行政に対して、障害当事団体に対する名簿提供を要望いたしましたが、個人情報の観点より適わず、日本相談支援専門員協会等による、戸別訪問が実施されました。先述のとおり、当事者でないことにより問題点等が把握できないことが多く、またきこえる家族が代弁して回答した場合は本人のニーズとはかけ離れた調査結果が出たのではないかと推定され、今後の支援計画 が組めない状況にあります。

平成 23 年の東日本大震災では、陸前高田市が首長の判断によって、JDF（日本障害フォーラム／ 全日本ろうあ連盟も加盟）と名簿提供を締結して戸別訪問を実施いたしました。このように、災害対 策基本法に基づき、目的が災害時の避難支援である場合は、個人情報保護法の下でも例外規定により 取り扱い可能です。そして、名簿提供は自治体の首長の判断となっております。

大阪府におかれましては、当事団体（市（区）町村ろうあ団体）と情報保障及び秘密保持に関する契約を締結した上で、相談員、手話通訳者、保健師の三者のチームによる戸別訪問の実施、もしくは身体障害者手帳保持者の聴覚障害者の名簿をご提供いただきたく、市町村長に働きかけてくださいますよう、お願いいたします。

68. 大阪府内の各自治体が全戸配布している防災マップや計画など（ハザードマップ以外）については、視覚障害に配慮したかたちで周知できるようにしてください。例えば国土交通省のホームページの「重ねるハザードマップ」のように、居住地に対応した災害情報を容易に理解できるよう音声ＣＤや触地図などで提供してください。

＜資料＞
＜２５年度視覚障害者向けの防災・回答＞
①市町村担当者向けの研修会において、避難行動要支援者名簿の活用方法等については、要支援者へ伝達がなされるよう働きかけを行ってきたところである。引続きしっかりと情報は伝わるよう市町村に働きかけていく。②市町村の個別避難計画の策定を進められるよう、府内の好事例を紹介する研修会や、市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイドを作成するなど、市町村での個別避難計画の拡充に向けた支援を行っている、③主に避難所の運営を担う市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」（以下、「指針」）を令和６年度能登半島地震の教訓を踏まえ、令和７年３月に改定した。との回答があった。
　なお、補助犬と一緒に避難できる避難所の開設、障害者が安心して避難できるトイレ設備の整備等の環境整備を進めるよう市町村に働きかけて。との要望への具体的回答はなかった。
＜２５年度作成資料＞
《経過》ハザードマップ作成では、視覚障害者向けに点字版と音声版を作成している自治体は堺市、豊中市、高槻市、枚方市、箕面市。点字版のみは、門真市、東大阪市、交野市。音声版のみは松原市、吹田市、八尾市、阪南市との報告をいただきました。
《現状》大雨による洪水、近い将来起こると言われている「南海トラフ地震」など避難を余儀なくする事態が起こっても移動の自由が制限され、状況把握や情報入手の困難な視覚障害者やその家族では、自助・共助だけでは避難が難しく自治体による公助がかかせないことになります。そんな状況下で以下のような課題や疑問が起こっています。

１．要援護者名簿作成について
　各自治体で作成中だと思いますが、どのようにして活用するか疑問です。１つは名簿の管理です。誰が管理するのかがわからない。吹田市などでは自治会などに管理を任すような話がありますが、自治会の中には自治会の運営に手が取られてそこまで手が回らないという話もあります。各行政が責任を持って管理すべきではないですか。大阪府としてどのように指導していますか。
　２つめは、登録項目が活字だけで届いていて、視覚障害者本人が確認できず、わかりにくく、障害当事者が自らで記入しにくい現状です。

２．避難経路について
　自宅から避難所までの経路上を災害の後に安全に移動ができるかです。途中、家が崩壊していたり道路が陥没していたりして障害者をもつ家族が移動できるのか不安です。誘導体勢がとれるのかがわからない。

３．避難所について
　①種々の障害を持つ人にとって安心できる避難所となっているのか情報が少ないです。特に視覚障害者が体育館などで避難する場合に中央に押しやられて、周りの状況がわからないし、トイレなどへの移動も単独ではできないなど。大勢の人たちが避難している中を移動していくのは至難の業です。
　②盲導犬などの補助犬との避難については、大勢の中で盲導犬との避難は困難です。犬が嫌いな人もいるし、アレルギーがある人もいます。盲導犬などのユーザーには個別での部屋が必要になると考えます。そんなスペースがとれるのかが疑問です。
　③トイレについて
　避難所での課題の大きなものにトイレの使用があります。普段と違って不特定多数の人が使用するトイレでは、トイレの様子を把握ができにくく、用をたせません。2024 年１月に起こった能登半島地震で避難していた視覚障害者がトイレの使用で避難所を出されたとの話を聞いています。このことは、どの視覚障害者でも遭遇する可能性が高く、そんなことなら家が多少壊れていても自宅で避難している方がましだと考えてもうなずけます。

4. 食料の確保について
　避難所が視覚障害者にとって安心安全な場所でないし、トイレの問題などを考えると自宅で避難しておこうと考えるが、避難所にいないと食料の配布がなされないことが大いにあります。この点で行き場のない視覚障害者にとって食べ物がないという状況は、命にかかわることになります。ましてや補助犬などの餌の配布など到底ありえないように感じます。
　このように疑問や、不安など多々あるがこれらのことをできるだけ解決するにはある程度想定をしながら避難態勢などの防災計画の構築が必要になると思います。システムとそれを遂行できる人の配置が重要であると思いますが、現在の府下の自治体では正規の職員が半数しかいない自治体がある現状では絵に描いた餅にならないかと不安です。

69. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。

＜資料＞
① 中軽度の障害者の医療費についても助成をお願いします。
39 歳の娘には、中度の知的障害があります。
アレルギー体質で季節の変わり目には様々な病院へ行き、20 年前には婦人科系の病気で手術、入院となり、今現在も通院治療中です。
薬は飲まなくてはならず、ジェネリックになったとはいえ、高価で医療費が随分かかります。年金と作業所の工賃でやりくりしていますが、グループホームに入っており、年金がほぼそちらに消え、30 代女子としての普通の生活は難しいところです。
年々病院に行くことが増えるであろうことを考えると、やはり中軽度の障害者にも医療費の助成を大阪府としておこなってほしいと願っています。

② 40 歳の息子は、中度の知的障害があります。アレルギー体質で、年中季節の植物に反応し、病院に行き、薬を切らすことなく飲んでいます。
喘息もあり、年々酷くなるばかりで、他の病気になると大変です。親も 60 歳台となり、いつまで支えていけるか不安です。安心して病院にかかれるよう、中軽度の障害者にも医療費の助成をお願いします。

70. 障害児者のインフルエンザ・コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。

＜資料＞
息子は、現在作業所に通い、グループホームで暮らしています。コロナの感染に関する報道は、ほとんどされなくなっていますが、作業所でも感染者がでたり、関東の方で、インフルエンザの感染者数が増えているとの報道もされております。（８月２０日付の報道）
息子が通う作業所や、同敷地内にある入所施設には、もともと持病のある人や、いったんコロナやインフルエンザに感染すると、重症化し、命にかかわる重い障害のあるなかまが多くいます。以前コロナの感染が拡大したときには、大阪府下で、コロナに感染し重症になっても、障害のあるなかまが入院することができずに、障害者施設で看ざるを得ない状況がおこったことを、忘れることができません。
息子は作業所やグループホームでの集団の生活をしているので、感染の拡大や、感染して重症化しないようにするためには、予防接種は必要不可欠なものであると思っています。
けれども、インフルエンザや特にコロナの予防接種費用はとても高額で、息子の障害者年金と、作業所工賃の中で支払うとなると大きな負担となり、息子の作業所の工賃の数か月分になってしまいます。息子の収入の中で、予防接種費用も払い続けられるのか、不安でしかありません。
重症化の心配があるのは、高齢者も障害のある人も同じです。高齢者と同様に補助の対象となるように国に求めるとともに、大阪府として予防接種費用の補助をしていただきたいと、切に願います。

71. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。
①障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱い、利用者からの料金（「差額ベッド代」）徴収を行わないようにしてください。

＜資料・手記＞
ここ数年、こちらの要望項目について要望しています。
我が家には、言語取得のない重度の知的障害があり、また、強度行動障害と認定とされている長男がいます。
長男はこれまで入院治療といえば、保護者付き添いの元での入院生活となり、その為、病室は個室での対応となっており、高額な支払いをしたことが多々あります。
保護者が終日付き添いの上に、治療費とは別途の個室利用料は本当に大きな負担となります。これは、生活

全般に支障が生じる問題です。
　そんな現状を理解して貰いたく、数年要望をしていますが、現状を理解しつつも、大阪府は、病院任せで放置していることに怒りを覚えます。
　大阪府は勿論ご存知でしょうが、病院によっては、個室の費用負担を３分の１軽減するところや、個室費用を全く軽減もなく請求するところ、個室の別途費用自体が徴収されないところと,私が知る上でも３パターンの支払いが病院によりあります。
　緊急で運ばれる最中、受け入れて貰える病院により、支払いの有無が様々となる現状、ロシアンルーレットのような恐怖も持ち合わせていることはおかしなことではないでしょうか？
　本来ならば、命を最優先にしなければならない場面でも、費用負担を気にして、受け入れて貰える病院の選択など出来ると思いますか？
　また、こちらから、費用負担の有無を問い合わせたり、別途費用の拒否が出来ると思いますか？
子どもがぐったりしたり、命の危険がある中で、そのようなことは出来る人はいないと思います。それと、これまでの交渉から思うに、制度が全く確立されていないものではないこともわかりました。もし、制度をつくっていく段階ならば、その制度確立の為に年数も掛かるのはよくある話だと思います。
　でも、この要望については、一から作り上げていく段階ではないですよね？
　大阪府の踏み込み方、周知の仕方によっては、改善出来る問題ではないでしょうか？
　これまでも、その改善をお願いしていることをご理解頂いていますか？
　最後に、我が家のことになりますが、年々、私ども保護者も当たり前ですが年を取ります。主人の定年も見えてくる中、子どもが何らかの事態から入院になった際に、これまでのようなことが対応出来るのかと、本当に不安でなりません。
　安心して、障がいがある人などが治療に当たれるように、今一度、大阪府として改善を要望します。

72. 障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。

＜資料＞
① 私の息子は、重度知的障害のダウン症で生まれた時から、病院にお世話になっております。
色々な合併症で、母子センターへ通っていました。
ただそこは小児病院で 20 歳になると、だんだん地域移行しなければならない病院でした。
なるべく私も地域移行していきたいと思い病院を探しています。
ですが、結局大きな手術をするとなると、総合病院へ行くことになります。
息子には、ずっと診てもらわないといけない、耳の病気があります。耳垢すらも、全身麻酔をして、定期的に綺麗にしないと病気が悪化します。
そんな時息子の知的障害を理解して、ちゃんと検査や手術を受けさせてもらえる病院はなかなかありません。
息子の方も、行ったことない病院は、いつも以上に言うことを聞きません。
そんな時やはり、障害者が安心して通える総合病院がほしいと思ってしまいます。
それだけではなく、一般の患者さんにご迷惑をおかけすることもないです。
待ち時間中にも奇声や暴れたり、治療にも人より時間がかかったりするのでほんとに申し訳なく思います。
障害者の総合病院があれば、解決するのでぜひお願いします。

② 梅の里ホームで生活している利用者の多くが、自身の不調を訴えることが難しい人たちです。
　職員が体調不良（発熱・呼吸が荒い・顔色が悪い等）に気づき通院すると、そのまま入院ということも珍しくありません。しかし、入院して治療した方が良いだろうということで入院した利用者が、翌日に「病院では食事、水分がとれないので退院して施設で対応してください」となったケースもあります。
また、救急外来に受診の相談をすると、病院によっては障害を理由に断られることもあります。
障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院があれば、日常的に相談することもできますし、入院しなければならないような状態になる前に治療できることが増えると思います。安心して生活ができる環境の整備をお願いします。

73. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院他在宅医療も含む）する際、手話言語でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。
①地方独立行政法人大阪府立病院機構の 5 病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）について 2006 年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職の際、なかなか新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案がたびたび生じています。手話通訳者の待遇を改善し、早期の採用を可能とし、今後、手話通訳者が不在となる期間が発生することのないように働きかけてください。また、手話通訳の質的な担保がなされないまま、手話通訳に従事しているとされる例も報告されていることから、手話通訳者の採用に当たっては応募条件に手話通訳士、または都道府県の登録通訳者であることを付すよう働きかけてください。
②府内の各医療機関（①以外の病院）に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。
③各医療機関と市町村が連携して、ろう者の入・通院（在宅医療も含む）に際して２４時間３６５日市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

＜資料＞
① 手話通訳者の退職後、新規雇用がなかなかなされない原因として手話通訳者の身分保障が十分でない点があげられる。一般に兼務（手話言語通訳者とはまた別の医療職や事務職としての雇用）で雇用されている場合を除き、非正規雇用となっている。手話通訳者が不在となる事案を生じさせないためにも、手話通訳者は正規雇用とすべきである。そのための財源も十分に確保頂きたい。

手話通訳者は手話言語を母語とするろう者と手話言語以外の言語（主として音声日本語）を母語とする人の意思疎通に欠かせない存在である。ろう者は手話通訳者を介して意思疎通をするのであるから、手話通訳者は一定レベルの手話通訳技術を有していなければならず、一定レベルに達しない者を手話通訳者として認めることはろう者の権利の保障を損ない、社会参加を阻むものであってそれ自体がろう者に対する差別というべきである。ことに、医療においては、些細な誤解も深刻な結果につながりかねないため、手話通訳の質的な担保については大きな課題となる。手話通訳者の採用に当たっては応募条件に手話通訳士、または都道府県の登録通訳者であることを付すよう働きかけてください。

② 府内の各医療機関において手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されている医療機関は極めて少ない。ろう者に対する詳しい説明の際は手話通訳を介して行われるが、入院中に、頻繁に、手話通訳は来られるわけではないため、きこえる人と比べると説明の時間 が非常に限られており、多くの内容を一度にまとめて伝えるようになるなど支障が出る例が多い。医療機関に手話通訳が常勤していれば、いつでも必要な時にろう者に対し情報提供ができ、きこえる人と同等な医療提供を受けることができる。最低、一次医療圏に一病院は常勤する手話通訳者が配置されるようできるように大阪府としても市町村に働きかけてください。

③ きこえない・きこえにくい人が医療現場（在宅医療を含む）でバリアに直面することが多々ある。具体的には医療機関での意思疎通の困難さ、また医療情報へのアクセス手段の限定化、これらによる自身の権利の不行使などとなる。バリアが原因となり通院を続けることへの心理的な抵抗から、治療の質が下がる例が多く見られる。ろう者は手話言語によるコミュニケーションを行うが、手話言語によるコミュニケーションが十分にできる医療従事者は極めて少数であり、また、医療現場においては筆談が十分に行われる時間的余裕がないことも多く、手話通訳者がいない場合または手話通訳者の能力が不十分な場合、病状や治療方針等に関する正確な情報がろう者の患者に伝わらず、複雑な内容を理解した上で意思表示を行うことが困難である。
手話通訳者を介し医療従事者と十分な意思疎通ができれば、ろう者も聞こえる人と同じ水準の医療が受けることができる。
医療機関における手話通訳者の派遣の状況については、ほとんどの場合、ろう者が市町村に手話通訳者の派遣を依頼し医療機関に同行する例がほとんどで各医療機関と市町村の連携はほとんどない。そのため、手話通訳者の同行について十分な理解がない医療機関も多く見られる。医療機関と市町村が連携して、市町村の登録手話通訳者が十分に活用できるよう、大阪府から市町村ならびに医療機関に働きかけていただきたい。

また、夜間・休日の急な医療機関受診時において、２４時間３６５日、医療機関または市町村消防局等から、登録手話通訳者の派遣依頼ができるように市町村に働きかけていただきたい。

89. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。

＜資料＞

視覚障害者は点字で投票できます。ただし、在宅投票は誰でも使える制度ではなく、総務省の案内では郵便等による不在者投票の対象になる人に限られます。さらに、在宅の郵便投票そのものは点字投票ではなく、一定の場合は代理記載制度が使われます。

＊郵便で投票できる場合

自宅などで投票用紙に記入し、郵便で送る仕組みがあります。これは一般に郵便等による不在者投票として案内されています。

＊代筆が使える場合

次に、自分で候補者名などを書けない人には、代理記載制度があります。これは、郵便等による不在者投票の対象者のうち、さらに上肢や視覚の障害が重いなどの条件に当てはまる人が使える制度です。前者にあてはまる者には、点字による在宅郵便投票が認められるよう引き続き検討をしてください。

90. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。

①点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。

＜資料＞

法定の選挙公報の発行根拠は、公職選挙法第 167 条です。都道府県の選挙管理委員会が、国政選挙の一部と都道府県知事選で、候補者の氏名や政見などを載せた選挙公報を 1 回発行しなければならないと定めています。

一方で、点字版、拡大文字版、音声版については、少なくとも確認できた範囲では、公職選挙法にそれ自体を直接義務づける明文規定はありません。参議院の政府答弁でも、点字による選挙公報を法定制度として定めた規定はないとされています。

点字・拡大文字・音声は多くの場合、法定の選挙公報そのものではなく、選挙情報の提供や啓発のために作られる案内物として扱われています。参議院の答弁では、点字による「選挙のお知らせ版」は公職選挙法第 68 条第 1 項に基づく啓発活動の一環として配布されていると説明されています。また、東京都選挙管理委員会でも、点字版、音声版、拡大文字版の「選挙のお知らせ」という形で運用されていることが確認できます。つまり、実務上は各選管が作成していますが、法文上は別建ての支援的資料として扱われるのが基本です。

過去の政府答弁では、点字版の冊子は外部団体が調製し、都道府県の選挙管理委員会が購入して配布する方式が説明されています。現在も、総務省が各選挙管理委員会に対し、点字や音声による「選挙のお知らせ版」を作成して配布するよう要請していることが確認できます。

総務省通知や選管の実務に基づく基準と考えるのが正確です。この論点は大事で、完全に同じでなくても直ちに違法とは言い切れませんが、勝手な要約や内容変更はかなり慎重であるべきです。従って、内容も法定公報に沿わせ、全文掲載できるよう選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。